

資 料 編

資 料 目 次

資料 1	分掌事務	1
資料 2	気象庁震度階級関連解説表	8
資料 3	地震情報の種類とその内容	1 3
資料 4	警報・注意報発表基準一覧表	1 4
資料 5	南海トラフに関する情報	1 5
資料 6	防災物流拠点	1 6
資料 7	ヘリコプター離着陸場一覧	1 7
資料 8	群馬県緊急輸送道路	1 8
資料 9	避難所－ 1	
	・ 指定緊急避難場所一覧	2 1
	・ 指定一般避難所一覧	2 3
	・ 町別指定避難所一覧【地震】	2 7
	・ 町別指定避難所一覧【風水害】	3 0
	・ 指定福祉避難所一覧	3 5
	・ 自主避難所一覧	3 7
資料 10	帰宅困難者一時滞在施設一覧	3 7
資料 11	浸水想定区域内要配慮者利用施設の名称及び所在地（水防法第 1 5 条関係）	
	・ 水位周知河川	3 8
	・ 中小河川	4 9
資料 12	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設の名称及び所在地 （土砂法第 8 条関係）	5 6
資料 13	防災重点農業用ため池	5 7
資料 14	市民生活安定のための災害復旧・復興に関する支援制度	
	・ 災害弔慰金の支給等に関する支援制度	5 8
	・ 住宅再建・取得に関する支援制度	6 2
	・ 中小企業者に対する低利融資等の実施に関する支援制度	6 5
	・ 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施	6 7
資料 15	災害警戒区域一覧	
	・ 土砂災害関係一覧表	7 1
	・ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域	7 2
	・ 急傾斜地崩壊危険区域	7 4
	・ 急傾斜地崩壊危険箇所	7 0
	・ 土石流危険渓流	7 5
	・ 山地災害危険地区	7 6
資料 16	水防計画関係資料	
	・ 水防警報又は水位情報の通知及び周知の伝達系統	7 9
	・ 雨量観測施設一覧	8 4

・ 水位観測施設一覧	8 5
・ ダム一覧及び放流等連絡系統	8 6
・ 水門及び樋門等一覧	8 7
・ 重要水防箇所一覧	9 0
・ 水防倉庫及び備蓄資機材一覧	9 5
・ 水防関係機関連絡先一覧	9 6

資料－１ 分掌事務

【部・班別分掌事務】

()内は部・班の長

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	分掌事務
総務部 (総務部長)	防災総括班 (防災危機管理課長) 【事務局対策調整班、情報収集班】	防災危機管理課 文書法制課	(1) 市防災会議及び災害対策本部に関する事 (2) 群馬県災害対策本部及び関係防災機関との連絡調整に関する事 (3) 災害対策本部の通信情報連絡に関する事 (4) 本部長の指令及び本部会議決定事項に関する事 (5) 気象予警報等及び地震情報並びに災害情報の収集及び伝達に関する事 (6) 被害状況、各部対応状況の総括的把握に関する事 (7) 自衛隊、関係機関への派遣要請に関する事 (8) 災害救助法の適用申請に関する事 (9) 防災行政無線の運用に関する事 (10) 職員動員に関する事
	秘書班 (秘書課長)	秘書課	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関する事 (2) 議員視察団、陳情、見舞者等の対応及び接遇に関する事
	職員管理班 (職員課長) 【事務局受援班】	職員課	(1) 職員の派遣に関する事 (2) 職員の労務、処遇及び公務災害補償に関する事 (3) 職員及び家族の被災状況の把握に関する事 (4) 各部職員の参集状況の把握に関する事 (5) 県及び他自治体への応援要請及び受入れに関する事 (6) 災害対策従事職員及び協力団体等の処遇及び食糧の調達・給付に関する事
	契約班 (契約監理課長)	契約監理課	(1) 災害対策に係る物品、応急資機材の調達・貸借及び工事等の契約・監理に関する事 (2) ガソリン・灯油等燃料不足への対応に関する事
未来創造部 (未来創造部長)	政策班 (政策推進課長) 【事務局コールセンター班】	政策推進課 情報政策課 交通政策課	(1) コールセンター業務に関する事 (2) 臨時被災者相談所の設営に関する事 (3) 相談事項処理のための各班への要請及び市民相談等の状況を応急情報として本部に報告すること (4) 災害復旧対策の総合調整に関する事 (5) 情報関連システム全般への対応に関する事 (6) 災害時における民間輸送車両の確保に係る群馬運輸支局との連絡調整に関する事 (7) 交通安全政策の連絡調整に関する事
	広報班 (広報ブランド戦略課長) 【事務局広報・報道班】	広報ブランド戦略課	(1) 災害に関する広報広聴活動に関する事 (2) 被害、対策状況等の写真撮影及び記録・保存、整理に関する事 (3) 国、県、報道機関への情報提供及び報道依頼に関する事 (4) 報道機関との連絡調整に関する事

※文書法制課・職員課・政策推進課・広報ブランド戦略課は、災害対策本部事務局関係業務を兼務する。

【部・班別分掌事務】

()内は部・班の長

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	分掌事務
財務部 (財務部長)	財政班 (財政課長)	財政課 会計室	(1) 災害予算の調整、編成及び執行管理に関すること。 (2) 災害救助費の概算及び清算事務の指導、総括に係ること。 (3) 義援金配分委員会の指示による義援金の管理・運用に関すること。 (4) 災害対策に必要な現金の調達及び保管出納に関すること。 (5) 災害救助金の保管出納に関すること。 (6) その他災害時における経理に関すること。
	管財班 (資産経営課長)	資産経営課	(1) 市庁舎の点検、整備及び復旧に関すること。 (2) 普通財産の被災状況調査及び応急対策に関すること。 (3) 応援職員の輸送に関すること。 (4) 公用車の集中管理及び配車並びに自動車の借り上げに関すること。 (5) 電話交換業務及び庁内放送に関すること。 (6) 災害関係応急対策資機材の備蓄管理及び払出しに関すること。 (7) 災害時における応急主要食糧の確保、配分及び配送に関すること。 (8) 災害時における被服、寝具等生活必需物資の確保、調達、配分及び配送に関すること。 (9) 救助物資の保管及び受け払いに関すること。
	調査班 (資産税課長)	収納課 市民税課 資産税課	(1) 被害状況の調査、集計、報告に関すること。 (2) 市税減免等の災害時の税制措置に関すること。 (3) り災証明の発行に関すること。
市民部 (市民部長)	市民協働班 (市民協働課長)	市民協働課 共生社会推進課	(1) 社会福祉団体及びボランティアの受け入れ、配備及び連絡調整に関すること。 (2) 避難所における男女ニーズの違い等の把握・報告に関すること。 (3) 前橋市社会福祉協議会に関すること。 (4) 自治会（自主防災会）への対応に関すること。
	市民班 (市民課長)	市民課	(1) 避難者の避難状況の総括的掌握及び報告に関すること。（※広域避難者含む。） (2) 災害危険区域内における避難命令等の発令及び避難後の区域の警戒に関すること。 (3) 避難者の誘導に関すること。 (4) 避難者の避難状況のとりまとめ及び報告に関すること。 (5) 死者、負傷者、行方不明者の集約及び報告に関すること。 (6) 遺体の収容の協力に関すること。 (7) 死体の埋火葬手続きに関すること。
文化スポーツ観光部 (文化スポーツ観光部長)	文化スポーツ観光班 (文化国際課長)	文化国際課 スポーツ課 観光政策課	(1) 利用者救護業務、被災外国人支援業務等 (2) 社会体育施設の利用者の避難確認及び救護に関すること。 (3) 社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。

【部・班別分掌事務】

()内は部・班の長

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	分掌事務
福祉部 (福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長)	社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課 指導監査課	(1) 生活困窮者等に対する保護及び救助に関すること。 (2) 義援金品の受入れに関すること。 (3) 災害救助法適用時の援護に関すること。 (4) 福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。 (5) 福祉施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。 (6) 被災者の収容施設、緊急移送等の手配に関すること。 (7) 高齢者及び障害者等の救護に関すること。 (8) 高齢者及び障害者等の被災状況及び避難生活の把握・報告に関すること。 (9) 災害見舞金、弔慰金及び災害救護資金等に関すること。
こども未来部 (こども未来部長)	こども未来班 (こども政策課)	こども政策課 こども支援課 こども施設課	(1) 福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。 (2) 福祉施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。 (3) 児童福祉施設入所児童及び児童福祉施設利用者の避難確認及び救護に関すること。 (4) 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。 (5) 被災児童の児童福祉に関すること。 (6) 臨時保育所の開設に関すること。

【部・班別分掌事務】

()内は部・班の長

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	分掌事務
健康部 (健康部長)	医療保健班 (保健総務課長) 衛生防疫班 (衛生検査課長)	保健総務課 健康増進課 保健予防課 衛生検査課 国民健康保険課	(1) 被災者の医療、助産及び防疫・救護に関すること。 (2) 医療救護所の開設及び運営に関すること。 (3) 救護班編成、救護所への医師等の派遣及び救護班との連絡調整に関すること。 (4) 救護所の被災傷病者の把握に関すること。 (5) 救護班活動の把握、救護班活動継続の必要の有無の判定及びこれらの報告に関すること。 (6) 保健センター利用者の避難確認及び救護並びに被害状況の把握、報告及び警戒に関すること。 (7) 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 (8) 救護班・医療要員・医療用資機材・医薬品等の県、近隣市町村、関係機関等への協力・支援要請に関すること。 (9) 常備薬の調達、管理及び医薬品の供給確保並びに薬剤師会との連絡調整に関すること。 (10) 医療機関及び市保健所との連絡調整に関すること。 (11) 遺体の検案及び処理の協力に関すること。 (12) 防疫に係わる連絡調整に関すること。 (13) 動物救護体制の推進に関すること。 (14) 国民健康保険の医療窓口事務に関すること。
環境部 (環境部長)	廃棄物班 (環境政策課長)	環境政策課 ごみ政策課 ごみ収集課 廃棄物対策課 清掃施設課	(1) 清掃事業施設・車両の点検、応急対策及び復旧に関すること。 (2) ごみ、し尿及び家屋廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること。 (3) ごみ、し尿等に関する関係機関、業者との連絡調整に関すること。 (4) 被災地の死亡獣畜の処理に関すること。 (5) 災害による公害防止対策に関すること。 (6) 仮設トイレの調達・設置・管理に関すること。 (7) 原子力施設事故が発生した場合のモニタリング体制に関すること。

【部・班別分掌事務】

()内は部・班の長

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	分掌事務
産業経済部 (産業経済部長)	産業経済班 (産業政策課長)	産業政策課 にぎわい商業課	(1) 中小企業等の災害状況調査及び応急対策に関する こと。 (2) 生活必需品の需給の把握に関すること。 (3) 生活必需品関係業者等への協力要請に関すること。 (4) 生活資金の貸付、経営資金等の融資、相談及びあつ 旋に関すること。 (5) り災証明の発行に関すること。
	防災物流拠点班 (公営事業課長)	公営事業課	(1) 防災物流拠点の開設、管理及び運営に関すること。
農政部 (農政部長)	農政班 (農政課長)	農政課 農村整備課	(1) 農畜水産業関係災害情報収集に関すること。 (2) 農畜水産物、特産物及び蚕糸関係被害の応急対策に 関すること。 (3) 農畜産施設等の応急対策に関すること。 (4) 被災農作物用農薬及び肥料、飼料の供給、指導に関 すること。 (5) 家畜等の防疫診断に関すること。 (6) 農畜水産物及び農畜産施設被害に関する助成及び 金融措置に関すること。 (7) 応急食糧等の調達に関すること。 (8) 被災農業協同組合等の指導に関すること。
都市計画部 (都市計画部 長)	都市計画班 (都市計画課長)	都市計画課 建築指導課 開発指導課 建築住宅課 市街地整備課 区画整理課	(1) 建物及び宅地の危険度判定に関すること。 (2) 被災住宅、ブロック塀等の応急対策支援に関するこ と。 (3) 応急仮設住宅建設用地の選定及び確保に関するこ と。 (4) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する こと。 (5) 市営住宅の被害状況調査、危険防止及び応急対策に 関すること。
建設部 (建設部長)	道路公園班 (道路建設課長)	道路建設課 道路管理課 東部建設事務所 公園緑地課 公園管理事務所	(1) 道路、橋りょう、河川及び水路等の被害状況調査及 び応急対策に関すること。 (2) 道路の通行止め及び迂回路の設定等に関すること。 (3) 道路、河川等における障害物の除去に関すること。 (4) 急傾斜地及び崖崩れ等の状況調査及び応急対策に 関すること。 (5) 水防活動に関すること。 (6) 災害対策に必要な労務の調達、確保及び供給に関す ること。 (7) 土木建設業者への協力要請及び資機材の確保等に 関すること。 (8) 公園・緑地の被害状況調査及び応急対策に関するこ と。
水道局 (水道局長)	水道総務班 (経営企画課長)	経営企画課	(1) 部内各班の総合調整に関すること。 (2) 応急給水要請及び応急復旧要請に関すること。 (3) 上下水道関係の被害状況の収集及び報告に関する こと。 (4) その他、部内各班に属さない事項の対応に関するこ と。

【部・班別分掌事務】

()内は部・班の長

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	分掌事務
水道局 (水道局長)	上水道班 (水道整備課長)	水道整備課 浄水課	(1) 水道施設及び給水施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 給水車、災害時に稼働可能な井戸等による応急給水に関すること。 (3) 消火栓の使用及び臨時給水に関すること。 (4) 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 (5) 近隣市町村からの給水応援隊の対応に関すること。
	下水道班 (下水道整備課長)	下水道整備課 下水道施設課	(1) 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 下水道関係業者への協力要請及び機材等に関すること。
	農業集落排水班 (下水道整備課長)	下水道整備課	(1) 農業集落排水処理施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 農業集落排水処理施設関係業者への協力要請及び機材等に関すること。
消防局 (消防局長)	消防総務班 (総務課長)	消防局 総務課	(1) 部内の総合調整に関すること。 (2) 損失補償関連の調査報告に関すること。 (3) 緊急必要機材等の補給に関すること。 (4) 消防団の指揮連絡に関すること。 (5) 部の経理に関すること。
	消防予防班 (予防課長)	消防局 予防課	(1) 火災の被害、原因、損害の調査に関すること。 (2) 各災害現場の災害情報の収受に関すること。 (3) 火災の予防に関すること。 (4) 危険物の処理に関すること。 (5) 火災、震災対策等の啓発に関すること。
	消防警防班 (警防課長)	消防局 警防課	(1) 輸送車両の確保並びに車両の配車に関すること。 (2) 水防用舟艇の確保並びに配舟に関すること。 (3) 消防用機械器具の修理及び緊急調整に関すること。 (4) 燃料等の配給及び緊急調達に関すること。 (5) 災害時における障害物の除去に関すること。 (6) 水害等の被害概況報告に関すること。 (7) 火災・その他災害の警戒及び防御に関すること。 (8) 消防水利に関すること。 (9) 警報の発令に関すること。 (10) 消防活動状況の連絡に関すること。 (11) 緊急消防援助隊に関すること。 (12) 各消防本部の相互応援に関すること。
	消防救急班 (救急課長)	消防局 救急課	(1) 救急業務に関すること。 (2) 医療機関の調整に関すること。 (3) 救急資機材の緊急調達に関すること。 (4) 緊急消防援助隊に関すること。 (5) 各消防本部の相互応援に関すること。
	消防通信指令班 (通信指令課長)	消防局 通信指令課	(1) 消防職員及び消防団員の招集に関すること。 (2) 消防通信に関すること。 (3) 気象注意報・警報等の収集伝達に関すること。

【部・班別分掌事務】

()内は部・班の長

部	班	事務を担当する 平常の市の組織	分掌事務
	消防班 (消防署長)	消防局 消防署 消防団	(1) 火災その他災害の鎮圧・警戒活動に関すること。 (2) 救急業務に関すること。 (3) 消防職、団員並びに必要な資材等の輸送に関すること。 (4) 火災、その他災害の警戒及び防御に関すること。 (5) 災害における人命救助及び避難誘導に関すること。
教育部 (教育次長)	教育管理班 (総務課長)	総務課 教育施設課 文化財保護課	(1) 応急時における学校教育及び学校給食に関すること。 (2) 避難所の開設、管理及び運営並びに避難者の収容に関すること。 (3) 炊きだしに関すること。 (4) 学校施設の被災状況調査・報告に関すること。 (5) 文化財の被災状況調査及び応急対策に関すること。
	教育指導班 (学校教育課長)	学務管理課 学校教育課 生涯学習課 教育支援課 図書館	(1) 児童・生徒の避難確認及び救護に関すること。 (2) 児童・生徒及び保護者の被害調査・報告及び応急対策に関すること。 (3) 被災児童及び生徒の教材、学用品等の調達及び支給に関すること。 (4) 教職員の被害調査及び報告に関すること。 (5) 社会教育施設の利用者の避難確認及び救護に関すること。 (6) 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (7) 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関すること。
協力部 (議会事務局 長)	協力班 (議会事務局 総務課長)	議会事務局 選挙監理委員 会事務局 監査委員事務 局 農業委員会事 務局	(1) 他の部(班)の応援に関すること。
現地対策本部 ・大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支 所 各地域振興課、市民サービス課 ・城南支所、各市民サービスセンター			(1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。 (2) 災害対策本部との情報連絡に関すること。 (3) 本部長の指令及び本部会議決定事項の伝達に関すること。 (4) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (5) 職員動員及び各課職員の参集状況の把握に関すること。 (6) 避難者の避難誘導及び避難状況の総括的掌握及び報告に関すること。

資料－２ 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻そう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料－３ 地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を１８８地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の２区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度１以上 ・津波警報または注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・中周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から１０分後程度で１回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード７.０以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね３０分以内に発表。 (地震発生から１０分後程度で１回発表)
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、２５０ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

資料－４ 警報・注意報発表基準一覧表

前橋市	府県予報区	群馬県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	前橋・桐生地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20	
		土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	利根川流域＝99.3、広瀬川流域＝15.5、荒砥川流域＝13.1、桃ノ木川流域＝12、寺沢川流域＝7.9、竜の口川流域＝6.8、赤城白川流域＝10.6、滝川流域＝10.3、牛池川流域＝7.4	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	18m/ s	
	暴風雪	平均風速	18m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	山地	12 時間降雪の深さ 30cm
			平地	12 時間降雪の深さ 20cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	70	
	洪水	流域雨量指数基準	利根川流域＝79.4、広瀬川流域＝12.4、荒砥川流域＝10.4、桃ノ木川流域＝9.6、寺沢川流域＝6.3、竜の口川流域＝5.4、赤城白川流域＝8.4、滝川流域＝8.2、牛池川流域＝5.9	
		複合基準 *1	荒砥川流域＝ (9, 8.3) 竜の口川流域＝ (5. 5. 4) 滝川流域＝ (5, 8. 2)	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	13m/ s	
	風雪	平均風速	13m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	山地	12 時間降雪の深さ 10cm
			平地	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25%で、実効湿度 50%*2		
	なだれ	①積雪があつて、24 時間降雪の深さが 30 cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温が 5℃以上、又は日降水量が 15mm 以上		
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下*3		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

*1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

*2 湿度は前橋地方気象台の値

*3 冬期の気温は前橋地方気象台の値

資料－５ 南海トラフに関する情報

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を行う。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

資料－６ 防災物流拠点

名称	所在地	備考
グリーンドーム前橋	前橋市岩神町 1-2-1	延床面積 60,176 m ² (メイン 5,000 m ²) (サブ 900 m ²)
市民体育館	前橋市上佐鳥町 460-1	敷地：40,130 m ² 建物：10,533 m ²
大渡体育館	前橋市大渡町 2-3-11	敷地：1,817 m ² 建物：1,016 m ²
前橋総合運動公園	前橋市荒口町 437-2	敷地：227,415 m ² 建物：4,793 m ²
道の駅「赤城の恵」	前橋市荻窪町 437-11	広場：約 20,000 m ² 駐車場：13,500 m ² 等
市立前橋高校	前橋市上細井町 2211-3	
大室公園	前橋市西大室町 2545	
宮城体育館	前橋市鼻毛石町 1561	敷地：30,687 m ² 建物：5,382 m ²
道の駅「ぐりーんふらわー牧場・大胡」	前橋市滝窪町 1369-1	風車前広場：約 62,000 m ² 駐車場：約 12,800 m ² 等
道の駅「ふじみ」	前橋市富士見町石井 1569-1	ふれあい公園：約 6,000 m ² 駐車場：約 8,700 m ²
道の駅「まえばし赤城」	前橋市田口町 36	敷地：71,656 m ² 延床：8,151 m ²

(令和 7 年 4 月 1 日時点)

※ 災害時における支援物資輸送拠点としての協力等に関する協定等については、「前橋市災害時
受援計画」を参照

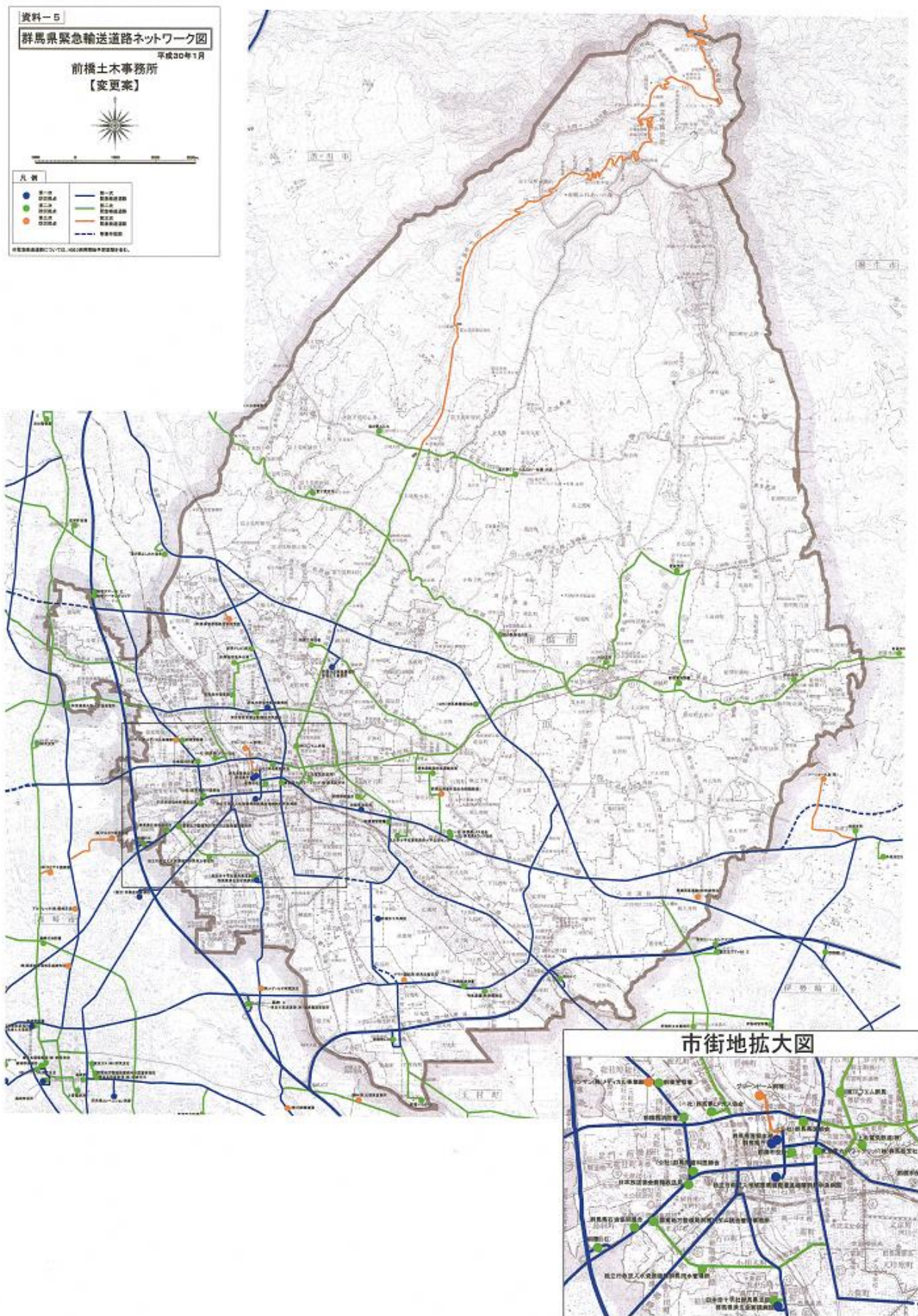
資料－７ ヘリコプター離着陸場一覧

名称	所在地	(東西)×(南北) 面積	備考
群馬ヘリポート	下阿内町 377-2	190× 60	
中央緑地（前橋公園の一部）	石倉町三丁目先	280× 75	
敷島緑地 ※	敷島町 66 先緑地	400×200	
大渡緑地 ※	総社町総社地内	280×140	
大渡グラウンド	総社町総社地内	190×105	
桃ノ木川グラウンド	東片貝町 417-4	267×210	
敷島河川緑地	敷島町（敷島球場西）	300×100	
グリーンドーム前橋駐車場 ※	岩神町二丁目 23 街区	110×110	
前橋工科大学グラウンド	上佐鳥町 460-1	192×165	
大胡ぐりーんふらわー牧場	滝窪町 1369-1	130×100	
足軽グラウンド	茂木町 903	102× 95	
宮城総合運動場陸上競技場 ※	鼻毛石町 2270-1	160× 77	
粕川西部運動場	粕川町女淵 1500-2	125× 70	
大胡総合運動公園（陸上競技場）※	堀越町 473-4	90×170	
千本桜野球場 ※	苗ヶ島町 2516-1	127×115	
粕川総合グラウンド ※	粕川町西田面 189	91× 76	
富士見中学校グラウンド	富士見町田島 954-1	110×150	
富士見総合グラウンド ※	富士見町皆沢 315-1	49, 630	
原中ふるさと公園	富士見町原之郷 1890	5, 658	
愛宕運動公園	富士見町時沢 1726	4, 282	
石井三区ふるさと公園	富士見町石井 712	11, 843	
竜門公園	富士見町小暮 2430-2	8, 044	
あかぎ広場	富士見町赤城山	1, 610	

（令和 7 年 4 月 1 日時点）

※ 自衛隊ヘリコプター場外離着陸場承諾場所

資料-8 群馬県緊急輸送道路



緊急輸送道路一覧

区分	管理者	道路種別	路線名	区間	延長
第 1 次	東日本高速	高速自動車国道	関越自動車道	鳥羽町～池端町	3.8km
			北関東自動車道	横手町～新井町	9.3km
			高速道路（接続道）	鳥羽町～鳥羽町	0.3km
			高速道路（接続道）	鶴光路町～新堀町	0.6km
			高速道路（接続道）	駒形町～駒形町	0.6km
	国土交通省	一般国道	一般国道 17 号	飯土井町～関根町	26.8km
			一般国道 50 号	本町一丁目～東大室町	12.4km
	県	主要地方道	前橋館林線	天川大島町～駒形町	6.2km
			前橋赤城線	上細井町～上細井町	0.7km
			前橋箕郷線	国領町二丁目～総社町総社	3.2km
			前橋安中富岡線	千代田町三丁目～大渡町二丁目	2.2km
			前橋玉村線	表町一丁目～下阿内町	7.5km
			前橋高崎線	石倉町一丁目～江田町	2.2km
			前橋長瀬線	石倉町三丁目～下新田町	3.8km
			前橋伊香保線	総社町高井～総社町植野	0.3km
			高崎渋川線	青梨子町～青梨子町	0.3km
			高崎駒形線	公田町～駒形町	5.4km
			藤岡大胡線	駒形町～富田町	4.7km
			前橋西久保線	上細井町～上細井町	0.3km
		一般県道	足門前橋線	元総社町～問屋町一丁目	2.1km
			南新井前橋線	池端町～川端町	2.7km
	前橋市	市道	市道 00-16 号線	紅雲町一丁目～大手町二丁目	0.3km
			市道 00-17 号線	大手町二丁目～本町一丁目	0.5km
			市道 00-18 号線	大友町二丁目～大友町三丁目	0.2km
			市道 00-22 号線	天川大島町～天川大島町一丁目	0.7km
			市道 00-142 号線	総社町総社～総社町高井	0.9km
			市道 00-142 号線	石倉町～総社町総社	2.8km
			市道 01-052 号線	紅雲町一丁目～紅雲町一丁目	0.2km
			市道 05-660 号線	上細井町～上細井町	0.2km
			市道 13-644 号線	朝倉町～朝倉町	0.2km
			市道 13-681 号線	朝倉町～天川大島町	0.8km
第 2 次	県	一般国道	一般国道 353 号線	東金丸町～富士見町石井	3.8km
		主要地方道	前橋大間々桐生線	千代田町三丁目～粕川町膳	16.1km
			前橋赤城線	本町二丁目～富士見町小暮	8.6km
			前橋箕郷線	総社町総社～総社町高井	1.4km
			前橋玉村線	新堀町～下阿内町	1.8km
			大胡赤城線	大胡町～鼻毛石町	3.4km
			高崎渋川線	青梨子町～池端町	1.5km
			渋川大胡線	富士見町米野～大胡町	12.9km
			伊勢崎大胡線	飯土井町～二之宮町	1.2km
			前橋西久保線	上細井町～上泉町	4.3km
		一般県道	四ツ塚原之郷前橋線	鼻毛石町～鼻毛石町	1.2km
			総社石倉線	総社町総社～石倉町五丁目	1.5km
			苗ヶ島飯土井線	鼻毛石町～樋越町	3.1km
			南新井前橋線	清野町～高井町	2.4km
			上神梅大胡線	鼻毛石町～鼻毛石町	0.2km
		市道	市道 00-004 号線	上小出町二丁目～上小出町二丁目	0.2km
			市道 00-011 号線	上小出町二丁目～上小出町二丁目	0.5km
			市道 00-021 号線	下小出町一丁目～若宮町四丁目	0.6km
			市道 00-022 号線	若宮町四丁目～天川大島町一丁目	3.9km
			市道 00-043 号線	上泉町～上泉町	0.1km
			市道 00-062 号線	東片貝町～野中町	1.0km

区分	管理者	道路種別	路線名	区間	延長
第 2 次	県	市道	市道 00-064 号線	上泉町～上泉町	0.5km
			市道 00-067 号線	東片貝町～東片貝町	0.2km
			市道 00-070 号線	西片貝町四丁目～朝日町三丁目	0.2km
			市道 00-125 号線	元総社町～南町四丁目	3.2km
			市道 00-195 号線	富士見町田島～富士見町田島	0.3km
			市道 00-254 号線	上泉町～上泉町	0.3km
			市道 00-255 号線	上泉町～東片貝町	0.6km
			市道 01-035 号線	大手町二丁目～大手町二丁目	0.3km
			市道 03-317 号線	岩神町三丁目～敷島町	0.9km
			市道 03-320 号線	敷島町～上小出町二丁目	0.1km
			市道 08-182 号線	野中町～野中町	0.2km
			市道 12-023 号線	天川大島町三丁目～天川大島町二丁目	0.2km
			市道 12-082 号線	天川大島町三丁目～天川大島町三丁目	0.4km
			市道 14-605 号線	新堀町～下阿内町	0.3km
			市道 16-341 号線	光が丘町～上新田町	0.1km
			市道 17-122 号線	大渡町一丁目～大渡町一丁目	0.3km
			市道 18-284 号線	青梨子町～青梨子町	0.1km
			市道 2226 号線	大胡町～大胡町	0.1km
			市道 3187 号線	富士見町田島～富士見町田島	0.1km
第 3 次	県	主要地方道	前橋赤城線	富士見町小暮～富士見町赤城山	17.9km
		一般県道	沼田赤城線	富士見町赤城山～富士見町赤城山	2.7km
	前橋市	市道	市道 00-015 号線	大手町三丁目～岩神町一丁目	0.7km
			市道 03-392 号線	荒牧町二丁目～荒牧町二丁目	0.3km

第1次緊急輸送道路

- ・群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
- ・県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市長村道を設定
- ・これらの路線と第1次防災拠点を連絡する路線を設定

第2次緊急輸送道路

- ・県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路
- ・第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する路線を設定
- ・第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

第3次緊急輸送道路

- ・第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会資料より

資料-9 避難所一覧

指定緊急避難場所一覧

No	施設・場所名	所在地	連絡先	洪水	土砂	地震	火災
1	岩神小学校	群馬県前橋市岩神町4-4-1	027-224-1111			●	●
2	敷島公園	群馬県前橋市敷島町2-6-2	027-224-1111			●	●
3	敷島小学校	群馬県前橋市昭和町1-2-2-8	027-224-1111			●	●
4	第三中学校	群馬県前橋市平和町2-1-3-2-4	027-224-1111	●		●	●
5	若宮小学校	群馬県前橋市若宮町4-1-2-2-4	027-224-1111	●		●	●
6	日吉町1号公園	群馬県前橋市日吉町1-1-0-2	027-224-1111			●	●
7	前橋市総合福祉会館	群馬県前橋市日吉町2-1-7-1-0	027-224-1111			●	●
8	県立勢多農林高等学校	群馬県前橋市日吉町2-2-5-1	027-224-1111			●	●
9	みずき中学校	群馬県前橋市日吉町3-9-2	027-224-1111	●		●	●
10	城東小学校	群馬県前橋市城東町1-3-5-7	027-224-1111			●	●
11	桃井小学校	群馬県前橋市大手町2-1-6-4	027-224-1111	●		●	●
12	前橋公園	群馬県前橋市大手町3-1-3	027-224-1111			●	●
13	県立前橋女子高等学校	群馬県前橋市紅雲町2-1-9-1	027-224-1111			●	●
14	中川小学校	群馬県前橋市三河町2-1-3	027-224-1111	●		●	●
15	保健センター	群馬県前橋市朝日町3-3-6-1-7	027-224-1111			●	●
16	城南小学校	群馬県前橋市六供町1-1-3-2	027-224-1111			●	●
17	県立前橋清陵高等学校	群馬県前橋市文京町2-2-0-3	027-224-1111			●	●
18	天川小学校	群馬県前橋市文京町3-1-8-4	027-224-1111	●		●	●
19	第五中学校	群馬県前橋市文京町3-2-0-5	027-224-1111	●		●	●
20	第一中学校	群馬県前橋市南町1-2-0-5	027-224-1111	●		●	●
21	市民文化会館	群馬県前橋市南町3-6-2-1	027-224-1111			●	●
22	県立前橋商業高等学校	群馬県前橋市南町4-3-5-1	027-224-1111			●	●
23	前橋工科大学	群馬県前橋市上佐鳥町4-6-0-1	027-224-1111			●	●
24	前橋工科大運動場	群馬県前橋市上佐鳥町4-6-0-1	027-224-1111			●	●
25	前橋市民体育館	群馬県前橋市上佐鳥町4-6-0-7	027-224-1111			●	●
26	わかば小学校	群馬県前橋市朝倉町1-6-5-1	027-224-1111	●		●	●
27	上川淵小学校	群馬県前橋市朝倉町4-6-6	027-224-1111			●	●
28	八幡山公園	群馬県前橋市朝倉町4-9	027-224-1111			●	●
29	上川淵公民館	群馬県前橋市後閑町3-5	027-265-0455	●		●	●
30	明桜中学校	群馬県前橋市後閑町5-0-4	027-224-1111	●		●	●
31	第七中学校	群馬県前橋市宮地町2-6-0-1	027-224-1111	●		●	●
32	山王小学校	群馬県前橋市山王町1-6-0-1	027-224-1111	●		●	●
33	広瀬小学校	群馬県前橋市広瀬町3-1-9	027-224-1111	●		●	●
34	ひろせ老人福祉センター	群馬県前橋市広瀬町2-1-6	027-224-1111			●	●
35	県立前橋南高等学校	群馬県前橋市亀里町1	027-224-1111			●	●
36	県立群馬産業技術センター	群馬県前橋市亀里町8-8-4-1	027-224-1111			●	●
37	下川淵小学校	群馬県前橋市鶴光路町3-8-1	027-224-1111			●	●
38	下川淵公民館	群馬県前橋市鶴光路町7-0-1	027-265-0651			●	●
39	芳賀小学校	群馬県前橋市勝沢町7-1-9	027-224-1111			●	●
40	芳賀中学校	群馬県前橋市鳥取町7-9-6	027-224-1111	●		●	●
41	芳賀公民館	群馬県前橋市鳥取町8-1-7	027-269-6724	●	●	●	●
42	芳賀公園	群馬県前橋市小坂子町9-2-0	027-224-1111			●	●
43	山形公園	群馬県前橋市三俣町3-1	027-224-1111			●	●
44	桃木小学校	群馬県前橋市上沖町7-3-2-1	027-224-1111			●	●
45	県立前橋高等学校	群馬県前橋市下沖町3-2-1-1	027-224-1111			●	●
46	桃瀬小学校	群馬県前橋市西片貝町3-3-4-3	027-224-1111			●	●
47	前橋こども公園	群馬県前橋市西片貝町5-8	027-224-1111			●	●
48	桃ノ木川グランド	群馬県前橋市東片貝町4-1-7-4	027-224-1111			●	●
49	桂萱公民館	群馬県前橋市上泉町1-4-1-3	027-261-0111	●		●	●
50	桂萱中学校	群馬県前橋市上泉町1-7-5	027-224-1111	●		●	●
51	桂萱小学校	群馬県前橋市上泉町1-7-8	027-224-1111			●	●
52	県立前橋工業高等学校	群馬県前橋市石関町1-3-7-1	027-224-1111			●	●
53	荻窪南公園	群馬県前橋市荻窪町9-5-3	027-224-1111			●	●
54	桂萱東小学校	群馬県前橋市堤町4-7-1	027-224-1111	●		●	●
55	県立前橋東高等学校	群馬県前橋市江木町8-0-0	027-224-1111			●	●
56	東公民館	群馬県前橋市箱田町5-4-3-1	027-251-2598			●	●
57	東ふれあい公園	群馬県前橋市箱田町5-4-5-1	027-224-1111			●	●
58	東小学校	群馬県前橋市箱田町1-4-5-2-1	027-224-1111			●	●
59	箱田中学校	群馬県前橋市前箱田町3-9-6-1	027-224-1111	●		●	●
60	大利根緑地多目的広場	群馬県前橋市下新田町4-6-0-1	027-224-1111			●	●
61	新田小学校	群馬県前橋市上新田町1-1-6-0	027-224-1111			●	●
62	東中学校	群馬県前橋市光が丘町3	027-224-1111	●		●	●
63	大利根中央公園	群馬県前橋市大利根町1-2-9	027-224-1111			●	●
64	大利根小学校	群馬県前橋市大利根町2-1-2-1	027-224-1111			●	●
65	新前橋公園	群馬県前橋市新前橋町2-0	027-224-1111			●	●
66	元総社南小学校	群馬県前橋市元総社町8-0-2	027-224-1111	●		●	●
67	利根川ダム統合管理事務所	群馬県前橋市元総社町5-9-3-1	027-224-1111			●	●
68	明神東公園	群馬県前橋市元総社町1-2-6	027-224-1111			●	●
69	元総社小学校	群馬県前橋市元総社町1-3-3-1-1	027-224-1111			●	●
70	元総社公民館	群馬県前橋市元総社町3-1-1-1	027-251-2243	●		●	●
71	おおとも老人福祉センター	群馬県前橋市大友町1-1-2-1-0	027-224-1111			●	●

No	施設・場所名	所在地	連絡先	洪水	土砂	地震	火災
72	さくら公園	群馬県前橋市大友町 1-8	027-224-1111			●	●
73	大渡公園	群馬県前橋市大渡町 2-1	027-224-1111			●	●
74	群馬工業高等専門学校	群馬県前橋市鳥羽町 580	027-224-1111			●	●
75	元総社中学校	群馬県前橋市総社町総社 3060	027-224-1111	●		●	●
76	元総社北小学校	群馬県前橋市総社町総社 3149	027-224-1111			●	●
77	総社公民館	群馬県前橋市総社町総社 1583-2	027-251-4933	●	●	●	●
78	総社小学校	群馬県前橋市総社町総社 1625	027-224-1111			●	●
79	第六中学校	群馬県前橋市総社町総社 1762-1	027-224-1111	●		●	●
80	総社 2 号団地公園	群馬県前橋市総社町 1-6	027-224-1111			●	●
81	王山運動場	群馬県前橋市総社町 1-8-2	027-224-1111			●	●
82	勝山小学校	群馬県前橋市総社町植野 123	027-224-1111			●	●
83	総社町 5 号公園	群馬県前橋市高井町 1-5	027-224-1111			●	●
84	北部運動場	群馬県前橋市上細井町 2127-4	027-224-1111			●	●
85	鎌倉中学校	群馬県前橋市上細井町 2130	027-224-1111	●		●	●
86	市立前橋高等学校	群馬県前橋市上細井町 2211-3	027-224-1111			●	●
87	細井小学校	群馬県前橋市下細井町 67-1	027-224-1111			●	●
88	下小出中央公園	群馬県前橋市下小出町 2-15	027-224-1111			●	●
89	上小出国体公園	群馬県前橋市上小出町 2-20	027-224-1111			●	●
90	南橋中学校	群馬県前橋市荒牧町 975	027-224-1111			●	●
91	しきしま老人福祉センター	群馬県前橋市荒牧町 1154-1	027-224-1111			●	●
92	桃川小学校	群馬県前橋市荒牧町 1-46-11	027-224-1111	●		●	●
93	群馬大学	群馬県前橋市荒牧町 4-2	027-224-1111			●	●
94	荒牧小学校	群馬県前橋市荒牧町 4-9-2	027-224-1111			●	●
95	南橋公民館	群馬県前橋市日輪寺町 158	027-231-2376	●	●	●	●
96	関根公園	群馬県前橋市関根町 3-7	027-224-1111			●	●
97	道の駅「まえばし赤城」	群馬県前橋市田口町 36	027-290-1511			●	●
98	清里公民館	群馬県前橋市青梨子町 339-1	027-251-9005	●		●	●
99	清里小学校	群馬県前橋市青梨子町 446	027-224-1111			●	●
100	清里方面運動場	群馬県前橋市青梨子町 591	027-224-1111			●	●
101	県立前橋西高等学校	群馬県前橋市清野町 180	027-224-1111			●	●
102	大島公園	群馬県前橋市天川大島町 1198	027-224-1111			●	●
103	永明小学校	群馬県前橋市上大島町 655	027-224-1111			●	●
104	永明公民館	群馬県前橋市上大島町 930-1	027-261-1550	●		●	●
105	市立前橋特別支援学校	群馬県前橋市東上野町 459-1	027-224-1111			●	●
106	駒形小学校	群馬県前橋市駒形町 1172	027-224-1111			●	●
107	下増田運動場	群馬県前橋市下増田町 277	027-224-1111			●	●
108	神沢の森公園	群馬県前橋市神沢の森地内	027-224-1111			●	●
109	前橋総合運動公園	群馬県前橋市荒口町 437-2	027-224-1111			●	●
110	荒子小学校	群馬県前橋市荒子町 1240	027-224-1111			●	●
111	荒砥中学校	群馬県前橋市荒子町 1338	027-224-1111	●		●	●
112	大室公園	群馬県前橋市西大室町 2545	027-224-1111			●	●
113	大室小学校	群馬県前橋市西大室町 2817	027-224-1111	●		●	●
114	城南工業団地公園	群馬県前橋市東大室町 164-1	027-224-1111			●	●
115	城南公民館	群馬県前橋市二之宮町 1320-1	027-268-2111	●		●	●
116	二之宮小学校	群馬県前橋市二之宮町 1841	027-224-1111	●		●	●
117	筑井小学校	群馬県前橋市筑井町 1160	027-224-1111			●	●
118	木瀬中学校	群馬県前橋市小屋原町 1811-1	027-224-1111	●		●	●
119	大胡中学校	群馬県前橋市堀越町 1152	027-224-1111			●	●
120	大胡小学校	群馬県前橋市堀越町 1161	027-224-1111	●		●	●
121	滝窪小学校	群馬県前橋市滝窪町 185-1	027-224-1111			●	●
122	滝窪小学校金丸分校	群馬県前橋市東金丸町 136-1	027-224-1111			●	●
123	大胡体育館	群馬県前橋市河原浜町 478	027-224-1111			●	●
124	大胡公民館	群馬県前橋市河原浜町 480	027-283-0118	●	●	●	●
125	大胡東小学校	群馬県前橋市河原浜町 870-1	027-224-1111	●		●	●
126	宮城小学校	群馬県前橋市鼻毛石町 1507-1	027-224-1111			●	●
127	宮城体育館	群馬県前橋市鼻毛石町 1561	027-224-1111			●	●
128	宮城中学校	群馬県前橋市鼻毛石町 1564-1	027-224-1111			●	●
129	宮城公民館	群馬県前橋市鼻毛石町 1711-8	027-283-6886	●	●	●	●
130	月田小学校	群馬県前橋市粕川町月田 273-1	027-224-1111			●	●
131	消防団第18分団4部	群馬県前橋市粕川町新屋 350	027-224-1111			●	●
132	粕川小学校	群馬県前橋市粕川町女淵 521-2	027-224-1111			●	●
133	粕川中学校	群馬県前橋市粕川町西田面 138	027-224-1111			●	●
134	粕川支所	群馬県前橋市粕川町西田面 216-1	027-285-4111	●	●	●	●
135	かすかわ老人福祉センター	群馬県前橋市粕川町前皆戸 189-1	027-224-1111			●	●
136	膳城跡公園	群馬県前橋市粕川町膳 33-3	027-224-1111			●	●
137	富士見公民館	群馬県前橋市富士見町田島 866-1	027-288-6111	●	●	●	●
138	ふじみ老人福祉センター	群馬県前橋市富士見町田島 866-1	027-224-1111			●	●
139	富士見中学校	群馬県前橋市富士見町田島 954-1	027-224-1111			●	●
140	原小学校	群馬県前橋市富士見町原之郷 1933-1	027-224-1111			●	●
141	時沢小学校	群馬県前橋市富士見町時沢 3164-1	027-224-1111	●		●	●
142	富士見地区農村環境改善センター	群馬県前橋市富士見町小暮 104-1	027-224-1111			●	●
143	白川小学校	群馬県前橋市富士見町小暮 2425-63	027-224-1111			●	●
144	石井小学校	群馬県前橋市富士見町石井 546-1	027-224-1111			●	●
145	前橋市赤城少年自然の家	群馬県前橋市富士見町赤城山 1-2	027-224-1111		●	●	●
146	群馬県立森林公園赤城ふれあいの森	群馬県前橋市富士見町赤城山 1-2	027-224-1111		●	●	●
147	国立赤城青少年交流の家	群馬県前橋市富士見町赤城山 27	027-224-1111			●	●
148	群馬医療福祉大学	群馬県前橋市川曲町 191-1	027-224-1111			●	●

令和 7 年 4 月 1 日時点

指定一般避難所一覧

No	施設名	所在地	連絡先	避難対象地区	地震	洪水	土砂
1	桃井小学校	大手町2-16-4	027-221-3466	大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、紅雲町一丁目、紅雲町二丁目、千代田町一丁目、千代田町二丁目、千代田町三丁目、千代田町四丁目、千代田町五丁目	●	●	※
2	中川小学校	三河町2-1-3	027-224-3819	本町三丁目、三河町一丁目、三河町二丁目、朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、朝日町四丁目	●	●	※
3	敷島小学校	昭和町1-22-8	027-231-2634	昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、下小出町一丁目、下小出町二丁目（国道17号以西）	●	×	※
4	城南小学校	六供町1-13-2	027-221-2789	南町四丁目、六供町一～五丁目	●	×	※
5	城東小学校	城東町1-35-7	027-231-2251	城東町一丁目、城東町二丁目、城東町三丁目、城東町四丁目、城東町五丁目、日吉町一丁目、日吉町二丁目、三俣町一丁目、三俣町二丁目	●	×	※
6	若宮小学校	若宮町4-12-24	027-231-3881	若宮町三丁目、若宮町四丁目、国領町一丁目、国領町二丁目	●	●	※
7	天川小学校	文京町3-18-4	027-221-5991	文京町一丁目、文京町二丁目、文京町三丁目、天川原町一丁目、天川原町二丁目	●	●	※
8	岩神小学校	岩神町4-4-1	027-231-6162	岩神町三丁目、岩神町四丁目、敷島町、緑が丘町、上小出町一丁目、上小出町二丁目	●	×	※
9	第一中学校	南町1-20-5	027-224-7731	表町一丁目、表町二丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目	●	●	※
10	第三中学校	平和町2-13-24	027-231-1405	住吉町一丁目、住吉町二丁目、平和町一丁目、平和町二丁目、岩神町一丁目、岩神町二丁目	●	●	※
11	みずき中学校	日吉町3-9-2	027-231-3575	日吉町三丁目、日吉町四丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、三俣町三丁目	●	●	※
12	第五中学校	文京町3-20-5	027-221-5975	文京町四丁目、天川大島町一丁目、天川大島町（北部）、天川町	●	●	※
13	日吉体育館	日吉町2-17-12	027-231-1155	避難対象地区を定めてない。	※	※	※
14	グリーンドーム前橋	岩神町1-2-1	027-235-2000	避難対象地区を定めてない。	※	×	※
15	市民文化会館	南町3-62-1	027-221-4321	避難対象地区を定めてない。	※	※	※
16	広瀬小学校	広瀬町3-19	027-263-2236	広瀬町三丁目、西善町（北部）	●	●	※
17	山王小学校	山王町160-1	027-266-5171	山王町、山王町一丁目、山王町二丁目、中内町、東善町、西善町（東部）	●	●	※
18	わかば小学校	朝倉町165-1	027-261-7775	朝倉町一丁目、朝倉町二丁目、朝倉町三丁目、朝倉町四丁目	●	●	※
19	上川淵小学校	朝倉町466	027-265-0650	上佐鳥町、櫛島町、朝倉町（南部）	●	×	※
20	第七中学校	宮地町260-1	027-265-0946	下佐鳥町、宮地町、公田町、亀里町、房丸町、西善町（西部）	●	●	※
21	前橋市民体育館	上佐鳥町460-7	027-265-0900	避難対象地区を定めてない。	※	×	※
22	明桜中学校	後閑町50-4	027-265-1941	朝倉町（北部）、後閑町、広瀬一丁目、広瀬町二丁目	●	●	※
23	下川淵小学校	鶴光路町38-1	027-265-0656	横手町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、下川町	●	×	※

指定一般避難所一覧

No	施設名	所在地	連絡先	避難対象地区	地震	洪水	土砂
24	芳賀小学校	勝沢町719	027-269-5826	勝沢町、鳥取町、小神明町、端気町、高花台一丁目	●	※	※
25	芳賀中学校	鳥取町796	027-269-5829	小坂子町、五代町、高花台二丁目、嶺町、金丸町	●	●	※
26	桂萱小学校	上泉町178	027-231-3015	上泉町	●	×	※
27	桃木小学校	上沖町732-1	027-233-2963	上沖町、下沖町、幸塚町	●	×	※
28	桂萱東小学校	堤町471	027-269-0935	亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、江木町	●	●	※
29	桃瀬小学校	西片貝町3-343	027-224-5790	東片貝町、西片貝町三丁目、西片貝町四丁目、西片貝町五丁目、天川大島町二丁目、天川大島町三丁目、野中町	●	×	※
30	桂萱中学校	上泉町175	027-231-3066	西片貝町一丁目、西片貝町二丁目、石関町	●	●	※
31	東小学校	箱田町1452-1	027-251-6421	箱田町、後家町、江田町	●	×	※
32	大利根小学校	大利根町2-12-1	027-252-8111	大利根町一丁目、大利根町二丁目	●	×	※
33	新田小学校	上新田町1160	027-252-1833	上新田町、下新田町	●	×	※
34	東中学校	光が丘町3	027-251-5491	小相木町、小相木町一丁目、古市町、古市町一丁目、古市町二丁目、朝日が丘町、光が丘町、新前橋町	●	●	※
35	箱田中学校	前箱田町396-1	027-252-5711	前箱田町、前箱田町二丁目、川曲町、稲荷新田町、青葉町	●	●	※
36	元総社小学校	元総社町1-33-11	027-251-2181	元総社町（国道17号以北、県道127号以南）、元総社一丁目、大友町一丁目、大友町二丁目、大友町三丁目、石倉町、石倉町二丁目、石倉町三丁目、石倉町四丁目、石倉町五丁目	●	※	※
37	元総社南小学校	元総社町80-2	027-251-2790	元総社町（国道17号以南）、石倉町、石倉町一丁目、石倉町二丁目、下石倉町、鳥羽町	●	●	※
38	元総社北小学校	総社町総社3149	027-253-0026	総社町総社（県道15号以南）、元総社町二丁目、元総社町三丁目、問屋町一丁目、問屋町二丁目	●	※	※
39	元総社中学校	総社町総社3060	027-253-5481	元総社町（県道127号以北）	●	●	※
40	総社小学校	総社町総社1625	027-251-6662	総社町総社（JR上越線以東）、総社町一丁目、総社町二丁目、総社町三丁目、大渡町一丁目、大渡町二丁目	●	※	※
41	勝山小学校	総社町植野123	027-253-2456	総社町植野、総社町桜が丘	●	※	※
42	第六中学校	総社町総社1762-1	027-251-6661	総社町総社（JR上越線以西、県道15号以北）、総社町高井、高井町一丁目、総社町四丁目	●	●	※
43	大渡体育館	大渡町2-3-11	027-253-7811	避難対象地区を定めてない。	※	※	※
44	細井小学校	下細井町67-1	027-231-1780	北代田町、下小出町二丁目（国道17号以東）、龍蔵寺町、下小出町三丁目	●	×	※
45	桃川小学校	荒牧町1-46-11	027-231-1779	荒牧町、荒牧町一丁目、日輪寺町、川端町、田口町（国道17号及び国道291号以東）、関根町（国道17号以東）、関根町一丁目	●	●	※
46	荒牧小学校	荒牧町4-9-2	027-233-3080	荒牧町、荒牧町二丁目、荒牧町三丁目、荒牧町四丁目、田口町（国道17号及び国道291号以西）、関根町（国道17号以西）、関根町二丁目、関根町三丁目、川原町、川原町一丁目、川原町二丁目	●	×	※
47	南橋中学校	荒牧町975	027-231-5351	上小出町三丁目、青柳町、南橋町	●	×	※

指定一般避難所一覧

No	施設名	所在地	連絡先	避難対象地区	地震	洪水	土砂
48	鎌倉中学校	上細井町2130	027-234-5757	上細井町、下細井町	●	●	※
49	市立前橋高等学校	上細井町2211-3	027-231-2738	避難対象地区を定めてない。	※	※	※
50	清里小学校	青梨子町446	027-251-9006	池端町、上青梨子町、青梨子町、清野町	●	※	※
51	永明小学校	上大島町655	027-261-0409	上大島町、女屋町、上長磯町、東上野町、天川大島町（南部）	●	×	※
52	駒形小学校	駒形町1172	027-266-0028	駒形町、下増田町	●	×	※
53	荒子小学校	荒子町1240	027-268-2913	下大屋町、泉沢町、富田町、神沢の森	●	※	※
54	大室小学校	西大室町2817	027-268-2900	西大室町、東大室町	●	●	※
55	二之宮小学校	二之宮町1841	027-268-2251	飯土井町、新井町、二之宮町	●	●	※
56	筑井小学校	筑井町1160	027-266-0068	筑井町、小屋原町、上増田町	●	×	※
57	木瀬中学校	小屋原町1811-1	027-266-0069	小島田町、下長磯町、下大島町	●	●	※
58	荒砥中学校	荒子町1338	027-268-2004	荒口町、荒子町、今井町、鶴ヶ谷町	●	●	※
59	大胡小学校	堀越町1161	027-283-2064	茂木町、大胡町	●	●	※
60	滝窪小学校	滝窪町185-1	027-283-2056	滝窪町、横沢町	●	※	※
61	滝窪小学校金丸分校	東金丸町136-1	027-283-4420	東金丸町	●	※	※
62	大胡東小学校	河原浜町870-1	027-280-2332	河原浜町、樋越町、上大屋町	●	●	※
63	大胡中学校	堀越町1152	027-283-2004	堀越町	●	※	※
64	大胡公民館	河原浜町480	027-283-0118	※土砂災害の恐れがある場合に開設	※	●	●
65	宮城小学校	鼻毛石町1507-1	027-283-2327	鼻毛石町（県道101号以南）、大前田町、馬場町	●	※	※
66	宮城中学校	鼻毛石町1564-1	027-283-2326	鼻毛石町（県道101号以北）、柏倉町、市之関町、三夜沢町、苗ヶ島町	●	※	※
67	宮城公民館	鼻毛石町1711-8	027-283-6886	※土砂災害の恐れがある場合に開設	※	●	●
68	粕川支所	粕川町西田面216-1	027-285-4111	避難対象地区を定めてない。	●	●	●
69	粕川小学校	粕川町女淵521-2	027-285-2004	粕川町稲里、粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川町深津、粕川町女淵	●	※	※
70	月田小学校	粕川町月田273-1	027-285-2011	粕川町中之沢、粕川町室沢、粕川町月田	●	※	※
71	粕川中学校	粕川町西田面138	027-285-2027	粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川町膳	●	※	※
72	粕川公民館	粕川町西田面194-4	027-285-3311	※土砂災害の恐れがある場合に開設	※	×	×
73	原小学校	富士見町原之郷1933-1	027-288-2022	富士見町横室、富士見町原之郷、富士見町米野	●	※	※
74	時沢小学校	富士見町時沢3164-1	027-288-2009	富士見町時沢、富士見町小暮（南部）	●	●	※
75	石井小学校	富士見町石井546-1	027-288-2615	富士見町石井（天神平を除く）、富士見町市之木場、富士見町山口	●	※	×
76	白川小学校	富士見町小暮2425-63	027-288-2624	富士見町赤城山（南部）、富士見町皆沢、富士見町石井（天神平）、富士見町小暮（北部）	●	※	※
77	赤城少年自然の家	富士見町赤城山1-2	027-287-8227	富士見町赤城山（大洞）	※	※	●
78	国立赤城青少年交流の家	富士見町赤城山27	027-289-7224	避難対象地区を定めてない。	※	※	※

指定一般避難所一覧

No	施設名	所在地	連絡先	避難対象地区	地震	洪水	土砂
79	富士見中学校	富士見町田島954-1	027-288-2620	富士見町田島、富士見町引田、富士見町小沢、富士見町漆窪	●	※	※
80	富士見公民館	富士見町田島866-1	027-288-6111	※土砂災害のおそれがある場合に開設	※	●	●

(令和7年4月1日時点)

地震：●震度5強以上で開設 ※状況に置応じて開設判断

洪水：●避難情報の発令時に開設 ×洪水浸水想定区域内のため開設しない避難所 ※状況に応じて開設判断

土砂：●避難情報の発令時に開設 ×土砂災害危険区域内のため開設しない避難所 ※状況に応じて開設判断

町別指定避難所一覧【地震】

地区	町名	学校名	地区	町名	学校名
本庁管内	岩神町一丁目	第三中	上川淵	上佐鳥町	上川淵小
	岩神町二丁目	第三中		礪島町	上川淵小
	岩神町三丁目	岩神小		朝倉町（南部）	上川淵小
	岩神町四丁目	岩神小		朝倉町（北部）	明桜中
	敷島町	岩神小		朝倉町一丁目	わかば小
	昭和町一丁目	敷島小		朝倉町二丁目	わかば小
	昭和町二丁目	敷島小		朝倉町三丁目	わかば小
	昭和町三丁目	敷島小		朝倉町四丁目	わかば小
	平和町一丁目	第三中		後閑町	明桜中
	平和町二丁目	第三中		下佐鳥町	第七中
	国領町一丁目	若宮小		宮地町	第七中
	国領町二丁目	若宮小		西善町（北部）	広瀬小
	住吉町一丁目	第三中		西善町（東部）	山王小
	住吉町二丁目	第三中		西善町（西部）	第七中
	若宮町一丁目	みずき中		山王町	山王小
	若宮町二丁目	みずき中		山王町一丁目	山王小
	若宮町三丁目	若宮小	下川淵	山王町二丁目	山王小
	若宮町四丁目	若宮小		中内町	山王小
	日吉町一丁目	城東小		東善町	山王小
	日吉町二丁目	城東小		広瀬町一丁目	明桜中
	日吉町三丁目	みずき中		広瀬町二丁目	明桜中
	日吉町四丁目	みずき中		広瀬町三丁目	広瀬小
	城東町一丁目	城東小		公田町	第七中
	城東町二丁目	城東小		横手町	下川淵小
	城東町三丁目	城東小		亀里町	第七中
	城東町四丁目	城東小		鶴光路町	下川淵小
	城東町五丁目	城東小		新堀町	下川淵小
	大手町一丁目	桃井小		下阿内町	下川淵小
	大手町二丁目	桃井小		力丸町	下川淵小
	大手町三丁目	桃井小		徳丸町	下川淵小
	紅雲町一丁目	桃井小	芳賀	房丸町	第七中
	紅雲町二丁目	桃井小		下川町	下川淵小
	千代田町一丁目	桃井小		勝沢町	芳賀小
	千代田町二丁目	桃井小		小神明町	芳賀小
	千代田町三丁目	桃井小		端気町	芳賀小
	千代田町四丁目	桃井小		五代町	芳賀中
	千代田町五丁目	桃井小		鳥取町	芳賀小
	本町一丁目	桃井小		小坂子町	芳賀中
	本町二丁目	桃井小		嶺町	芳賀中
	本町三丁目	中川小		金丸町	芳賀中
	表町一丁目	第一中		高花台一丁目	芳賀小
	表町二丁目	第一中		高花台二丁目	芳賀中
	三河町一丁目	中川小	桂萱	三俣町一丁目	城東小
	三河町二丁目	中川小		三俣町二丁目	城東小
	朝日町一丁目	中川小		三俣町三丁目	みずき中
	朝日町二丁目	中川小		幸塚町	桃木小
	朝日町三丁目	中川小		上沖町	桃木小
	朝日町四丁目	中川小		下沖町	桃木小
	天川原町一丁目	天川小		西片貝町一丁目	桂萱中
	天川原町二丁目	天川小		西片貝町二丁目	桂萱中
	六供町一丁目	城南小		西片貝町三丁目	桃瀬小
	六供町二丁目	城南小		西片貝町四丁目	桃瀬小
	六供町三丁目	城南小		西片貝町五丁目	桃瀬小
	六供町四丁目	城南小		東片貝町	桃瀬小
	六供町五丁目	城南小		上泉町	桂萱小
	天川町	第五中		石関町	桂萱中
	文京町一丁目	天川小		亀泉町	桂萱東小
	文京町二丁目	天川小		荻窪町	桂萱東小
	文京町三丁目	天川小		堀之下町	桂萱東小
	文京町四丁目	第五中		堤町	桂萱東小
	南町一丁目	第一中		江木町	桂萱東小
	南町二丁目	第一中			
	南町三丁目	第一中			
	南町四丁目	城南小			
	緑が丘町	岩神小			

町別指定避難所一覧【地震】

地区	町名	学校名	地区	町名	学校名
東	箱田町	東小	総社	総社町総社 (県道6号以南)	元総社北小
	後家町	東小		総社町総社 (JR上越線以東)	総社小
	前箱田町	箱田中		総社町総社 (JR上越線以西)	第六中
	前箱田町二丁目	箱田中		総社町総社 (県道6号以北)	第六中
	川曲町	箱田中		総社町一丁目	総社小
	稲荷新田町	箱田中		総社町二丁目	総社小
	下新田町	新田小		総社町三丁目	総社小
	上新田町	新田小		総社町四丁目	第六中
	小相木町	東中		総社町植野	勝山小
	小相木町一丁目	東中		総社町高井	第六中
	古市町	東中	南橋	高井町一丁目	第六中
	古市町一丁目	東中		総社町桜が丘	勝山小
	古市町二丁目	東中		大渡町一丁目	総社小
	江田町	東小		大渡町二丁目	総社小
	朝日が丘町	東中		上細井町	鎌倉中
	光が丘町	東中		下細井町	鎌倉中
	大利根町一丁目	大利根小		北代田町	細井小
	大利根町二丁目	大利根小		下小出町一丁目	敷島小
	新前橋町	東中		下小出町二丁目 (R17号以西)	敷島小
	青葉町	箱田中		下小出町二丁目 (R17号以東)	細井小
元総社	元総社町 (R17号以北)	元総社小		下小出町三丁目	細井小
	元総社町 (県道127号以南)	元総社小		上小出町一丁目	岩神小
	元総社町 (R17号以南)	元総社南小		上小出町二丁目	岩神小
	元総社町 (県道127号以北)	元総社中		上小出町三丁目	南橋中
	元総社町一丁目	元総社小		龍藏寺町	細井小
	元総社町二丁目	元総社北小		青柳町	南橋中
	元総社町三丁目	元総社北小		荒牧町 (R17号以東)	桃川小
	大友町一丁目	元総社小		荒牧町 (R17号以西)	荒牧小
	大友町二丁目	元総社小		荒牧町一丁目	桃川小
	大友町三丁目	元総社小		荒牧町二丁目	荒牧小
	石倉町	元総社小 元総社南小		荒牧町三丁目	荒牧小
	石倉町一丁目	元総社南小		荒牧町四丁目	荒牧小
	石倉町二丁目	元総社小 元総社南小		日輪寺町	桃川小
	石倉町三丁目	元総社小		川端町	桃川小
	石倉町四丁目	元総社小		田口町 (R291号以東)	桃川小
	石倉町五丁目	元総社小		田口町 (R291号以西)	荒牧小
	鳥羽町	元総社南小		関根町 (R17号以東)	桃川小
	下石倉町	元総社南小		関根町 (R17号以西)	荒牧小
	問屋町一丁目	元総社北小		関根町一丁目	桃川小
	問屋町二丁目	元総社北小		関根町二丁目	荒牧小
				関根町三丁目	荒牧小
				川原町	荒牧小
				川原町一丁目	荒牧小
				川原町二丁目	荒牧小
				南橋町	南橋中

町別指定避難所一覧【地震】

地区	町名	学校名	地区	町名	学校名
永明	天川大島町（北部）	第五中	清里	池端町	清里小
	天川大島町（南部）	永明小		上青梨子町	清里小
	天川大島町一丁目	第五中		青梨子町	清里小
	天川大島町二丁目	桃瀬小		清野町	清里小
	天川大島町三丁目	桃瀬小	粕川	粕川町中之沢	月田小
	上大島町	永明小		粕川町室沢	月田小
	女屋町	永明小		粕川町月田	月田小
	上長磯町	永明小		粕川町稲里	粕川小
	東上野町	永明小		粕川町新屋	粕川小
	野中町	桃瀬小		粕川町込皆戸	粕川小
	下長磯町	木瀬中		粕川町深津	粕川小
	小島田町	木瀬中		粕川町女渕	粕川小
	駒形町	駒形小		粕川町西田面	粕川中
	下大島町	木瀬中		粕川町前皆戸	粕川中
	下増田町	駒形小		粕川町上東田面	粕川中
				粕川町下東田面	粕川中
城南	下大屋町	荒子小		粕川町一日市	粕川中
	泉沢町	荒子小		粕川町中	粕川中
	富田町	荒子小		粕川町膳	粕川中
	荒口町	荒砥中	富士見	富士見町田島	富士見中
	荒子町	荒砥中		富士見町引田	富士見中
	西大室町	大室小		富士見町横室	原小
	東大室町	大室小		富士見町原之郷	原小
	飯土井町	二之宮小		富士見町小沢	富士見中
	新井町	二之宮小		富士見町米野	原小
	二之宮町	二之宮小		富士見町時沢	時沢小
	今井町	荒砥中		富士見町小暮（北部）	白川小
	筑井町	筑井小		富士見町小暮（南部）	時沢小
	小屋原町	筑井小		富士見町石井	石井小
	上増田町	筑井小		富士見町石井（天神平）	白川小
	鶴が谷町	荒砥中		富士見町漆窪	富士見中
	神沢の森	荒子小		富士見町市之木場	石井小
大胡	大胡町	大胡小		富士見町山口	石井小
	茂木町	大胡小		富士見町皆沢	白川小
	堀越町	大胡中		富士見町赤城山（南部）	白川小
	横沢町	滝窪小		富士見町赤城山（大洞）	赤城少年自然の家
	滝窪町	滝窪小			
	東金丸町	金丸分校			
	河原浜町	大胡東小			
	樋越町	大胡東小			
宮城	上大屋町	大胡東小			
	鼻毛石町（県道101号以南）	宮城小			
	鼻毛石町（県道101号以北）	宮城中			
	柏倉町	宮城中			
	市之関町	宮城中			
	三夜沢町	宮城中			
	苗ヶ島町	宮城中			
	馬場町	宮城小			
	大前田町	宮城小			

町別指定避難所一覧【風水害】

(1) 水位周知河川初動時開設避難所

河川名	避難所名	対象町名
利根川 左岸	桃川小	田口町
利根川 左岸	桃井小 若宮小 天川小 桃川小 わかば小 第一中 みずき中 第三中 第五中 鎌倉中	敷島町、緑が丘町、下小出町一～三丁目、上小出町一～三丁目、荒牧町、荒牧町一～四丁目、田口町、関根町、関根町一～三丁目、川原町、川原町一・二丁目、岩神町一～四丁目、昭和町一～三丁目、国領町一・二丁目、若宮町一～三丁目、日吉町一・二丁目、城東町一～五丁目、西片貝町五丁目、平和町一・二丁目、住吉町一・二丁目、紅雲町一丁目、大手町一、三丁目、千代田町一～三丁目、南町一・二・四丁目、六供町一～五丁目、天川原町一・二丁目、上佐鳥町、櫛島町、朝倉町、後閑町
利根川 右岸	東中 箱田中	箱田町、後家町、上新田町、下新田町、小相木町、小相木町一丁目、光が丘町、朝日が丘町、大利根町一・二丁目、石倉町一丁目、下石倉町
利根川 左岸	広瀬小 わかば小 山王小 第七中 明桜中	上佐鳥町、櫛島町、朝倉町、後閑町、下佐鳥町、宮地町、西善町、中内町、東善町、公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町
利根川 右岸	東中 箱田中	下新田町、上新田町、大利根町一・二丁目、箱田町、川曲町、稲荷新田町
広瀬川 左岸	桂萱東小	上増田町、下増田町
広瀬川 右岸	広瀬小 山王小 木瀬中	山王町二丁目、駒形町、小屋原町、下大島町
荒砥川 左岸	二宮小 荒砥中	荒口町、今井町、二之宮町、上増田町、下増田町
荒砥川 右岸	桂萱東小 木瀬中	小島田町、富田町、今井町、笄井町、上増田町、下増田町
荒砥川 左岸	大胡東小 荒砥中	大胡町、泉沢町、荒口町
荒砥川 右岸	桂萱東小 大胡小	大胡町、茂木町、富田町
桃ノ木川 左岸	桂萱東小 芳賀中 鎌倉中	端気町、幸塚町、上沖町、下細井町、上泉町、石関町、堀之下町、女屋町、東上野町、小島田町、笄井町、今井町、上増田町、下増田町

河川名	避難所名	対象町名
桃ノ木川 右岸	中川小 若宮小 天川小 桃川小 広瀬小 わかば小 山王小 みずき中 第五中 桂萱中 木瀬中 明桜中	朝日町一～四丁目、東片貝町、西片貝町一～五丁目、北代田町、若宮町一～四丁目、日吉町一～四丁目、城東町一～五丁目、三俣町一～三丁目、下沖町、上泉町、天川大島町、天川大島町一～三丁目、野中町、天川町、文京町四丁目、朝倉町四丁目、上大島町、上長磯町、下長磯町、下大島町、山王町、山王町一・二丁目、東善町、駒形町、小屋原町、笄井町
赤城白川 左岸	時沢小 芳賀中 鎌倉中	幸塚町、上沖町、上細井町、下細井町、龍蔵寺町、青柳町、富士見町時沢
赤城白川 右岸	若宮小 桃川小	北代田町、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、日輪寺町、南橘町

※気象状況や災害状況によって、表以外の避難所を開設する場合があります。

(2) 水位周知河川第二次開設避難所

河川名	避難所名	対象町名
利根川 左岸	原小	田口町
利根川 左岸	芳賀小 原小	敷島町、緑が丘町、下小出町一～三丁目、上小出町一～三丁目、荒牧町、荒牧町一～四丁目、田口町、関根町、関根町一～三丁目、川原町、川原町一・二丁目、岩神町一～四丁目、昭和町一～三丁目、国領町一・二丁目、若宮町一～三丁目、日吉町一・二丁目、城東町一～五丁目、西片貝町五丁目、平和町一・二丁目、住吉町一・二丁目、紅雲町一丁目、大手町一、三丁目、千代田町一～三丁目、南町一・二・四丁目、六供町一～五丁目、天川原町一・二丁目、上佐鳥町、櫛島町、朝倉町、後閑町
利根川 右岸	元総社小 元総社南小	箱田町、後家町、上新田町、下新田町、小相木町、小相木町一丁目、光が丘町、朝日が丘町、大利根町一・二丁目、石倉町一丁目、下石倉町
利根川 左岸	木瀬中	上佐鳥町、櫛島町、朝倉町、後閑町、下佐鳥町、宮地町、西善町、中内町、東善町、公田町、横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町、下阿内町、力丸町、徳丸町、房丸町、下川町
利根川 右岸	元総社小 元総社南小	下新田町、上新田町、大利根町一・二丁目、箱田町、川曲町、稲荷新田町
広瀬川 左岸	二之宮小 荒砥中	上増田町、下増田町
広瀬川 右岸	わかば小 第五中	山王町二丁目、駒形町、小屋原町、下大島町
荒砥川 左岸	荒子小 大室小	荒口町、今井町、二之宮町、上増田町、下増田町
荒砥川 右岸	桂萱東小 芳賀小	小島田町、富田町、今井町、筑井町、上増田町、下増田町
荒砥川 左岸	荒子小 大室小	大胡町、泉沢町、荒口町
荒砥川 右岸	大胡中	大胡町、茂木町、富田町
桃ノ木川 左岸	芳賀小 二之宮小 荒砥中	端気町、幸塚町、上沖町、下細井町、上泉町、石関町、堀之下町、女屋町、東上野町、小島田町、筑井町、今井町、上増田町、下増田町
桃ノ木川 右岸	第三中 第七中	朝日町一～四丁目、東片貝町、西片貝町三～五丁目、北代田町、若宮町一～四丁目、日吉町一～四丁目、城東町一～五丁目、三俣町一～三丁目、下沖町、西片貝町一・二丁目、上泉町、天川大島町、天川大島町一～三丁目、野中町、天川町、文京町四丁目、野中町、朝倉町四丁目、上大島町、上長磯町、下長磯町、下大島町、山王町、山王町一・二丁目、東善町、駒形町、小屋原町、筑井町
赤城白川 左岸	桂萱東小 芳賀小	幸塚町、上沖町、上細井町、下細井町、龍蔵寺町、青柳町、富士見町時沢
赤城白川 右岸	桃井小 第三中	北代田町、龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、日輪寺町、南橋町

※気象状況や災害状況によって、表以外の避難所を開設する場合があります。

(3) その他河川初動時開設避難所

河川名	避難所名	対象町名
滝川	元総社南小 第六中 元総社中 東中 箱田中	箱田町、後家町、前箱田町、前箱田町二丁目、川曲町、稲荷新田町、下新田町、上新田町、小相木町、小相木町一丁目、古市町、古市町一・二丁目、朝日が丘町、光が丘町、大利根町一・二丁目、新前橋町、青葉町、元総社町、大友町一～三丁目、大渡町、大渡町一・二丁目、石倉町、石倉町一～五丁目、下石倉町、総社町総社、総社町一・三丁目、元総社
午王頭川	第六中	池端町、総社町植野
八幡川	第六中	総社町総社、総社町四丁目、総社町高井、高井町一丁目、池端町、上青梨子町、青梨子町、清野町
牛池川	元総社南小 元総社中	元総社町、元総社町一～三丁目、総社町総社、青梨子町
染谷川	元総社南小 東中 箱田中	箱田町、前箱田町、前箱田町二丁目、川曲町、稲荷新田町、古市町、江田町、青葉町、元総社町、鳥羽町
広瀬川	広瀬小 わかば小 山王小 木瀬中	朝倉町四丁目、文京町四丁目、天川町、山王町、山王町一・二丁目、東善町、天川大島町、天川大島町一丁目、下大島町、駒形町、小屋原町
端気川	中川小 第五中 第七中	朝日町一～四丁目、文京町三・四丁目、下佐鳥町、宮地町、房丸町、徳丸町、力丸町
菰川	広瀬小 わかば小 山王小 木瀬中	朝倉町四丁目、文京町四丁目、天川町、山王町、山王町一・二丁目、東善町、天川大島町、天川大島町一丁目、下大島町、駒形町、小屋原町
清水川	木瀬中	下大島町、下長磯町、小屋原町、笄井町
法華沢川	桃川小 富士見公民館	田口町、富士見町引田、富士見町横室、富士見町米野、富士見町市之木場、富士見町山口
細ヶ沢川	桃川小 時沢小 富士見公民館	川端町、日輪寺町、関根町、田口町、富士見町原之郷、富士見町横室、富士見町引田、富士見町田島、富士見町石井、富士見町漆窪、富士見町赤城山
大堰川	桃川小	川端町、日輪寺町、富士見町原之郷、富士見町小沢
観音川	鎌倉中	上細井町、龍蔵寺町（赤城白川東側）、富士見町時沢
竜の口川	時沢小 鎌倉中 富士見公民館	上細井町、富士見町時沢、富士見町小暮、富士見町皆沢、富士見町赤城山
藤沢川	桂萱東小 芳賀中 富士見公民館	勝沢町、五代町、鳥取町、嶺町、高花台一丁目、上泉町、富士見町小暮、富士見町皆沢、富士見町赤城山
寺沢川	桂萱東小 大胡小 大胡公民館	石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、上泉町、東上野町、女屋町、小島田町、横沢町、滝窪町

河川名	避難所名	対象町名
荒砥川	大胡小 大胡東小 大胡公民館 宮城公民館	茂木町、堀越町、河原浜町、大胡町、鼻毛石町、市之関町、柏倉町、苗ヶ島町、三夜沢町
大穴川	宮城公民館	柏倉町、市之関町
芳見沢川	宮城公民館	柏倉町、市之関町
鳴沢川	宮城公民館	柏倉町
宮川	二之宮小	二之宮町、下増田町、上増田町
神沢川	大室小 二之宮小 宮城公民館	西大室町、飯土井町、二之宮町、新井町、東大室町、神沢の森、樋越町、上大屋町、大前田町、鼻毛石町
東神沢川	大室小 粕川支所	大前田町、西大室町、粕川町込皆戸、粕川町深津
石田川	宮城公民館 粕川支所	大前田町、粕川町新屋、粕川町深津
桂川	大室小 粕川支所	西大室町、東大室町、粕川町女渕、粕川町深津
粕川	大室小 宮城公民館 粕川支所	苗ヶ島町、馬場町、粕川町下東田面、粕川町上東田面、粕川町深津、粕川町女渕、粕川町一日市、粕川町西田面、粕川町稲里、粕川町月田、粕川町中之沢、粕川町室沢
兎川	粕川支所	粕川町月田、粕川町中、粕川町膳
藤川	第七中 明桜中	後閑町、下佐鳥町、宮地町、西善町、力丸町、徳丸町、房丸町
蔵沢川	粕川支所	粕川町膳

※気象状況や災害状況によって、表以外の避難所を開設する場合があります。

指定福祉避難所一覧

No	地区	施設名	所在地	連絡先	受入対象者
1	桃井地区	群馬中央病院附属介護老人保健施設	群馬県前橋市紅雲町1-7-13	027-221-2011	高齢者
2	桃井地区	特別養護老人ホーム グランオー前橋	群馬県前橋市千代田町5-17-5	027-212-0138	高齢者
3	敷島地区	グループホームしょうわ	群馬県前橋市昭和町2-1-2	027-212-0660	高齢者
4	敷島地区	小規模多機能ホームしょうわ	群馬県前橋市昭和町2-1-2	027-212-0660	高齢者
5	敷島地区	介護付有料老人ホーム グランボルト前橋	群馬県前橋市昭和町3-11-18	027-212-6555	高齢者
6	敷島地区	グループホーム広瀬のほとり	群馬県前橋市平和町2-11-6	027-219-0520	高齢者
7	南部地区	グループホームふれあいの家六供	群馬県前橋市六供町5-11-14	027-243-8800	高齢者
8	南部地区	小規模多機能型居宅介護ふれあいの家六供	群馬県前橋市六供町5-11-14	027-243-8800	高齢者
9	南部地区	グループホーム朱咲の家	群馬県前橋市南町1-12-7	027-289-3100	高齢者
10	南部地区	小規模多機能ホーム朱咲の家	群馬県前橋市南町1-12-7	027-289-3100	高齢者
11	南部地区	グループホームひかり	群馬県前橋市南町3-7-5	027-226-7133	高齢者
12	城東地区	看護小規模多機能型居宅介護施設 こぐま館	群馬県前橋市日吉町2-8-3	027-232-6111	高齢者
13	城東地区	特別養護老人ホーム恵風園	群馬県前橋市日吉町2-20-14	027-233-5815	高齢者
14	城東地区	グループホーム城東	群馬県前橋市城東町3-10-10	027-260-6020	高齢者
15	若宮地区	グループホーム若宮こぐま館	群馬県前橋市若宮町4-16-1	027-225-7111	高齢者
16	若宮地区	小規模多機能型居宅介護施設 若宮こぐま館	群馬県前橋市若宮町4-16-1	027-225-7111	高齢者
17	岩神地区	特別養護老人ホーム ルネス前橋	群馬県前橋市岩神町2-3-27	027-219-2038	高齢者
18	中央地区	特別養護老人ホームシャリティエまえばし	群馬県前橋市表町2-18-8	027-221-6511	高齢者
19	上川淵地区	特別養護老人ホーム春日の里	群馬県前橋市上佐島町774	027-265-6661	高齢者
20	上川淵地区	グループホーム「ここあ」前橋	群馬県前橋市朝倉町947-1	027-290-3080	高齢者
21	上川淵地区	グループホーム山王の家	群馬県前橋市山王町133	027-266-8616	高齢者
22	上川淵地区	介護老人保健施設 山王ライフ	群馬県前橋市山王町133	027-266-8611	高齢者
23	上川淵地区	JA前橋市グループホーム上陽	群馬県前橋市中内町40-4	027-226-5933	高齢者
24	上川淵地区	JA前橋市小規模多機能ホーム上陽	群馬県前橋市中内町40-4	027-226-5933	高齢者
25	下川淵地区	グループホームルルドの家	群馬県前橋市公田町1165	027-265-6222	高齢者
26	下川淵地区	グループホームみどり荘	群馬県前橋市公田町1194	027-265-5787	高齢者
27	下川淵地区	特別養護老人ホーム桜桃園	群馬県前橋市房丸町48-1	027-289-0111	高齢者
28	芳賀地区	老人保健施設一羊館	群馬県前橋市小坂子町1012-5	027-269-6667	高齢者
29	芳賀地区	グループホームしらさぎ	群馬県前橋市小坂子町129-1	027-264-1010	高齢者
30	桂萱地区	グループホームみつまた	群馬県前橋市三俣町1-5-17	027-289-3322	高齢者
31	桂萱地区	小規模多機能ホームみつまた	群馬県前橋市三俣町1-5-17	027-289-3322	高齢者
32	桂萱地区	特別養護老人ホーム生糸の街	群馬県前橋市西片貝町3-285	027-289-5777	高齢者
33	桂萱地区	特別養護老人ホーム明風園	群馬県前橋市亀泉町1-26	027-269-4380	高齢者
34	桂萱地区	まえばし上泉の里	群馬県前橋市上泉町1870-1	027-269-2988	高齢者
35	桂萱地区	グループホームベルジ前橋たやの家	群馬県前橋市上泉町1870-3	027-269-6054	高齢者
36	桂萱地区	こぐま館デイサービスセンター	群馬県前橋市上泉町677-2	027-288-0011	高齢者
37	桂萱地区	上泉こぐま館スプリングバレス	群馬県前橋市上泉町677-2	027-288-0011	高齢者
38	桂萱地区	小規模多機能の家おぎくぼんち	群馬県前橋市荻窪町1266-10	027-212-6734	高齢者
39	桂萱地区	老人保健施設ビハーク寿苑	群馬県前橋市江木町1072	027-269-1161	高齢者
40	桂萱地区	特別養護老人ホームやすらぎ園	群馬県前橋市江木町1225-1	027-269-6216	高齢者
41	東地区	グループホーム箱田	群馬県前橋市箱田町206-4	027-212-6337	高齢者
42	東地区	前橋ケアセンターそよ風	群馬県前橋市箱田町428-1	027-280-4805	高齢者
43	東地区	あじさい園	群馬県前橋市川曲町536	027-280-5588	高齢者
44	東地区	老人保健施設 あずま荘	群馬県前橋市上新田町603-1	027-254-0108	高齢者
45	東地区	グループホームじゃんけんぼん大利根前橋	群馬県前橋市上新田町881	027-226-5002	高齢者
46	東地区	小規模多機能の家じゃんけんぼん大利根前橋	群馬県前橋市上新田町881	027-226-5002	高齢者
47	元総社地区	グループホームひまわり	群馬県前橋市大友町3-22-9	027-253-3322	高齢者
48	元総社地区	群馬老人保健センター 陽光苑	群馬県前橋市大友町3-26-8	027-253-3310	高齢者
49	元総社地区	小規模多機能型居宅介護総社の杜	群馬県前橋市大渡町1-11-8	027-255-3322	高齢者
50	元総社地区	特別養護老人ホームサンライフ問屋町	群馬県前橋市問屋町1-5-4	027-253-4165	高齢者
51	総社地区	介護老人保健施設おうみ	群馬県前橋市総社町総社2628	027-212-1780	高齢者
52	南橋地区	グループホームさちね	群馬県前橋市上細井町 2015	027-225-2488	高齢者
53	南橋地区	特別養護老人ホームかまくら	群馬県前橋市上細井町2050-7	027-210-1110	高齢者
54	南橋地区	介護老人保健施設 創春館	群馬県前橋市日輪寺町342-1	027-230-8282	高齢者
55	南橋地区	グループホームあかしあの里	群馬県前橋市日輪寺町東田350-2	027-232-3500	高齢者
56	南橋地区	グループホーム春らんらん	群馬県前橋市荒牧町2-36-1	027-288-0200	高齢者
57	南橋地区	小規模多機能ホーム春らんらん	群馬県前橋市荒牧町2-36-1	027-288-0200	高齢者
58	南橋地区	グループホームなでしこ	群馬県前橋市関根町2-7-3	027-230-8030	高齢者
59	南橋地区	特別養護老人ホームせきね園	群馬県前橋市関根町668	027-235-3566	高齢者
60	清里地区	グループホームみずきの家	群馬県前橋市池端町384-1	027-253-5630	高齢者
61	清里地区	グループホームあおなし	群馬県前橋市青梨子町1670	027-210-7100	高齢者
62	清里地区	介護老人保健施設青梨子荘	群馬県前橋市青梨子町1670	027-253-6115	高齢者
63	清里地区	特別養護老人ホーム清里荘	群馬県前橋市青梨子町503	027-254-1513	高齢者
64	永明地区	グループホームすずかけの家	群馬県前橋市天川大島町1441	027-289-6877	高齢者

指定福祉避難所一覧

No	地区	施設名	所在地	連絡先	受入対象者
65	永明地区	小規模多機能ホームすずかけの家	群馬県前橋市天川大島町1441	027-289-6877	高齢者
66	永明地区	特別養護老人ホームえいめい	群馬県前橋市天川大島町3-705	027-261-8555	高齢者
67	永明地区	グループホーム N・S ホーム	群馬県前橋市下大島町596-1	027-266-2262	高齢者
68	永明地区	介護老人保健施設けやき苑	群馬県前橋市下大島町596-1	027-266-2262	高齢者
69	城南地区	介護老人保健施設やまぶき	群馬県前橋市小屋原町977-3	027-266-1602	高齢者
70	城南地区	グループホーム菜の花	群馬県前橋市上増田町1	027-266-8808	高齢者
71	城南地区	特別養護老人ホーム上毛の里	群馬県前橋市上増田町600	027-266-9023	高齢者
72	城南地区	特別養護老人ホームすみれ荘	群馬県前橋市富田町1180-1	027-268-5565	高齢者
73	大胡地区	特別養護老人ホームこうふく園	群馬県前橋市大胡町351-1	027-280-2522	高齢者
74	大胡地区	ほのぼの荘	群馬県前橋市金丸町252-1	027-269-1100	高齢者
75	大胡地区	鐘の鳴る丘愛誠園	群馬県前橋市東金丸町95	027-283-3275	高齢者
76	大胡地区	グループホームかわらはま	群馬県前橋市河原浜町21-4	027-284-0606	高齢者
77	大胡地区	特別養護老人ホーム第二明光園	群馬県前橋市樋越町19-1	027-283-3912	高齢者
78	宮城地区	特別養護老人ホームあゆみの里	群馬県前橋市柏倉町2189-223	027-280-2323	高齢者
79	宮城地区	グループホームかしわぐら	群馬県前橋市柏倉町855-8	027-284-0006	高齢者
80	粕川地区	特別養護老人ホーム元気の郷	群馬県前橋市粕川町月田400	027-280-9111	高齢者
81	粕川地区	グループホーム粕川カトレアホーム	群馬県前橋市粕川町深津 1144-2	027-230-6565	高齢者
82	富士見地区	グループホームゆめさき	群馬県前橋市富士見町原之郷975	027-288-1643	高齢者
83	富士見地区	特別養護老人ホームサンホームふじみ	群馬県前橋市富士見町小沢207-1	027-288-8221	高齢者
84	富士見地区	特別養護老人ホームみのりの丘	群馬県前橋市富士見町小沢534-9	027-230-5277	高齢者
85	富士見地区	グループホーム星辰の家	群馬県前橋市富士見町時沢703-1	027-212-8800	高齢者
86	富士見地区	小規模多機能ホーム星辰の家	群馬県前橋市富士見町時沢703-1	027-212-8800	高齢者
87	城東地区	ワークハウスドリーム	群馬県前橋市城東町3-15-26	027-260-6888	障害者
88	上川淵地区	ぶらーな	群馬県前橋市櫛島町13-2	027-226-1966	障害者
89	桂萱地区	泉荘	群馬県前橋市上泉町1858-1	027-269-3355	障害者
90	桂萱地区	桂荘	群馬県前橋市上泉町1860-1	027-269-2594	障害者
91	桂萱地区	たんぽぽ学園	群馬県前橋市江木町1251-3	027-269-3620	障害者
92	桂萱地区	たんぽぽホーム	群馬県前橋市江木町1231	027-269-1566	障害者
93	桂萱地区	光明園	群馬県前橋市江木町1231	027-269-0287	障害者
94	桂萱地区	ルンビニー苑	群馬県前橋市江木町1231	027-269-5793	障害者
95	桂萱地区	赤城野荘	群馬県前橋市江木町1251-1	027-269-1566	障害者
96	東地区	くるみ	群馬県前橋市川曲町17-1	027-289-3514	障害者
97	東地区	ここあ	群馬県前橋市川曲町17-1	027-289-3514	障害者
98	東地区	えるも	群馬県前橋市川曲町175-3	027-289-3514	障害者
99	東地区	さらい	群馬県前橋市川曲町175-3	027-289-3514	障害者
100	東地区	ぶれも	群馬県前橋市川曲町176-1	027-289-3514	障害者
101	南橋地区	らいず	群馬県前橋市青柳町983-1	027-260-1900	障害者
102	清里地区	こがね荘	群馬県前橋市青梨子町1655	027-253-7575	障害者
103	清里地区	アシスト前橋	群馬県前橋市青梨子町1690-1	027-280-5320	障害者
104	永明地区	わーくはうすすてっぷ	群馬県前橋市東上野町136-1	027-290-6161	障害者
105	城南地区	青空	群馬県前橋市上増田町178	027-266-2221	障害者
106	城南地区	セルフおおむろ	群馬県前橋市西大室町285	027-230-3238	障害者
107	富士見地区	なかま	群馬県前橋市富士見町小沢117-6	027-288-1867	障害者
108	富士見地区	すずしろ	群馬県前橋市富士見町時沢1154-1	027-226-1030	障害者
109	上川淵地区	ひろせ老人福祉センター	群馬県前橋市広瀬町2-16	027-261-0880	要配慮者
110	元総社地区	おおとも老人福祉センター	群馬県前橋市大友町1-12-10	027-252-3077	要配慮者
111	南橋地区	しきしま老人福祉センター	群馬県前橋市荒牧町1154-1	027-233-2121	要配慮者
112	粕川地区	かすかわ老人福祉センター	群馬県前橋市粕川町前皆戸189-1	027-285-3801	要配慮者
113	富士見地区	ふじみ老人福祉センター	群馬県前橋市富士見町田島866-1	027-288-6113	要配慮者
114	城東地区	前橋市総合福祉会館	群馬県前橋市日吉町2-17-10	027-237-0101	要配慮者

(令和7年4月1日時点)

自主避難所一覧

No	施設名	所在地	連絡先	備考
1	本庁舎	前橋市大手町二丁目12-1	027-224-1111	
2	大胡公民館	前橋市河原浜町480	027-283-0118	
3	宮城公民館	前橋市鼻毛石町1711-8	027-283-6886	
4	粕川支所	前橋市粕川町西田面216-1	027-285-4111	
5	富士見公民館	前橋市富士見町田島866-1	027-288-6111	
6	城南支所	前橋市二之宮町1320-1	027-268-2111	
7	上川淵市民サービスセンター	前橋市後閑町35	027-265-0455	
8	下川淵市民サービスセンター	前橋市鶴光路町701	027-265-0651	
9	芳賀市民サービスセンター	前橋市鳥取町817	027-269-6724	
10	桂萱市民サービスセンター	前橋市上泉町141-3	027-261-0111	
11	東市民サービスセンター	前橋市箱田町543-1	027-251-2598	
12	元総社市民サービスセンター	前橋市元総社町三丁目1-1	027-251-2243	
13	総社市民サービスセンター	前橋市総社町総社1583-2	027-251-4933	
14	南橋市民サービスセンター	前橋市日輪寺町158	027-231-2376	
15	清里市民サービスセンター	前橋市青梨子町339-1	027-251-9005	
16	永明市民サービスセンター	前橋市上大島町930-1	027-266-5775	

(令和7年4月1日時点)

※自主避難所の開設は、事前の気象予報、想定される災害等を踏まえて、開設箇所を決定します。

帰宅困難者一時滞在施設一覧

No	施設名	所在地	連絡先	利用駅等
1	前橋地方合同庁舎	前橋市大手町二丁目3-1	027-224-1111	—
2	前橋市民文化会館	前橋市南町三丁目62-1	027-224-1111	前橋駅
3	前橋市立中川小学校	前橋市三河町二丁目1-3	027-224-1111	前橋駅
4	Brillia Tower前橋	前橋市表町二丁目29-26	027-224-1111	前橋駅
5	前橋市立東中学校	前橋市光が丘町3	027-224-1111	新前橋駅
6	前橋市立第六中学校	前橋市総社町1762-1	027-224-1111	群馬総社駅
7	前橋市立第五中学校	前橋市文京町三丁目20-5	027-224-1111	前橋大島駅
8	前橋市立筑井小学校	前橋市筑井町1160	027-224-1111	駒形駅

(令和7年4月1日時点)

資料－１０ 浸水想定区域内要配慮者施設の名称及び所在地（水防法第１５条関係）

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0.5m	0.5m～ 3.0m	3.0m～ 5.0m	5.0m～ 10.0m	家屋倒 壊等 氾濫想 定区域
1	桃ノ木川	その他	女性相談所	非公表		●			—
2	桃ノ木川	その他	中央児童相談所	非公表		●			—
3	利根川	高齢者	ショートステイルネス前橋	岩神町二丁目3ー	●				—
4	利根川	高齢者	特別養護老人ホームルネス 前橋	岩神町二丁目3ー 27	●				—
5	利根川	高齢者	二之沢前橋クリニック	岩神町二丁目4-7		●			—
6	利根川	高齢者	グループリビング岩神西	岩神町三丁目15-		●			●
7	利根川	高齢者	デイサービスセンターポニー	岩神町三丁目15-		●			●
8	利根川	高齢者	デイサービスセンター ひゅーげ	岩神町三丁目17-4		●			●
9	利根川	児童福祉	大渡こどもクラブ	岩神町三丁目18-6		●			●
10	利根川	児童福祉	敷島さくらこども園	岩神町四丁目15-			●		●
11	利根川	学校	前橋市立岩神小学校	岩神町四丁目4-1		●			●
12	利根川	児童福祉	いわがみ児童クラブ	岩神町四丁目4-1		●			●
13	利根川	障害児・者	児童発達支援・放課後等デ イサービス桜	敷島町240-32				●	●
14	利根川	高齢者	萩まち荘第2デイサービス	昭和町一丁目6番 5号	●				—
15	利根川	学校	前橋市立敷島小学校	昭和町一丁目22-8	●				—
16	利根川	高齢者	萩まち荘	昭和町一丁目2-6		●			—
17	利根川	高齢者	萩まち荘デイサービス	昭和町一丁目2-6		●			—
18	利根川	高齢者	グループホームしょうわ	昭和町二丁目1-2	●				—
19	利根川	高齢者	小規模多機能ホームしょうわ	昭和町二丁目1-2	●				—
20	利根川	医療施設	群馬大学医学部附属病院	昭和町三丁目39-		●			—
21	利根川	高齢者	デイサービスグランポルト 前橋	昭和町三丁目11- 18	●				—
22	利根川	高齢者	介護付有料老人ホーム グ ランポルト前橋	昭和町三丁目11- 18	●				—
23	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホーム グ ランポルト前橋	昭和町三丁目11- 18	●				—
24	利根川	児童福祉	事業所内託児所 コフレ	昭和町三丁目12-	●				—
25	利根川	児童福祉	学童保育所利根川教室	昭和町三丁目15-2	●				—
26	利根川	高齢者	ケアステーションあさひ前 橋昭和町	昭和町三丁目3-1	●				—
27	利根川	高齢者	ふるさとホーム前橋昭和町	昭和町三丁目3-1	●				—
28	利根川	児童福祉	群馬大学医学部附属病院院 内保育所 ゆめのこ保育園	昭和町三丁目39- 15		●			—
29	利根川	障害児・者	メロディー	昭和町三丁目4-7	●				—
30	利根川	高齢者	脳卒中リハビリ特化型デイ サービスwith reha	昭和町三丁目19番 9号	●				—
31	利根川	学校	前橋市立第三中学校	平和町二丁目13-	●				—
32	利根川	児童福祉	YMCAナースリー	国領町一丁目4-1	●				—
33	利根川	高齢者	デイサービスセンター春日 和国領町	国領町二丁目13- 43	●				—
34	利根川	高齢者	ワールドステイ国領町	国領町二丁目13-	●				—
35	利根川	障害児・者	こどもサークル住吉	住吉町二丁目10-	●				—
36	利根川 桃ノ木川	児童福祉	清王寺こどもクラブ	若宮町一丁目6-3	●				—
37	桃ノ木川	児童福祉	わかみや児童クラブ	若宮町四丁目12-	●				—
38	桃ノ木川	児童福祉	市立第一保育所	日吉町一丁目11-7	●				—
39	桃ノ木川	学校	群馬県立勢多農林高等学校	日吉町二丁目25-1	●				—
40	桃ノ木川	障害児・者	とらっば	日吉町二丁目17-	●				—
41	桃ノ木川	障害児・者	わくわくランドたんぽぽ	日吉町二丁目17-	●				—
42	桃ノ木川	高齢者	前橋市恵風園デイサービス センター	日吉町二丁目20- 14	●				—
43	桃ノ木川	高齢者	前橋老人ホーム	日吉町二丁目20-	●				—
44	桃ノ木川	高齢者	特別養護老人ホーム恵風園	日吉町二丁目20-	●				—
45	桃ノ木川	児童福祉	相愛館	日吉町二丁目27-	●				—
46	桃ノ木川	高齢者	こぐま館	日吉町二丁目8-3	●				—

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0.5m	0.5m～ 3.0m	3.0m～ 5.0m	5.0m～ 10.0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
47	桃ノ木川	児童福祉	前橋市日吉児童館	日吉町二丁目17-10（総合福祉会館内）	●				—
48	利根川	障害児・者	ディグ・スマイル・前橋北教室	日吉町四丁目6-9	●				—
49	桃ノ木川	高齢者	デイサービス蘭	日吉町四丁目19-		●			—
50	桃ノ木川	高齢者	プラチナホーム蘭	日吉町四丁目19-		●			—
51	桃ノ木川	学校	前橋市立城東小学校	城東町一丁目35-7	●				—
52	利根川 桃ノ木川	障害児・者	光和ハイツ	城東町一丁目35-10		●			—
53	利根川 桃ノ木川	児童福祉	じょうとう児童クラブ	城東町一丁目35-5	● 桃ノ木	● 利根			—
54	利根川	高齢者	デイサービスセンター清流館城東	城東町二丁目15-25	●				—
55	利根川 桃ノ木川	高齢者	清流館城東	城東町二丁目15-25	●				—
56	桃ノ木川	障害児・者	ぱれっと	城東町三丁目15-	●				—
57	桃ノ木川	障害児・者	ワークハウスドリーム	城東町三丁目15-	●				—
58	桃ノ木川	高齢者	デイサービス城東	城東町三丁目15-	●				—
59	利根川 桃ノ木川	障害児・者	明日葉S	城東町三丁目20-2	● 桃ノ木	● 利根			—
60	利根川 桃ノ木川	障害児・者	明日葉T	城東町三丁目20-2	● 桃ノ木	● 利根			—
61	利根川 桃ノ木川	障害児・者	明日葉U	城東町三丁目20-2	● 桃ノ木	● 利根			—
62	利根川 桃ノ木川	障害児・者	糸車	城東町三丁目20-7		●			—
63	利根川 桃ノ木川	児童福祉	えんじえるきつず e d c p l a n n i n g	城東町四丁目6-7	●				—
64	利根川	障害児・者	ラウレア城東	城東町五丁目1-20	●				—
65	利根川	障害児・者	就労継続支援B型事業所えがお	千代田町二丁目7-14	●				—
66	利根川	障害福祉	CLOVERワークス	千代田町二丁目2番11 G s レジデンス1階	●				—
67	利根川	高齢者	グランヴィル前橋	千代田町三丁目3-20	●				—
68	利根川	高齢者	ショートステイグランヴィル前橋	千代田町三丁目3-20	●				—
69	利根川	高齢者	デイサービスグランヴィル前橋	千代田町三丁目3-20	●				—
70	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホーム グランヴィル前橋	千代田町三丁目3-20	●				—
71	桃ノ木川	高齢者	デイセンターあさひ	朝日町一丁目35-9		●			—
72	桃ノ木川	障害児・者	さぼてんきつず朝日	朝日町三丁目27-6		●			—
73	桃ノ木川	児童福祉	あおいこども園	朝日町三丁目21-11-1		●			—
74	桃ノ木川	障害福祉	多機能型事業所こころ（就労継続支援B型）	朝日町三丁目21-14	●				—
75	桃ノ木川	障害福祉	地域活動支援センターこころ	朝日町三丁目21-	●				—
76	桃ノ木川	障害福祉	多機能型事業所こころ（生活介護）	朝日町三丁目21-14	●				—
77	桃ノ木川	医療施設	（医）積心会富沢病院	朝日町四丁目17-1	●				—
78	桃ノ木川	高齢者	ケアホーム愛（まな）の家	朝日町四丁目5-5		●			—
79	桃ノ木川	高齢者	デイサービスセンター愛（まな）の家	朝日町四丁目5-5		●			—
80	利根川	学校	聾学校	天川原町一丁目4番地	●				—
81	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり26	六供町三丁目16番地2 キャトルセゾン104号		●			—

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0.5m	0.5m～ 3.0m	3.0m～ 5.0m	5.0m～ 10.0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
82	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり7	六供町三丁目16番地2 キャトルセゾン101号		●			—
83	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり8	六供町三丁目16番地2 キャトルセゾン105号		●			—
84	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり2	六供町二丁目1番地1 ヴィラエスポワール101号		●			—
85	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり1	六供町二丁目1番地1 ヴィラエスポワール102号		●			—
86	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり4	六供町二丁目1番地1 ヴィラエスポワール105号		●			—
87	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり3	六供町二丁目1番地1 ヴィラエスポワール106号		●			—
88	利根川	障害児・者	とらびっこ	六供町四丁目38番地12		●			—
89	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり9	六供町三丁目16番地10 ホワイトヴィラ102号		●			—
90	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり10	六供町三丁目16番地10 ホワイトヴィラ103号		●			—
91	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり11	六供町三丁目16番地10 ホワイトヴィラ105号		●			—
92	利根川	障害児・者	グループホーム ひまわり27	六供町三丁目16番地2 キャトルセゾン102号室		●			—
93	利根川	高齢者	ニチイケアセンター前橋	六供町三丁目34番地7		●			—
94	利根川	障害児・者	さぼてんきっず六供	六供町723-1 2階		●			—
95	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホーム 展	六供町四丁目23番地11		●			—
96	利根川	高齢者	グループホームふれあいの家六供	六供町五丁目11番地14		●			—
97	利根川	高齢者	小規模多機能型居宅介護ふれあいの家六供	六供町五丁目11番地14		●			—
98	利根川	障害児・者	聴覚障害児 児童クラブきらきら	六供町一丁目18-5ロイヤルパレス102号室		●			—
99	利根川	児童福祉	六供こどもクラブ	六供町一丁目13-1	●				—
100	利根川	学校	前橋市立城南小学校	六供町一丁目13-2	●				—
101	利根川	障害児・者	ハッピーテラス前橋教室	六供町一丁目21-8	●				—
102	利根川	児童福祉	ろっくひよこプリスクール	六供町一丁目24-1		●			—
103	利根川	障害児・者	ワークスタジオハウスA201	六供町四丁目2-5	●				—
104	利根川	障害児・者	ワークスタジオハウスB101	六供町四丁目2-5	●				—
105	利根川	障害児・者	ワークスタジオハウスB201	六供町四丁目2-5	●				—
106	利根川	障害児・者	ワークスタジオハウスC102	六供町四丁目2-7	●				—
107	利根川	障害福祉	ナ・セバナス	六供町四丁目9番地5		●			—
108	利根川	障害福祉	コペルプラス 前橋六供教室	六供町五丁目20-8サザンテラスB		●			—
109	利根川	児童福祉	明星幼稚園	南町一丁目21-28	●				—
110	利根川	児童福祉	明星児童クラブ	南町一丁目22-1	●				—

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0.5m	0.5m～ 3.0m	3.0m～ 5.0m	5.0m～ 10.0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
111	利根川	障害児・者	ディグ・スマイル・前橋南教室	南町二丁目65-1		●			●
112	利根川	高齢者	特別養護老人ホームサンライフ南町	南町二丁目67-5		●			●
113	利根川	障害福祉	シエル前橋 グループ ホーム杏1	南町二丁目52番地3		●			—
114	利根川	障害福祉	シエル前橋 グループ ホーム杏2	南町二丁目52番地3		●			—
115	利根川	障害福祉	児童発達支援事業所 chouchou前橋	南町二丁目32番地14		●			—
116	利根川	学校	群馬県立前橋商業高等学校	南町四丁目35番地	●				—
117	利根川	学校	盲学校	南町四丁目5番地1	●				—
118	利根川	障害児・者	放課後デイつばさ上佐鳥	上佐鳥町15-2		●			—
119	利根川	児童福祉	上川淵保育所	上佐鳥町396-3		●			—
120	利根川	高齢者	春日	上佐鳥町774		●			—
121	利根川	高齢者	前橋市春日の里デイサービスセンター	上佐鳥町774		●			—
122	利根川	高齢者	特別養護老人ホーム春日の里	上佐鳥町774		●			—
123	利根川	障害児・者	ぷらーな	礒島町13-2		●			●
124	利根川	障害児・者	チャイルドハウスゆうゆう	礒島町62-1		●			—
125	利根川	医療施設	あさくらスポーツリハビリ テーションクリニック	朝倉町249-1		●			—
126	利根川	児童福祉	前橋赤十字病院 みどり保 育園	朝倉町389-1		●			—
127	利根川	児童福祉	前橋赤十字病院	朝倉町389-1		●			—
128	利根川	医療施設	前橋赤十字病院	朝倉町389-1		●			—
129	利根川	学校	赤城特別支援学校前橋赤十 字病院内教室	朝倉町389-1		●			—
130	利根川	高齢者	アースケアデイサービスセ ンター朝倉	朝倉町430-1		●			—
131	利根川	高齢者	アースケア前橋朝倉の里	朝倉町430-1		●			—
132	利根川	児童福祉	上川淵こどもクラブ	朝倉町445-1		●			—
133	利根川	学校	前橋市立上川淵小学校	朝倉町466		●			—
134	利根川	児童福祉	虹こどもクラブ	朝倉町821		●			—
135	利根川	高齢者	前橋協立病院通所リハビリ テーションセンター未来	朝倉町828-1	●				—
136	利根川	医療施設	前橋協立病院	朝倉町828-1	●				—
137	利根川	高齢者	デイサービス藤和の泉	朝倉町833-1		●			—
138	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホーム 藤和 の華	朝倉町833-1		●			—
139	利根川	児童福祉	虹の子保育園	朝倉町842-1	●				—
140	利根川	高齢者	ショートステイほなみ	朝倉町842-1	●				—
141	利根川	高齢者	ショートステイほなみ（空 床利用型）	朝倉町842-1	●				—
142	利根川	高齢者	特別養護老人ホームほなみ	朝倉町842-1	●				—
143	利根川	高齢者	特別養護老人ホームほなみ ユニット型	朝倉町842-1	●				—
144	利根川	高齢者	グループホームウェルスタ イル朝倉	朝倉町894-2		●			—
145	利根川	高齢者	小規模多機能型居宅介護 ウェルスタイル朝倉	朝倉町894-2		●			—
146	利根川	高齢者	グループホーム「ここあ」 前橋	朝倉町947-1		●			—
147	利根川	高齢者	アーク前橋朝倉	朝倉町253番地1		●			—
148	利根川	障害児・者	ユーカリ	下佐鳥町247-1		●			—
149	利根川	高齢者	デイサービスセンター福	宮地町346番地10			●		—
150	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホーム 幸	宮地町346番地10			●		—
151	利根川	学校	前橋市立第七中学校	宮地町260-1		●			—
152	利根川	医療施設	星医院	西善町204-1	●				—
153	利根川	児童福祉	上陽保育園	西善町598-2	●				—
154	利根川	高齢者	常楽園デイサービス	西善町599-1	●				—
155	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホームベに ばな前橋	西善町615-1		●			—

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0. 5m	0. 5m～ 3. 0m	3. 0m～ 5. 0m	5. 0m～ 10. 0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
156	利根川	高齢者	デイサービスセンターべにばな前橋	西善町615-3		●			—
157	利根川	高齢者	デイサービス七	西善町845-1			●		—
158	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホーム 八	西善町845-1			●		—
159	桃ノ木川	児童福祉	山王こどもクラブ	山王町二丁目13-5	●				—
160	桃ノ木川 広瀬川	高齢者	デイサービスセンター第2 アポロ	山王町二丁目40-1	●				—
161	桃ノ木川	児童福祉	たちばな児童館学童クラブ	山王町二丁目8-10	●				—
162	桃ノ木川	児童福祉	山王幼稚園	山王町二丁目9-5	●				—
163	利根川	高齢者	デイホーム孫の手・前橋南	中内町150-1		●			—
164	利根川	障害児・者	デイホーム孫の手・前橋南	中内町150-1		●			—
165	利根川	高齢者	J A前橋市グループホーム 上陽	中内町40-4	●				—
166	利根川	高齢者	J A前橋市小規模多機能 ホーム上陽	中内町40-4	●				—
167	利根川	高齢者	まごころ	公田町1007			●		●
168	利根川	高齢者	グループホームルルドの家	公田町1165			●		●
169	利根川	高齢者	グループホームみどり荘	公田町1194			●		●
170	利根川	児童福祉	祝昌第二保育園	公田町556-1		●			—
171	利根川	高齢者	デイサービス壺	公田町604-1		●			●
172	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホーム 伍	公田町604-1		●			●
173	利根川	学校	群馬県立前橋南高等学校	亀里町1番地		●			—
174	利根川	高齢者	デイサービスセンター鶴亀 の里	亀里町333-4		●			—
175	利根川	医療施設	群馬ペインクリニック病院	亀里町359		●			—
176	利根川	高齢者	デイサービスなな色前橋	亀里町591-3		●			—
177	利根川	障害福祉	びーばーハウスかめさと	亀里町601番地2		●			—
178	利根川	児童福祉	しもかわふち児童クラブ	鶴光路町38-1			●		—
179	利根川	児童福祉	しもかわふち第二児童クラブ	鶴光路町38-1			●		—
180	利根川	学校	前橋市立下川淵小学校	鶴光路町38-1			●		—
181	利根川	児童福祉	しもかわふち第三児童クラブ	鶴光路町38-1			●		—
182	利根川	児童福祉	下川淵保育所	鶴光路町68-2			●		—
183	利根川	児童福祉	しょうび学童クラブ	新堀町1040			●		—
184	利根川	児童福祉	しょうび第二幼稚園	新堀町1040			●		—
185	利根川	高齢者	とねりこの家	新堀町119-4			●		—
186	利根川	高齢者	きらめき	新堀町119-7		●			—
187	利根川	障害児・者	短期入所クライス前橋力丸町	力丸町285		●			—
188	利根川	障害児・者	クライスハイム力丸町Ⅰ	力丸町285		●			—
189	利根川	高齢者	ショートステイ桜桃園	房丸町48-1			●		—
190	利根川	高齢者	デイサービスセンター桜桃園	房丸町48-1			●		—
191	利根川	高齢者	特別養護老人ホーム桜桃園	房丸町48-1			●		—
192	桃ノ木川	高齢者	リハビリド・前橋三俣	三俣町一丁目27-8	●				—
193	桃ノ木川	高齢者	グループホームみつまた	三俣町一丁目5-17	●				—
194	桃ノ木川	高齢者	小規模多機能ホームみつまた	三俣町一丁目5-17	●				—
195	桃ノ木川	児童福祉	第二あさひ幼稚園	三俣町二丁目10-3	●				—
196	桃ノ木川	高齢者	ケアステーションあさひ前 橋三俣	三俣町二丁目12- 20	●				—
197	桃ノ木川	高齢者	ふるさとホーム前橋三俣	三俣町二丁目12-	●				—
198	桃ノ木川	障害児・者	ルプシ	三俣町三丁目24-		●			—
199	桃ノ木川	高齢者	ニコット前橋	三俣町三丁目30-3	●				—
200	桃ノ木川	高齢者	ニコットライフ	三俣町三丁目30-4	●				—
201	桃ノ木川 赤城白川	児童福祉	桃木こどもクラブ	幸塚町182-2	●				—
202	桃ノ木川 赤城白川	高齢者	住宅型有料老人ホーム和護 心前橋	幸塚町75-2		●			—
203	桃ノ木川	学校	群馬大学教育学部附属中学校	上沖町612番地		●			—
204	桃ノ木川 赤城白川	児童福祉	もものき	上沖町731-4			●		—
205	桃ノ木川	学校	前橋市立桃木小学校	上沖町732-1		●			—
206	桃ノ木川	障害児・者	短期入所 前橋下沖町	下沖町126-5		●			—
207	桃ノ木川	障害児・者	ソーシャルインクルーホーム 前橋下沖町Ⅰ	下沖町126-5		●			—

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0. 5m	0. 5m～ 3. 0m	3. 0m～ 5. 0m	5. 0m～ 10. 0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
208	桃ノ木川	障害児・者	ソーシャルインクルーホーム前橋下沖町Ⅱ	下沖町126-5		●			—
209	桃ノ木川	高齢者	デイサービスセンタークリスタル下沖	下沖町123-1		●			—
210	桃ノ木川	高齢者	ロングライフ前橋クリスタル館	下沖町123-1		●			—
211	桃ノ木川	高齢者	ロングライフ前橋	下沖町125	●				—
212	桃ノ木川	学校	群馬県立前橋高等学校	下沖町321-1	●				—
213	桃ノ木川	高齢者	デイサービスメイプル	西片貝町一丁目310-11		●			—
214	桃ノ木川	高齢者	野のはな	西片貝町一丁目310-11		●			—
215	桃ノ木川	高齢者	なごみはうす	西片貝町一丁目311-16	●				—
216	桃ノ木川	障害児・者	あざみ	西片貝町二丁目	●				—
217	桃ノ木川	高齢者	デイサービスひだまりの峰	西片貝町二丁目414-3	●				—
218	桃ノ木川	高齢者	ひだまりの家片貝	西片貝町二丁目414-3	●				—
219	桃ノ木川	高齢者	特別養護老人ホーム生糸（いと）の街	西片貝町三丁目285	●				—
220	桃ノ木川	高齢者	デイサービス桃の瀬	西片貝町三丁目308-1		●			—
221	桃ノ木川	学校	前橋市立桃瀬小学校	西片貝町三丁目	●				—
222	桃ノ木川	高齢者	有料老人ホーム西片貝	西片貝町三丁目308-1		●			—
223	桃ノ木川	児童福祉	桃瀬児童クラブ	西片貝町三丁目	●				—
224	桃ノ木川	高齢者	リハビリステーション片貝	西片貝町四丁目6-	●				—
225	桃ノ木川	児童福祉	桃瀬幼稚園	西片貝町四丁目16-2	●				—
226	桃ノ木川	障害児・者	ジーニアス	西片貝町五丁目9-12		●			—
227	桃ノ木川	児童福祉	あさひ幼稚園	東片貝町1061-1		●			—
228	利根川	障害児・者	スポーツきつずアカデミア片貝校	東片貝町6-7	●				—
229	桃ノ木川	児童福祉	桃瀬子どもクラブ	東片貝町887	●				—
230	桃ノ木川	学校	前橋市立桂萱中学校	上泉町175	●				—
231	桃ノ木川	児童福祉	かいがや児童クラブ	上泉町175-3		●			—
232	桃ノ木川	学校	前橋市立桂萱小学校	上泉町178		●			—
233	桃ノ木川	障害児・者	わくわくハウス	上泉町338-1		●			—
234	桃ノ木川	障害児・者	ケアホームじゃんぷ	上泉町338-2		●			—
235	桃ノ木川	障害児・者	エコハNZ	上泉町458-1		●			—
236	桃ノ木川	高齢者	こぐま館デイサービスセンター	上泉町677-2		●			—
237	桃ノ木川	高齢者	上泉こぐま館スプリングパレス	上泉町677-2		●			—
238	桃ノ木川	高齢者	デイサービス久	上泉町69	●				—
239	桃ノ木川	学校	群馬県立前橋工業高等学校	石関町137-1		●			—
240	桃ノ木川	障害福祉	ココエール tonan	堀之下町15番地1		●			—
241	利根川	高齢者	グループホームよつば	下新田町315			●		—
242	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 28	下新田町358-1エトワールA棟101			●		—
243	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 29	下新田町358-1エトワールA棟201			●		—
244	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 30	下新田町358-1エトワールA棟102			●		—
245	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 31	下新田町358-1エトワールA棟202			●		—
246	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 32	下新田町358-1エトワールA棟103			●		—
247	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 33	下新田町358-1エトワールA棟203			●		—

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0. 5m	0. 5m～ 3. 0m	3. 0m～ 5. 0m	5. 0m～ 10. 0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
248	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 34	下新田町358-1エトワールB棟101			●		—
249	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 35	下新田町358-1エトワールB棟201			●		—
250	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 36	下新田町358-1エトワールB棟102			●		—
251	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 37	下新田町358-1エトワールB棟202			●		—
252	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 38	下新田町358-1エトワールB棟103			●		—
253	利根川	障害児・者	グループホームひまわり 39	下新田町358-1エトワールB棟203			●		—
254	利根川	高齢者	デイセンターやまと下新田	下新田町430-3			●		—
255	利根川	高齢者	やまとの家下新田	下新田町430-3			●		—
256	利根川	障害児・者	共生型生活介護あおい下新田	下新田町430-3			●		—
257	利根川	障害児・者	トゥデイ	下新田町588番地		●			—
258	利根川	障害児・者	さぼてんきっず	下新田町649-15			●		—
259	利根川	障害児・者	ミント	上新田町808-8		●			—
260	利根川	学校	前橋市立新田小学校	上新田町1160		●			—
261	利根川	高齢者	朝日ハーモニッククラブ	上新田町1176-1		●			—
262	利根川	高齢者	朝日ハーモニーデイサービスセンター	上新田町1176-1		●			—
263	利根川	児童福祉	しんでん児童クラブ	上新田町1306-2		●			●
264	利根川	児童福祉	大利根児童クラブ	上新田町249-1		●			—
265	利根川	児童福祉	済生会病院 なでしこ保育	上新田町564-1		●			—
266	利根川	医療施設	群馬県済生会前橋病院	上新田町564-1		●			—
267	利根川	高齢者	社会福祉法人恩賜財団済生会支部群馬県済生会老人保健施設あずま荘	上新田町603-1		●			—
268	利根川	児童福祉	トキワ保育園	上新田町609-1		●			—
269	利根川	高齢者	グループホームじゃんけんぼん大利根前橋	上新田町881		●			—
270	利根川	高齢者	小規模多機能の家じゃんけんぼん大利根前橋	上新田町881		●			—
271	利根川	高齢者	ベストケアレジデンス悠仁(ゆうじん)	上新田町950		●			—
272	利根川	高齢者	デイサービス縁じょい前橋	小相木町483-1		●			—
273	利根川	高齢者	はなことば前橋	小相木町483-1		●			—
274	利根川	児童福祉	朝日が丘こども園	朝日が丘町5-1		●			—
275	利根川	学校	前橋育英高等学校	朝日が丘町13		●			●
276	利根川	学校	前橋市立大利根小学校	大利根町二丁目12-1		●			—
277	利根川	高齢者	大利根ろまん亭	大利根町二丁目39-9		●			—
278	利根川	障害福祉	グローバルキッズメソッド101	大利根町二丁目1番6号		●			—
279	赤城白川	児童福祉	細井学童クラブ	上細井町1842-3		●			—
280	赤城白川	高齢者	デイサービス愛楽	上細井町2015		●			—
281	赤城白川	児童福祉	細井保育所	上細井町2006-4		●			—
282	赤城白川	高齢者	グループホームさちね	上細井町2015		●			—
283	赤城白川	高齢者	デイサービスセンターかまくら	上細井町2050-7		●			—
284	赤城白川	高齢者	特別養護老人ホームかまくら	上細井町2050-7		●			—
285	赤城白川	医療施設	しらかわ診療所	上細井町2068-1		●			—
286	赤城白川	障害児・者	わおん下細井	下細井町402-5		●			—
287	赤城白川	高齢者	藤さくら倶楽部	下細井町585-10		●			—
288	赤城白川	児童福祉	ほそい児童クラブ	下細井町67-1		●			—
289	赤城白川	学校	前橋市立細井小学校	下細井町67-1		●			—
290	赤城白川	高齢者	コンパスウォーク前橋北代田	北代田町158-3		●			—
291	赤城白川	高齢者	ケアステーションあさひ北前橋	北代田町216		●			—
292	赤城白川	高齢者	ふるさとホーム北前橋	北代田町216		●			—
293	利根川	障害児・者	ラウレア北代田	北代田町259-1		●			—

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0.5m	0.5m～ 3.0m	3.0m～ 5.0m	5.0m～ 10.0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
294	赤城白川	高齢者	アリエ北代田	北代田町311-1		●			—
295	赤城白川	高齢者	デイサービスアリエ北代田	北代田町311-1		●			—
296	赤城白川	障害児・者	ナッティ北代田	北代田町640-5		●			—
297	利根川	児童福祉	はと保育園	上小出町一丁目 15-4	●				—
298	利根川	高齢者	ケアステーションあさひ前 橋上小出	上小出町一丁目 20-1		●			—
299	利根川	高齢者	ふるさとホーム前橋上小出	上小出町一丁目 20-1		●			—
300	利根川	学校	赤城特別支援学校本校	上小出町一丁目5 番15号	●				—
301	利根川	高齢者	グループホームウェルスタ イル上小出	上小出町二丁目 13-5		●			—
302	利根川	障害児・者	第1ドルフィン上小出	上小出町二丁目 16-8		●			—
303	利根川	障害児・者	こどもサークル上小出	上小出町二丁目 27-7		●			—
304	利根川	高齢者	ウェルスタイル前橋デイ サービスセンター	上小出町二丁目 27-11		●			—
305	利根川	高齢者	トートイス前橋	上小出町二丁目 27-11		●			—
306	利根川	高齢者	グリーンライフ前橋敷島	上小出町三丁目2-		●			—
307	利根川	高齢者	グリーンライフ前橋敷島デ イサービスセンター	上小出町三丁目2- 9		●			—
308	赤城白川	障害児・者	わおん青柳	青柳町103番地5		●			—
309	赤城白川	高齢者	プチスタイル青柳	青柳町474-12		●			—
310	赤城白川	高齢者	デイサービス青柳	青柳町493		●			—
311	赤城白川	高齢者	デイサービスセンター菜摘	青柳町833-1		●			—
312	赤城白川	高齢者	菜摘荘	青柳町833-1		●			—
313	赤城白川	高齢者	ケアコロデイ前橋青柳	青柳町94-6		●			—
314	赤城白川	高齢者	ケアコロホーム前橋青柳	青柳町94-6		●			—
315	赤城白川	障害児・者	まほろ	青柳町983-1		●			—
316	赤城白川	障害児・者	らいず	青柳町983-1		●			—
317	利根川	高齢者	しきしま老人福祉センター	荒牧町1154-1		●			—
318	利根川	高齢者	寿楽園	荒牧町1154-2			●		—
319	利根川	児童福祉	パレイストラ荒牧	荒牧町1418-1		●			—
320	赤城白川	学校	前橋市立南橋中学校	荒牧町975	●				—
321	利根川	障害児・者	ナッティ荒牧	荒牧町二丁目6-15	●				—
322	利根川	高齢者	こころや荒牧	荒牧町二丁目28-4		●			—
323	利根川	高齢者	こころや荒牧デイサービス	荒牧町二丁目28-4		●			—
324	利根川	児童福祉	ママ＆パパす前橋	荒牧町二丁目29- 28-206		●			—
325	利根川	学校	前橋市立荒牧小学校	荒牧町四丁目9-2			●		—
326	利根川	児童福祉	あらまき児童クラブ	荒牧町四丁目9-2			●		—
327	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホーム幸 田口	田口町1205-4					●
328	利根川	高齢者	デイサービスセンター福 田口	田口町1205-4					●
329	利根川	児童福祉	中野ホーム	関根町664-2		●			—
330	利根川	高齢者	ケアハウスせきね	関根町668		●			—
331	利根川	高齢者	前橋市せきね園デイサービ スセンター	関根町668		●			—
332	利根川	高齢者	特別養護老人ホームせきね園	関根町668		●			—
333	利根川	高齢者	プチスタイル関根町	関根町719		●			—
334	利根川	高齢者	グループホームなでしこ	関根町二丁目7-3	●				—
335	利根川	医療施設	前橋温泉クリニック	関根町二丁目10-1	●				—
336	利根川	高齢者	安心館さくら	関根町二丁目14-	●				—
337	利根川	児童福祉	あらまき第二児童クラブ	関根町二丁目20-5	●				—
338	利根川	障害児・者	ナッティホーム関根町	関根町三丁目1-12	●				—
339	利根川	障害児・者	第3ドルフィン関根	関根町三丁目36-2		●			—
340	利根川	児童福祉	あおぞら北	関根町三丁目6-1		●			—
341	利根川	高齢者	デイサービスこころの川原店	川原町207-11			●		—
342	利根川	児童福祉	ぐんま学園	川原町826			●		●

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0. 5m	0. 5m～ 3. 0m	3. 0m～ 5. 0m	5. 0m～ 10. 0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
343	利根川	学校	前橋市立荒牧小学校みやま分校	川原町826			●		●
344	利根川	高齢者	デイサービスてのひら川原	川原町一丁目34-8		●			—
345	利根川	高齢者	ケアレジデンスてのひら川原	川原町一丁目34-8		●			—
346	利根川	医療施設	医療法人社団三矢会上毛大橋クリニック	川原町一丁目49-6		●			●
347	利根川	障害児・者	ゆーハウス前橋	川原町一丁目39-	●				●
348	利根川	高齢者	デイサービスまほろば	川原町一丁目43-3		●			●
349	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホーム まほろば	川原町一丁目43-3		●			●
350	利根川	高齢者	デイサービス輪	川原町一丁目49-1		●			●
351	利根川	高齢者	ライフケアホーム四つ葉のクローバ	川原町一丁目49-1		●			●
352	利根川	高齢者	コスモス川原	川原町二丁目23-8			●		●
353	利根川	高齢者	デイサービスセンターコスモス川原	川原町二丁目23-8			●		●
354	利根川	児童福祉	敷島幼稚園	川原町二丁目24-1			●		—
355	利根川	高齢者	住宅型有料老人ホーム うらら川原	川原町二丁目34-19		●			●
356	利根川	高齢者	デイサロンうらら川原	川原町二丁目34-		●			●
357	桃ノ木川	高齢者	かけはしの家広瀬	天川大島町57-1		●			—
358	桃ノ木川	高齢者	通所介護広瀬	天川大島町57-1		●			—
359	桃ノ木川	障害児・者	あかり天川大島	天川大島町925 - 2	●				—
360	桃ノ木川	高齢者	運動リハビリ型オールケア前橋	天川大島町1203-1	●				—
361	桃ノ木川	障害児・者	ワークスタジオ前橋 就労定着支援事業所	天川大島町1203-1 金井ビル2階	●				—
362	桃ノ木川	障害児・者	就労継続支援B型事業所 進—SHIN—	天川大島町1368-8	●				—
363	桃ノ木川	障害児・者	ワークスタジオプラス	天川大島町1433-1 カスケード天川大島ビル1F	●				—
364	桃ノ木川	高齢者	グループホームすずかけの家	天川大島町1441	●				—
365	桃ノ木川	高齢者	小規模多機能ホームすずかけの家	天川大島町1441	●				—
366	桃ノ木川	高齢者	ほねつぎデイサービス前橋天川大島町	天川大島町二丁目4-13	●				—
367	桃ノ木川	障害児・者	グローバルキッズメソッド70	天川大島町三丁目1-2	●				—
368	桃ノ木川	児童福祉	群馬ヤクルト前橋東センターキッズルーム	天川大島町三丁目1-43	●				—
369	桃ノ木川	高齢者	ショートステイサービスえいめい	天川大島町三丁目705		●			—
370	桃ノ木川	高齢者	デイサービスセンターえいめい	天川大島町三丁目705		●			—
371	桃ノ木川	高齢者	パノラマ	天川大島町三丁目705	●				—
372	桃ノ木川	高齢者	特別養護老人ホームえいめい	天川大島町三丁目705		●			—
373	桃ノ木川	高齢者	住宅型有料老人ホーム オネスティーまごころホーム	上大島町6-3		●			—
374	桃ノ木川	障害児・者	短期入所 前橋上大島町	上大島町387-5		●			—
375	桃ノ木川	障害児・者	ソーシャルインクルーホーム前橋上大島町Ⅰ	上大島町387-5 1階		●			—
376	桃ノ木川	障害児・者	ソーシャルインクルーホーム前橋上大島町Ⅱ	上大島町387-5 2階		●			—
377	桃ノ木川	高齢者	デイサービスあかね前橋大島	上大島町539-5		●			—
378	桃ノ木川	高齢者	デイサービス誠	上大島町6-3		●			—
379	桃ノ木川	児童福祉	永明小学校児童クラブ	上大島町655		●			—
380	桃ノ木川	学校	前橋市立永明小学校	上大島町655		●			—
381	桃ノ木川	児童福祉	永明保育園	上大島町860		●			—
382	桃ノ木川	児童福祉	スキップこどもクラブ	上大島町911		●			—
383	桃ノ木川	高齢者	かけはしの家長磯	上長磯町87		●			—

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0. 5m	0. 5m～ 3. 0m	3. 0m～ 5. 0m	5. 0m～ 10. 0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
384	桃ノ木川	高齢者	通所介護長磯	上長磯町87		●			—
385	桃ノ木川	学校	前橋市立前橋特別支援学校	東上野町459-1		●			—
386	桃ノ木川	児童福祉	t o n a n 児童倶楽部	野中町447-1	●				—
387	広瀬川	障害児・者	放課後デイつばさ駒形	駒形町647-34	●				—
388	桃ノ木川	児童福祉	こまがた幼稚園	駒形町807-1	●				—
389	桃ノ木川	学校	前橋市立駒形小学校	駒形町1172	●				—
390	広瀬川	障害児・者	こどもサークル駒形つなぐ園	駒形町1380-11		●			—
391	桃ノ木川	学校	前橋市立筑井小学校	筑井町1160		●			—
392	桃ノ木川 荒砥川	医療施設	善衆会病院	筑井町54-1	● 荒砥	● 桃ノ木			—
393	桃ノ木川	児童福祉	共愛学園小学校アフタースクール	小屋原町1097-2		●			—
394	桃ノ木川	学校	共愛学園小学校	小屋原町1097-2		●			—
395	桃ノ木川	学校	共愛学園中学・高等学校	小屋原町1115-3		●			—
396	桃ノ木川	児童福祉	共愛学園こども園	小屋原町1125-1		●			—
397	桃ノ木川	児童福祉	共愛学園学童クラブ	小屋原町1130		●			—
398	荒砥川	学校	前橋市立木瀬中学校	小屋原町1811-1		●			—
399	桃ノ木川	児童福祉	事業所内保育施設 パンダ	小屋原町341-1		●			—
400	桃ノ木川	高齢者	デイサービスセンターきせ	小屋原町341-1		●			—
401	桃ノ木川 広瀬川	児童福祉	B E A I n t e r n a t i o n a l S c h o o l	小屋原町494-1	● 桃ノ木	● 広瀬			—
402	桃ノ木川 広瀬川	医療施設	マザーズクリニックTAMURA	小屋原町584-1	●				—
403	桃ノ木川	医療施設	中嶋医院	小屋原町976-1		●			—
404	桃ノ木川	高齢者	介護老人保健施設やまぶき	小屋原町977-3		●			—
405	桃ノ木川 荒砥川	障害児・者	ひかりホーム	上増田町257-7	●				—
406	桃ノ木川 荒砥川	障害児・者	かがやきホーム	上増田町333		●			—
407	桃ノ木川 広瀬川 荒砥川	高齢者	グループホーム菜の花	上増田町1		●			—
408	桃ノ木川 広瀬川 荒砥川	障害児・者	青空	上増田町178		●			—
409	桃ノ木川 広瀬川 荒砥川	障害児・者	グループホーム花豆	上増田町181-1		●			—
410	桃ノ木川 広瀬川 荒砥川	障害児・者	グループホーム天豆	上増田町181-1		●			—
411	桃ノ木川 広瀬川 荒砥川	高齢者	上毛の里ディサービスセンター	上増田町3			●		—
412	桃ノ木川 荒砥川	障害児・者	のぞみホーム	上増田町317-2		●			—
413	桃ノ木川 荒砥川	障害児・者	めぐみホーム	上増田町317-2		●			—
414	桃ノ木川 荒砥川	障害児・者	とも	上増田町318-2		●			—
415	桃ノ木川 広瀬川 荒砥川	障害児・者	障がい福祉サービス事業所太陽	上増田町57-1		●			—
416	桃ノ木川 広瀬川 荒砥川	障害児・者	グループホームからたち	上増田町59		●			—
417	桃ノ木川 広瀬川 荒砥川	障害児・者	グループホームほおずき	上増田町59		●			—
418	桃ノ木川 広瀬川 荒砥川	高齢者	特別養護老人ホーム上毛の里	上増田町600		●			—
419	桃ノ木川	児童福祉	たちばな	下大島町1055-93	●				—

水位周知河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0.5m	0.5m～ 3.0m	3.0m～ 5.0m	5.0m～ 10.0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
420	桃ノ木川	高齢者	リバティきせ	下大島町203		●			—
421	桃ノ木川	高齢者	デイサービスセンタープラチナホームさくら	下大島町524-12		●			—
422	桃ノ木川	高齢者	プラチナホームさくら	下大島町524-12		●			—
423	桃ノ木川	高齢者	萬葉の杜	下大島町538-1	●				—
424	桃ノ木川	高齢者	萬葉の華	下大島町538-11	●				—
425	桃ノ木川	高齢者	デイサービスセンター萬葉の杜	下大島町538-9	●				—
426	桃ノ木川	障害児・者	フロイデ	下大島町583-1		●			—
427	桃ノ木川	障害児・者	たびだち3号	下大島町585-16		●			—
428	桃ノ木川	障害児・者	たびだち2号	下大島町585-9	●				—
429	桃ノ木川	高齢者	グループホームN・Sホーム	下大島町596-1	●				—
430	桃ノ木川	高齢者	介護老人保健施設けやき苑	下大島町596-1	●				—
431	桃ノ木川	障害児・者	たびだち	下大島町596-1	●				—
432	桃ノ木川	医療施設	(医)中沢会上毛病院	下大島町596-1	●				—
433	桃ノ木川	障害児・者	就労継続支援B型事業所ボーデン	下大島町615-1	●				—
434	荒砥川	高齢者	デイサービスせんじゅ	茂木町63-1	●				—
435	荒砥川	高齢者	有料老人ホームじねん	茂木町63-1	●				—

(令和6年12月1日時点)

中小河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0.5m	0.5m～ 3.0m	3.0m～ 5.0m	5.0m～ 10.0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
1	端気川	高齢者	デイサービスKARMA style	朝日町二丁目14-30 さんらいず山田103号室	●				—
2	端気川	高齢者	藤和の奏	朝日町三丁目21-		●			—
3	端気川	障害児・者	さぼてんきつず朝日	朝日町三丁目27-6	●				—
4	端気川	高齢者	シンシア前橋デイサービス	朝日町三丁目16-2		●			—
5	端気川	高齢者	シンシア前橋ショートステイ	朝日町三丁目16-2		●			—
6	端気川	障害福祉	多機能型事業所こころ（就労継続支援B型）	朝日町三丁目21-14	●				—
7	端気川	障害福祉	地域活動支援センターこころ	朝日町三丁目21-	●				—
8	端気川	障害福祉	多機能型事業所こころ（生活介護）	朝日町三丁目21-14	●				—
9	端気川	高齢者	ケアホーム愛（まな）の家	朝日町四丁目5-5		●			—
10	端気川	医療施設	（医）積心会富沢病院	朝日町四丁目17-1		●			—
11	端気川	児童福祉	あおいこども園	朝日町四丁目33-		●			—
12	端気川	高齢者	デイサービスセンター愛（まな）の家	朝日町四丁目5-5		●			—
13	広瀬川 端気川 葦川	児童福祉	前橋東保育園	文京町四丁目9-13	●				—
14	端気川 藤川	障害児・者	ユーカリ	下佐鳥町247-1	●				—
15	端気川 藤川	高齢者	デイサービスセンター福	宮地町346-10	●				—
16	端気川 藤川	高齢者	住宅型有料老人ホーム 幸	宮地町346-10	●				—
17	端気川 藤川	学校	前橋市立第七中学校	宮地町260-1	●				—
18	藤川	高齢者	住宅型有料老人ホーム 八	西善町845-1	●				—
19	藤川	高齢者	デイサービス七	西善町845-1	●				—
20	広瀬川 葦川	高齢者	デイサービスセンター第2 アポロ	山王町二丁目40-1	●				—
21	広瀬川 葦川	児童福祉	山王こどもクラブ	山王町二丁目13-5	●				—
22	広瀬川 葦川	児童福祉	たちばな児童館学童クラブ	山王町二丁目8-10	●				—
23	広瀬川 葦川	児童福祉	山王幼稚園	山王町二丁目9-5	●				—
24	端気川 藤川	障害児・者	短期入所クライス前橋力丸町	力丸町285	●				—
25	端気川 藤川	障害児・者	クライスハイム力丸町Ⅰ	力丸町285 1階	●				—
26	寺沢川	学校	群馬県立前橋工業高等学校	石関町137-1	●				—
27	寺沢川	障害福祉	ココエール tonan	堀之下町15番地1		●			—
28	滝川 染谷川	高齢者	小規模多機能あづま	箱田町206-1	●				—
29	滝川 染谷川	障害児・者	わおん箱田	箱田町1406-3	●				—
30	滝川 染谷川	学校	前橋市立東小学校	箱田町1452-1		●			—
31	滝川 染谷川	児童福祉	東こどもクラブ	箱田町1615-2		●			—
32	滝川 染谷川	高齢者	デイサービスこころの箱田店	箱田町1638		●			—
33	滝川 染谷川	児童福祉	あずま児童クラブ	箱田町1647-4		●			—
34	滝川 染谷川	高齢者	グループホーム箱田	箱田町206-4		●			—
35	滝川 染谷川	障害児・者	ディグ・スマイル・前橋西教室	箱田町357-8		●			—

中小河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0. 5m	0. 5m～ 3. 0m	3. 0m～ 5. 0m	5. 0m～ 10. 0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
36	滝川 染谷川	高齢者	前橋ケアセンターそよ風	箱田町428-1		●			—
37	滝川 染谷川	児童福祉	東保育所	箱田町618	●				—
38	滝川 染谷川	学校	前橋市立箱田中学校	前箱田町396-1		●			—
39	滝川 染谷川	高齢者	ナーシングホームあい暖 (ぬくもり)	川曲町1-1		●			—
40	滝川 染谷川	高齢者	デイサービスあい暖	川曲町1-1		●			—
41	滝川 染谷川	障害児・者	くるみ	川曲町17-1		●			—
42	滝川 染谷川	障害児・者	ここあ	川曲町17-1		●			—
43	滝川 染谷川	児童福祉	託児保育所あじさい園	川曲町41		●			—
44	滝川 染谷川	高齢者	グループホームあじさいで んでんタウン	川曲町41		●			—
45	滝川 染谷川	高齢者	小規模多機能居宅ホームあ じさいでんでんタウン	川曲町41		●			—
46	滝川 染谷川	児童福祉	第二学童保育所あじさいで んでんタウン	川曲町41		●			—
47	滝川 染谷川	障害児・者	あんど	川曲町162		●			—
48	滝川 染谷川	障害児・者	えるも	川曲町175-3		●			—
49	滝川 染谷川	障害児・者	さらい	川曲町175-3		●			—
50	滝川 染谷川	障害児・者	みらい	川曲町176-1		●			—
51	滝川 染谷川	障害児・者	ふれも	川曲町176-1		●			—
52	滝川 染谷川	児童福祉	大利根育英幼稚園	川曲町529-1		●			—
53	滝川 染谷川	高齢者	ケアハウスあじさい	川曲町536		●			—
54	滝川 染谷川	高齢者	あじさい園	川曲町536		●			—
55	滝川 染谷川	高齢者	特別養護老人ホームあじさ い園	川曲町536		●			—
56	滝川 染谷川	高齢者	あじさい園（ユニット型）	川曲町536		●			—
57	滝川 染谷川	児童福祉	学童保育所あじさい園	川曲町536		●			—
58	滝川 染谷川	障害児・者	グループホーム ひまわり 1 7	川曲町588-1 エス ポワール藤A101号	●				—
59	滝川 染谷川	障害児・者	グループホーム ひまわり 2 1	川曲町588-1 エス ポワール藤A102号	●				—
60	滝川 染谷川	障害児・者	グループホーム ひまわり 2 2	川曲町588-1 エス ポワール藤A103号 室	●				—
61	滝川 染谷川	障害児・者	グループホーム ひまわり 1 8	川曲町588-1 エス ポワール藤A202号	●				—
62	滝川 染谷川	障害児・者	グループホーム ひまわり 2 3	川曲町588-1 エス ポワール藤B101号 室	●				—
63	滝川 染谷川	障害児・者	グループホーム ひまわり 1 9	川曲町588-1 エス ポワール藤B 201	●				—
64	滝川 染谷川	障害児・者	グループホーム ひまわり 2 0	川曲町588-1 エス ポワール藤B 202	●				—
65	滝川 染谷川	障害児・者	グループホーム ひまわり 1 4	川曲町588-1 エス ポワール藤C101号	●				—

中小河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0. 5m	0. 5m～ 3. 0m	3. 0m～ 5. 0m	5. 0m～ 10. 0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
66	滝川 染谷川	障害児・者	グループホーム ひまわり 1 5	川曲町588-1 エスポワール藤C102号	●				—
67	滝川 染谷川	障害児・者	グループホーム ひまわり 1 6	川曲町588-1 エスポワール藤C103号	●				—
68	滝川 染谷川	障害福祉	globeわおん わおん箱田サテライト	稲荷新田町277-1	●				—
69	滝川	高齢者	グループホームよつば	下新田町315		●			—
70	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 2 8	下新田町358-1エトワールA棟101		●			—
71	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 2 9	下新田町358-1エトワールA棟201		●			—
72	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 3 0	下新田町358-1エトワールA棟102		●			—
73	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 3 1	下新田町358-1エトワールA棟202		●			—
74	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 3 2	下新田町358-1エトワールA棟103		●			—
75	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 3 3	下新田町358-1エトワールA棟203		●			—
76	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 3 4	下新田町358-1エトワールB棟101		●			—
77	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 3 5	下新田町358-1エトワールB棟201		●			—
78	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 3 6	下新田町358-1エトワールB棟102		●			—
79	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 3 7	下新田町358-1エトワールB棟202		●			—
80	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 3 8	下新田町358-1エトワールB棟103		●			—
81	滝川	障害児・者	グループホームひまわり 3 9	下新田町358-1エトワールB棟203		●			—
82	滝川	障害児・者	共生型生活介護あおい下新田	下新田町430-3		●			—
83	滝川	高齢者	デイセンターやまと下新田	下新田町430-3		●			—
84	滝川	高齢者	やまとの家下新田	下新田町431-2		●			—
85	滝川	障害児・者	トゥデイ	下新田町588		●			—
86	滝川	障害児・者	さぼてんきっず	下新田町649-15		●			—
87	滝川	障害児・者	ミント	上新田町808-8		●			—
88	滝川	高齢者	ベストケアレジデンス悠仁	上新田町950		●			—
89	滝川	高齢者	朝日ハーモニッククラブ	上新田町1176-1		●			—
90	滝川	高齢者	朝日ハーモニーデイサービスセンター	上新田町1176-1		●			—
91	滝川	児童福祉	済生会病院 なでしこ保育園	上新田町564-1	●				—
92	滝川	高齢者	グループホームじゃんけん ぼん大利根前橋	上新田町881		●			—
93	滝川	高齢者	小規模多機能の家じゃんけん ぼん大利根前橋	上新田町881		●			—
94	滝川	学校	前橋市立新田小学校	上新田町1160	●				—
95	滝川	児童福祉	しんでん児童クラブ	上新田町1306-2		●			—
96	滝川	児童福祉	大利根児童クラブ	上新田町249-1		●			—
97	滝川	医療施設	群馬県済生会前橋病院	上新田町564-1	●				—
98	滝川	高齢者	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部群馬県済生会老人保健施設 あずま荘	上新田町603-1	●				—
99	滝川	児童福祉	トキワ保育園	上新田町609-1		●			—
100	滝川	高齢者	はなことば前橋	小相木町483-1	●				—
101	滝川	高齢者	デイサービス緑じょい前橋	小相木町483-1	●				—
102	滝川	障害児・者	グループホーム サニー	古市町563-6	●				—
103	滝川	障害児・者	ちゃいるどえっぐ	古市町569-1		●			—
104	滝川	高齢者	ほねつぎデイサービス前橋 古市町	古市町一丁目16-1		●			—
105	滝川	高齢者	レッツ倶楽部前橋古市	古市町一丁目7-4 コーポたかはし1		●			—

中小河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0. 5m	0. 5m～ 3. 0m	3. 0m～ 5. 0m	5. 0m～ 10. 0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
106	滝川	児童福祉	ふるいちほいくえん	古市町一丁目25-1		●			—
107	滝川	児童福祉	ニチイキッズ新前橋駅前保育園	古市町一丁目50-1	●				—
108	染谷川	高齢者	ミモザ前橋	江田町363番地4		●			—
109	滝川	児童福祉	朝日が丘こども園	朝日が丘町5-1		●			—
110	滝川	学校	前橋育英高等学校	朝日が丘町13		●			—
111	滝川	学校	前橋市立東中学校	光が丘町3	●				—
112	滝川	高齢者	大利根ろまん亭	大利根町二丁目39-9	●				—
113	滝川	障害福祉	グローバルキッズメソッド101	大利根町二丁目1番6号		●			—
114	滝川	高齢者	医療法人相生会わかば病院	新前橋町4-4		●			—
115	滝川	障害児・者	ステップハート新前橋	新前橋町14-15		●			—
116	滝川	障害児・者	前橋市地域活動支援センター ポプラ	新前橋町17-30 富士ビル3階	●				—
117	滝川	医療施設	(医) 相生会わかば病院	新前橋町3-3		●			—
118	牛池川 染谷川	高齢者	エムダブルエス日高元総社 デイトレセンター	元総社町1213-2		●			—
119	牛池川 染谷川	高齢者	エムダブルエス日高デイト レセンターガウディ	元総社町1213-2		●			—
120	牛池川 染谷川	高齢者	元総社公社賃貸住宅	元総社町1213-2		●			—
121	滝川	障害児・者	こどもサークル前橋東	元総社町175-2		●			—
122	牛池川 染谷川	学校	前橋市立元総社小学校	元総社町一丁目33-11	●				—
123	牛池川 染谷川	児童福祉	元総社保育所	元総社町一丁目25-8		●			—
124	滝川	高齢者	おおとも老人福祉センター	大友町一丁目12-	●				—
125	滝川	高齢者	デイサービスセンターおおとも	大友町一丁目12-10	●				—
126	滝川	高齢者	デイホーム土屋前橋	大渡町一丁目12-1	●				—
127	滝川	高齢者	あすなろ大渡	大渡町一丁目1-58	●				—
128	滝川	高齢者	トートイス前橋2号館	大渡町一丁目22-7	●				—
129	滝川	高齢者	ウェルスタイル前橋デイ サービスセンター大渡	大渡町一丁目22-7	●				—
130	滝川	高齢者	小規模多機能型居宅介護総 社の社	大渡町一丁目11-8	●				—
131	滝川	高齢者	デイサービスかえで大渡	大渡町一丁目1-58	●				—
132	滝川	児童福祉	カナンプレイス光の子クラブ	大渡町一丁目5-5	●				—
133	滝川	児童福祉	カナンプレイス カナン園	大渡町一丁目6-16	●				—
134	滝川	高齢者	サテライト型小規模多機能型 居宅介護樹の花やまぼうし	大渡町一丁目14-12	●				—
135	滝川	障害児・者	共同生活援助事業所 グ ループホーム 大地	大渡町一丁目23-8	●				—
136	滝川	障害児・者	ぼぼろ石倉	石倉町二丁目11-3		●			—
137	滝川	児童福祉	石倉保育園	石倉町二丁目11-3		●			—
138	滝川	障害児・者	ぼっぼ石倉	石倉町三丁目6-3		●			—
139	滝川	障害児・者	つぼみ	石倉町四丁目5-7 インクス1-B		●			—
140	滝川	障害福祉	スポーツきつずアカデミア 石倉校	石倉町四丁目18番 地9	●				—
141	滝川	高齢者	レコードブック前橋石倉	石倉町五丁目12-	●				—
142	滝川	高齢者	デイサービスおそら	石倉町五丁目18-2		●			—
143	滝川	障害児・者	生活介護事業所ひだまり	石倉町五丁目22-4		●			—
144	滝川	児童福祉	神岡産婦人科医院 職員託児室	石倉町五丁目22-4		●			—
145	滝川	高齢者	ツクイ前橋	石倉町五丁目9-10		●			—
146	滝川	高齢者	ホスピス和が家	石倉町五丁目18-2		●			—
147	滝川	児童福祉	中央大橋保育園	石倉町五丁目21-5		●			—
148	滝川	児童福祉	GIS群馬インターナショナル スクール	石倉町五丁目22-1		●			—

中小河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0. 5m	0. 5m～ 3. 0m	3. 0m～ 5. 0m	5. 0m～ 10. 0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
149	滝川	児童福祉	群馬ヤクルト販売（株）平成大橋サービスセンター キッズルーム	下石倉町27-14		●			—
150	八幡川	障害児・者	ホームあおぞら	総社町四丁目20-2		●			—
151	観音川 竜の口川	児童福祉	第二はと保育園	上細井町1212-1		●			—
152	細ヶ沢川 大堰川	高齢者	介護老人保健施設 創春館	日輪寺町342-1		●			—
153	八幡川 牛池川	高齢者	ケアハウス前橋	青梨子町1679-1		●			—
154	八幡川 牛池川	高齢者	住宅型有料老人ホームケア ハウス前橋	青梨子町1680-5		●			—
155	八幡川 牛池川	高齢者	あおなしデイサービスセン ター	青梨子町1670		●			—
156	八幡川 牛池川	高齢者	介護老人保健施設 青梨子荘	青梨子町1670		●			—
157	八幡川 牛池川	児童福祉	きよさと児童クラブ	青梨子町446		●			—
158	八幡川 牛池川	学校	前橋市立清里小学校	青梨子町446		●			—
159	広瀬川 葦川	高齢者	かけはしの家広瀬	天川大島町57-1		●			—
160	広瀬川 葦川	高齢者	通所介護広瀬	天川大島町57-1		●			—
161	広瀬川 葦川	高齢者	グループホームすずかけの 家	天川大島町1441	●				—
162	広瀬川 葦川	高齢者	小規模多機能ホームすずか けの家	天川大島町1441	●				—
163	寺沢川	学校	前橋市立前橋特別支援学校	東上野町459-1		●			—
164	広瀬川 葦川	障害児・者	こどもサークル駒形つなぐ 園	駒形町1380-11		●			—
165	神沢川	高齢者	シルバーホーム あおいくま	飯土井町1092-1		●			—
166	神沢川	高齢者	デイサービスあおいくま	飯土井町1092-1		●			—
167	清水川	学校	前橋市立筑井小学校	筑井町1160	●				—
168	広瀬川 葦川 清水川	学校	共愛学園中学・高等学校	小屋原町1115-3	●				—
169	広瀬川 葦川 清水川	高齢者	デイサービスセンターきせ	小屋原町341-1		●			—
170	広瀬川 葦川 清水川	児童福祉	事業所内保育施設 パンダ	小屋原町341-1		●			—
171	広瀬川 葦川 清水川	医療施設	マザーズクリニックTAMURA	小屋原町584-1	●				—
172	広瀬川 葦川 清水川	児童福祉	共愛学園小学校アフタース クール	小屋原町1097-2		●			—
173	広瀬川 葦川 清水川	学校	共愛学園小学校	小屋原町1097-2	●				—
174	広瀬川 葦川 清水川	児童福祉	共愛学園こども園	小屋原町1121-2	●				—
175	広瀬川 葦川 清水川	児童福祉	共愛学園学童クラブ	小屋原町1130	●				—
176	広瀬川 葦川 清水川	障害児・者	放課後等デイサービス空飛 ぶぺんぎん	小屋原町1688-3	●				—

中小河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0.5m	0.5m～ 3.0m	3.0m～ 5.0m	5.0m～ 10.0m	家屋倒壊等 氾濫想定区域
177	広瀬川 葦川 清水川	学校	前橋市立木瀬中学校	小屋原町1811-1		●			—
178	広瀬川 葦川 清水川	医療施設	中嶋医院	小屋原町976-1	●				—
179	広瀬川 葦川 清水川	高齢者	介護老人保健施設やまぶき	小屋原町977-3	●				—
180	広瀬川 葦川 清水川	高齢者	介護老人保健施設やまぶき ※ユニット	小屋原町977-4	●				—
181	広瀬川 葦川 清水川	高齢者	かけはしの家大島	下大島町627-1	●				—
182	広瀬川 葦川 清水川	高齢者	リバティーきせ	下大島町203	●				—
183	広瀬川 葦川 清水川	高齢者	プラチナホームさくら	下大島町524-12	●				—
184	広瀬川 葦川 清水川	高齢者	デイサービスセンタープラ チナホームさくら	下大島町524-12	●				—
185	広瀬川 葦川 清水川	高齢者	萬葉の華	下大島町538-11	●				—
186	広瀬川 葦川 清水川	児童福祉	ゆずりは児童クラブ	下大島町619-1	●				—
187	広瀬川 葦川 清水川	児童福祉	たちばな	下大島町1055-93		●			—
188	広瀬川 葦川 清水川	障害児・者	ツインホーム桃	下大島町582-1		●			—
189	広瀬川 葦川 清水川	障害児・者	ツインホーム梨	下大島町582-1		●			—
190	広瀬川 葦川 清水川	障害児・者	フロイデ	下大島町583-1		●			—
191	広瀬川 葦川 清水川	障害児・者	たびだち3号	下大島町583-16		●			—
192	広瀬川 葦川 清水川	障害児・者	たびだち2号	下大島町585-9	●				—
193	広瀬川 葦川 清水川	医療施設	(医)中沢会上毛病院	下大島町596-1		●			—
194	広瀬川 葦川 清水川	高齢者	グループホームN・Sホーム	下大島町596-1	●				—
195	広瀬川 葦川 清水川	高齢者	介護老人保健施設けやき苑	下大島町596-1		●			—
196	広瀬川 葦川 清水川	障害児・者	たびだち	下大島町596-1		●			—
197	広瀬川 葦川 清水川	障害児・者	就労継続支援B型事業所 ボーデン	下大島町615-1	●				—

中小河川

No	河川名	区分	施設名称	所在地	0. 5m	0. 5m～ 3. 0m	3. 0m～ 5. 0m	5. 0m～ 10. 0m	家屋倒 壊等 氾濫想 定区域
198	広瀬川 菰川 清水川	高齢者	通所介護かけはし	下大島町627-1	●				—
199	荒砥川	児童福祉	大胡こどもクラブ	大胡町29-1		●			—
200	荒砥川	障害児・者	はばたき第2	大胡町78-1		●			—
201	荒砥川	高齢者	有料老人ホームじねん	茂木町63-1		●			—
202	荒砥川	高齢者	デイサービスせんじゅ	茂木町63-1		●			—
203	荒砥川 能満寺川	高齢者	グループホームかわらはま	河原浜町21-4		●			—

(令和6年12月1日時点)

資料－１２　土砂災害警戒区域内要配慮者施設の名称及び所在地（土砂法第８条関係）

No	施設名称	所在地	区分	警戒区域・特別警戒区域
1	たなぼ	粕川町西田面 120-1	有料老人ホーム	土砂災害警戒区域
2	デイサービスたなぼ	粕川町西田面 120-1	デイサービスセンター	土砂災害警戒区域
3	グループホーム あかしあの里	日輪寺町東田 350-2	認知症対応型共同生活介護	土砂災害特別警戒区域
4	デイサービスかえで大渡	大渡町一丁目1-58	通所介護	土砂災害警戒区域
5	あすなろ大渡	大渡町一丁目1-58	サービス付き高齢者住宅	土砂災害警戒区域

(令和6年12月1日時点)

資料－１３ 防災重点農業用ため池一覧

地区名	ため池	よみ	所在地	関係する町(自治会)
芳賀地区	上堤沼	かみつつみぬま	勝沢町95	勝沢町
	西堤沼	にしつつみぬま	小神明町365	小神明町、勝沢町
	一本木沼	いっぽんぎぬま	小坂子町2121	小坂子町
	白鳥沼	しらとりぬま	小坂子町2199	小坂子町
	大堤沼	おおつつみぬま	嶺町1238	嶺町
桂萱地区	蔵兼沼	くらかねぬま	荻窪町731-1	荻窪町
	谷地沼	やちぬま	江木町978-1	江木町
	江木新沼	えぎしんぬま	江木町1143-1	江木町
	堤沼	つつみぬま	堤町484	堤町、東上野町
南橋地区	中子沼	なかごぬま	田口町803	田口町
城南地区	大日沼(上大日沼)	だいにちぬま	富田町1839-1	富田町、江木町
	飯土井沼	いいどいぬま	飯土井町68	飯土井町
	葭沼	よしぬま	荒子町479	荒子町、飯土井町、二之宮町
	荒子沼	あらこぬま	荒子町1209	荒子町
	今井沼	いまいぬま	今井町960	今井町
	八光沼	はっこうぬま	下大屋町844	下大屋町、神沢の森
	乾谷沼(乾谷地沼)	いぬいやぬま	西大室町1877	西大室町、東大室町
	五料沼	ごりょうぬま	東大室町1503-1	西大室町、東大室町
大胡地区	寺沢沼	てらさわぬま	滝窪町841-1外	滝窪町
	新田沼	しんたぬま	茂木町1212外	堀越町、茂木町
	一丁田沼	いっちょうだぬま	堀越町2794	堀越町
	二本松沼	にほんまつぬま	堀越町527	堀越町、茂木町
	尾引沼	おびきぬま	堀越町1848-1	堀越町、堀越町堀下、足軽町
	勝山沼	かつやまぬま	堀越町291	足軽町、富田町
	千貫沼	せんがんぬま	上大屋町94	上大屋町、大胡町、泉沢町
宮城地区	梅ノ木沼	うめのきぬま	市之関町10	市之関町、柏倉町
	石田沼	いしだぬま	柏倉町881-1	柏倉町
	北替戸沼	きたがいとぬま	馬場町191	馬場町
	大堤沼(大堤貯水池)	おおづつみぬま	大前田町5-2	大前田町、鼻毛石町
	久保替戸沼	くぼがいとぬま	大前田町189	大前田町
	上十二沼	かみじゅうにぬま	大前田町1646	大前田町、樋越町
	菅広沼	すがひろぬま	苗ヶ島町2622	鼻毛石町、苗ヶ島町、三夜沢町
	長又沼	ながまたぬま	鼻毛石町631	鼻毛石町、河原浜町、樋越町
	白山沼(山田貯水池)	はくさんぬま	苗ヶ島町1899-1外	苗ヶ島町
	原貯水池(瓢箪沼)	はらちよすいち	苗ヶ島町1431	苗ヶ島町
粕川地区	膳街道沼	ぜんかいどうぬま	粕川町女渚246外	粕川町女渚区
	新沼(女渚新沼)	しんぬま	粕川町女渚243-1	粕川町女渚区
	鰻堤沼	うなぎづつみぬま	粕川町女渚1144	粕川町女渚区
	庚塚沼	かねづかぬま	粕川町女渚1468	粕川町深津区
	新沼(本郷新沼)	しんぬま	粕川町深津14	粕川町深津区
	頭無沼	かしらなしぬま	粕川町深津1569	粕川町深津区
	伊勢ノ森上沼	いせのもりかみぬま	粕川町上東田面166	粕川町田面区
	伊勢ノ森下沼	いせのもりしもぬま	粕川町上東田面167外	粕川町田面区
	西田面上沼	にしたなぼうえぬま	粕川町西田面308-1	粕川町田面区
	西田面中沼	にしたなぼなかぬま	粕川町西田面306-1	粕川町田面区
	寺後沼	てらごぬま	粕川町中222	粕川町中区、粕川町膳区
	御別当沼	ごべつとうぬま	粕川町新屋461	粕川町稲里区、粕川町女渚区
	矢次沼	やじぬま	粕川町稲里310	粕川町稲里区、粕川町女渚区、粕川町新屋区
	大光寺沼	だいこうじぬま	粕川町稲里354外	粕川町稲里区、粕川町月田区
	大林沼(大林貯水池)	おおばやしぬま	粕川町室沢4	粕川町室沢区、粕川町月田区
	吉沼	よしぬま	粕川町月田1371	粕川町月田区、粕川町中区、粕川町膳区
	熊ノ穴上沼	くまのあなうえぬま	粕川町込皆戸186	粕川町込皆戸区、樋越町、上大屋町、下大屋町
	熊ノ穴下沼	くまのあなしもぬま	粕川町込皆戸187-1	粕川町込皆戸区、樋越町、上大屋町、下大屋町
	入田沼	いりたぬま	粕川町込皆戸86	粕川町込皆戸区
	東沼	ひがしぬま	粕川町込皆戸487	粕川町込皆戸区、粕川町深津区、西大室町

資料－１４ 市民生活安定のための災害復旧・復興に関する支援制度

１ 災害弔慰金の支給等に関する支援制度

(１) 災害弔慰金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）
支給機関	市
対象となる災害	次のいずれか 1 1つの市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対象） 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む）の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	市1／4、県1／4、国1／2

(２) 災害障害見舞金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）
支給機関	市
対象となる災害	(災害弔慰金と同じ。)
支給対象者	災害により重度の障害を受けた者
支給額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円
費用負担割合	(災害弔慰金と同じ。)

(３) 災害援護資金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）
支給機関	市
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された災害
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限）
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸付条件	貸付利率…保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%（据置期間3年～5年は無利子）、償還期間…10年以内
貸付原資拠出割合	県1／3、国2／3

(４) 群馬県災害見舞金

支給機関	県 ただし市経由
対象世帯(者)	次のいずれか 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、住家の滅失世帯が、県内のいずれかの市町村で1世帯以上あった場合における以下の者 イ 災害による死者又は行方不明者の遺族 ロ 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、住家の滅失世帯が、県内のいずれかの市町村で5世帯以上あった場合における以下の世帯

	イ 災害により住家が床上浸水した世帯 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの
支給金額	死者及び行方不明者…1人 30万円 重傷者 …1人 5万円 住家の全壊 …1世帯10万円 住家の半壊 …1世帯 5万円 床上浸水 …1世帯 2万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能
支給除外	1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

(5)群馬県災害義援金

支給機関	県 ただし市経由
対象となる災害 対象世帯(者) 支給金額 支給除外等	1 災害の程度によって、県と県内市町村で義援金を募集する。 2 義援金を募集する場合は、「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉課)を設置し、支給対象世帯(者)、支給金額、支給除外について決定する。 【参考：義援金募集・配分委員会構成機関】 群馬県、被災市町村、群馬県市長会、群馬県町村会、群馬県市議会議長会、群馬県町村議会議長会、日本赤十字社群馬県支部、群馬県社会福祉協議会、群馬県共同募金会

(6) 被災者生活再建支援金

根拠法令	被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）																																							
支給機関	県（被災者生活再建支援法人に委託）　ただし市経由																																							
対象となる災害	1　災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当した市町村における自然災害 2　10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村における自然災害 3　県内において100世帯以上の住宅全壊が発生した自然災害																																							
対象となる世帯	1　住宅が全壊した世帯（①全壊） 2　住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（②解体） 3　災害による危険な状態が継続し、居住不可能な状態が長期間継続している世帯（③長期避難） 4　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（④大規模半壊） 5　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（⑤中規模半壊）																																							
支給金額 ※支給金額は、右の1と2の支援金の合計額となる	1　住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table><tr><td colspan="2">住宅の被害程度</td><td>①全壊</td><td>②解体</td><td>③長期避難</td><td>④大規模半壊</td><td>⑤中規模半壊</td></tr><tr><td rowspan="2">支給額</td><td>2人以上世帯</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>－</td></tr><tr><td>単身世帯</td><td>75万円</td><td>75万円</td><td>75万円</td><td>37.5万円</td><td>－</td></tr></table> 2　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td colspan="2">住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸（公設住宅以外）</td></tr><tr><td rowspan="2">支給額</td><td>2人以上世帯</td><td>200万円 (100万円)</td><td>100万円 (50万円)</td><td>50万円 (25万円)</td></tr><tr><td>単身世帯</td><td>150万円(75万円)</td><td>75万円(37.5万円)</td><td>37.5万円(18.75万円)</td></tr></table> ※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円 ※（ ）内は中規模半壊の金額						住宅の被害程度		①全壊	②解体	③長期避難	④大規模半壊	⑤中規模半壊	支給額	2人以上世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	－	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円	－	住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸（公設住宅以外）	支給額	2人以上世帯	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)	単身世帯	150万円(75万円)	75万円(37.5万円)	37.5万円(18.75万円)
住宅の被害程度		①全壊	②解体	③長期避難	④大規模半壊	⑤中規模半壊																																		
支給額	2人以上世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	－																																		
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円	－																																		
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸（公設住宅以外）																																				
支給額	2人以上世帯	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)																																				
	単身世帯	150万円(75万円)	75万円(37.5万円)	37.5万円(18.75万円)																																				
費用負担等	・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ・基金が支出する支援金の1／2に相当する額を国が補助。																																							

(7) 群馬県・前橋市被災者生活再建支援金

根拠法令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱、群馬県・前橋市被災者生活再建支援金支給要綱
支給機関	市
対象となる災害	前橋市内で発生した、被災者生活再建支援法第2条第1号に定める自然災害
対象となる世帯	被災者生活再建支援金と同じ。ただし、被災者生活再建支援金の受給対象世帯を除く。
支給金額	被災者生活再建支援金と同じ。
費用負担等	市1／3、県2／3

(8) 前橋市災害見舞金

根拠法令	前橋市災害見舞金等支給内規																							
支給機関	市																							
対象となる災害	災害救助法の適用を受ける災害を除く前橋市の区域内で発生した自然災害																							
対象世帯（者）	災害を受けた世帯主に対し支給。ただし、世帯主が死亡した場合及び死亡にかかる弔慰金については、葬儀を行う遺族に対し支給。																							
支給金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支給区分</th><th colspan="2">支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">見舞金</td><td>全壊・流失</td><td>1世帯</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>半壊</td><td>1世帯</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>床上浸水</td><td>1世帯</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>重傷</td><td>1人につき</td><td>3万円</td></tr> <tr> <td>弔慰金</td><td>死亡</td><td>1人につき</td><td>10万円</td></tr> </tbody> </table>			支給区分		支給額		見舞金	全壊・流失	1世帯	10万円	半壊	1世帯	5万円	床上浸水	1世帯	2万円	重傷	1人につき	3万円	弔慰金	死亡	1人につき	10万円
支給区分		支給額																						
見舞金	全壊・流失	1世帯	10万円																					
	半壊	1世帯	5万円																					
	床上浸水	1世帯	2万円																					
	重傷	1人につき	3万円																					
弔慰金	死亡	1人につき	10万円																					
費用負担等	市1／3、県2／3																							

(9) 生活福祉資金(福祉資金－福祉費－災害援護費)

貸付機関	群馬県社会福祉協議会　ただし、前橋市社会福祉協議会経由
対象となる世帯	被災した低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯
貸付金額	150万円以内
貸付条件	利率…年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子） 償還期間…据置期間（貸付日から6月以内）経過後7年以内

2 住宅再建・取得に関する支援制度

(1) 災害復興住宅融資

根拠法令	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）
貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構

① 建設資金

（令和6年3月1日現在）

対象者	住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者 ※「大規模半壊」「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている者は、被災住宅の修理が不能又は困難である場合に限る。
資金使途	居住するための住宅の建設及びこれに付随する土地（敷地の整地含む。）の取得 ※損壊家屋の除去費用も建設費に含めることができる。
融資を受けられる住宅	・築年数に制限なし。 ・床面積の制限なし。ただし店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の2分の1以上必要 ※詳細は「災害復興住宅融資のご案内」を参照
融資限度額	・土地を取得する場合 …5,500万円 ・土地を取得しない場合 …4,500万円 ※土地所得のみでは融資を受けることはできない。
貸付条件	融資金利…借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型 ※金利は原則として毎月見直されます。詳細は住宅金融支援機構にお問い合わせください。お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353 返済期間…「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内（完済時年齢80歳制限あり） ※要件に当てはまる者を後継者として「親子リレー返済」も選択できます。

② 購入資金

（令和6年3月1日現在）

対象者	（建設資金と同じ。）
資金使途	住宅の購入及びこれに付随する土地の取得
融資を受けられる住宅	（建設資金と同じ。）
融資限度額	5,500万円（土地購入価額を含む。）
貸付条件	（建設資金と同じ。）

③ 補修資金

（令和6年3月1日現在）

対象者	住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の交付を受けた者
資金使途	住宅の補修及びこれに付随する増築工事等
融資を受けられる住宅	（建設資金と同じ。）
融資限度額	2,500万円
貸付条件	（建設資金と同じ。）

(2) 地すべり等関連住宅融資

(令和6年3月1日現在)

根拠法令	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）
貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構
対 象 と な る 家 屋	地すべり関連住宅 「地すべり等防止法」第24条第3項の関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋または関連事業計画に基づき除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される家屋 土砂災害関連住宅 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第25条第1項の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋または当該勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋 密集市街地関連住宅 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第13条第1項の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋 ※いずれの場合も融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
活 用 で き る 者	関連事業計画または勧告等に基づいて、住宅を移転または除却する際の当該家屋の所有者、賃借人または居住者で、市から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者
資金使途	地方公共団体から地すべりや急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれがあるとして住宅が除却等される勧告等を受けた場合に、当該住宅を移転し、又はこれに変わるべき住宅を建設しもしくは購入するための資金
住 宅 の 規 模	（住宅部分の床面積又は専有面積） 床面積の制限はなし（店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）
融 資 限 度 額	（1）移転または建設の場合 ・ 土地を取得する場合 … 5,500万円 ・ 土地を取得しない場合 … 4,500万円 （2）購入の場合 5,500万円
貸付条件	融資金利…借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型 ※金利は原則として毎月見直されます。詳細は住宅金融支援機構にお問い合わせください。お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353 返済期間…「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内（完済時年齢80歳制限あり） ※要件に当てはまる者を後継者として「親子リレー返済」も選択できます。

(3) 宅地防災工事資金融資

(令和2年8月1日現在)

根拠法令	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）
貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構
貸付対象	宅地を土砂の流出などの災害から守るため、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）による、勧告または改善命令を受けた場合
資金使途	勧告または改善命令を受けた場合にその工事を行うための資金
貸付金額	1, 190万円以内か工事費の90%のいずれか低い額
貸付条件	利率…利率…（個人向け）年0.44%、（事業者向け）年0.24% 償還期間…20年 年齢の応じた最長返済期間「80歳」－申請本人(注1・注2)の申込時の年齢（1歳未満切上げ） （注1）収入合算をする場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超えると きは、収入合算者になる。 （注2）親子リレー返済を利用する場合は、後継者の年齢

(4) 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

(令和2年8月1日現在)

根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）
貸付機関	市
対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
資金使途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸付金額	150万円 特別 200万円
貸付条件	利率…年1.0%（保証人有・無利子） 償還期間…6年以内（特別7年以内）

3 中小企業者に対する低利融資等の実施に関する支援制度

(1) 経営振興資金（特別融資：経営安定資金）

（令和5年4月1日現在）

貸付機関	市(産業政策課) ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	市内に事業所を有しており、原則1年以上同一事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者 1 企業の倒産が前橋市の経済に多大な影響を及ぼす恐れのある倒産で、その企業の債権回収が困難となり関連倒産の危険がある者 2 融資申込日の1年前までの任意の連続する6か月間の受注又は売上の合計額が、申込日の2年前以後の1年間又は3年前以後の1年間の同期間と比べて、5%以上減少している者 3 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号及び第6項のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市長から認定を受けている者 4 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128号第1項第1号又は第2号の要件に該当する特定中小企業者として市長から認定を受けている者 5 前橋市より罹災証明書の発行を受けている者
資金使途	運転資金
貸付金額	3,000万円以内
貸付条件	利率…年1.5%以内 融資期間…7年以内（うち据置1年以内）※借換の場合は6年以内（うち据置6か月以内）

(2) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）

（令和5年4月1日現在）

貸付機関	県(経営支援課) ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であって、次のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害等又は突発的な事故等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	5,000万円(うち運転資金3,000万円)

貸付条件	利率…年1.75%以内（責任共有制度対象）、1.7%以内（責任共有制度対象外） 年1.1%以内(令和2年4月1日～令和6年3月31日の期間で実施した融資分) 融資期間…運転資金7年以内（うち据置2年以内）、設備資金10年以内(うち据置2年以内)

(3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇

(令和3年11月1日現在)

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
貸付 限度	〈直 貸〉災害 1.5億円<別枠> 〈代理貸〉災害 7,500万円 〈直貸の範囲内で別枠〉	〈直 貸〉災害 3,000万円 (各融資制度の限度に上乗せ)	〈直貸〉融資限度額の定めなし
利率	基準金利 災害規模により軽減措置あり	基準金利 災害規模により軽減措置あり	所定利率
償還 期間	〈運転資金〉10年以内 〈設備資金〉15年以内	各融資制度の返済期間以内	〈運転資金〉10年(据置期間3年)以内 〈設備資金〉20年(据置期間3年)以内

(4) 県既往貸付金の貸付条件の優遇

① 小規模企業者等設備導入資金

激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長

② 中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる

(5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例

① 激甚災害法第12条の規定に基づく 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

② 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

4. 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

(1) 助成措置

(令和3年4月1日現在)

根拠法令	前橋市農業災害対策特別措置条例、群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助成機関	市及び県(技術支援課) ※市の助成措置（10/10以内）の2/3以内又は1/2以内（助成措置対象7のみ）を県が負担
助成要件	群馬県農漁業災害対策特別措置条例で規定する指定災害として指定された災害により、次のいずれかに該当する場合 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール（降ひょう、竜巻又は突風（以下「局地的災害」という。）による場合は5ヘクタール）以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額が規則で定める額（5,000万円（局地的災害の場合は2,500万円））を超えることとなった場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸（局地的災害の場合は10戸）以上となった場合 4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸（局地的災害の場合は5戸）以上となった場合 5 養殖魚の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた漁業者の戸数が5戸以上となった場合 6 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸（局地的災害の場合は5戸）以上となった場合 7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合 8 1～7に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が指定した災害に係る場合
助成措置対象	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病害虫防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾病的の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して市長及び知事が特に必要と認めるもの 10 経営資金の融通を円滑にするための措置 11 農漁業用施設資金の融通を円滑にするための措置

(2) 経営資金

(令和3年4月1日現在)

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	市及び県(技術支援課) ※市の利子補給の1/2以内を県が負担
貸付対象者	群馬県農漁業災害対策特別措置条例で規定する指定災害として指定された災害により、次のいずれかの被害について市長の認定を受けた農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、か

	つ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物(5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの(被害漁業者) (補足) ・上記1、2に該当するもの…「被害農業者」 ・被害農業者であって、上記1に記載の減収による損失額、又は2に記載の損失額が50/100以上のもの…「特別被害農業者」
貸付金額	以下に記載する額の範囲内 1 果樹栽培者に果樹の栽培に必要な資金、家畜等飼養者に家畜若しくは家きんの購入又は飼養に必要な資金、魚類の繁殖に必要な資金として貸し付けられる場合 損失額の55/100(激甚災害法適用は80/100)又は500万(※)のうちいずれか低い額 2 上記1を除く、特別被害農業者に貸し付けられる場合 損失額の45/100(激甚災害法適用は60/100)又は400万(※)のうちいずれか低い額 3 上記1を除く、被害農漁業者に貸し付けられる場合 損失額の45/100(激甚災害法適用は60/100)又は200万(※)のうちいずれか低い額 (※)上記1～3について、市規則で定める法人の場合には2,500万
貸付条件	償還期間…6年(激甚災害法適用の場合は7年)の範囲内において市長が定める期限以内 利 率…年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内(借入者により異なる) ※ただし、指定災害に対して、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法又は激甚災害法」「激甚災害法」に基づく資金の融通措置が講じられた時は、貸付限度額、償還期限、利率及び貸付期間は、法又は、県条例の規定によるものとする。 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証を受け、連帯保証人又は物的担保の提供をすること。

(3) 事業資金

(令和3年4月1日現在)

融資機関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)
貸付対象者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸付金額	2,500万円以内
貸付条件	利 率…年5.5%以内 償還期間…3年以内 保 証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

(4) 農漁業用施設資金

(令和3年4月1日現在)

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	市及び県(技術支援課) ※市の利子補給の1/2以内を県が負担

貸付対象者	群馬県農漁業災害対策特別措置条例で規定する指定災害として指定された災害により、農漁業用施設への被害額が10万円以上であることについて市長の認定を受けた農漁業者及び農業団体
貸付金額	市長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は、農業近代化資金の対象となる農漁業用施設資金については1,800万円（共同利用施設にあっては5,000万円）その他の農漁業用施設資金については1,000万円(共同利用施設にあっては2,000万円)のいずれか低い額の範囲内
貸付条件	利 率…年4.5%以内（※貸付金利は基準金利及び利子補給率により変動） 償還期間…農業近代化資金の対象となる農漁業用施設資金については15年以内 その他の農漁業用施設資金については10年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証を受け、連帯保証人、又は物的担保の提供をすること

(5) 日本政策金融公庫による貸付け

(令和6年3月1日現在)

①農業

区分	資金種類	融資対象となる事業	貸付対象者	償還期間	うち据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧等	土地改良区、5割法人・団体、農協等	25年以内	10年以内
	農林漁業セーフティネット資金	①災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 ②法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金 ③社会的又は経済的環境の変化等、経営状況の悪化等があったことが公庫の定める要件において、認められるもの ※①、②のいずれも経営者の責めに帰すことができない事由に限る。	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、一定の要件を満たす農業者等	15年以内	3年以内
	農林漁業施設資金（災害復旧）	①被災した農舎、畜舎、その他農業用関連施設や、農機具及び運搬用器具の復旧	農業を営む者、農協（農業を営む者へ転貸する場合のみ）	15年以内	3年以内
		②果樹の改植又は捕植費用	農業を営む者、農協、農協組合連合会（いずれも農業を営む者へ転貸する場合のみ）	25年以内	10年以内

※金利は定期的に変動するため日本政策公庫に要確認。償還期間等は条件等により異なる場合があります。

②林業

区分	資金種類		融資対象となる事業	貸付対象者	償還期間	うち据置期間
林業関係資金	林業整備資金	造林	復旧造林(補助事業)、台風、異常降雪等による被害造林地の復旧	林業を営む者、森林組合、同連合会、農協	30年以内	20年以内
		樹苗養成施設資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合、同連合会、農協、中小企業等協同組合	15年以内	5年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森林組合、同連合会、農協、中小企業等協同組合	20年以内	3年以内
		利用間伐推進資金	間伐で発生した樹木を利用する	林業を営む者、森林組合、同連合会、農協	20年以内	20年以内
		伐採調整資金	保安林(標準伐期齢以下)の流木の維持	林業を営む者、森林組合、同連合会、農協	20年以内	20年以内
	林業経営育成資金	森林取得	林業経営改善計画に基づいて実施する森林または造林のための土地取得	林業経営改善計画の認定を受けた者、森林組合、同連合会	25~35年以内	25年以内
		育林	森林の保育、保護等の育林	林業を営む者、森林組合	35年以内	25年以内
		生産方式合理化	林業経営改善計画の基づいて行う生産方式の合理化のために事業	林業経営改善計画の認定を受けた者	35年以内	25年以内
	農林漁業セーフティネット資金		災害により被害を受けた林業経営の再建	林業経営改善計画の認定を受けた者等	15年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	共同利用施設	林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	森林組合・同連合会、農協・同連合会、中小企業等協同組合	20年以内	3年以内
		主務大臣指定施設	林業用施設等の復旧	林業を営む者	15年以内	3年以内
		災害復旧	被災施設の復旧に必要な資金	災害が原因で林業施設に被害が発生した者	15年以内	3年以内

※金利は定期的に変動するため日本政策公庫に要確認。償還期間等は条件等により異なる場合があります。

資料－１５ 災害警戒区域一覧

(1) 土砂災害関係一覧表

区分	区域等	所管省庁	説明	該当
土砂法	土砂災害警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。	71箇所
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。	67箇所
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地。	—
	土石流危険溪流	国土交通省	土石流が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する溪流。	68箇所
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。	63箇所
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。	—
	地すべり危険箇所	国土交通省	地すべりが発生する危険性があり、河川、道路、鉄道、公共建物、人家等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。	—
	地すべり危険地区	農林水産省	地すべりが発生する危険性があり、農地等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が農林水産省の定めた基準に該当する箇所。	—
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域。	12箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	急傾斜地の崩壊が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。	35箇所
	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。	27箇所

(2) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域

番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	土砂災害特別 警戒区域の有無	指定 年月日
1	巣烏-1	前橋市総社町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
2	巣烏-2	前橋市総社町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
3	野馬塚	前橋市総社町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
4	村西	前橋市大渡町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
5	八幡-1	前橋市田口町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
6	八幡-2	前橋市田口町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
7	根岸-1	前橋市川端町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
8	根岸-2	前橋市川端町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
9	城岸	前橋市嶺町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
10	城岸-2	前橋市嶺町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
11	城岸-3	前橋市嶺町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
12	十二山	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
13	大洞 2	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
14	大洞 3	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
15	大洞 5	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
16	赤城山 1	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
17	赤城山 2	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
18	赤城山 3	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
19	赤城山 4	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
20	赤城山 5	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
21	乙柵山	前橋市堀越町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
22	甲柵山-1	前橋市堀越町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
23	甲柵山-2	前橋市堀越町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
24	西久保	前橋市樋越町	急傾斜地の崩壊		R2.2.18
25	正治	前橋市堀越町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
26	湯之沢	前橋市苗ヶ島町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
27	滝沢 (B)	前橋市苗ヶ島町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
28	忠治	前橋市苗ヶ島町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
29	滝沢 (A)	前橋市粕川町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
30	西田面	前橋市粕川町	急傾斜地の崩壊		R2.2.18
31	西田面-2	前橋市粕川町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
32	嶺町 1	前橋市嶺町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
33	小坂子町 1	前橋市小坂子町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
34	大河原 1	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
35	大河原 2	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
36	大河原 3	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
37	天神平 1	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
38	天神平 2	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18

番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	土砂災害特別 警戒区域の有無	指定 年月日
39	石倉 2	前橋市大胡町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
40	東沢 1	前橋市苗ヶ島町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
41	小坂子町イ	前橋市小坂子町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
42	東沢イ-1	前橋市苗ヶ島町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
43	東沢イ-2	前橋市苗ヶ島町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
44	橘	前橋市田口町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
45	原之郷-1	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
46	原之郷-2	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
47	東田	前橋市日輪寺町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
48	天神峰-1	前橋市嶺町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
49	天神峰-2	前橋市嶺町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
50	天神峰-3	前橋市嶺町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
51	下原	前橋市小坂子町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
52	赤城山 6	前橋市富士見町	急傾斜地の崩壊	○	R2.2.18
53	見晴沢	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
54	宮川	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
55	覚満沢	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
56	赤城白川 1	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
57	姥子沢	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
58	赤城白川 2	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
59	桜沢	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
60	沼尾川 1-1	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
61	沼尾川 1-2	前橋市富士見町	土石流		R2.2.18
62	沼尾川 2	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
63	沼尾川 3	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
64	沼尾川 4	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
65	陣笠沢	前橋市富士見町	土石流		R2.2.18
66	黒檜沢	前橋市富士見町	土石流	○	R2.2.18
67	忠治之沢	前橋市苗ヶ島町	土石流	○	R2.2.18
68	湯ノ沢	前橋市苗ヶ島町	土石流	○	R2.2.18
69	北空池川	前橋市三夜沢町	土石流	○	R2.2.18
70	大穴川	前橋市柏倉町	土石流	○	R2.2.18
71	赤芝川	前橋市柏倉町	土石流	○	R2.2.18

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

番号	区域名	ふりがな	所在地	指定年月日	告示番号
1	根岸	ねぎし	川端町	S46. 12. 28	783
2	野馬塚	のぼづか	総社町	S46. 12. 28	783
3	村西	むらにし	大渡町	S46. 12. 28	783
4	根古屋	ねごや	河原浜	S48. 3. 27	195
5	根古屋(追加)	ねごや	河原浜	S58. 3. 31	167
6	城岸	しろぎし	嶺町	S49. 3. 15	139
7	高見	たかみ	茂木、大胡	S59. 12. 7	925
8	正治	しょうじ	堀越	S61. 8. 19	590
9	正治(追加)	しょうじ	堀越	H6. 8. 30	520
10	根古屋(B)	ねごや	河原浜	H3. 7. 16	593
11	甲柵山	こうひいらぎやま	堀越	H6. 11. 22	646
12	東田地区	ひがしだちく	日輪寺町地内	R2. 6. 30	183

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所

危険度区分	箇所番号	箇所名	所在地	指定の有無
I	1	巢鳥	総社	無
I	2	野馬塚	総社	有
I	3	村西	大渡	有
I	4	八幡	田口	無
I	5	根岸	川端	有
I	6	城岸	嶺	有
I	7	田口町 1	田口町	無
I	8	十二山	横室	
I	9	大洞 2	赤城山	
I	10	大洞 3	赤城山	
I	11	大洞 5	赤城山	
I	12	赤城山 1	赤城山	
I	13	赤城山 2	赤城山	
I	14	根古屋(B)	河原浜	有
I	15	乙柵山	堀越	無
I	16	甲柵山	堀越	有
I	17	西久保	樋越	無
I	18	高見	茂木	有
I	19	正治	堀越	有
I	20	根古屋	河原浜	有
I	21	四の丸	堀越	無
I	22	湯之沢	苗ヶ島	無
I	23	滝沢(B)	苗ヶ島	無
I	24	忠治	苗ヶ島	無
I	25	滝沢(A)	室沢	無
I	26	西田面	西田面	無
II	2001	嶺町 1	嶺町	無
II	2002	小坂子町 1	小坂子町	無
II	2003	大河原 1	赤城山	
II	2004	天神平 1	石井	
II	2005	石倉 2	滝窪	無
II	2006	東沢 1	苗ヶ島	無

危険度区分	箇所番号	箇所名	所在地	指定の有無
Ⅲ	5001	田口町イ	田口町	無
Ⅲ	5002	小坂子町イ	小坂子町	無
Ⅲ	5003	東沢イ	苗ヶ島	無

(5) 土石流危険溪流

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地
304-Ⅰ-001	利根川	芳見沢川	うずら沢	金丸
305-Ⅰ-001	利根川	荒砥川	忠治之沢	苗ヶ島
305-Ⅰ-002	利根川	荒砥川	湯ノ沢	苗ヶ島
305-Ⅰ-003	利根川	荒砥川	大師ノ沢	苗ヶ島
305-Ⅰ-004	利根川	石田川	石田川	白山
305-Ⅰ-005	利根川	粕川	北空知川	三夜沢
305-Ⅰ-006	利根川	鳴沢川	鳴沢川	柏倉
305-Ⅰ-007	利根川	鳴沢川	深山沢	柏倉
305-Ⅰ-008	利根川	大穴川	大穴川	落合
305-Ⅰ-009	利根川	芳見沢川	大倉川	落合
305-Ⅰ-010	利根川	芳見沢川	赤芝川	落合
305-Ⅰ-011	利根川	芳見沢川	溝之口川	落合
306-Ⅰ-001	利根川	粕川	粕川	湯之口
306-Ⅰ-002	利根川	粕川	中之沢	安通
306-Ⅰ-003	利根川	粕川	山伏川	安通
306-Ⅰ-004	利根川	粕川	室沢	安通
306-Ⅰ-005	利根川	粕川	大林沢	安通
306-Ⅰ-006	利根川	粕川	全徳寺川	安通
205-Ⅰ-001	利根川	利根川	房ヶ入沢	北金井
205-Ⅰ-002	利根川	利根川	強戸	強戸
205-Ⅰ-003	利根川	利根川	諏訪ノ入沢	太田
205-Ⅰ-004	利根川	利根川	堤沢	長手
205-Ⅰ-005	利根川	利根川	十八曲沢	長手
205-Ⅰ-006	利根川	利根川	井戸沢	長手
205-Ⅰ-007	利根川	利根川	長手	長手
205-Ⅰ-008	利根川	利根川	枸橘沢	八幡
205-Ⅰ-009	利根川	利根川	小沢	東金井
205-Ⅰ-010	利根川	利根川	東川沢	東山
205-Ⅰ-011	利根川	利根川	大谷津沢	寺入
205-Ⅰ-012	利根川	利根川	聖天沢	東金井
205-Ⅰ-013	利根川	利根川	大日沢	東金井
205-Ⅰ-014	利根川	利根川	東大沢	東金井
205-Ⅰ-015	利根川	利根川	東金井	東金井
205-Ⅰ-016	利根川	利根川	菅ノ沢	東今泉
205-Ⅰ-017	利根川	利根川	谷ヶ入沢	今泉口
205-Ⅰ-018	利根川	利根川	落内沢	吉沢
205-Ⅰ-019	利根川	利根川	吉沢B	吉沢
205-Ⅰ-020	利根川	渡良瀬川	新堀沢	吉沢
303-Ⅰ-001	利根川	細ヶ沢川	天神沢	石井
303-Ⅰ-002	利根川	沼尾川	見晴沢	大洞
303-Ⅰ-003	利根川	宮川	宮川	大洞

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地
303-I-004	利根川	覚満沢	覚満沢	大洞
303-I-005	利根川	赤城白川	赤城白川	箕輪
303-I-006	利根川	赤城白川	姥子沢	箕輪
303-I-007	利根川	藤沢川	藤沢川	皆沢
303-I-008	利根川	藤沢川	皆沢	皆沢
303-I-009	利根川	細ヶ沢川	不入沢	石井
303-I-010	利根川	細ヶ沢川	富入川	石井
303-I-011	利根川	細ヶ沢川	八幡久保沢	石井
303-I-012	利根川	細ヶ沢川	大沢川	石井
303-I-013	利根川	細ヶ沢川	細ヶ沢	石井
303-I-014	利根川	赤城白川		箕輪
303-I-015	利根川	赤城白川	桜沢	箕輪
303-I-016	利根川	沼尾川		大洞
303-I-017	利根川	沼尾川		大洞
303-I-018	利根川	沼尾川		大洞
303-I-019	利根川	沼尾川		大洞
303-I-020	利根川	沼尾川		大洞
303-II-001	利根川	沼尾川	陣笠沢	大洞
303-II-002	利根川	細ヶ沢川	樺沢	市之木場
303-II-003	利根川	法華沢川	東川	山口
303-II-004	利根川	法華沢川	飛石沢	山口
305-II-001	利根川	原沢	原沢	苗ヶ島
305-II-002	利根川	荒砥川	谷源地沢	谷源地
305-II-003	利根川	次郎丸川	次郎丸川	落合
303-J-001	利根川	法華沢川	市之木場沢	市之木場
306-J-001	利根川	粕川	螺沢川	湯之口
306-J-002	利根川	粕川	大猿川	湯之口

(6) 山地災害危険地区

番号	地区区分	大字	字
201-001	崩壊土砂流出危険地区	嶺町	嶺
201-002	崩壊土砂流出危険地区	荻窪町	大入
201-003	崩壊土砂流出危険地区	上細井町	西堀
201-004	崩壊土砂流出危険地区	田口町	中子
201-005	崩壊土砂流出危険地区	上細井町	天王
201-006	崩壊土砂流出危険地区	上細井町	宿
201-007	崩壊土砂流出危険地区	小坂子町	笹原
201-008	崩壊土砂流出危険地区	小坂子町	白鳥
201-009	崩壊土砂流出危険地区	粕川町室沢	安通
201-010	崩壊土砂流出危険地区	市之関町	下替戸
203-97	崩壊土砂流出危険地区	粕川町室沢	境沢
303-001～010	崩壊土砂流出危険地区	富士見町赤城山	赤城山
303-012	崩壊土砂流出危険地区	富士見町赤城山	箕輪前
303-013	崩壊土砂流出危険地区	富士見町赤城山	赤城山
303-014	崩壊土砂流出危険地区	富士見町赤城山	大箕山
303-015	崩壊土砂流出危険地区	富士見町石井	石井窪
303-016	崩壊土砂流出危険地区	富士見町石井	金井窪
303-017	崩壊土砂流出危険地区	富士見町赤城山	

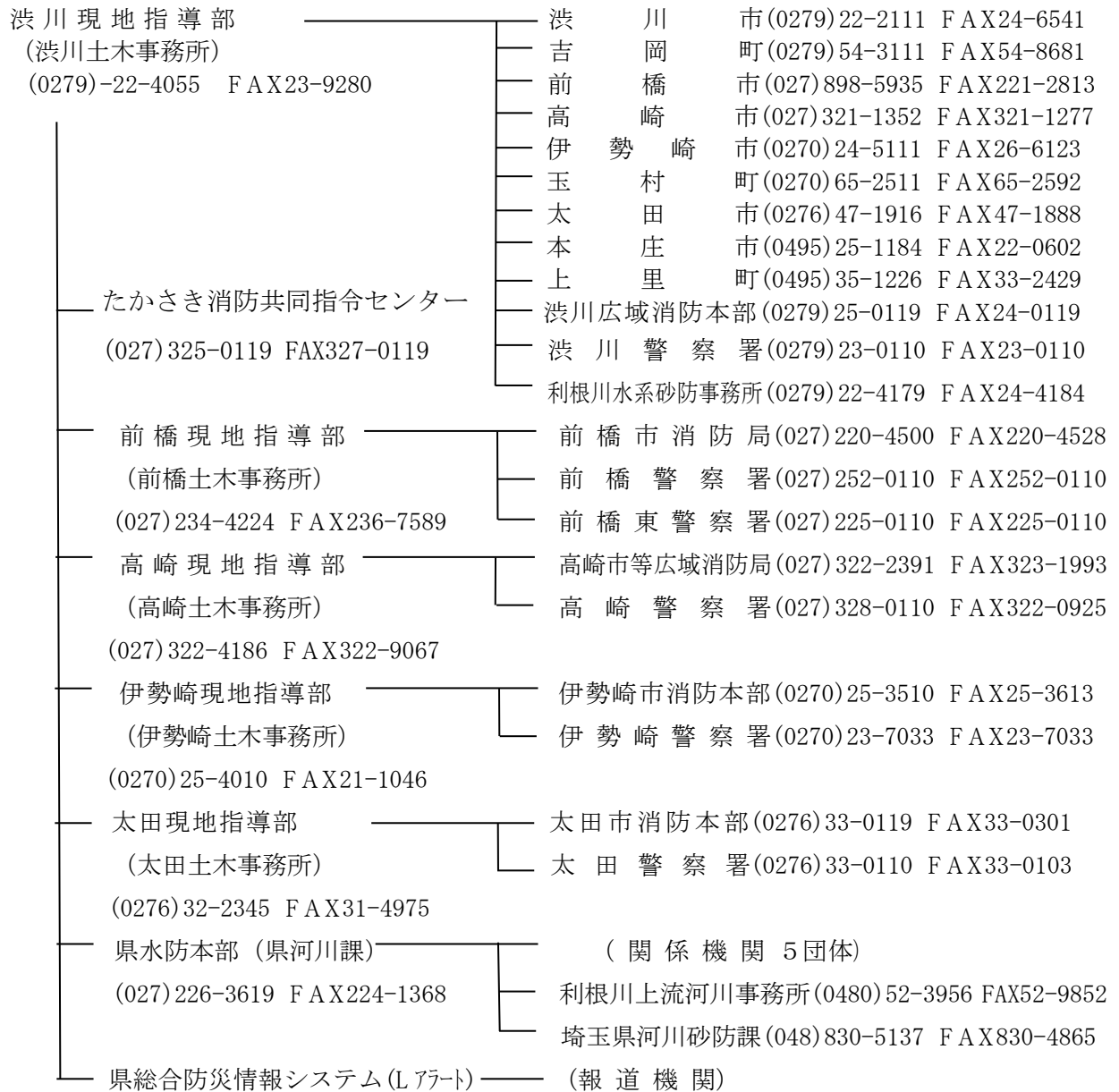
番号	地区区分	大字	字
303-018	崩壊土砂流出危険地区	富士見町赤城山	赤城山
303-019	崩壊土砂流出危険地区	富士見町皆沢	小荻沢
303-021	崩壊土砂流出危険地区	富士見町原之郷	金山
303-022	崩壊土砂流出危険地区	富士見町赤城山	赤城山
303-023	崩壊土砂流出危険地区	富士見町山口	山崎
303-027	崩壊土砂流出危険地区	富士見町市之木場	石橋
303-028	崩壊土砂流出危険地区	富士見町時沢	明神
303-029	崩壊土砂流出危険地区	富士見町赤城山	下横道
304-001	崩壊土砂流出危険地区	金丸	金丸
304-002	崩壊土砂流出危険地区	金丸	金丸
304-003	崩壊土砂流出危険地区	滝窪	黒沢
305-001	崩壊土砂流出危険地区	柏倉	落合
305-002	崩壊土砂流出危険地区	柏倉	赤城山
305-003	崩壊土砂流出危険地区	柏倉	東田
305-004	崩壊土砂流出危険地区	柏倉	小麦沢
305-005	崩壊土砂流出危険地区	三夜沢	南空地
305-006	崩壊土砂流出危険地区	苗ヶ島	原
305-007	崩壊土砂流出危険地区	柏倉	梅ノ木
305-008	崩壊土砂流出危険地区	苗ヶ島	白山
305-009	崩壊土砂流出危険地区	鼻毛石	中山
305-010	崩壊土砂流出危険地区	柏倉	房田
305-011	崩壊土砂流出危険地区	苗ヶ島町	大堰
305-012	崩壊土砂流出危険地区	柏倉	乙横山
306-001	崩壊土砂流出危険地区	粕川町中ノ沢	御殿
306-002	崩壊土砂流出危険地区	粕川町中ノ沢	湯ノ口
306-003	崩壊土砂流出危険地区	粕川町中ノ沢	湯ノ口
306-004	崩壊土砂流出危険地区	粕川町稲里	赤城
306-005	崩壊土砂流出危険地区	粕川町室沢	拾式木
306-006	崩壊土砂流出危険地区	粕川町上東田面	伊勢ノ森
306-007	崩壊土砂流出危険地区	粕川町西田面	前田
306-008	崩壊土砂流出危険地区	粕川町新屋	八幡
306-009	崩壊土砂流出危険地区	粕川町稲里	稲矢次
306-010	崩壊土砂流出危険地区	粕川町月田	近戸
201-01	崩壊土砂流出危険地区	苗ヶ島町	字湯の沢国有林
201-02	崩壊土砂流出危険地区	苗ヶ島町	字湯の沢国有林
201-03	崩壊土砂流出危険地区	苗ヶ島町	湯の沢字湯の沢国有
201-04	崩壊土砂流出危険地区	富士見町	石井字荒山国有林
201-05	崩壊土砂流出危険地区	富士見町	石井字黒松山国有林
201-06	崩壊土砂流出危険地区	富士見町	石井字荒山国有林
201-001	山腹崩壊危険地区	小坂子町	白鳥
201-002	山腹崩壊危険地区	田口町	橘西
201-003	山腹崩壊危険地区	田口町	橘南
201-005	山腹崩壊危険地区	小坂子町	曲田
201-006	山腹崩壊危険地区	柏倉町	赤城山
303-001～008	山腹崩壊危険地区	富士見町赤城山	赤城山
303-009	山腹崩壊危険地区	富士見町山口	鷲石
303-010	山腹崩壊危険地区	富士見町赤城山	赤城山
304-001	山腹崩壊危険地区	河原浜町	ハッケ峯
304-002	山腹崩壊危険地区	堀越	利根
305-001	山腹崩壊危険地区	柏倉	赤芝

番号	地区区分	大字	字
305-002	山腹崩壊危険地区	三夜沢	東川
305-003	山腹崩壊危険地区	三夜沢	十二
305-004	山腹崩壊危険地区	苗ヶ島	大堰
305-005	山腹崩壊危険地区	柏倉	赤城山
305-006	山腹崩壊危険地区	柏倉	赤城山
306-001	山腹崩壊危険地区	粕川町中之沢	御殿
306-002	山腹崩壊危険地区	粕川町中之沢	中之沢
345-001	山腹崩壊危険地区	漆原	川原田
201-01	山腹崩壊危険地区	苗ヶ島町	字湯の沢国有林
201-02	山腹崩壊危険地区	粕川町	室沢字滝沢国有林
201-03	山腹崩壊危険地区	粕川町	室沢字滝沢国有林

資料－１６ 水防計画関係資料

(1) 水防警報又は水位情報の通知及び周知の伝達系統

大 正 橋
(利根川)



県庁裏
(利根川)

前橋現地指導部 (前橋土木事務所) (027)234-4224 FAX236-7589	前橋市(027)898-5935 FAX221-2813
	吉岡町(0279)54-3111 FAX54-8681
	高崎市(027)321-1352 FAX321-1277
	伊勢崎市(0270)24-5111 FAX26-6123
	玉村町(0270)65-2511 FAX65-2592
	太田市(0276)47-1916 FAX47-1888
	本庄市(0495)25-1184 FAX22-0602
	上里町(0495)35-1226 FAX33-2429
たかさき消防共同指令センター (027)325-0119 FAX327-0119	前橋市消防局(027)220-4500 FAX220-4528
	前橋警察署(027)252-0110 FAX252-0110
	前橋東警察署(027)225-0110 FAX225-0110
渋川現地指導部 (渋川土木事務所) (0279)-22-4055 FAX23-9280	渋川広域消防本部(0279)25-0119 FAX24-0119
	渋川警察署(0279)23-0110 FAX23-0110
	利根川水系砂防事務所(0279)22-4179 FAX24-4184
高崎現地指導部 (高崎土木事務所) (027)322-4186 FAX322-9067	高崎市等広域消防局(027)322-2391 FAX323-1993
	高崎警察署(027)328-0110 FAX322-0925
伊勢崎現地指導部 (伊勢崎土木事務所) (0270)25-4010 FAX21-1046	伊勢崎市消防本部(0270)25-3510 FAX25-3613
	伊勢崎警察署(0270)23-7033 FAX23-7033
太田現地指導部 (太田土木事務所) (0276)32-2345 FAX31-4975	太田市消防本部(0276)33-0119 FAX33-0301
	太田警察署(0276)33-0110 FAX33-0103
県水防本部(県河川課) (027)226-3619 FAX224-1368	(関係機関5団体)
	利根川上流河川事務所(0480)52-3956 FAX52-9852
	埼玉県河川砂防課(048)830-5137 FAX830-4865
県総合防災情報システム(Lアラート)	(報道機関)

上福島
(利根川)

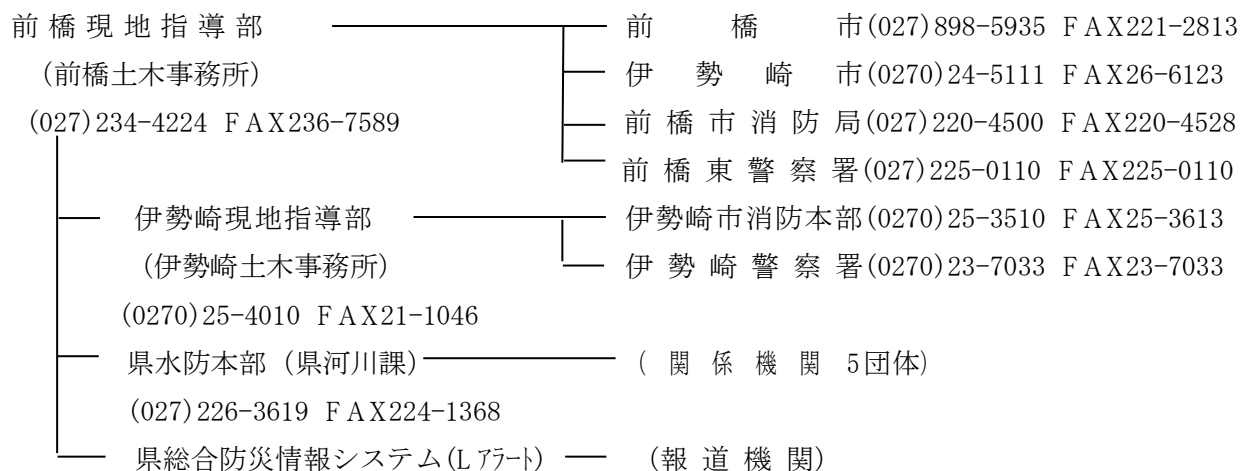
伊勢崎現地指導部 (伊勢崎土木事務所) (0270)25-4010 FAX21-1046	伊勢崎市(0270)24-5111 FAX26-26123	
	玉村町(0270)65-2511 FAX65-2592	
	前橋市(027)898-5935 FAX221-2813	
	高崎市(027)321-1352 FAX321-1277	
	太田市(0276)47-1916 FAX47-1888	
	本庄市(0495)25-1184 FAX22-0602	
	上里町(0495)35-1226 FAX33-2429	
	伊勢崎市消防本部(0270)25-3510 FAX25-3613	
	伊勢崎警察署(0270)23-7033 FAX23-7033	
	たかさき消防共同指令センター (027)325-0119 FAX327-0119	
前橋現地指導部 (前橋土木事務所) (027)-234-4224 FAX236-7589	前橋市消防局(027)220-4500 FAX220-4528	
	前橋警察署(027)252-0110 FAX252-0110	
	前橋東警察署(027)225-0110 FAX225-0110	
高崎現地指導部 (高崎土木事務所) (027)322-4186 FAX322-9067	高崎市等広域消防局(027)322-2391 FAX323-1993	
	高崎警察署(027)328-0110 FAX322-0925	
太田現地指導部 (太田土木事務所) (0276)32-2345 FAX31-4975	太田市消防本部(0276)33-0119 FAX33-0301	
	太田警察署(0276)33-0110 FAX33-0103	
県水防本部(県河川課) (027)226-3619 FAX224-1368	(関係機関5団体)	
	利根川上流河川事務所(0480)52-3956 FAX52-9852	
	埼玉県河川砂防課(048)830-5137 FAX830-4865	
県総合防災情報システム(Lアラート)	(報道機関)	

三光
(広瀬川)

伊勢崎現地指導部 (伊勢崎土木事務所) (0270)25-4010 FAX21-1046	伊勢崎市(0270)24-5111 FAX26-6123	
	前橋市(027)898-5935 FAX221-2813	
	太田市(0276)47-1916 FAX47-1888	
	本庄市(0495)25-1184 FAX22-0602	
	伊勢崎市消防本部(0270)25-3510 FAX25-3163	
	伊勢崎警察署(0270)23-7033 FAX23-7033	
	前橋市消防局(027)220-4500 FAX220-4528	
	前橋東警察署(027)225-0110 FAX225-0110	
	(027)234-4224 FAX236-7589	
	前橋現地指導部 (前橋土木事務所)	
県水防本部(県河川課) (027)226-3619 FAX224-1368	(関係機関5団体)	
	利根川上流河川事務所(0480)52-3956 FAX52-9852	
	埼玉県河川砂防課(048)830-5137 FAX830-4865	
県総合防災情報システム(Lアラート)	(報道機関)	

大 胡
(荒砥川)

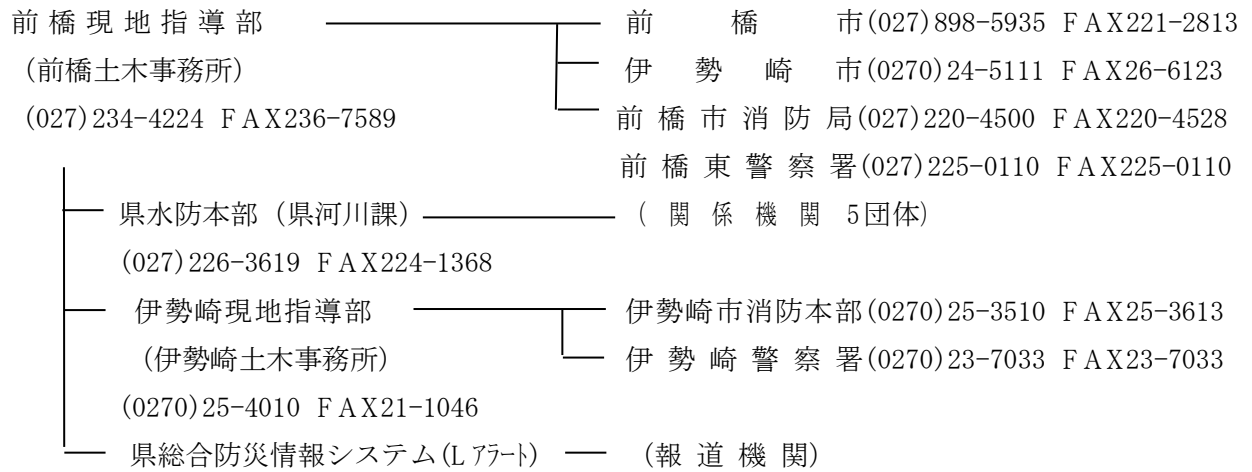
下増田
(荒砥川)



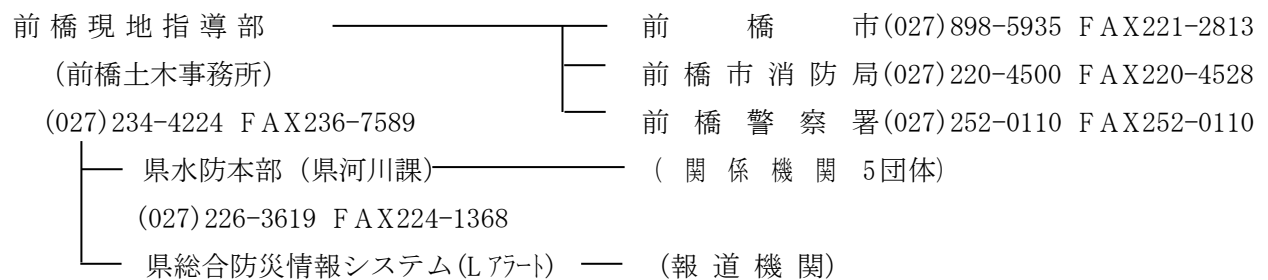
上 泉
(桃ノ木川)



筑井
(桃ノ木川)



細井
(赤城白川)



(2) 雨量観測施設一覧

河川名	観測所名	観測種別	位 置	観測者
利根川	前 橋	テレメーター	上細井町 (前橋土木事務所)	群馬県前橋土木事務所
赤城白川	富 士 見	テレメーター	富士見町赤城山	〃
細ヶ沢	横 室	テレメーター (砂防)	富士見町横室	〃
荒砥川	大 胡	テレメーター	河原浜町	〃
荒砥川	苗 ヶ 島	テレメーター	鼻毛石町字谷源地	国土交通省 利根川上流河川事務所
利根川	前 橋	テレメーター	昭和町	前橋地方気象台
利根川	前 橋	テレメーター	元総社町 (利根川ダム統合 管理事務所)	国土交通省 利根川ダム統合管理事務所
利根川	赤 城 山	テレメーター	富士見町赤城山	〃

(3) 水位観測施設一覧

河川名	観測所名	位置	基準水位 (m)				観測者
			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
利根川	県庁裏	大手町一丁目	3.00	3.50	3.68	4.88	群馬県 前橋土木事務所
赤城白川	細井	下細井町	2.30	2.50	2.50	2.92	〃
荒砥川	大胡	河原浜町	1.80	2.20	3.70	3.97	〃
荒砥川	下増田	下増田町	2.20	2.60	3.10	3.62	〃
桃ノ木川	上泉	上泉町	2.20	2.30	2.40	3.00	〃
桃ノ木川	筑井	筑井町	1.80	2.90	—	—	〃
滝川	川曲	川曲町	0.90	1.60	—	—	〃
牛池川	元総社	元総社町	0.80	1.30	—	—	〃
利根川	大正橋	渋川市下郷半縄	3.70	4.60	5.70	6.69	群馬県 渋川土木事務所
広瀬川	三光	伊勢崎市三光町	2.00	2.50	2.80	3.82	群馬県 伊勢崎土木事務所
利根川	前橋	前橋市石倉町	—	—	—	—	国土交通省 利根川ダム統合管理事務所
利根川	上福島	玉村町大字福島	2.50	3.70	3.70	5.24	国土交通省 利根川上流河川事務所

※全て「テレメーター」

(4) ダム一覧及び放流等連絡系統

河川名	名称	位置	所轄	通報又は通報責任者
利根川	矢木沢ダム	みなかみ町	(独) 水資源機構	沼田総合管理所長
※	〃	藤原ダム	〃	利根川ダム統合管理事務所
〃	真壁ダム	渋川市	東京電力リニューアブルパワー(株)	渋川事業所
〃	小森ダム	みなかみ町	〃	沼田事業所
〃	須田貝ダム	〃	〃	〃
檜俣川	奈良俣ダム	〃	(独) 水資源機構	沼田総合管理所長
発知川	玉原ダム	沼田市	東京電力リニューアブルパワー(株)	沼田事業所
※	片品川	〃	国土交通省	利根川ダム統合管理事務所長
〃	平出ダム	〃	群馬県企業局	利根発電事務所長
小川	丸沼ダム	片品村	東京電力リニューアブルパワー(株)	沼田事業所長
※	赤谷川	相俣ダム	国土交通省	利根川ダム統合管理事務所長
〃	赤三ダム	〃	東京発電(株)	赤三発電所長
吾妻川	鹿沢ダム	嬭恋村	東京電力リニューアブルパワー(株)	渋川事業所長
〃	大津ダム	長野原町	〃	〃
※	〃	ハッ場ダム	国土交通省	利根川ダム統合管理事務所長
白砂川	白砂ダム	中之条町	東京電力リニューアブルパワー(株)	渋川事業所長
鍛冶屋沢川	鍛冶屋沢ダム	東吾妻町	〃	〃
中津川	野反ダム	中之条町	〃	〃
湯川	品木ダム	〃	国土交通省	品木ダム水質管理所長
四万川	中之条ダム	〃	群馬県企業局	吾妻発電事務所長
〃	四万川ダム	〃	群馬県	中之条土木事務所長

※ ダムの放流等に関し、本市に連絡があるもの。

(5) 水門及び樋門等一覧

河川名	堰名	所管	位置	規模・操作方法		責任者
滝川	小河原堰	小河原堰水利組合	総社町	自動転倒式	高 1.50m 巾 2.00m	個人
〃	古市堰	上石倉町	大友町	自動遠隔操作	高 1.50m 巾 2.00m	〃
〃	殿田堰	新田町	古市町	ハンドル式鉄製 (自動式)	高 1.20m 巾 2.00m	〃
〃	箱田堰	川曲町	箱田町	自動遠隔操作	高 3.20m 巾 3.00m	〃
〃	用心堰	〃	川曲町	自動転倒式	高 1.25m 巾 0.75m	〃
滝川放水 路		群馬県	石倉町			群馬県前橋 土木事務所
染谷川	戸板場堰	鳥羽町	鳥羽町	自動遠隔操作	高 2.20m 巾 1.50m	個人
〃	上堰	新保田中 上用水組 合	江田町	〃	高 1.60m 巾 1.60m	〃
牛池川	芦田関	元総社町	元総社町	自動転倒式	高 1.60m 巾 1.60m	〃
〃	五千石堰	〃	〃	〃	高 3.10m 巾 3.10m	〃
端気川	三丸堰	十六本堰 水利組合	亀里町	鉄製 (自動式)	高 1.00m 巾 14.00m	〃
〃	樋越堰	端気川樋 越堰水利 組合	力丸町	自動転倒堰	高 1.00m 巾 17.00m	〃
〃	宮川堰	十六本堰 水利組合	文京町	分土工		〃
〃	櫛島堰	〃	朝倉町	〃		〃
〃	八ツ穴堰	〃	〃	自動堰		〃
荒砥川	高岡堰	泉沢自治 会	河原浜町	ハンドル式鉄製 (手動)	高 3.60m 巾 2.10m	〃
〃	元大堰	富田水利 組合	富田町	〃 (〃)	高 2.90m 巾 2.10m	〃
〃	勝念寺堰	勝念寺堰 水利組合	大胡町	〃 (〃)	高 3.60m 巾 1.60m	〃
〃	二の宮堰	二の宮水 利組合	泉沢町	〃 (〃)	高 4.00m 巾 1.20m	〃
〃	今宮堰	下増田水 利組合	下増田町	〃 (〃)	高 3.10m 巾 1.50m	〃
〃	河原巖堰	富田用水 組合	富田町			〃

河川名	堰名	所管	位置	規模・操作方法		責任者
桃ノ木川	延命寺堰 (荒牧堰)	荒牧町	関根町	ハンドル式鉄製 2門手動式	高 1.60m 巾 1.60m	個人
〃	高堰 (水車堰)	前橋市	上小出町	ハンドル式鉄製	高 2.70m 巾 0.70m	〃
〃	天神用水 堰	〃	荒牧町	自動転倒ゲート		〃
〃	名胡堰	〃	〃	〃	高 1.50m 巾 1.00m	〃
〃	三俣大堰	三俣地区 用水組合	日吉町	鋼製 1 門捲上手動 式	高 1.50m 巾 2.50m	〃
〃	所島堰	下沖・三 俣・片貝 上泉地区 用水	三俣町	自動転倒ゲート 遠隔操作	高 1.35m 巾 1.35m	〃
〃	藤山堰	石関・上 泉地区用 水	上泉町	鋼製 1 門捲上手動式	高 0.95m 巾 1.38m	〃
〃	長磯堰	上長磯町 全地域	東片貝町	〃	高 0.80m 巾 0.80m	〃
〃	兵藤堰	下長磯町 全地域	上長磯町	〃	〃	〃
〃	筑井堰	伊勢崎市 八坂堰土 地改良区	小島田町	ローラーゲート スルーゲート	高 2.05m 巾 3.30m 高 1.00m 巾 1.85m	〃
〃	養庵堰	上増田全 域	上増田町	ローラーゲート 1 門捲上手動式	高 1.05m 巾 0.86m	〃
〃	大堰	旧 寄居用 水	上小出町	鉄製本ゲート（自 動転倒） 取入ゲート（手動）	1.5×23.5 1.30×1.1	〃
〃	四ヶ村堰		下小出町	〃	1.5×25.1 1.10×2.2	農村整備課
〃	桃の木川 分水口堰	広瀬桃木 両用水土 地改良区	田口町	鋼製 3 門電動式	高 1.55m 巾 3.00m	群馬県企業 局坂東発電 事務所長
〃	新桃の木 川分水路 制水門	〃	荒牧町	鋼製 1 門電動式	高 2.50m 巾 2.70m	〃
清水川	萩原堰	小屋原地 区	小屋原町	銅製 1 門捲上手動式	高 1.10m 巾 1.10m	個人
〃	小堰	〃	〃	〃	高 0.65m 巾 0.75m	〃
広瀬川	築場堰	下増田全 域	上増田町	〃	高 1.70m 巾 1.78m	〃

河川名	堰名	所管	位置	規模・操作方法		責任者
広瀬川	中新田堰	小屋原・駒形地区	小屋原町	銅製 1 門捲上手動式	高 1.00m 巾 1.50m	個人
〃	新堰	下大島・駒形地区	下大島町	〃	高 1.00m 巾 1.65m	〃
〃	吉原堰	前橋市・伊勢崎市	〃	〃	高 1.05m 巾 1.12m	〃
〃 (普通河川)	広瀬川制水門	広瀬桃木両用水土地改良区	岩神町	銅製 3 門電動式	高 1.50m 巾 4.00m	群馬県企業局坂東発電事務所長
〃	十六本堰	〃	城東町	銅製ローラーゲート 電動式	高 1.50m 巾 9.00m	広瀬桃木両用水土地改良区
竜の口川	七右衛門堰	上細井地区	上細井町	自動堰	高 1.15m 巾 8.25m	個人
〃	砂子田堰	下細井地区	下細井町	〃	高 1.15m 巾 10.65m	〃
〃	松堰	上沖地区	上沖町	鉄製 1 門捲上自動式	高 1.10m 巾 1.10m	〃
〃	新堰	〃	〃	〃	高 1.10m 巾 1.10m	〃
宮川	舞台堰	二之宮地区	二之宮町	銅製本ゲート（自動） 取入ゲート（手動） 2 か所	高 1.00m 巾 8.00m	〃
菰川	吉原堰	前橋市・伊勢崎市	下大島町	鉄製	高 1.05m 巾 1.12m	〃
〃	駒形堰	駒形地区	駒形町	銅	高 1.60m 巾 1.60m	〃
〃	清内堰	十六本堰水利組合	駒形町	自動捲上式	高 1.00m 巾 1.00m	〃
藤川	藤川堰	十六本堰水利組合	西善町	自動堰		〃

(6) 重要水防箇所一覧

① 群馬県重要水防箇所指定基準（県管理河川）

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

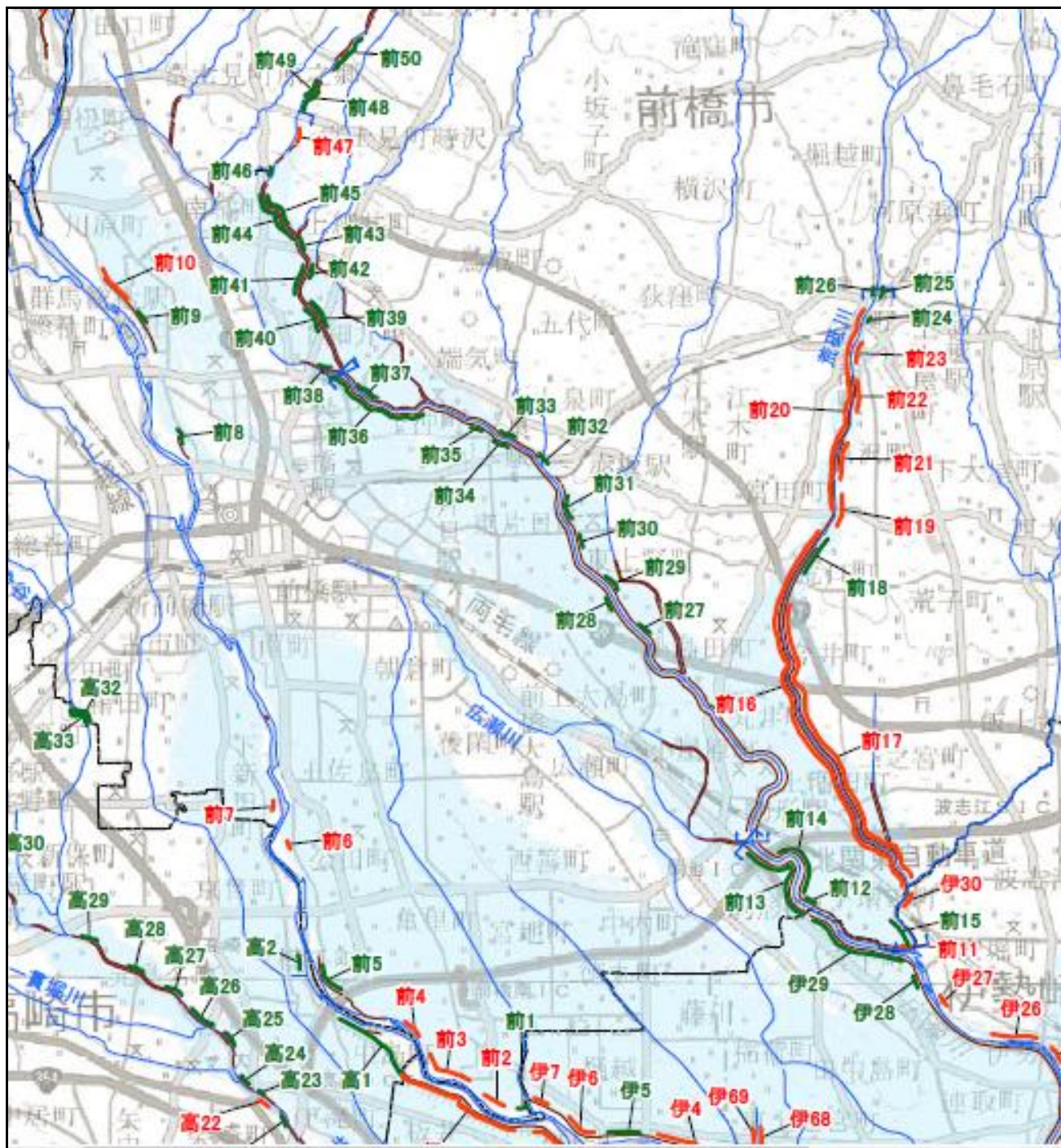
種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

② 群馬県重要水防箇所（前橋市内）

箇所 No.	河川名	重要度		左右 岸	重要水防箇所		距離標		延長 (m)	重要理由
		種別	階 級		町大字	字	下流	上流		
前 1	利根川	堤防高	B	左	下阿内町	利根川と端気川合 流地点から上流	5.600	5.800	200	堤防高不足(流下能力)
前 2	利根川	堤防高	A	左	下阿内町、 新堀町	群馬ヘリポートより 上流	6.000	6,400	400	堤防高不足(流下能力)
前 3	利根川	堤防高	A	左	新堀町	新堀神社より下流	6.600	7.400	800	堤防高不足(流下能力)
前 4	利根川	堤防高	A	左	下川町	下川淵小学校より 下流	7.600	7.800	200	堤防高不足(流下能力)
前 5	利根川	堤防高、堤防断面	B	左	横手町	横手大橋上流	8.800	9.400	600	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
前 6	利根川	堤防高	A	左	公田町	昭和大橋上流(前 橋南高校付近)	11.000	11.200	200	堤防高不足(流下能力)
前 7	利根川	堤防高	A	右	下新田町	下新田町県営住 宅付近	11.600	11.800	200	堤防高不足(流下能力)
前 8	利根川	堤防高	B	左	岩神町1丁 目	ヤマダグリーンド ーム付近	16.800	17.000	200	堤防高不足(流下能力)
前 9	利根川	堤防高	B	左	敷島町	県立敷島公園付 近	18.600	18.800	200	堤防高不足(流下能力)
前 10	利根川	堤防高	A	左	敷島町、緑 が丘町	県立敷島公園ば ら園付近	19.000	19.650	650	堤防高不足(流下能力)
前 11	広瀬川	堤防高	A	左	下増田町	広瀬川と荒砥川合 流字地点より上流	13.200	13.350	150	堤防高不足(流下能力)
前 12	広瀬川	堤防断面	B	左	下増田町	新須永橋から須永 橋の間	14.700	14.900	200	堤防断面不足
前 13	広瀬川	漏水、法崩れ・ すべり	B	右	駒形町	落合橋下流	14.700	16.200	1,500	漏水の恐れ、法崩れ・ すべりの恐れ
前 14	広瀬川	堤防断面	B	左	下増田町	北関東道下流	15.000	15.800	800	堤防断面不足
前 15	荒砥川	堤防断面	B	右	下増田町	広瀬川と荒砥川合 流字地点より上流	0.050	0.500	450	堤防断面不足
前 16	荒砥川	堤防高、堤防断面、 漏水	A	右	下増田町、 上増田町、 今井町、富 田町	荒砥川と神沢川の 合流地点の上下 流	0.900	6.500	5,600	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足、 漏水の恐れ
前 17	荒砥川	堤防高、堤防断面、 法崩れ・すべり	A	左	二之宮町、 今井町、荒 口町、下増 田町、上増 田町	荒砥川と神沢川の 合流地点の上下 流	1.100	5.480	4,380	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足、 法崩れ・すべりの恐れ
前 18	荒砥川	堤防高、堤防断面	B	左	荒口町	荒砥橋下流	5.900	6.500	600	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
前 19	荒砥川	堤防高、堤防断面	A	左	荒口町、泉 沢町	荒砥橋上下流	6.700	7.100	400	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
前 20	荒砥川	堤防高、堤防断面	A	右	富田町、茂 木町、大胡 町	荒砥橋上流	6.900	9.700	2,800	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
前 21	荒砥川	堤防高	A	左	泉沢町	荒砥橋上流	7.300	7.900	600	堤防高不足(流下能力)
前 22	荒砥川	堤防高	A	左	泉沢町、大 胡町	荒砥橋上流	8.300	8.700	400	堤防高不足(流下能力)
前 23	荒砥川	堤防高、堤防断面	A	左	大胡町	大胡大橋上下流	8.900	9.300	400	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
前 24	荒砥川	堤防高	B	左	大胡町	宮関橋上流	9.550	9.650	100	堤防高不足(流下能力)

箇所 No.	河川名	重要度		左 右 岸	重要水防箇所		距離標		延長 (m)	重要理由
		種別	階 級		町大字	字	下流	上流		
前 25	荒砥川	堤防高	B	左	大胡町、河 原浜町	大川橋上下流	9.900	10.100	200	堤防高不足(流下能力)
前 26	荒砥川	堤防高	B	右	大胡町、河 原浜町	大川橋上下流	9.900	10.100	200	堤防高不足(流下能力)
前 27	桃ノ木川	堤防断面	B	左	女屋町	観音橋上流	3.900	4.100	200	堤防断面不足
前 28	桃ノ木川	堤防断面	B	右	上長磯町	観音橋上流	4.500	4.700	200	堤防断面不足
前 29	桃ノ木川	堤防断面	B	左	東上野町	観音橋上流	4.700	4.900	200	堤防断面不足
前 30	桃ノ木川	堤防断面	B	左	東上野町	前橋市立特別支 援学校付近	5.500	5.700	200	堤防断面不足
前 31	桃ノ木川	堤防断面	B	左	石関町	前橋市立特別支 援学校付近	5.900	6.300	400	堤防断面不足
前 32	桃ノ木川	堤防断面	B	左	上泉町	天神橋上下流	6.700	6.900	200	堤防高不足(流下能力)
前 33	桃ノ木川	堤防断面	B	左	上泉町	天神橋上流	7.300	7.500	200	堤防高不足(流下能力)
前 34	桃ノ木川	堤防高、堤防断 面	B	右	上泉町	天神橋上流	7.300	7.500	200	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
前 35	桃ノ木川	堤防断面	B	右	上泉町	衛生環境研究所よ り下流	7.700	7.900	200	堤防断面不足
前 36	桃ノ木川	堤防断面、法崩 れ・すべり	B	右	下沖町、三 俣町 3 丁 目、日吉町 4 丁目	前橋市立桃木小 学校より上流	8.700	10.100	1,100	堤防断面不足、法崩 れ・すべりの恐れ
前 37	桃ノ木川	堤防断面	B	左	幸塚町	前橋市立桃木小 学校より上流	9.300	9.700	400	堤防断面不足
前 38	桃ノ木川	堤防高	B	左	北代田町	北代田橋下流	10.100	10.300	200	堤防高不足(流下能力)
前 39	赤城白川	堤防断面	B	左	下細井町	白川橋上流	0.700	1.100	400	堤防断面不足
前 40	赤城白川	堤防断面	B	右	北代田町	白川橋上流	0.700	1.100	400	堤防断面不足
前 41	赤城白川	堤防高、堤防断 面	B	右	青柳町、龍 蔵寺町	赤城白川水位観 測所より上流	1.300	1.700	400	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
前 42	赤城白川	堤防高	B	左	下細井町、 上細井町	赤城白川水位観 測所より上流	1.500	1.700	200	堤防高不足(流下能力)
前 43	赤城白川	堤防高	B	左	龍蔵寺町、 上細井町	白川橋上流	1.900	2.100	200	堤防高不足(流下能力)
前 44	赤城白川	堤防高、堤防断 面	B	右	龍蔵寺町、 青柳町	白川橋上流	2.100	2.900	800	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
前 45	赤城白川	堤防高、堤防断 面	B	左	上細井町、 青柳町	白川橋上流	2.300	2.900	600	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
前 46	赤城白川	堤防断面	B	右	青柳町、富 士見町原 之郷	大正用水の上流	3.150	3.300	150	堤防断面不足
前 47	赤城白川	堤防高	A	左	青柳町、富 士見町時 沢	新白川橋下流	3.700	3.900	200	堤防高不足(流下能力)
前 48	赤城白川	堤防高	B	左	富士見町 時沢	新白川橋下流	4.180	4.500	320	堤防高不足(流下能力)
前 49	赤城白川	堤防高	B	右	富士見町 原之郷	新白川橋下流	4.300	4.650	350	堤防高不足(流下能力)
前 50	赤城白川	堤防高、堤防断 面	B	左	富士見町 時沢	新白川橋と白川橋 間の中央付近	4.900	5.500	600	堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足
5 河川 50 箇所 延長内訳 (A= 15 箇所 17,380m、B= 35 箇所 13,670m) 要注= 0 箇所 0m									31,050	

③ 群馬県重要水防箇所（前橋市内）位置図



(7) 水防倉庫及び備蓄資機材一覧

① 水防倉庫

倉庫 番号	河川名	管理者	倉庫鍵保管者	所在地
1	管内河川	警防課長	警防課長	上泉町 1425-1（中央消防署赤坂分署内）
2	〃	〃	〃	二之宮町 1320（城南支所内）
3	〃	〃	〃	大渡町 2-3-5（西消防署内）
4	〃	〃	〃	鼻毛石町 1426-1（第 1 7 分団第 1 部詰所内）

② 備蓄資機材

倉庫 番号	備 蓄 資 機 材																			
	鎌	ナタ	鋸	スコップ (角)	スコップ (剣)	ツルハシ	掛矢	10P ハンマー	1P ハンマー	斧	土のう袋	鉄杭 (太)	鉄杭 (細)	土留鋼板	鉄線	一輪車	シート	リヤカー	水中ポンプ	連結水のう
1	20	1	13	17	76	30	21	25	20	6	12,000	215	305	100	550 kg	17	95	1	6	4
2	3	4	3		20	1	5	5	2	3	2,100	30	50	20	30 kg	2	3			消防局
3	30	4	10		57	10	10	8	3	5	3,500	90	135	60	150 kg	5	25	1	2	
4	36	8	19	10	30	10	4	2	0	3	1,600	20	70	16	30 kg	1	10			

(8) 水防関係機関連絡先一覧

① 前橋市

名 称	通常電話番号	災害時優先電話	群馬県防災行政無線
前橋市役所本庁（代表）	電話 224-1111	—	—
防災危機管理課 （水防本部事務局）	電話 898-5935 FAX 221-2813	電話 224-1137	電話 400-6300 FAX 400-6800
消防局（代表）	電話 220-4500 FAX 220-4528	—	電話 701-6300 FAX 701-6800
農村整備課	電話 898-6715	—	—
道路建設課	電話 898-6813	電話 224-1181	—
道路管理課	電話 898-6824	—	電話 400-6303
東部建設事務所	電話 283-1919	—	—
水道整備課	電話 898-3023 FAX 235-5726	—	—
浄水課	電話 231-3075 FAX 234-9525	—	—
下水道整備課	電話 898-3074 FAX 237-1227	—	—
下水道施設課	電話 221-7524 FAX 221-5012	—	—

② 群馬県

名 称	通常電話番号	群馬県防災行政無線
群馬県水防本部 （河川課防災係）	電話 226-3619 FAX 224-1368	電話 3001-3619 FAX 300-6026
前橋土木事務所	電話 234-4224 FAX 236-7589	電話 3101-412 FAX 310-6801
渋川土木事務所	電話 0279-22-4055 FAX 0279-23-9280	電話 311-1431 FAX 311-6801
伊勢崎土木事務所	電話 0270-25-4010 FAX 0270-21-1046	電話 331-6304 FAX 331-6800
危機管理課	電話 226-2255 FAX 221-0158	電話 3001-2244 電話 3001-4441（本部） FAX 300-6323
前橋警察署	電話 252-0110	—
前橋東警察署	電話 225-0110	—
企業局坂東発電事務所	電話 231-1681 FAX 233-6696	—

③ その他

名 称	通常電話番号	群馬県防災行政無線
前橋地方気象台	電話 896-1536 FAX 896-1593	電話 362-6302 FAX 362-6800
利根川ダム統合管理事務所	電話 251-2022 FAX 251-7697	—
東京電力パワーグリッド (株) 群馬総支社	電話 0120-995-007 FAX 225-1511	—
東日本電信電話(株) 群馬 支店 (災害対策室)	電話 027-325-7999	—
東京ガス (株) 群馬支社	電話 027-322-2523	—
広瀬桃木両用水土地改良区	電話 231-2090	—
天狗岩堰土地改良区	電話 251-4937	—

条例・協定 目次

1 前橋市防災会議に関する条例	1
2 前橋市防災会議委員及び幹事名簿	4
3 前橋市防災会議運営要綱	5
4 前橋市防災会議運営要綱第4条第1項の規定により会長が処理できる事項	6
5 前橋市災害対策本部に関する条例	7
6 前橋市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例	9
7 災害時応援協定	
(1) 官公庁等	
7-(1)-1 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定	10
【締結先】 施行日	
【群馬県警察】 S38. 8. 1	
7-(1)-2 災害時における相互応援に関する要綱	11
【北関東・新潟地域連携軸推進協議会（19市町）】 H8. 10. 14	
7-(1)-3 災害時における相互援助に関する協定	13
【首都圏県都市（7市）】 H8. 10. 23	
7-(1)-4 耐震性貯水槽（飲料水兼用）維持管理協定書	21
【群馬県】 H9. 1. 30	
7-(1)-5 災害時における相互応援に関する協定書	23
【群馬県吉岡町】 H9. 3. 28	
7-(1)-6 大規模災害時における相互応援に関する協定	29
【埼玉県熊谷市】 H9. 11. 1	
7-(1)-7 群馬県水道災害相互応援協定	31
【群馬県ほか】 H13. 2. 9	
7-(1)-8 群馬県防災航空隊支援協定	56
【群馬県】 H18. 3. 27	
7-(1)-9 水道災害相互応援に関する覚書	58
【川口市、宇都宮市、水戸市】 H18. 7. 27	
7-(1)-10 災害時における相互援助に関する協定書	60
【新潟県湯沢町】 H19. 1. 25	
7-(1)-11 群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備の運用及び維持管理に関する協定書	67
【群馬県】 H19. 12. 1	
7-(1)-12 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	72
【群馬県】 H20. 4. 1	
7-(1)-13 災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	77
【国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合利管理事務所】 H21. 10. 1	
7-(1)-14 練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書	79
【東京都練馬区】 H23. 1. 6	
7-(1)-15 練馬区と前橋市における災害時の行政情報の発信に関する覚書	81
【東京都練馬区】 H25. 1. 15	

7-(1)-16	災害時の情報交換に関する協定	83
	【国土交通省関東地方整備局】	H23. 2. 23
7-(1)-17	災害時相互応援に関する協定書	85
	【新潟県柏崎市】	H25. 10. 15
7-(1)-18	前橋市と北区との災害時における物資等の支援に関する協定	87
	【東京都北区】	H26. 2. 4
7-(1)-19	全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書	89
	【全国さくらサミット加盟自治体（13市町）】	H26. 4. 17
7-(1)-20	北関東中核都市連携会議災害時相互支援に関する協定書	92
	【北関東中核都市（水戸市・宇都宮市・高崎市）】	H26. 8. 21
7-(1)-21	前橋市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定	95
	【新潟県新潟市】	H26. 9. 29
7-(1)-22	災害時の支援等に関する協定	98
	【財務省関東財務局】	H29. 2. 28
7-(1)-23	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	101
	【茨城県水戸市】	H30. 2. 15
7-(1)-24	一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定書	105
	【桐生市・伊勢崎市】	R2. 12. 24
7-(1)-25	上水道相互連絡管設置に関する協定書	107
	【桐生市】	R3. 2. 18
7-(1)-26	中核市災害相互応援協定	109
	【中核市（62市）】	R3. 4. 1
7-(1)-27	「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書	124
	【群馬県・国土交通省】	R5. 3. 20
7-(1)-28	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	126
	【群馬県（産業技術センター）】	H18. 4. 1
7-(1)-29	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	128
	【群馬県立前橋高等学校】	H18. 4. 1
7-(1)-30	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	130
	【群馬県立前橋南高等学校】	H18. 4. 1
7-(1)-31	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	132
	【群馬県立前橋西高等学校】	H18. 4. 1
7-(1)-32	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	134
	【群馬県立前橋女子高等学校】	H18. 4. 1
7-(1)-33	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	136
	【群馬県立前橋東高等学校】	H18. 4. 1
7-(1)-34	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	138
	【群馬県立勢多農林高等学校】	H18. 4. 1
7-(1)-35	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	140
	【群馬県立前橋工業高等学校】	H18. 4. 1
7-(1)-36	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	142
	【群馬県立前橋商業高等学校】	H18. 4. 1
7-(1)-37	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	144
	【群馬県立前橋清陵高等学校】	H18. 4. 1
7-(1)-38	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	146
	【群馬工業高等専門学校】	H18. 4. 1

7-(1)-39	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	148
	【国立大学法人群馬大学】	H18. 4. 1
7-(1)-40	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	151
	【公立大学法人前橋工科大学】	H25. 4. 1
7-(1)-41	災害時における避難場所の施設使用に関する覚書	153
	【群馬県（赤城ふれあいの森）】	H28. 9. 23
7-(1)-42	災害発生時等における施設使用に関する協定	156
	【国立赤城青少年交流の家】	R3. 1. 22
(2) 民間事業者等		
7-(2)-1	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	158
	【サンヨー食品（株）】	H9. 3. 3
7-(2)-2	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	160
	【協同組合前橋生鮮食料品卸売市場】	H9. 3. 3
7-(2)-3	災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書	162
	【前橋市管工事協同組合】	H9. 6. 3
7-(2)-4	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	164
	【社団法人群馬県エルピーガス協会前橋支部】	H9. 8. 4
7-(2)-5	災害時における緊急物資輸送業務に関する協定書	165
	【赤帽群馬軽自動車運送協同組合】	H10. 1. 20
7-(2)-6	一般廃棄物の相互処理に関する協定書	166
	【高崎市ほか4町村衛生施設組合】	H13. 4. 1
7-(2)-7	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	168
	【（株）いせやコーポレーション】	H16. 1. 21
7-(2)-8	災害時における救援物資提供に関する協定書	170
	【三国コカ・コーラボトリング（株）】	H17. 4. 11
7-(2)-9	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書	172
	【（株）アクティオ】	H17. 4. 20
7-(2)-10	災害時における救援物資提供に関する協定書	174
	【北関東ペプシコーラ販売（株）】	H18. 3. 29
7-(2)-11	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書	176
	【コーエィ（株）】	H18. 3. 29
7-(2)-12	災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定書	178
	【社団法人全国霊柩自動車協会】	H18. 3. 29
7-(2)-13	災害時における応急対策業務に関する協定書	183
	【富士見村土建業協会（現：前橋北部建設協会）】	H19. 2. 28
7-(2)-14	災害時における被災者に対する支援活動協力に関する協定書	185
	【（株）スズラン百貨店前橋店】	H20. 3. 25
7-(2)-15	災害時における支援協力に関する協定書	187
	【ユニー（株）けやきウォーク前橋】	H20. 3. 25
7-(2)-16	災害時における応急対策活動に関する協定書	189
	【社団法人群馬県建設業協会前橋支部ほか】	H20. 3. 25
7-(2)-17	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書	192
	【前橋電設協会】	H22. 3. 29
7-(2)-18	災害時における街路樹等の応急対策業務等に関する協定書	194
	【前橋ガーデンクラブ】	H22. 8. 4

7-(2)-19	災害時における支援協力に関する協定書	196
	【生活協同組合コープぐんま】 H22. 11. 4	
7-(2)-20	災害時等における緊急放送に関する協定書	198
	【(株) まえばしCITYエフエム】 H23. 3. 17	
7-(2)-21	災害時の宿泊施設等における被災者の受入れに関する協定	200
	【前橋旅館ホテル協同組合】 H23. 4. 20	
7-(2)-22	災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	202
	【群馬県石油協同組合前橋支部災害対策協議会】 H23. 11. 9	
7-(2)-23	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	204
	【(株) カインズ】 H24. 4. 12	
7-(2)-24	災害時における飲料水の提供に関する協定書	209
	【(株) 伊藤園】 H24. 4. 19	
7-(2)-25	災害時における物資の供給に関する協定書	211
	【レンゴー(株)】 H24. 10. 17	
7-(2)-26	災害時における物資提供に関する協定書	215
	【(株) フレッセイホールディングス、(株) フレッセイ】 H24. 11. 13	
7-(2)-27	災害時等における物資提供に関する協定書	217
	【(株) 環境システムズ】 H24. 12. 25	
7-(2)-28	災害に係る情報発信等に関する協定書	219
	【ヤフー(株)】 H25. 3. 25	
7-(2)-29	災害時における航空写真撮影に関する協定書	221
	【アジア航測(株)】 H25. 3. 27	
7-(2)-30	災害時等における電気自動車の提供に関する協定書	223
	【群馬日産自動車(株)】 H25. 6. 21	
7-(2)-31	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	225
	【東日本旅客鉄道(株)「前橋駅」】 H25. 7. 5	
7-(2)-32	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	232
	【東日本旅客鉄道(株)「新前橋駅」、「群馬総社駅」】 H25. 7. 5	
7-(2)-33	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	238
	【東日本旅客鉄道(株)「前橋大島駅」、「駒形駅」】 H25. 7. 5	
7-(2)-34	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	244
	【群馬県トラック協会前橋支部】 H25. 7. 16	
7-(2)-35	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書	246
	【協同組合前橋電気センター】 H25. 7. 19	
7-(2)-36	災害時における協力に関する協定書	248
	【公益社団法人前橋青年会議所】 H25. 9. 4	
7-(2)-37	災害時における放送等に関する協定書	250
	【(株) ジェイコムイースト】 H26. 1. 10	
7-(2)-38	防災行政用無線による放送等に関する覚書	254
	【(株) ジェイコムイースト群馬局】 H26. 2. 12	
7-(2)-39	災害の被害状況等に係る情報提供に関する協定	258
	【赤十字飛行隊群馬支隊】 H26. 6. 26	
7-(2)-40	前橋市と前橋市消防職員退職者会との防災に関する協定	262
	【前橋市消防職員退職者会】 H26. 7. 29	
7-(2)-41	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書(例)	264
	【社会福祉法人】 H26. 8. 20	

7-(2)-42	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	268
	【前橋市再生資源事業協同組合、前橋市一般廃棄物処理事業協同組合】	H26. 9. 1
7-(2)-43	災害時における水質検査業務等に関する協定書	271
	【一般社団法人群馬県薬剤師会】	H26. 10. 2
7-(2)-44	震災時における応急生活物資供給等に関する協定	273
	【前橋市農業協同組合】	H26. 11. 17
7-(2)-45	前橋市防災行政無線等の使用に関する基本協定書	275
	【東京電力（株）群馬支店前橋支社】	H26. 11. 28
7-(2)-46	エリアメールなど緊急速報発信ツールの活用に関する協定書	277
	【東京瓦斯（株）群馬支社】	H26. 12. 5
7-(2)-47	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	283
	【星野総合商事（株）】	H27. 6. 15
7-(2)-48	災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定書	289
	【エア・メディア・サービス】	H27. 6. 16
7-(2)-49	災害時における隊友会の協力に関する協定	294
	【公益社団法人隊友会群馬県隊友会】	H27. 8. 3
7-(2)-50	災害時における物資調達に関する協定書	299
	【コストコホールセールジャパン（株）】	H27. 9. 1
7-(2)-51	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	306
	【東日本電信電話（株）】	H28. 7. 19
7-(2)-52	災害時等における応急対策の協力に関する協定書	309
	【公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬支部会】	H28. 7. 29
7-(2)-53	公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	311
	【公益社団法人日本水道協会関東地方支部】	H28. 8. 8
7-(2)-54	市民生活の安全安心に関する協定書	316
	【日本郵便（株）前橋中央郵便局】	H28. 9. 21
7-(2)-55	災害時における協力に関する協定書	323
	【一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会】	H28. 11. 10
7-(2)-56	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	328
	【群馬県行政書士会前橋支部】	H29. 2. 3
7-(2)-57	災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書	330
	【旭ハウス工業（株）】	H29. 2. 22
7-(2)-58	災害時における物資調達に関する協定書	334
	【（株）クスリのマルエ】	H29. 3. 15
7-(2)-59	災害時における支援物資輸送拠点としての協力等に関する協定書	336
	【関東西濃運輸（株）・佐川急便（株）・日本通運（株）・ヤマト運輸（株）】	H29. 3. 27
7-(2)-60	災害時における炊出し用食材の供給協力に関する協定	339
	【（株）松島商店】	H29. 3. 30
7-(2)-61	災害時における地域の安全確保等の協力に関する協定	343
	【一般社団法人群馬県警備業協会】	H29. 8. 8
7-(2)-62	災害時における物資供給に関する協定書	347
	【NPO法人コメリ災害対策センター】	H29. 9. 28
7-(2)-63	災害時における協力に関する協定書	350
	【群馬県オートバイ事業協同組合】	H29. 10. 6
7-(2)-64	水道災害時の緊急応援給水活動に関する覚書	353
	【（株）ジーシーシー自治体サービス】	H29. 11. 7

7-(2)-65	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	355
	【一般社団法人日本福祉用具供給協会】	H29. 12. 13
7-(2)-66	災害時における地図製品等の供給に関する協定書	360
	【(株)ゼンリン】	H29. 12. 15
7-(2)-67	震災時における緊急設備支援に関する協定書	368
	【(株)セレスポ】	H30. 1. 31
7-(2)-68	災害時における測量、設計等の業務に関する協定書	373
	【前橋市測量設計業協会】	H30. 3. 6
7-(2)-69	災害時における物資の供給に関する協定書	376
	【(株)セブン-イレブン・ジャパン】	H30. 3. 22
7-(2)-70	水道災害時の緊急応援給水活動に関する覚書	382
	【前橋市管工事協同組合】	H30. 9. 25
7-(2)-71	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	384
	【群馬県社会保険労務士会前橋支部】	H31. 1. 29
7-(2)-72	前橋市と前橋市役所退職会との災害時支援に関する協定	386
	【前橋市役所退職者会】	R1. 11. 14
7-(2)-73	災害等における支援に関する協定書	388
	【公益財団法人群馬県建設技術センター】	R2. 5. 14
7-(2)-74	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	390
	【東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社】	R2. 8. 28
7-(2)-75	災害発生時等における施設使用に関する協定	392
	【AL S O K群馬株式会社】	R3. 1. 29
7-(2)-76	災害発生時等における被災者等相談の実施に関する協定	394
	【群馬司法書士会】	R3. 1. 29
7-(2)-77	災害時の避難所等における外部給電可能な車両の貸与等の協力に関する協定書	398
	【群馬トヨペット(株)、トヨタカローラ群馬(株)、ネッツトヨタ群馬(株)】	R3. 8. 31
7-(2)-78	災害時における協力に関する協定書	406
	【東京建物(株)、ファーストコーポレーション(株)】	R3. 9. 1
7-(2)-79	前橋市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	411
	【社会福祉法人前橋市社会福祉協議会】	R3. 10. 19
7-(2)-80	災害時等における物資の供給に関する協定書	413
	【トキワコンクリート工業(株)】	R3. 11. 25
7-(2)-81	赤城西麓土地改良施設の管理協力に関する協定書	417
	【赤城西麓土地改良区】	R3. 12. 13
7-(2)-82	災害時における相互協力に関する基本協定	421
	【東日本電信電話(株)】	R3. 12. 16
7-(2)-83	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	424
	【日立建機日本株式会社】	R4. 5. 16
7-(2)-84	地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定書	427
	【三井住友信託銀行株式会社】	R4. 6. 1
7-(2)-85	ショップ・モビリティを活用した取り組みに関する協定書	431
	【まきばプロジェクト】	R5. 4. 1
7-(2)-86	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	433
	【ウチヤマコーポレーション株式会社】	R5. 7. 12
7-(2)-87	災害時における応急対策業務等の応援協力に関する協定書	438
	【一般社団法人群馬建築士会前橋支部】	R6. 6. 24

7-(2)-88	災害時における被災者支援活動に関する協定書	440
	【群馬弁護士会】 R6. 7. 22	
7-(2)-89	災害発生時等における施設使用に関する協定書	442
	【一般社団法人群馬県トラック協会】 R6. 8. 29	
7-(2)-90	災害時における水道事業等の施設等の応急復旧に関する協定	444
	【積水化学工業株式会社】 R6. 9. 13	
7-(2)-91	災害時等における施設使用の協力に関する協定書	446
	【株式会社ダイナム】 R6. 10. 23	
7-(2)-92	災害時における物資の供給及び施設の提供等に関する協定	454
	【イケア・ジャパン株式会社 I K E A前橋】 R6. 12. 16	
7-(2)-93	災害時における物資の供給協力に関する協定書	459
	【スギホールディングス株式会社】 R6. 12. 24	
7-(2)-94	災害時における応急給水設備等の供給協力に関する協定	463
	【森松工業株式会社】 R7. 2. 18	

(3) 包括連携協定等

7-(3)-1	前橋市と（株）フレッセイホールディングス及び（株）フレッセイとの地域活性化包括連携協定書 【（株）フレッセイホールディングス、（株）フレッセイ】	H24. 11. 13	465
7-(3)-2	前橋市と株式会社群馬銀行との連携協力に関する包括協定書 【（株）群馬銀行】	H28. 6. 9	467
7-(3)-3	群馬医療福祉大学と前橋市との連携協力に関する包括協定書 【群馬医療福祉大学】	H28. 7. 21	469
7-(3)-4	地域経済活性化に向けた包括連携に関する協定書 【しのめ信用金庫】	H28. 8. 8	471
7-(3)-5	前橋市と株式会社セブンーイレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定書 【（株）セブンーイレブン・ジャパン】	H30. 1. 29	473
7-(3)-6	前橋市とあかぎ信用組合との連携に関する包括協定書 【あかぎ信用組合】	H31. 2. 1	475
7-(3)-7	前橋市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する包括協定書 【大塚製薬（株）大宮支店】	R1. 7. 10	479
7-(3)-8	前橋市と群馬ヤクルト販売株式会社との地域社会づくり包括連携協定 【群馬ヤクルト販売株式会社】	R2. 11. 12	481

○前橋市防災会議に関する条例

昭和 3 8 年 3 月 2 0 日

条例第 1 2 号

改正 昭和 4 7 年 3 月 3 0 日 条例第 5 号

平成 8 年 5 月 7 日 条例第 8 号

平成 1 1 年 3 月 3 1 日 条例第 1 5 号

平成 1 2 年 3 月 3 0 日 条例第 5 号

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日 条例第 5 6 号

平成 2 5 年 9 月 1 7 日 条例第 4 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、前橋市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 8 条例 8 ・ 平 1 2 条例 5 ・ 一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 前橋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前橋市水防計画を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 8 条例 8 ・ 平 1 2 条例 5 ・ 平 2 5 条例 4 3 ・ 一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 群馬県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は関係地方公共的機関のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ8人以内、3人以内、2人以内、10人以内、15人以内及び5人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(昭47条例5・平8条例8・平11条例15・平16条例56・平25条例43・一部改正)

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命し、又は指名する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平8条例8・一部改正)

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月30日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年5月7日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第15号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第5号) 抄

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月22日条例第56号)

この条例は、平成16年12月5日から施行する。

附 則(平成25年9月17日条例第43号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に第1条の規定による改正後の前橋市防災会議に関する条例第3条第5項第8号の規定により任命される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成27年1月31日までとする。

前橋市防災会議委員及び幹事名簿

区分	条例第3条 第5項の区分	委員	幹事
第1号委員 (8人以内) ■ 7名	指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者	関東財務局前橋財務事務所長 関東農政局地方参事官（群馬） 関東地方整備局高崎河川国道事務所長 前橋地方気象台台長 関東運輸局群馬運輸支局長 前橋労働基準監督署長 関東森林管理局総務企画部企画調整課長	
第2号委員 (3人以内) ■ 2名	群馬県の知事の部内職員のうちから市長が任命する者	中部振興局長（前橋行政県税事務所長） 前橋土木事務所長	前橋土木事務所次長
第3号委員 (2人以内) ■ 2名	群馬県警察の警察官のうちから市長が任命する者	前橋警察署長 前橋東警察署長	前橋警察署警備課長 前橋東警察署警備課長
第4号委員 (10人以内) ■ 4名	市長がその部内の職員のうちから指名する者	副市長 公営企業管理者 総務部長	防災危機管理課長
第5号委員 ■ 1名	市の教育委員会の教育長	教育長	
第6号委員 ■ 2名	市の消防長及び市の消防団長	消防局長 消防団長	消防局総務課長 消防局警防課長
第7号委員 (15人以内) ■ 12名	指定公共機関又は関係地方公共的機関のうちから市長が任命する者	東日本電信電話（株）ビジネスイノベーション部 まちづくりコーディネート担当課長 日本赤十字社群馬県支部事務局長 東京ガス（株）群馬支社長 日本通運（株）群馬支店長 東京電力パワーグリッド（株）群馬副総支社長 前橋市医師会副会長 群馬テレビ（株）取締役報道局長 （株）エフエム群馬編成報道部長 日本放送協会前橋放送局長 JR 東日本旅客鉄道（株）高崎支社鉄道事業部安全企画ユニットリーダー 社会福祉法人前橋市社会福祉協議会会長 群馬県看護協会理事	
第8号委員 (5人以内) ■ 1名	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者	前橋市女性防火クラブ連絡協議会副会長	

前橋市防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、前橋防災会議に関する条例（昭和38年前橋条例第12号）第7条の規定に基づき、前橋市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させるものとする。

(委任による処理)

第4条 防災会議が処理すべき事項のうちで、特に指定したものは会長において処理することができる。

2 会長は、前項の規定により処理したときは、次の防災会議にこれを報告するものとする。

(部 会)

第5条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を防災会議に報告するものとする。

(幹事の招集)

第6条 会長は、必要のつど幹事を招集して、事務を処理させることができる。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、そのつど防災会議にはかって定める。

前橋市防災会議運営要綱第4条第1項の規定により会長が処理できる事項

前橋市防災会議運営要綱第4条第1項の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 前橋市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 2 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めること。
- 3 水防法第15条及び土砂災害防止法第8条に基づく要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めること。
- 4 前橋市地域防災計画の軽微な修正を行うこと（資料編の修正や前橋市災害対策本部の組織機構改革等に伴う修正）。

附 則

この規程は、令和2年10月12日から施行する。

○前橋市災害対策本部に関する条例

昭和 3 8 年 3 月 2 0 日

条例第 1 3 号

改正 平成 8 年 5 月 7 日 条例第 9 号

平成 1 9 年 3 月 2 0 日 条例第 3 号

平成 2 5 年 9 月 1 7 日 条例第 4 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)第 2 3 条の 2 第 8 項の規定に基づき、前橋市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 8 条例 9 ・ 平 2 5 条例 4 3 ・ 一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4 災害対策本部長は市長とし、災害対策副本部長は副市長をもって充てる。

(平 1 9 条例 3 ・ 一部改正)

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(平 8 条例 9 ・ 一部改正)

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平 8 条例 9 ・ 追加)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平8条例9・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成8年5月7日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第3号) 抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月17日条例第43号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

○前橋市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例

平成28年3月30日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号ハの規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に前橋市地域防災計画に名称及び所在地を定めるものの用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

第2条 水防法第15条第1項第4号ハの条例で定める用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用に関して、前橋市長と群馬県警察本部長は、同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和 38 年 7 月 20 日

前 橋 市 長 石 井 繁 丸
群馬県警察本部長 秋 山 進

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第 1 条 前橋市長が災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電機通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合本協定の定めるところによるものとする。

第 2 条 前橋市長が法第 57 条の協定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話および警察無線電信とする。

第 3 条 前橋市長が法第 57 条の協定に基づき使用等する場合は、原則として当該前橋市の地域を管轄する警察署の署長（以下「管轄警察署長」という。）に対して次の事項を申しでて承認を受けるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者および受信者

第 4 条 管轄警察署長は、当該申込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱い順位の決定は、管轄警察署長が、当該通信の緊急性、通信の内容、受付けた順位等を斟酌して決定するものとする。

第 5 条 前橋市長は、法第 56 条の規定に基づく伝達通知または警告を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ管轄警察署長に連絡しておくものとする。

第 6 条 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

- 1 本協定は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

災害時における相互応援に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、北関東・新潟地域連携軸推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する市町（以下「構成市町」という。）の区域内に災害が発生し、被災した構成市町で十分な救援等の応急措置ができない場合、構成市町が相互に応援し、応急対策活動に万全を期することを目的とする。

（連絡体制）

第2条 各県に災害応急対策担当幹事（以下「応急対策幹事」という。）を置く。

2 構成市町の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。

3 構成市町は、災害の状況などにより連絡担当課を変更する場合は事務局に連絡するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害の発生により応援を求めようとする構成市町は、災害の概要を明らかにして、事務局に口頭又は文書等で、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

（1）食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供

（2）被災者救護に係る職員の派遣

（3）被災者の医療・防疫活動における職員の派遣、医療品等の提供

（4）被災者のための施設の提供及びあつせん

（5）その他応急対策活動に必要な措置

2 事務局は、前項に規定する要請があった場合は、構成市町に応援を要請する。なお、事務局は、必要な物品を速やかに調達できる場合は、構成市町に応援を要請することなく、当該物品を要請した市町へ提供することができる。

（応援の実施）

第4条 構成市町は要請内容に基づき、可能な範囲で応援に務めることとする。

（自主応援）

第5条 構成市町は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は応援する構成市町が負担するものとする。ただし、第3条第2項後段に規定する応援に要した経費は協議会が負担するものとする。

（情報等の交換）

第7条 構成市町は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

(事務局の代行)

第8条 事務局の事務に支障が生じた場合は、応急対策担当幹事が協議して事務を代行する。

(協議)

第9条 この要綱に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、構成市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

事務局

群馬県高崎市

災害応急対策担当幹事

新潟県新潟市・栃木県佐野市・茨城県水戸市

災害時における相互援助に関する協定

首都圏県都市長懇話会を構成する水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、浦和市、甲府市及び横浜市（以下「県都」という。）は、大規模な災害が発生し、被災県都独自では十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、他の県都が相互に援助協力し、被災県都の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（援助の種類）

第1条 援助の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救護・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救護・救助及び情報収集の活動に必要な車両等の提供
- （4） 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- （5） 救援・救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （6） 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- （7） 教育機関への被災児童・生徒の受入れ
- （8） 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（援助の要請）

第2条 被災県都が援助の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

（自主援助）

第3条 大規模災害の発生により、被災県都との連絡がとれない場合で、緊急に援助をすることが必要であると認められるときは、他の県都は自主的な判断に基づき必要な援助を行う。

- 2 自主援助した県都は、援助内容等を被災県都に速やかに連絡する。
- 3 自主援助した県都は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災県都に提供する。

（援助経費の負担）

第4条 援助に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- （1） 職員の派遣に要した経費は、援助県都が負担するものとする。
- （2） 前後に掲げるもののほか、援助物資の調達その他援助に要した経費は、被災県都が負担するものとする。ただし、この規定により難しい場合は、別途協議するものとする。

（受入体制の整備）

第5条 各県都は、災害時における他の県都からの援助物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を定めるものとする。

（通信体制の整備）

第6条 各県都は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努めるものとする。

（協定に関する協議）

第7条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、防災担当者連絡会議において、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

（訓練の実施）

第8条 各県都は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施するも

のとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日等)

第10条 この協定は、平成8年10月23日から施行する。

2 災害時における相互援助に関する協定（昭和61年11月28日締結）は廃止する。

この協定の締結を証するため、県都記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成8年10月23日

水戸市長	浦和市長
前橋市長	甲府市長
宇都宮市長	横浜市長
千葉市長	

○災害時における相互援助に関する協定 実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における相互援助に関する協定（以下「協定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(援助調整県都の設置)

第2条 被災県都への効率的な援助を実施するため、その調整を行う援助調整県都をあらかじめ定めるものとする。

2 援助調整県都は、別表のとおりとする。

3 災害の規模により、援助調整県都による調整が困難なときは、首都圏県都共同運営による援助調整本部を設置し、当該援助調整本部が援助調整県都の役割を担うものとする。

4 被災県都と援助県都の連絡調整は、原則として、援助調整県都及び援助調整本部（以下「援助調整県都等」という。）を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第3条 援助調整県都等は、被災県都の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(援助要請の手続き)

第4条 被災県都は、電話等により次の事項を明らかにして、援助調整県都等を経由し、援助を要請するものとする。この場合において、要請等の内容は、要請の時点で判明しているものとする。

(1) 被害の状況

(2) 物資等の提供に関する援助（以下「物的援助」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等

(3) 職員の派遣に関する援助（以下「人的援助」という。）を要請するときは、活動内容、要請人員、場所、期間等

(4) 前2号に規程する援助以外の援助を要請するときは、要請の内容、場所、期間等

(5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 被災県都は、援助要請をしたときは、できる限り速やかに援助要請書（様式第1号）を援助調整県都等に送付する。

(援助実施の手続き)

第5条 援助県都は、援助を実施する事項について援助計画を作成する。

2 援助県都は、次の事項についての援助計画を援助調整県都等に連絡した上、援助を実施する。また、援助調整県都等は、被災県都との連絡が可能なときは、援助内容についての連絡調整を行う。

(1) 物的援助をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等

(2) 人的援助をするときは、活動内容、派遣人員、場所、期間等

(3) その他の援助をするときは、援助の内容、場所、期間等

(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 援助県都は、前号の援助を行ったときは、速やかに援助通知書（様式第2号）を援助調整県都等及び被災県都に送付する。

(援助物資の受領通知)

第6条 被災県都は、前条の援助通知書に基づく物資等を受領したときは、援助調整県都等を経由し、援助県都に援助物資等受領書（様式第3号）を送付するものとする。

(援助終了の報告)

第7条 援助県都は、援助を終了したときは、援助調整県都等を経由し、被災県都に援助終了報告書（様式第4号）を送付するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 各県都は、災害時に効率的な相互援助が実施できるよう、あらかじめ相互援助に関する連絡担当部局を定め、部局名、連絡先等必要な事項を他の県都に周知するものとする。

附 則

この実施細目は、平成24年1月27日から実施する。

別 表

実施細目第2条に規定する援助調整県都は、次のとおりとします。

被災県都	連絡担当部局	
	第1順位	第2順位
水戸市	前橋市	横浜市
前橋市	甲府市	水戸市
宇都宮市	横浜市	千葉市
千葉市	さいたま市	甲府市
甲府市	水戸市	前橋市
横浜市	宇都宮市	さいたま市
さいたま市	千葉市	宇都宮市

第 号
年 月 日

（援助県都市長） 様

被災県都市長

印

援助要請書

災害時における相互援助に関する協定に基づき、援助を要請します。

記

1 援助を要請する理由

2 添付書類

細目第2条第1項に定める事項

担当者名
電話番号
FAX番号

第 号
年 月 日

（被災県都市長） 様

援助県都市長 印

援助通知書

災害時における相互援助に関する協定に基づき、別紙のとおり援助します。

記

添付書類

細目第3条第2項に定める事項

担当者名
電話番号
FAX番号

第 号
年 月 日

(援助県都市長) 様

被災県都市長 印

援助物資等受領書

災害時における相互援助に関する協定に基づく援助物資等を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量

担当者名
電話番号
FAX番号

第 号
年 月 日

（援助県都市長） 様

被災県都市長

援助終了報告書

年 月 日付 第 号で通知した援助について
は、下記のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

1 援助事項

（1）物資援助

援助品目・数量

（2）人的援助

派遣人員

（3）その他の援助

援助内容

担当者名

電話番号

FAX番号

耐震性貯水槽（飲料水兼用）維持管理協定書

群馬県（以下「甲」という。）と前橋市（以下「乙」という。）とは、甲が地域防災拠点構想に基づき、応急給水活動用に設置した耐震性貯水槽（飲料水兼用）（以下「貯水槽」という。）の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

第1条 貯水槽の設置場所は、前橋市上細井町2 1 4 2－1 前橋合同庁舎敷地内とする。

第2条 貯水槽の維持管理について、巡回点検、定期点検及び補修工事は甲が行うものとし、水質の管理は乙が行うものとする。

第3条 点検項目、内容及び回数は、別表のとおりとする。

第4条 甲の実施する点検時に、乙の立会を必要とする場合は、耐震性貯水槽（飲料水兼用）定期点検協議書（第1号様式）により乙に協議を行うものとする。

2 甲は、定期点検を実施したときは、耐震性貯水槽（飲料水兼用）定期点検結果報告書（第2号様式）により乙に報告するものとする。

第5条 乙は、定期点検のその他必要に応じて貯水槽設置場所への立入ができるものとし、立入の際は事前に甲に連絡し了解を得るものとする。

第6条 点検の結果、貯水槽に異常等を認めた場合は必要に応じて甲、乙協議のうえ補修工事を行うものとする。

第7条 貯水槽の維持管理に要する費用については、定期点検及び補修工事にあつては甲が負担し、水質管理にあつては乙が負担するものとする。

第8条 甲が貯水槽水を使用できる範囲は次のとおりとする。ただし、水の使用料は無償とする。

- (1) 災害時における防火及び飲料水として使用する場合。
- (2) 防災訓練に使用する場合。
- (3) その他特別に必要な場合。

第9条 乙が貯水槽水を使用できる範囲は次のとおりとする。

- (1) 災害時における防火及び飲料水として使用する場合。
- (2) 地域防災訓練に使用する場合。

(3) その他特別に必要となった場合。

第10条 甲及び乙は、災害時に貯水槽水を使用するときは、何らかの方法で連絡するものとし、事後速やかに耐震性貯水槽（飲料水兼用）使用届（第3号様式）（以下「使用届」という。）を提出するものとする。

2 甲及び乙は、防災訓練等に貯水槽水を使用するときは、事前に使用届を提出し、立会のうえ使用するものとする。

第11条 乙は、貯水槽の機能及び貯水槽内の水質に異常が発生し、緊急に対応が必要となる場合は、ただちに貯水槽への給水機能を停止することができるものとし、事後速やかに甲に報告するものとする。

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成9年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも異議ないときは、更に1年延長するものとし、以後この例による。

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成9年1月30日

(甲) 群馬県知事 小寺弘之

(乙) 前橋市長 萩原弥惣治

災害時における相互応援に関する協定書

前橋市と吉岡町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(応援の要請)

第1条 前橋市又は吉岡町において、大規模な災害が発生し、被災した市町のみでは十分な救護等の応急措置ができないときは、協定の相手方に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の応援要請は、連絡担当部課を通じて行うものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (2) 食糧及び生活必需物資並びにその応急に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (5) 救援者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要した市町（以下「要請市町」という。）の負担とする。

(連絡会議)

第4条 両市町は、この協定事項の円滑な推進を図るため、必要により連絡会議を開くものとする。

(資料の交換)

第5条 両市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第6条 応援を行った市町の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町の長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項は、その都度協議して定めるものとする。

(発効)

第8条 この協定は、平成9年3月28日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年3月28日

前橋市

代表者 市長 萩原 弥惣治

吉岡町

代表者 町長 高野 一 男

災害時における相互応援に関する協定実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、災害時における相互応援に関する協定（平成9年3月28日締結。以下「協定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 協定第1条第2項に規定する連絡担当部課は、別表のとおりとする。

(応援の要請の手続)

第3条 応援の要請を行う市町は、電話等により次の事項を明らかにして行い、後日、応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 協定第2条第1号に規定する応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 協定第2条第2号から第5号までに規定する応援を要請する場合は、物資等の品目、数量等
- (5) 協定第2条第6号に規定する応援を要請する場合は、要請の内容
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 前各号に規定するもののほか必要な事項

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第4条 協定第3条に定める経費のうち、協定第2条第1号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣に要した経費は、原則として応援を行った市町（以下「応援市町」という。）が負担する。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を要請した市町（以下「要請市町」という。）が、要請市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が賠償する。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、要請市町及び応援市町が協議して定める。

- 2 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。
- 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- 4 要請市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(救護物資等の経費の支払方法)

第5条 要請市町が、協定第3条に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は、当該費用を一時立て替えて支出するものとする。

- 2 応援市町が、前項の規定により立て替えて支出した場合は、次の経費について、要請市町に請求するものとする。
 - (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 3 前項の規定による請求は、関係書類を添えて連絡担当部課を経由して行うものとする。
- 4 前項の規定により難しいときは、要請市町及び応援市町が協議して定めるものとする。

(資料の交換)

第6条 協定第5条に規定する資料の交換は、備蓄等現勢報告書（様式第2号）により、毎年行うものとする。

(報 告)

第7条 協定第6条に規定する報告は、応援活動報告書（様式第3号）により行うものとする。

附 則

この細則は、平成9年3月28日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

吉岡町長 様

要請者

市町名 前橋市

市町長名 ○○ ○○ 印

応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定第 1 条及び災害時における相互応援に関する協定実施細則第 3 条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応援要請		年 月 日 () 時 分
災害発生日時		年 月 日 () 時 分
災害の種別		
災害発生場所		
被害の状況		
要請 内容	物資等	〔品目・数量〕
	人員	〔事務系職員（男・女別）〕 〔技術系職員（一般・現業別、男・女別）〕
	期間	
	集結場所	
	活動内容	
災害現場の最高指揮者の職・氏名		
その他必要な事項		

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

吉岡町長 様

市町名 前橋市
市町長名 ○○ ○○ 印

備 蓄 等 現 勢 報 告 書

災害時における相互応援に関する協定第5条及び災害時における相互応援に関する協定実施細則第6条の規定に基づき、下記のとおり備蓄等現勢を報告します。

区 分	内 容	数 量	内 容	数 量
防 災 資機材				
非 常 食糧等				

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

吉岡町長 様

応援者

市町名 前橋市

市町長名 ○○ ○○ 印

応援活動報告書

災害時における相互応援に関する協定第6条及び災害時における相互応援に関する協定実施細則第7条の規定に基づき、下記のとおり応援活動を報告します。

応援期間		
災害の種別		
災害発生場所		
応援活動経過		〔出場時分・到着時分・従事時分・帰所時分等〕
応援活動概要		
資機材の 使用状況	応援市町 のもの	
	要請市町 等から補 給を受け たもの	
応援活動の最高指揮者 の職・氏名及び応援人員		
応援出場中における各 種事故等の概要		

大規模災害時における相互応援に関する協定

埼玉県熊谷市と群馬県勢多郡富士見村は、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、熊谷市又は富士見村の区域において地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災した市又は、村が応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課)

第2条 熊谷市及び富士見村は、相互応援に関する連絡担当課を次のように定め、災害が発生したときは速やかに必要な情報の交換を行なうものとする。

熊谷市総務部庶務課 電話 0485(24)1111

FAX 0485(25)9051

富士見村総務課 電話 027(288)2211

FAX 027(288)2214

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする熊谷市又は富士見村は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び経路
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名及び数量
- (5) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 一時収容を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (8) その他応援を必要とする事項等

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行なう熊谷市又は富士見村が負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、応援を受ける熊谷市又は富士見村が負担する。

(情報の交換)

第6条 熊谷市及び富士見村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行なうものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、熊谷市及び富士見村が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、熊谷市及び富士見村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成9年11月1日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、熊谷市、富士見村がそれぞれ、その1通を保有する。

平成9年10月30日

埼玉県

熊谷市長 小林 一 夫

群馬県勢多郡

富士見村長 齋 藤 啓 治

群馬県水道災害相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者（以下「会員」という。）が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区（以下「地区」という。）に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

2 各地区及び各ブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。

3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

4 群馬県（以下「県」という。）は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は、県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

(応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示（様式第1号）に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧工事

(3) 応急復旧用資機材の供出

3 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

(応援要請等)

第4条 応援要請は、原則として次の各号により行うものとする。

- (1) 被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。
- (2) 地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、ブロック代表都市に応援を要請する。
- (3) ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。
- (4) ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、県へ応援を要請する。

2 応援要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書（様式第2号及び第3号）を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) その他必要な事項

(応援体制)

第6条 応援会員が派遣する職員（以下、「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。
- (2) 応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また、被応援会員への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員等が協議して定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等(様式第4号)
- (2) 応急資機材の保有状況(様式第5号)
- (3) 応援に従事できる職員数(様式第6号)
- (4) 水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

2 県は前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。

(協 議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(訓 練)

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

群馬県知事	小寺 弘之	赤城村長	齋藤 光雄	妙義町長	伊丹 良純
前橋市長	萩原 弥惣治	子持村長	阿久津 貞司	下仁田町長	神戸 文夫
富士見村長	齋藤 啓治	小野上村長	村上 三衛	南牧村長	工藤 増猪一
大胡町長	横堀 文雄	伊香保町長	石坂 稔	甘楽町長	黒沢 常五郎

宮城村長	櫻井 敏道	榛東村長	一倉 登	中之条町長	小渕 光平
粕川村長	松村 慶作	吉岡町長	高野 一男	東村長	唐沢 保八郎
高崎市長	松浦 幸雄	藤岡市長	塚本 昭次	吾妻町長	一場 貞
榛名町長	石井 清一	新町長	高橋 功	長野原町長	田村 守
倉渕村長	阿久津 正	鬼石町長	関口 茂樹	嬭恋村長	松本 先
箕郷町長	秋月 保教	吉井町長	武藤 恒正	草津町長	市川 紘一郎
群馬町長	清水 稔	万場町長	宮前 鍬十郎	六合村長	本多 秀里
碓氷上水道企業団企業長	中島 博範	中里村長	小林 一夫	高山村長	割田 良次
渋川市長	登坂 秀	上野村長	黒澤 丈夫	沼田市長	西田 洽司
北橘村長	小林 幸男	富岡市長	今井 清二郎	白沢村長	中村 玉樹
利根村長	小林 市郎	尾島町長	相澤 邦衛	藪塚本町長	小川 喜一
片品村長	梅澤 羊太	新田町長	山崎 昭	大間々笠懸上水道企業団企業長	近藤 昭次
川場村長	横坂 太一	館林市長	中島 勝敬	太田市長	清水 聖義
月夜野町長	小林 雅男	板倉町長	針ヶ谷 照夫	玉村町長	井田 金七
水上町長	腰越 孝夫	明和町長	斎藤 憲	東村長	高畑 彰
新治村長	鈴木 和雄	千代田町長	襟川 幸雄		
昭和村長	加藤 秀光	大泉町長	高野 和男		
伊勢崎市長	高橋 基樹	邑楽町長	神藤 茂		
赤堀町長	金井 昇	桐生市長	大澤 善隆		
東村長	松原 宣夫	新里村長	小池 仍壽		
境町長	長沼 和幸	黒保根村長	高澤 夫		

群馬県水道災害相互応援活動実施要綱

第1 通則

群馬県水道災害相互応援活動（以下「応援活動」という。）については、群馬県水道災害相互応援協定（平成13年2月9日締結。以下「協定」という。）のほか、この群馬県水道災害相互応援活動実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるところにより実施するものとする。

第2 目的

要綱については、協定の趣旨を堅持し、迅速で円滑な応援活動を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第3 組織構成

1 組織

災害が発生した場合の相互応援活動における組織構成は、別添1の組織図（以下「組織図」という。）のとおりとし、協定第2条により定められた組織構成は、当該組織図に置き換えて運用するものとする。

2 区域区分

この要綱に定める事項を円滑に実施するため、県内の地方公共団体等を5ブロック（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックを構成する地方公共団体等を構成員と称する。

3 応援活動体系

この要綱に定める事項を円滑に実施するため、災害規模に応じた応援活動を3体系（以下「体系」という。）に区分する。

なお、この要綱において、ブロックを代表するものを選任した場合、この代表者を調整役と称し、調整役は、所属ブロック内の情報収集、所管事務のとりまとめ、関係機関との調整窓口としての事務を担うものとする。

（1）ブロック内応援活動

ブロック内応援活動は、構成員の所管する水道施設等が被災した場合において、被災構成員の属するブロック構成員間で相互連携し、必要な応援活動等を実施するものとする。

（2）ブロック間応援活動

ブロック間応援活動は、構成員の所管する水道施設等が被災した場合において、ブロック内応援活動では対応が困難であると判断した場合において、被災構成員、調整役、被災構成員の属するブロック以外の構成員及び県で相互連携し、必要な応

援活動等を実施するものとする。

(3) ブロック外応援活動

ブロック外応援活動は、構成員の所管する水道施設等が被災した場合において、ブロック間応援活動によっても対応が困難であると判断した場合又は県外の水道事業者等が被災し、国及び関係機関等から応援要請を受けた場合において、被災構成員、各ブロック調整役、県、国及び関係機関が相互連携し、必要な応援活動等を実施するものとする。

第4 所管事務取扱要領

- 1 この要綱に基づき実施される応援活動等における事務の所管については、別添2の所管事務取扱要領（以下「要領」という。）によるものとする。
- 2 所管事務の実施に必要な調書等は、要領に定める様式を用いるものとする。
なお、協定に定められた様式は、当該様式に置き換えて運用するものとする。

第5 応援内容

- 1 応援活動は、協定第3条の規定により行うものとし、協定第3条における「被災会員」を「被災構成員」に、「応援会員」を「応援構成員」にそれぞれ読み替える。
- 2 協定第3条第1項における従事作業については指示のほか、要請を加えるものとする。
- 3 協定第3条第3項における協議者は体系別に以下のとおりとする。
 - (1) ブロック内応援活動
被災構成員、調整役、応援構成員、県
 - (2) ブロック間応援活動
被災構成員、調整役、応援構成員、県
 - (3) ブロック外応援活動
被災構成員、調整役、県、関係機関（県内被災の場合）
県、応援構成員、関係機関（県外応援要請の場合）

第6 応援体制

応援体制は、協定第6条の規定により行うものとし、協定第6条における「応援会員」を「応援構成員」に、「応援職員」を「応援活動職員」にそれぞれ読み替える。

第7 被応援体制

- 1 被応援体制は、協定第7条の規定により行うものとし、協定第7条における「被災会員」を「被災構成員」に、「応援職員」を「応援活動職員」にそれぞれ読み替える。
- 2 協定第7条第2項における倉庫、保管場所等の管理者について、被災構成員から選

任された応援活動職員を加えるものとする。

第8 費用負担

費用負担は、協定第8条の規定により行うものとし、協定第8条における「被応援会員」を「被災構成員」に、「応援職員」を「応援活動職員」に、「応援会員」を「応援構成員」に、「応援業務」を「応援活動」に、「関係会員」を「関係構成員」にそれぞれ読み替える。

第9 応援物資等の調査

- 1 応援物資等の調査は協定第9条の規定により行うものとし、協定第9条における「会員」を「構成員」に、「水道配管等」を「水道施設等」にそれぞれ読み替える。
- 2 協定第9条第1項第2号における保有状況調査に応援物資を加えるものとする。
- 3 協定第9条第1項第3号における従事職員数調査に職種を加えるものとする。

第10 協議

この要綱の実施に関し必要な事項又は協定、要綱、要領に定めのない事項については、その都度、関係構成員等で協議して定めるものとする。

第11 訓練

訓練は、協定第11条の規定により行うものとし、協定第11条における「会員」を「構成員」に読み替える。

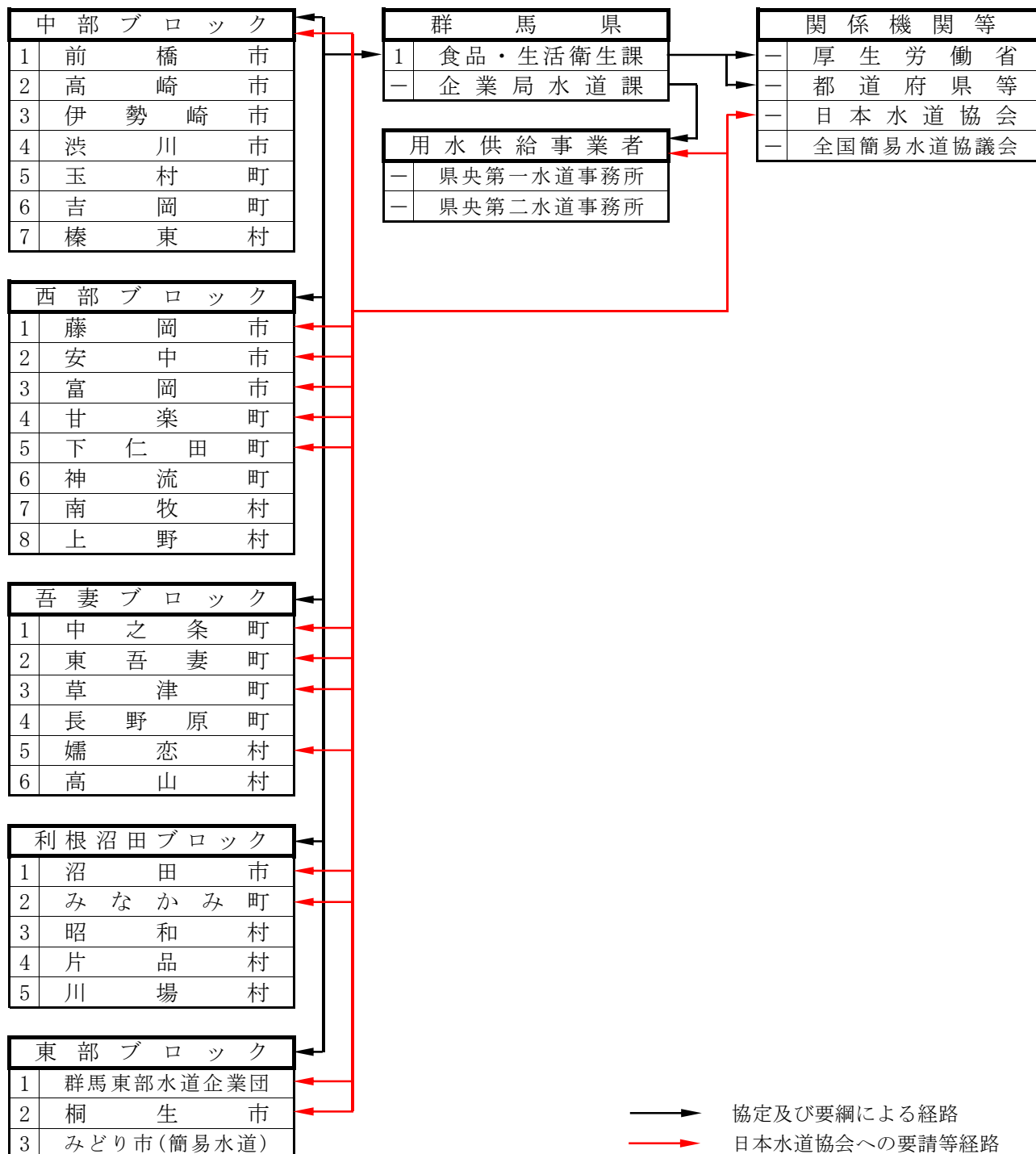
附 則

この要綱は平成28年 6月 1日から施行する。

この要綱は令和 4年 4月 1日から施行する。

群馬県水道災害相互応援活動実施要綱 組織図

< 区域区分 >



※1 構成員名左の番号は、ブロック内の調整役選任順位とする。

※2 調整役を選任する必要が生じた場合は、次に掲げる事項に基づき選任するものとする。

- (1) ブロック内の複数構成員が被災した場合は、被災構成員以外で最上位の構成員を調整役とする。
- (2) ブロック内のすべての構成員が被災した場合は、最上位の構成員を調整役とするものとする。
- (3) ブロック内構成員の協議により選任する場合は、(1)及び(2)の限りではない。

群馬県水道災害相互応援活動実施要綱 所管事務取扱要領

第 1 定義

群馬県水道災害相互応援活動実施要綱に基づき実施される応援活動等における事務を体系毎に以下の表のとおり定義する。

なお、各体系における応援活動において、被災構成員等が独自に締結等している個別協定等による応援を受ける場合、その事務所管は被災構成員が行うものとし、個別協定による応援者、応援内容等を県に報告するものとする。

第2 体系別応援活動

(1) ブロック内応援活動

No.	項 目	事務内容	所 管	様 式
① ※1	被害状況調査	水道災害が懸念される事案が発生した場合において、所管水道施設の被害状況を調査する。	全構成員	
② ※1	相互状況確認	調査した被害状況を所属するブロック内構成員と相互に状況確認する。	全構成員	第1号(※3)
③	被害状況報告	調査した被害状況を県に報告する。	被災構成員	第2号 第2号(集計用)
④	応援等要請	被害状況から必要な応援をブロック内構成員に要請する。	被災構成員	第3号
⑤	応援要請報告等	ブロック内構成員に応援を要請した旨、県に報告する。 (調整役選任要請をした場合も併せて報告する)	被災構成員	電話又はメールによる報告
⑥	応援要請受諾報告	応援要請受諾状況と要請内容を県に報告する。	応援構成員	第4号 第4号(集計用)
⑦	応援活動状況確認	応援活動の実施状況をブロック内構成員間で相互に確認する。	全構成員	第5号(※3)
⑧ ※1	応援活動状況報告	応援活動の実施状況を県に報告する。(着手時、中間、終了時等)	応援構成員	第5号
A ※2	調整役選任要請	必要に応じて相互状況確認時にブロック内構成員に調整役の選任を依頼する。	被災構成員	第3号
B ※2	調整役受諾報告	被災構成員からの要請に基づきブロック内構成員と協議調整役を選任し県に報告する。	調整役	第6号

※1 ①被害状況調査及び②相互状況確認は被災後継続的に行い、新たな情報がある場合は、⑧応援活動状況報告と併せて応援構成員が県に報告するものとする。

※2 A・Bにおける調整役選任以降、調整役は被災構成員及び応援構成員と県の間に入り、被災構成員からの被害状況、応援構成員からの活動状況をとりまとめ、応援活動実施に関する手配等を行うとともに各種状況を県に報告するものとする。また、県側からの依頼に基づく情報収集を行うものとする。

※3 情報共有できる他の方法でも可とする。(指定様式を使用しなくてもよい。)

(2) ブロック間応援活動

No.	項 目	事務内容	所 管	様 式
① ※1	被害状況調査	水道災害が懸念される事案が発生した場合において、所管水道施設の被害状況を調査する。	全構成員	
② ※1	相互状況確認	調査した被害状況を所属するブロック内構成員と相互に状況確認する。	全構成員	第1号(※2)
③	調整役選任	相互状況確認によりブロック内では対応困難と判断した場合、ブロック調整役を選任する。	全構成員	
④	調整役受諾報告	調整役を受諾した旨、県に報告する。	調整役	第6号
⑤	被害状況報告	相互状況確認した被害状況をとりまとめて県に報告する。	調整役	第2号(集計用)
⑥	応援要請	被害状況から必要な応援を県に要請する。	調整役	第7号
⑥	応援要請(ブロック間)	県内各ブロックの被害状況を確認後、応援可能な構成員に対し応援を要請する。	県	第8号
⑦	応援要請受諾報告	応援要請受諾の旨と応援可能な物資機材を県に報告する。	応援構成員	第9号
⑧	応援要請(ブロック間)受諾報告	応援可能な構成員と物資機材を調整役に報告する。	県	第9号
⑨	応援活動実施調整	ブロック内の被害状況と応援構成員の状況をとりまとめ、被災構成員と応援構成員の結付けを行う。	調整役	
⑨	応援活動状況確認	調整役が中心となり、応援活動の実施状況等をブロック内構成員間及び応援構成員と情報共有する。	全構成員	第10号(※2)
⑩ ※1	応援活動状況報告	応援活動の実施状況を調整役及び県に報告する。(着手時、中間、終了時等)	応援構成員	第10号

※1 ①被害状況調査及び②相互状況確認は被災後継続的に行い、新たな情報がある場合は、⑤被害状況報告として調整役が県と応援構成員に報告するものとする。

※2 情報共有できる他の方法でも可とする。(指定様式を使用しなくてもよい。)

(3) ブロック外応援活動

<被災者側>

No.	項目	事務内容	所管	様式
① ※1	被害状況調査	水道災害が懸念される事案が発生した場合において、所管水道施設の被害状況を調査する。※1	全構成員	
② ※1	相互状況確認	調査した被害状況を所属するブロック内構成員と相互に状況確認する。	全構成員	第1号(※2)
③	調整役選任	相互状況確認によりブロック内では対応困難と判断した場合、ブロック調整役を選任する。	全構成員	
④	調整役受諾報告	調整役を受諾した旨、県に報告する。	調整役	第6号
⑤	被害状況報告	相互状況確認した被害状況をとりまとめて県に報告する。	調整役	第2号(集計用)
⑥	応援要請	被害状況から必要な応援を県に要請する。	調整役	第7号
⑥	応援要請(ブロック外)	県内各ブロックの被害状況を確認後、国等関係機関に対し応援を要請する。	県	
⑦	応援状況報告	県は国等関係機関に応援を要請した旨、報告するとともに、国等関係機関から応援情報を調整役に報告する。	県	
⑧	応援活動状況確認	ブロック内の被害状況及び応援活動状況等の情報収集を行い県に報告する。	調整役	第10号
⑨	応援活動状況報告	各ブロック内の状況を整理し、国等関係機関へ報告・協議する。	県	第10号

※1 ①被害状況調査、②相互状況確認、⑧応援活動状況確認、⑨応援活動状況報告は被災後継続的に行い、新たな情報がある場合は、被害状況等報告として調整役が県に、県が国等関係機関に報告するものとする。

※2 情報共有できる他の方法でも可とする。(指定様式を使用しなくてもよい。)

< 応援協力側 >

No.	項目	事務内容	所管	様式
①	応援可否確認（ブロック外依頼）	国及び関係機関から応援協力の要請を受けた場合、構成員に対して応援の可否を確認する。	県	
②	応援可否報告	応援の可否を県に報告する。	全構成員	
③	応援協力要請	応援可能な構成員に対して、応援協力を要請する。	県	第 8 号
④	応援協力状況報告	応援協力を行う構成員は活動状況を定期的に県に報告する。	応援協力構成員	第 10 号
⑤	国及び関係機関等の協議・調整	被害状況・応援協力状況等の情報収集を行い、構成員ほか関係機関との協議・連絡・調整を行う。	県	

相 互 状 況 確 認

【 第 報 】

		年 月 日 () :					
市町村名等							
所属ブロック							
被害発生状況		自然災害等による被害はありませんでした。					
		自然災害等による被害が発生しました。					
被災要因							
被害状況	概 要						
	被災施設						
給水制限状況	位置・区域						
	戸数・人数						
	制限時刻	(開始時刻)	:	～	(終了時刻)	:	
断水状況	位置・区域						
	戸数・人数						
対応状況							
復旧対策状況							
応援要請の有無		有 ・ 無		応援活動の可否		可 ・ 否	
調整役選任依頼		有 ・ 無					
連絡担当者等	所属・職・氏名						
	連 絡 先 等	電 話		FAX			
		メール					

※1 被災箇所・給水制限・断水区域・対応状況・復旧対策状況等の位置情報を地図等に記載し添付すること。(可能な限り)

※2 応援要請を必要とする場合は、「応援要請の有無」欄の「有」を○で囲むこと。

※3 応援活動を行える場合は、「応援活動の可否」欄の「可」を○で囲むこと。

※4 調整役による調整を必要とする場合は「調整役選任依頼」欄の「有」を○で囲むこと。

※5 「連絡担当者等」欄については、第1報以降に連絡調整を行うことが可能な者を記載すること。

被 害 状 況 報 告

【 第 報 】

		年 月 日 () :			
市町村名等					
所属ブロック					
被害発生状況		自然災害等による被害が発生しました。			
被災要因					
被害状況	概 要				
	被災施設				
給水制限状況	位置・区域				
	戸数・人数				
	制限時刻	(開始時刻) : ～ (終了時刻) :			
断水状況	位置・区域				
	戸数・人数				
対応状況					
復旧対策状況					
応援要請の有無		有 ・ 無			
連絡担当者等	所属・職・氏名				
	連絡先等	電話		FAX	
		メール			

※1 被災箇所・給水制限・断水区域・対応状況・復旧対策状況等の位置情報を地図等に記載し添付すること。(可能な限り)

※2 応援要請を必要とする場合は、「応援要請の有無」欄の「有」を○で囲むこと。

※3 応援活動を行える場合は、「応援活動の可否」欄の「可」を○で囲むこと。

※5 「連絡担当者等」欄については、第1報以降に連絡調整を行うことが可能な者を記載すること。

群馬県水道災害相互応援協定に基づく応援等要請書

様

市町村長名(事業者名)

要請内容		次のとおり応援要請いたします。				
		次のとおり応援要請するとともに調整役の選任を要請します。				
		調整役の選任を要請します。				
被災原因						
被災状況	断水	戸	人			
	その他					
被害状況	給水車	t車	台			
		t車	台			
	物資					
	給水活動者	職種・人数				
	給水の確保	可	・	不可		
	補給地点					
応援復旧	資機材					
	復旧活動者	職種・人数				
応援期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)					
応援活動場所					※図面添付	
活動条件	通 勤		食 糧			
	宿 泊		食 糧		宿 舎	
連絡担当者						
その他	要望、注意事項、具体的な被災内容等					

応 援 等 要 請 受 諾 報 告

ブロック名	〇〇〇〇 ブロック		
要請受諾内容		〇〇市町村長から応援要請のあった件について、次のとおり応援要請を受諾したので報告します。	
		〇〇市町村長から応援及び調整役選任の要請のあった件について、次のとおり受諾したので報告します。	
		〇〇市町村長から調整役選任要請のあった件について、次のとおり調整役を選任したので報告します。	
応援要請構成員名			
応援受諾構成員名			
調整役受諾構成員名			
被災原因			
被害状況	断水		
被災状況	その他		
項 目		応援要請	受諾内容
応援給水	給水車		
	物資		
	給水活動者		
	給水の確保		
	補給地点		
応援復旧	資機材		
	復旧活動者		
応援期間			
応援活動場所			
活動条件			
連絡担当者			
連絡担当者(調整役)連絡先等			
その他			

調 整 役 受 諾 報 告

ブロック名	〇〇〇〇 ブロック					
受諾内容	ブロック内応援活動では対応困難なため、次のとおりブロック調整役を選任したので報告します。					
調整役受諾構成員名						
調整役連絡担当者	所 属		職		氏 名	
	電 話		FAX			
	メール					
ブロック内構成員 連絡担当者	所 属		職		氏 名	
	電 話		FAX			
	メール					
ブロック内構成員 連絡担当者	所 属		職		氏 名	
	電 話		FAX			
	メール					
ブロック内構成員 連絡担当者	所 属		職		氏 名	
	電 話		FAX			
	メール					
ブロック内構成員 連絡担当者	所 属		職		氏 名	
	電 話		FAX			
	メール					
ブロック内構成員 連絡担当者	所 属		職		氏 名	
	電 話		FAX			
	メール					
ブロック内構成員 連絡担当者	所 属		職		氏 名	
	電 話		FAX			
	メール					
その他	所 属		職		氏 名	
	電 話		FAX			
	メール					

群馬県水道災害相互応援協定に基づく（ブロック間・ブロック外）応援要請書

様

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

要請内容		次のとおり、ブロック間応援活動の要請をいたします。	
		次のとおり、ブロック外応援活動の要請をいたします。	
		応援活動を円滑に行うため、貴ブロック調整役の選任を要請します。	
被災原因			
被災ブロック		ブロック	
被災状況	別紙のとおり		
被害状況	別紙のとおり		
連絡担当者（県）	群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 水道係 ○○ ○○ ○○		
	電話：027-226-2446／FAX：027-220-4300／メール：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp		
連絡担当者 （被災ブロック調整役）			
その他	要望、注意事項等		

応 援 要 請 受 諾 報 告

所属ブロック名	〇〇〇〇	ブロック	
要請受諾内容		群馬県から応援要請のあった件について、ブロック間応援要請を受諾したので報告します。	
		群馬県から応援要請のあった件について、ブロック外応援要請を受諾したので報告します。	
		群馬県から調整役選任要請のあった件について、次のとおり調整役を選任したので報告します。	
応援受諾構成員名			
調整役受諾構成員名			
項目		応援可能な物資機材	
被害状況	給水車		
	物資		
	給水活動者		
	給水の確保		
	補給地点		
応援復旧	資機材		
	復旧活動者		
応援期間			
連絡担当者			
連絡担当者(調整役)連絡先等			
その他			

群馬県防災航空隊支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震・台風・水火災及び事故等の災害の場合において、緊急の必要があるときは、市町村及び消防長（以下「市町村長等」という。）が群馬県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の支援出動を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 本協定は、市町村長等の求めに応じ、防災航空隊が支援出動した場合において、当該市町村長等の管轄区域についてのみ適用する。

(支援出動の要請)

第3条 この協定に基づく支援出動の要請は、災害発生地を管轄する市町村長等が、次のいずれかに該当し、群馬県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航が必要と認める場合に、群馬県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 市町村等の消防力によっては、災害の防除または軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (3) 防災ヘリの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(支援出動の要請の方法)

第4条 支援出動の要請は、防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 支援の種別
- (2) 災害発生（又は覚知）の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の場所及び地上支援体制
- (6) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援出動の要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による支援出動の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに市町村長等に回答するものとする。

(市町村長等と防災航空隊との連携)

第6条 前条第1項の規定により出動した場合の防災航空隊は、災害現場を管轄する市町村長等との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 支援出動の要請に基づき防災航空隊員（消防本部派遣職員に限る）が消防活動に従事する場合には、非常事態発生地消防長から隊員を派遣している消防長に対し、消防相互応援協定（昭和50年12月8日付締結）第3条に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担等)

第8条 この協定に基づく支援出動に要する派遣経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村長等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成18年3月27日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月27日

群馬県

群馬県知事 小 寺 弘 之

(市町村等)

前橋市長 高 木 政 夫

水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、水道災害時における相互応援について、川口市、宇都宮市、前橋市及び水戸市（以下「関係市」という。）との間に必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 関係市が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の応援
- (2) 施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 作業に必要な車両及び機械等の提供

2 関係市は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう努めるものとする。

(応援の期間)

第3条 応援の期間は、5日以内とする。ただし、協議によりその期間を延長することができる。

(援助経費の負担)

第4条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した市がするものとする。ただし、法令その他別に定めがあるもののほか、これによりがたい経費については、別に細則で定めるものとする。

2 応援を要請した市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市から要請があった場合には、応援要請を受けた市は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(応援体制の連絡方法)

第5条 関係市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定めるとともに、災害時の応援が円滑に行えるよう応援体制表及び相互応援連絡表を作成し、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第6条 災害時において応援を要請しようとする市は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1項第1号に規定する応援の人数及び時間等
- (3) 第2条第1項第2号並びに第3号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

(応援活動の実施)

第7条 応援を要請しようとする市は、対策本部の中に応援担当の責任者を置き、応援要請を受けた市は、その者との密接な関係のもとに応援活動をすすめるものとする。

(その他)

第8条 この覚書の実施に関し必要な事項は、別に企業管理者が協議して定める。

(適用)

第9条 この覚書は、平成18年7月27日から実施する。

この覚書の成立を証するため、本書4通を作成し、関係市記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年7月27日

川 口 市 長 岡村幸四郎

宇都宮市長 佐藤栄一

前 橋 市 長 高木政夫

水 戸 市 長 加藤浩一

災害時における相互援助に関する協定書

群馬県前橋市と新潟県湯沢町（以下「協定市町」という。）は、大規模な災害が発生し、被災した市町では十分な救援等の応急措置ができない場合、相互に援助協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（援助の種類）

第1条 援助の種類は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援・救護及び情報収集の活動に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- （5）救援・救護及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （6）教育機関への被災児童・生徒の受入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（援助の要請）

第2条 被災市町が援助の応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいておこなうものとする。

（自主援助）

第3条 大規模災害の発生により、協定市町間で連絡がとれない場合で、緊急に援助をすることが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な援助を行うことができるものとする。

2 自主援助した市町は、援助内容等を被災市町に速やかに連絡する。

3 自主援助した市町は、災害に係る情報を被災市町に提供する。

（援助経費の負担）

第4条 援助に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

- （1）職員の派遣に要した経費は、援助市町が負担する。
- （2）前に掲げるもののほか、援助物資の調達その他援助に要した経費は、被災市町が負担する。ただし、この規定により難しい場合は、別途協議する。

（災害補償）

第5条 派遣した職員が援助業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助市町の負担とする。

2 派遣した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が援助業務の従事中生じたものについては被災市町が負担する。ただし、被災市町への往復経

路の途中において生じたものについては援助市町が負担する。

(受入体制の整備)

第6条 被災市町は、災害時における援助市町からの援助物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を定めるものとする。

(通信体制の整備)

第7条 協定市町は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るように努めるものとする。

(協定に関する協議)

第8条 この協定に基づく援助が円滑に行なわれるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

(補足)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日等)

第10条 この協定は、平成19年1月25日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年1月25日

群馬県前橋市

前橋市長

印

新潟県湯沢町

湯沢町長

印

災害時における相互援助に関する協定 実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、災害時における相互援助に関する協定（以下「協定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(援助要請の手続)

第2条 被災市町は、電話等により次の事項を明らかにして、援助を要請するものとする。この場合において、要請等の内容は、要請の時点で判明しているものとする。

(1) 被害の状況

(2) 物資等の提供に関する援助（以下「物的援助」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等

(3) 職員の派遣に関する援助（以下「人的援助」という。）を要請するときは、活動内容、要請人員、場所、期間等

(4) 前2号に規定する援助以外の援助を要請するときは、要請の内容、場所、期間等

(5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 被災市町は、援助要請をしたときは、できる限り速やかに、援助要請書（様式第1号）を援助市町に送付する。

(援助実施の手続)

第3条 援助市町は、援助を実施する事項について援助計画を作成する。

2 援助市町は、次の事項について援助計画を被災市町に連絡したうえ援助を実施する。

(1) 物的援助をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等

(2) 人的援助をするときは、活動内容、派遣人員、場所、期間等

(3) その他援助をするときは、援助の内容、場所、期間等

(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 援助市町は、前項の援助を行ったときは、速やかに援助通知書（様式第2号）を被災市町に送付する。

(援助物資の受領通知)

第4条 被災市町は、前条の援助通知書に基づく物資等を受領したときは、援助市町に援助物資等受領書（様式第3号）を送付するものとする。

(援助終了の報告)

第5条 援助市町は、援助を終了したときは被災市町に援助終了報告書（様式第4号）を送付するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定市町は、災害時に効率的な相互援助が実施できるよう、あらかじめ相互援助に関する連絡担当部局を定め、部局名、連絡等必要な事項を互いに周知するものとする。

附 則

この実施細目は、平成19年1月25日から実施する。

第 号
年 月 日

援助市町長 様

被災市町長



援助要請書

災害時における相互援助に関する協定に基づき、援助を要請します。

記

1 援助を要請する理由

2 添付書類

細目第 2 条第 1 項に定める事項

担当者名
電話番号
FAX 番号

第 号
年 月 日

被災市町長 様

援助市町長



援助通知書

災害時における相互援助に関する協定に基づき、別紙のとおり援助します。

記

添付書類

細目第3条第2項に定める事項

担当者名
電話番号
FAX 番号

第 号
年 月 日

援助市町長 様

被災市町長 印

援助物資等受領書

災害時における相互援助に関する協定に基づく援助物資等を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量

担当者名
電話番号
FAX 番号

第 号
年 月 日

被災市町長 様

援助市町長 印

援助終了報告書

年 月 日付 第 号で通知した援助については、下記のとおり終了いたしましたので報告いたします。

記

1 援助事項

（1）物資援助

援助品目・数量

（2）人的援助

派遣人員

（3）その他の援助

援助内容

担当者名
電話番号
FAX 番号

群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備の運用及び維持管理に関する協定書

群馬県（以下「甲」という。）前橋市（以下「乙」という。）は、別紙に定める群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備（以下「設備」という。）の運用及び維持管理について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害の応急対策事務並びに一般行政事務に活用するため、設備の運用及び維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設備設置に係る行政財産の使用）

第2条 甲は、設備の設置に当たって、乙の行政財産を使用するものとし、その使用料は無償とする。

（設備の運用）

第3条 乙は、群馬県防災行政無線運用要綱等に基づいて設備を運用するものとする。

（設備の管理）

第4条 乙は、設備を善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

2 乙は、設備について、盗難、滅失、破損又は機能の減損の事態が生じたときは、直ちに甲に報告するものとする。

3 甲は、設備の維持管理に必要な保守点検を実施するものとする。なお、電気事業法に定める非常用発電機の点検等の保安管理は別に定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 甲及び乙は、設備が常に正常に機能するように管理し、維持管理等に要する経費の負担は次によるものとする。

（1）甲が負担する経費

ア 設備の保守点検及び故障修理に要する経費

イ 電波法の規定による手数料（免許申請、落成検査、再免許申請、定期検査等の手数料）

ウ 地域衛星通信網の利用に要する分担金

エ 衛星通信システムに接続されているNTT（ADSL等）回線等の料金

オ 甲の都合により、設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

（2）乙が負担する経費

ア 設備の運用に要する電気料及び燃料費

イ ファクシミリ（普通紙仕様）の用紙・トナー及びプリンターの用紙・インクカートリッジに

係る補充・取替に要する消耗品費

ウ 乙の本庁舎以外に設置してある震度計のNTT加入回線の料金

エ 乙の都合により、設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

オ 乙の過失によって設備が盗難、滅失又は破損が生じた場合に要する経費

(3) 甲、乙協議して負担する経費

ア 設備の老朽化による更新に要する経費

イ 電波法の改正に伴う設備の変更に要する経費

(設備の設置場所等の変更)

第6条 乙は、設備の設置場所等の変更を必要とするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

(電波法に基づく事務手続)

第7条 甲は、電波法に基づく申請、報告等の必要が生じたときは、速やかに所定の事務手続を行うものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成19年12月1日から、平成21年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の日から1か月前までに甲、乙いずれからも特に申し入れがない場合には、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

附 則

この協定の施行に伴い、昭和62年10月20日に締結した「群馬県防災行政無線局の運営に関する協定書」及び平成9年1月1日に締結した「群馬県震度情報ネットワークシステムに関する協定書」は廃止する。

この協定書の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年12月1日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 大澤 正 明

乙 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市長 高 木 政 夫

別紙

前橋市設置

群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備

(1) 衛星通信システム

設備		数量	備考
1	パラボラアンテナ	1基	1. 8mφ
2	発動発電機	—	5KVA
3	無停電電源装置A	1台	UPS 2KVA
4	防災用分電盤	1面	避雷器付
4-1	分電盤（屋内）	1面	
4-2	分電盤（屋外）	—	
4-3	ブレーカ増設	—	
5	衛星端局装置	1台	融雪制御盤付
6	I P回線制御装置	1台	
7	端子盤	1個	端子、モデム、ゲートウェイ、HUB
8	光成端盤	—	
9	ファクシミリ	1台	アダプター付
10	一斉受令電話機	2台	アダプター付
11	一斉受令スピーカ	1個	
12	I R D	1台	受像機付、21インチ
13	個別電話機	5台	

(2) 震度情報システム（支所等の震度情報装置を含む）

設備		数量	備考
1	震度情報装置A	1組	計測部、処理表示部、GPSアンテナ
2	震度情報装置B	—	処理表示部
3	震度情報装置C	2組	計測部、処理部、GPSアンテナ、遠隔表示部

(3) 防災情報システム

設備		数量	備考
1	防災情報端末装置	1式	パソコン一式、カラープリンタ、ルータ
2	夜間休日用表示端末	1台	ノートPC
3	無停電電源装置B	1台	UPS 0.5KVA

(4) 各設備共通

設備		数量	備考
1	電源及びケーブル	1 式	各種

群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時に、群馬県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、県及び別表に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害の発生により生じた一般廃棄物その他の被災した市町村等による処理が困難と認められる一般廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (3) 災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

(応援要請)

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記様式第1号）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合において、応援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

4 応援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じ、応援を行なうものとする。

5 県は、県内の市町村等の応援では対応が困難であると判断した場合は、他の都道府県に、応援を要請するものとする。

(自主的な応援)

第4条 緊急に応援を行なう必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行なうことができるものとする。この場合において、応援を行なう市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

(軽費負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その支払い方法等については、応援を要請した市町村等と応援を行なった市町村等の間で協議し、決定するものとする。

(情報交換及び体制の整備)

第6条 市町村等は、災害時における応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するとともに、平常

時から応援及びその受入れ体制の整備に努めるものとする。

(補足)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(成立等)

第8条 この協定は、複数の市町村等が同意書（別記様式第2号）を県に提出した時に成立するものとする。

(平成20年4月1日成立)

2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。

3 県は、この協定が成立したとき又は新たに市町村等がこの協定に参加することとなったときは、別表に市町村等の名称を記載した協定書を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

別表

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、富士見村、榛東村、吉岡町、吉井町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、富岡甘楽衛生施設組合、甘楽西部環境衛生施設組合、吾妻東部衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合、西吾妻環境衛生施設組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、利根東部衛生施設組合、太田市外三町広域清掃組合、館林衛生施設組合、大泉外二町環境衛生施設組合

別記様式第 1 号

群馬県災害廃棄物等処理応援要請書

年 月 日

群馬県環境森林部廃棄物政策課長 あて

市町村等の長

群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書に基づき、下記のとおり応援の調整を要請します。

記

1 連絡先

- ・担当部課：
- ・連絡責任者：
- ・電話：
- ・F A X：
- ・電子メールアドレス：

2 災害廃棄物等に関する状況

（わかる範囲でその概要を記載すること）

3 応援要請内容（例示）

①し尿

- ・仮設トイレの必要な基数、期間、設置場所等
- ・バキューム車の必要な台数、期間、応援場所等
- ・他市町村等の処理施設により処理するし尿の量、応援期間等

②ごみ

- ・収集車の必要な種類、台数、期間、応援場所等
- ・他市町村等の処理施設により処理するごみの種類、量、応援機関等

③その他

- ・必要とする人員、資機材等の種類、数量、応援期間、応援場所等

「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書

群馬県（以下「甲」という。）と群馬県「道の駅」協議会員である前橋市長 高木政夫（以下「乙」という。）とは、乙が管理する「道の駅」の防災対策を目的とした総合利用に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の地域防災計画に定める災害応急対策又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく県及び市町村の国民の保護に関する計画に定める国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急対策等」という。）を適正かつ円滑に行うため、必要な事項について定めるものとする。

（防災利用する内容）

第2条 乙は、災害（武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を含む。）が発生し甲から要請を受けた時、又は、自ら必要と認めた時は、その管理する「道の駅」の施設において、次に掲げる応急対策等の業務のための利用（以下「防災利用」という。）を行うよう努めるものとする。

- (1) 避難施設（臨時入浴施設を含む）の提供
- (2) 救援物資の提供及び保管
- (3) 救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
- (4) 防災関係機関の活動拠点場所（現地調整所を含む）の提供
- (5) 道路情報、被災情報等の発信
- (6) 広域避難における中継・休憩施設の提供
- (7) その他、甲又は乙が必要と認める業務

（防災関係機関等からの要請による利用）

第3条 乙は、甲以外の防災関係機関や他の市町村長から前条に掲げる防災利用について要請があった場合においても、必要な協力を行うよう努めるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙が行う防災利用に要する費用については、災害救助法第33条の規定により県が支弁することとなる費用、災害対策基本法第93条の規定により県が負担することとなる費用並びに国民保護法第164条、第166条及び第167条の規定により県知事又は県が支弁することとなる費用を除いて、原則として乙の市町村がこれを負担するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲は、乙に第2条の防災利用を要請する場合は、別に定める様式により行うものとする。

ただし、急を要する場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(関係者の責務)

第6条 甲は、乙が防災利用を円滑に実施できるよう、情報の提供を行うものとする。

2 乙は、防災利用を円滑に実施するために必要な施設や体制の整備等に努めるものとする。

(平素の連携等)

第7条 甲、乙は、平素から連携、協力し、災害発生時に防災利用を適正かつ円滑に実施するために必要な取組みを行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、甲乙が協議の上協定を廃止する場合を除いて、その効力を継続するものとする。

なお、乙が統括する組織名称が変更した場合及び乙が変更した場合については、効力を継続するものとする。

この協定を証するため。本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

平成20年11月5日

甲 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県
群馬県知事 大澤正明

乙 前橋市大手町二丁目12番1号
群馬県「道の駅」協議会員
前橋市長 高木政夫

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市（以下「甲」という。）と国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所長（以下「乙」という。）は、前橋市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、甲が乙の施設を避難場所として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（避難場所の指定）

第1条 甲は、次項に規定する施設を甲の住民の避難場所として指定するものとする。

2 甲が指定する避難場所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所 利根川ダム資料館	前橋市元総社町593番地1

（標識の設置）

第2条 乙は、甲が定めた仕様に基づき、乙の負担で、避難場所に標識を設置するものとする。

2 前項の場合において、標識の設置場所は、道路沿いの市民の目につきやすい所とし、前条第1項に規定する指定がなされている間は、撤去しないものとする。

（指定の解除）

第3条 甲は、乙から申出があったときは、第1条第1項に規定する指定を解除するものとする。この場合において、乙は、乙の負担で標識を撤去するものとする。

（避難場所の開設）

第4条 甲は、前橋市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めるときは、甲があらかじめ定めた開設担当者から乙へ連絡した上、避難場所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合には、避難場所を開設した後、連絡を行うことができる。

2 前項の場合において、甲及び乙は、必要とする施設の安全確認に努めるものとする。

（長期避難時の措置）

第5条 前条第1項の規定により避難場所を開設した後、相当期間が経過したときは、甲は、乙と協議した上、甲の所有する施設等（以下「市有施設」という。）

に、避難場所に避難している住民を移動させ、避難場所を閉鎖するものとする。
ただし、市有施設の収容状況に余裕がないときは、引き続き、当該避難場所を使用することができる。

(避難場所の閉鎖)

第6条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を現状に回復するものとする。

(費用の負担等)

第7条 避難場所内の施設の使用料は、無料とし、その他の経費の負担については、
甲乙協議して定める。

2 前項に定めるもののほか、避難場所の施設の使用に関し必要な事項は、甲乙が協議して定める。

(疑義の決定)

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

(発効)

第9条 この覚書は、平成21年10月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年10月1日

前橋市大手町二丁目12番1号
甲 前橋市
代表 市長 高 木 政 夫

前橋市元総社町593番地1
乙 国土交通省関東地方整備局利根川ダム統
合管理事務所
所長 松 崎 實

練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と前橋市（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援を行った当事者（以下「応援都市」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中又は被災都市への往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的活動)

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援のために派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(相互交流)

第10条 協定都市は、災害時に円滑な応援活動をするため、平時における様々な分野の交流を通して、相互の理解と信頼を深めるよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成23年1月6日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成23年1月6日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長

志 村 豊志郎

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

前橋市長

高 木 政 夫

練馬区と前橋市における災害時の行政情報の発信に関する覚書

練馬区と前橋市(以下これらを「協定都市」という。)は、平成 23 年1月6日に協定都市間で締結した「練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書」に附属して、災害時における行政情報の発信に関して以下のとおり合意する。

(目的)

第1条 この覚書は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害(以下「大規模災害」という。)が発生し、ホームページへのアクセスの急増及びサーバー・通信機器・通信回線の損壊等によりホームページが閲覧できない状態に備え、被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報等を、相互にホームページ上で代行発信することについて必要な事項を定めることにより、協定都市間の応援協力体制を明らかにすることを目的とする。

(応援協力要請)

第2条 この覚書に基づく応援協力要請は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において被災した当事者(以下「被災都市」という。)の長が応援を行う当事者(以下「応援都市」という。)の長に対して行う。

2 前項に規定する応援協力要請は、次の事項を明確にして行う。

- (1) 大規模災害の概要(種別、発生日時、場所等)及び情報通信機器の状況
- (2) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフラインに関する情報等
- (3) その他必要な事項

(代行発信業務の実施)

第3条 応援協力要請は、被災都市の災害対策本部広報担当が、応援都市のホームページ運用担当者に、通信可能手段により伝達する。

2 応援都市は、要請を受けた情報を速やかにホームページ上に掲載する。

(応援協力要請解除)

第4条 サーバー・通信機器・通信回線等の復旧により代行発信業務を完了する場合は、被災都市の長が応援都市の長に対して応援協力要請の解除の連絡を行う。

(訓練)

第5条 協定都市は、この覚書が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な代行発信業務を実施できるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、協定都市がそのつど協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本覚書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成 25 年1月 15 日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

前橋市長

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、前橋市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、前橋市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 前橋市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 前橋市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所有する。

平成23年2月23日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表 前橋市長 高 木 政 夫

災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、前橋市（以下「甲」という。）と柏崎市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙の区域において、災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の自治体における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災自治体から特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災自治体から応援要請の依頼がない場合、応援する自治体において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた自治体で負担するものとする。

2 応援を受けた自治体が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた自治体の求めにより、応援を要請された自治体は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた自治体が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他自治体への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災自治体等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月15日

甲 前橋市長 < 署 名 > 印

乙 柏崎市長 < 署 名 > 印

前橋市と北区との災害時における物資等の支援に関する協定

群馬県前橋市と東京都北区（以下「協定都市」という。）は、大規模災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る物資等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において大規模地震等の災害が発生し、協定都市のうち被災した当事者（以下「被災都市」という。）の要請に基づく応急対策等が円滑に実施できるよう、必要な食料、飲料水、生活必需品及びそれらの供給に必要な資機材等（以下「応急物資」という。）の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第2条 被災都市が要請できる支援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資の提供
- (2) 応急物資の輸送に必要な車両等の提供
- (3) その他被災都市が指定する物資

（支援の要請）

第3条 被災都市は、応急物資について、その地域において十分な調達ができないときは、支援を行う当事者（以下「支援都市」という。）に対し応急物資の供給を要請するものとする。

- 2 被災都市は、前項の規定に基づき要請を行うときは、要請する応急物資の種類、数量、輸送方法、受領場所その他必要な事項を示さなければならない。
- 3 被災都市が要請を行うときは、電話その他の通信手段により支援都市に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 支援を要請された支援都市は、この協定の趣旨にしたがい、極力これに応じ支援活動に努めるものとする。

（自主支援）

第5条 大規模災害の発生により、被災都市との連絡がとれない場合で、緊急に支援することが必要であると認められるときは、支援都市は自主的判断に基づき支援活動を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき供給された応急物資の調達に係る経費(輸送費を含む。)は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災都市が負担するものとする。

(連絡協力体制)

第7条 協定都市は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定めるとともに、災害時における連絡手段の確保を図るよう努めるものとする。

2 協定都市は、この協定に基づく支援が円滑に行えるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するするとともに、情報交換に努めるものとする。

(訓練の実施)

第8条 協定都市は、この協定の実効性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、協定都市が、そのつど協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成26年2月4日から施行する。

この協定の締結を証するため、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年2月4日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

群馬県前橋市

代表者 市長 山 本 龍

東京都北区王子本町一丁目15番22号

東京都北区

代表者 区長 花 川 與惣太

全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書

さくらサミット加盟自治体（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災市町が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市町の要請により被災市町を応援する協定市町（以下「応援市町」という。）が実施する応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市町は、誠意をもって被災市町からの応援要請に応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援市町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町との協議により、応援市町が負担することで合意した場合は、この限りでない。

(応援の自主出動)

第6条 被災市町以外の協定市町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めたときは、被災市町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

- 2 前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、被災市町以外の協定市町は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市町が負うものとする。

- 2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市町への往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 13 通を作成し、協定市町それぞれが各 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 4 月 17 日

北 海 道	新ひだか町長	酒 井 芳 秀
秋 田 県	仙 北 市 長	門 脇 光 浩
宮 城 県	柴 田 町 長	滝 口 茂
福 島 県	富 岡 町 長	宮 本 皓 一
群 馬 県	前 橋 市 長	山 本 龍
埼 玉 県	幸 手 市 長	渡 辺 邦 夫
新 潟 県	五 泉 市 長	伊 藤 勝 美
岐 阜 県	本 巣 市 長	藤 原 勉
奈 良 県	吉 野 町 長	北 岡 篤
島 根 県	雲 南 市 長	速 水 雄 一
長 崎 県	大 村 市 長	松 本 崇
宮 崎 県	日 南 市 長	崎 田 恭 平
茨 城 県	日 立 市 長	吉 成 明

北関東中核都市連携会議災害時相互支援に関する協定書

北関東中核都市連携会議を構成する水戸市、前橋市、宇都宮市及び高崎市は、構成4市を結ぶ交通ネットワークを生かし、災害により被害を受けた構成市(以下「被災市」という。)が、自力では十分な応急措置等を行うことが困難である場合及び復旧のため支援を必要とする場合において、相互に協力し、円滑な救助及び支援活動を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(災害)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助及び支援の種類)

第2条 救助及び支援(以下「支援等」という。)の種類は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項に規定するもの
- (2) 支援等に必要な資機材等の提供
- (3) 応急復旧活動及び事務支援のための職員の派遣
- (4) ボランティアの募集及び派遣
- (5) 傷病者、要介護者、被災者及び避難者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

(支援等の要請)

第3条 被災市は、他の構成市に支援等を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を可能な範囲内で明らかにし、最も確実かつ早急な情報伝達手段により要請を行い、後日、速やかに当該構成市に当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする支援等の種類
- (3) 支援等を必要とする期間及び支援等の実施場所
- (4) 必要とする物資、資機材等の品目、規格及び数量
- (5) 前条第2号に掲げる支援等を要請する場合にあっては、必要とする職員の職種及び人員並びに被災市での業務内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、支援等に必要な事項

(支援等の実施等)

第4条 被災市から要請を受けた構成市は、速やかに可能な範囲内において支援等を実施する。

- 2 前項の規定により支援等を行う構成市(以下「支援市」という。)は、職員を派遣する場合においては、当該職員が自ら消費し、又は使用する物資等を携行させる。
- 3 支援等の要請を受けた構成市は、当該要請を受けた全部又は一部の支援等を実施で

きない場合は、速やかに被災市にその旨を連絡しなければならない。

（自主的活動）

第5条 構成市の区域内で災害が発生したときは、被災市以外の構成市は、連携してそれぞれが情報収集を行う。

2 前項の情報収集の結果、災害による被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、被災市以外の構成市は、それぞれ必要と認める範囲において支援等を実施することができる。

（支援等に要する経費の負担）

第6条 支援等に要する経費は、構成市が協議して別に定める。

（原子力災害時における広域避難に関する協力）

第7条 水戸市をUPZ圏内に含む東海第二発電所の緊急事態における水戸市民の広域避難に関し、前橋市、宇都宮市及び高崎市は協力するものとする。

（連絡担当窓口）

第8条 構成市は、防災担当課長を責任者と定め、災害が発生したときは、速やかに連絡がとれる体制を構築するものとする。

2 構成市は、この協定に基づく支援等が円滑に遂行されるよう、必要な情報を共有するものとする。

（補則）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、そのつど構成市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、各市長が署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年8月21日

水戸市 水戸市長 高 橋 靖

前橋市 前橋市長 山 本 龍

宇都宮市 宇都宮市長 佐 藤 栄 一

高崎市 高崎市長 富 岡 賢 治

前橋市と新潟市との危機発生時における相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、前橋市（以下「甲」という。）と新潟市（以下「乙」という。）において、地震、風水害その他の危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態をいう。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「危機発生時」という。）で被災地独自では十分な応急措置ができないときに、相互の応援・協力が円滑かつ迅速に行われるよう、事前対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

(事前対策)

第2条 甲及び乙は、危機発生時に備え平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

- (1) 別表に定める応援項目の事前指定
- (2) 連絡体制の整備
- (3) 危機管理に関する研修及び危機情報の交換
- (4) 合同訓練又は合同研修の実施
- (5) 防災計画、その他危機管理に必要な資料等の相互提供
- (6) その他必要な事項

(応援の要請)

第3条 危機発生時は、原則として、被災地からの要請を受けて、応援を開始するものとする。

(自主的な応援)

第4条 甲又は乙は、危機発生時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 甲又は乙は、自主的な応援を開始したときは、応援の内容等を被災地に速やかに連絡するものとする。

(応援の内容)

第5条 甲又は乙が実施する危機発生時の応援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の生命及び身体の保護並びに避難生活の支援に必要な人員の派遣及び資機材等の提供
- (2) 市民生活の復旧、復興等に必要な人員の派遣及び資機材等の提供
- (3) 被災者の一時受入れ施設の提供及びあっせん
- (4) 被災傷病者等の医療機関への受入れ及びあっせん
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災した行政機能の補完
- (7) 他都市への応援等の中継基地としての受入れ
- (8) ホームページ等による情報発信
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 第4条第1項に定める応援に要した経費の負担は、甲及び乙が協議して定める。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、災害時における相互応援に関する要綱の規定によるほか、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年 9月29日

甲 群馬県前橋市大手町2丁目12番1号
前橋市
市長

乙 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
市長

別表（第2条関係）

応援項目の事前指定

応援物資	1 食料 2 飲料水 3 毛布 4 簡易トイレ（トイレパックを含む） 5 紙おむつ 6 粉ミルク 7 医薬品等診療材料 8 車両及び燃料 9 その他必要な物資
応援活動	1 応急給水に関すること。 2 し尿収集に関すること。 3 ごみ収集に関すること。 4 医療救護に関すること。 5 保健、健康相談に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定に関すること。 7 水道復旧に関すること。 8 下水道復旧に関すること。 9 道路復旧に関すること。 10 情報提供に関すること。 11 その他必要な支援
その他	1 被災者の一時受入に関すること。

※ 国、県等の要請に基づき対応するものを含む。

災害時の支援等に関する協定

財務省関東財務局及び財務省関東財務局前橋財務事務所（以下、併せて「甲」という。）並びに前橋市（以下「乙」という。）は、前橋市内で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下、このような場合を「災害が発生した場合」という。）における甲から乙に対する災害支援の円滑な遂行を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合において、甲・乙間の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施し、また、甲から乙に対する一時滞在施設等としての庁舎の提供、利用可能な公務員宿舍及び未利用国有地の提供、並びに、災害対応業務に係る職員派遣を実施することにより、乙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行及び市民生活の安定を図ることを目的とする。

（被害情報の収集・伝達）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

（一時滞在施設等としての庁舎の提供）

第3条 甲は、災害が発生した場合、災害時における市民、在勤者、乙の区域内を訪れた者及び帰宅困難者（以下「帰宅困難者等」という。）の安全確保のため、一時滞在施設として、利用可能かつ安全が確認された甲の施設を開放するものとする。

2 甲は、前項に基づきその施設を帰宅困難者等の一時滞在施設として開放する場合、一時滞在施設として利用可能な範囲で、次の事項についての帰宅困難者等への支援を行うものとする。

（1）帰宅困難者等の甲の施設への受入れ

（2）トイレ、水道水、情報及び冷暖房の提供

（3）水、食料、ブランケット、簡易トイレ等の支援物資の提供

（4）トイレ及びごみの処理等の施設の衛生管理

（5）周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者等に対する情報提供

3 甲は、災害が発生した場合、応急措置の用に供する目的で、甲が管理する利用可能な施設を乙に無償で使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

4 甲が本条第1項及び第3項に基づき開放、使用させる施設は、前橋地方合同庁舎のうち甲があらかじめ定めた範囲とする。

- 5 甲の前橋財務事務所は、本条に定める共用部分に関する庁舎等の利用について、管理庁を兼ねるものとする。

(利用可能な公務員宿舎の提供)

第4条 甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条及び第19条が準用する第22条第1項第3号の規定に基づき、甲が管理する利用可能な国家公務員宿舎を乙に無償で貸し付け又は使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

- 2 甲は、前項に定める無償使用が可能な公務員宿舎に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

(利用可能な未利用国有地の提供)

第5条 甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、国有財産法第22条第1項第3号の規定に基づき、甲所有の利用可能な未利用国有地を乙に無償で貸し付けるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

- 2 甲は、前項に定める無償使用が可能な未利用国有地に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

(災害対応業務に係る職員派遣)

第6条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される等相当規模の災害が発生した場合、職員を派遣して、以下の事務又は作業に従事させ、乙における災害復旧を支援するものとする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）含む）
- (2) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (3) り災建物判定にかかる現地調査補助
- (4) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (5) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (6) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (7) その他乙に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

(支援の要請)

第7条 乙は、災害が発生した場合において、甲に対して第3条から第6条までに掲げる支援を要請する必要があるものと判断した場合、財務省関東財務局前橋財務事務所総務課に対する電話連絡等の口頭での要請を行うものとし、その後、速やかに要請内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

(支援の実施)

第8条 甲は、乙から第7条に基づく要請を受けた場合、甲における業務継続可能な体制を

考慮した上で、可能な範囲での支援を行うものとする。

(費用負担)

第9条 支援に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、災害救助法の適用により乙が負担すべき費用は乙が負担するものとする。

(訓練等)

第10条 甲は、災害が発生した際の甲・乙間での第2条から第6条までに掲げる対応が迅速に図られるよう、乙が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項に関しては、その都度、協議の上、決定するものとする。

(協定の発効)

第12条 本協定は、平成29年2月28日から効力を発するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月28日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
財務省関東財務局
代表者 関東財務局長

群馬県前橋市大手町2-3-1
財務省関東財務局前橋財務事務所
代表者 前橋財務事務所長

乙 群馬県前橋市大手町2丁目12番1号
前橋市
代表者 前橋市長

原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と水戸市（以下「乙」という。）は東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害」という。）における水戸市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成27年3月策定）（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う、水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（県外広域避難の基本的事項）

- 第2条 原子力災害時において、水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めたときは、甲は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。
- 2 水戸市民を受け入れる場所は、甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部（以下「避難所」という。）とする。
- 3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受ける。
- 4 県外広域避難の実施に当たっては、乙は、茨城県及び群馬県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

（県外広域避難の受入要請等）

- 第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び群馬県に報告するものとする。
- 2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。
- 3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び群馬県並びに甲と協議して決定する。

（避難退域時検査（スクリーニング）等）

第5条 県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらうよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制（様式2）を整え、毎年度更新する。

(相互応援)

第10条 乙は、甲が被災し、復旧のための支援など、応援を必要とする場合においては、全面的に甲に対する支援を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月15日

前 橋 市

甲

前 橋 市 長 山 本 龍

水 戸 市

乙

水 戸 市 長 高 橋 靖

様式 1 （第 3 条関係）

年 月 日

前橋市長 様

水戸市長

原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書

災害発生により下記のとおり要請します。

[災害発生日時]	年 月 日 , 午前・午後 時 分
[災 害 の 状 況]	
[要請する理由]	
[要請する内容]	
[備考]	
[送信者]	連絡担当課 : 氏 名 : 電 話 : F A X : 携 帯 電 話 :

様式 2 （第 9 条関係）

原子力災害における連絡体制

【前橋市】

所属名	
所在地	
電話 1	
電話 2	
携帯電話（非公開）	
衛星携帯電話（非公開）	
F A X	
電子メール	
責任者	

休日・夜間緊急連絡先

連絡先 1	
電話 1	
連絡先 2	
電話 2	
特記事項等	

【水戸市】

所属名	
所在地	
電話 1	
電話 2	
携帯電話（非公開）	
衛星携帯電話（非公開）	
F A X	
電子メール	
責任者	

休日・夜間緊急連絡先

連絡先 1	
電話 1	
連絡先 2	
電話 2	
特記事項等	

一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定書

前橋市、桐生市及び伊勢崎市（以下「協定市」という。）は、一般廃棄物の処理に支障をきたす緊急事態の発生等に備え、総合的な相互支援の基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、緊急事態の発生等において、協定市における一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の基本事項を定めることにより、迅速な相互支援体制を確保し、協定市の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の要件等）

第2条 本協定により、協定市が相互支援を実施する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 協定市が管理する一般廃棄物処理施設（以下「管理施設」という。）が、故障、事故等により緊急事態に陥り、他の管理施設の支援を必要とするとき。
- (2) 管理施設の定期点検や改修、更新等による一時的な処理能力の低下を補うために、他の管理施設の支援を必要とするとき。
- (3) 前各号のほか、災害等による災害廃棄物の処理等、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

2 本協定における「支援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 一般廃棄物の中間処理を行うこと。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬を行うこと。
- (3) 一般廃棄物の処理に必要な資機材等の提供を行うこと。
- (4) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に必要な事業を行うこと。

（支援の要請）

第3条 前条第1項各号に掲げる事態が生じたときは、支援を要請しようとする市（以下「要請市」という。）は、支援の内容を明確に示した文書により、第6条の連絡担当部局を通じて、支援を要請することができる。

（支援の実施）

第4条 支援の要請を受けた協定市（以下「支援市」という。）は、自らの処理能力、運転計画及び収集運搬能力等を勘案の上、業務に支障のない範囲において、支援を実施するものとする。

（費用負担）

第5条 支援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、支援の内容を考慮し、その都度要請市と支援市が協議して費用負担を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市は、相互支援のための窓口としてあらかじめ連絡担当部局を定めるほか、本協定による支援が円滑に行われるよう、適宜情報交換を行うものとする。

(努力義務)

第7条 協定市は、相互支援を円滑に実施するため、長期的視点に立ち相互支援の趣旨を踏まえ、次の事項を常に留意するものとする。

- (1) 一般廃棄物の分別収集の徹底を図り、資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画に基づき、確実に管理施設の整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- (3) 適正な維持管理を計画的に行い、管理施設が常に良好な状態を保持できるよう努めなければならない。

(補則)

第8条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項は、協定市が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了前1か月までに、協定市のいずれからも改廃等の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定は、成立の証として、本書3書を作成し、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和2年12月24日

前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市

代表者 前橋市長

桐生市織姫町1番1号
桐生市

代表者 桐生市長

伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市

代表者 伊勢崎市長

上水道相互連絡管設置に関する協定書

前橋市長（以下「甲」という。）と桐生市長（以下「乙」という。）は、前橋市水道事業配水管と桐生市水道事業配水管を連絡し、相互応援配水を行うため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、災害や水質事故等発生時に、それぞれの配水区域への配水が不可能な場合、その住民の用に供する目的で相互応援配水（以下「応援配水」という。）を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（設置地点及び位置）

第2条 連絡管の設置地点は、甲と乙の行政区域境界上を原則とし、設置位置は甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡管工事）

第3条 連絡管の設置工事の施工範囲は、甲乙協議の上決定するものとし、工事費についてはそれぞれが負担するものとする。

（維持管理）

第4条 連絡管の維持管理は甲と乙がそれぞれ施工した範囲に対して行い、修繕等に要した費用についてもそれぞれが負担するものとする。

2 甲及び乙は、連絡管の点検確認のため、年1回程度甲乙双方の職員を立ち合わせるものとする。
なお、立会いの日時については、甲乙協議の上決定するものとする。

（応援配水の実施範囲）

第5条 応援配水は、付近住民への飲料水用及び防火用のために行うものとする。

（応援配水の開始）

第6条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り合うとともに、事前に応援配水依頼書（様式。以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、依頼書を提出するいとまがないときは口頭で依頼し、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始及び終了時は、原則甲乙双方が立会うものとする。

（応援配水の期間及び配水量）

第7条 応援配水の期間及び配水量は、甲乙協議の上決定するものとする。

（使用水量の計算及び通知）

第8条 応援配水を受ける場合の甲又は乙の使用水量は、連絡管内に流量計を設置して計量するものとする。ただし、次の理由で使用水量の把握ができない場合は、甲乙協議の上使用水量を決定する。

- （1） 緊急に応援配水の必要性が生じ、流量計の設置が困難な場合
- （2） 応援配水が短期間となるため、流量計を設置しない場合
- （3） 流量計等の故障により計量不能となった場合
- （4） その他、甲乙双方が認めた場合

2 配水側の甲又は乙は、前項の規定により計量し、又は決定した使用水量を一月ごとに集計し、受水側の甲又は乙に通知するものとする。

（応援配水単価等）

第9条 甲又は乙から応援配水する水量の単価は、1立方メートル当たりのそれぞれの前年度供給単価（給水収益を年間総有収水量で除したもの）とし、代価は使用水量に当該単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 消費税及び地方消費税相当額は、前項に定める使用水量に配水単価を乗じて得た額に、これに適用される消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（代価の支払）

第10条 甲又は乙は、前条の規定により算出した代価を配水側の発行する納入通知書により支払うものとする。

（応援配水の制限）

第11条 甲及び乙は、応援配水を行うことにより通常の配水に支障が生じ緊急を要する場合は、一時的に、応援配水の配水量、配水時間等について制限を加えることができる。この場合において当該制限の内容を速やかに甲又は乙に連絡するものとする。

（水質の確認）

第12条 甲及び乙は、応援配水に際し、連絡管内にある滞留水の排水を行うとともに、残留塩素の有無を判定し、必要な塩素の濃度を確認の上通水するものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の一月前までに甲又は乙のいずれか一方の文書による異議の申出がない場合は、1年間協定を更新し、以後もこれに準ずるものとする。

（定めのない事項等の決定）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和3年2月18日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

前橋市長 _____

桐生市織姫町1番1号

乙 桐生市

桐生市長 _____

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

一 宮 市 一 宮 市 長 中 野 正 康

松 本 市 松 本 市 長 臥 雲 義 尚

函 館 市 函 館 市 長 工 藤 壽 樹

旭	川	市	旭	川	市	長	西	川	将	人
青	森	市	青	森	市	長	小	野	寺	彦
八	戸	市	八	戸	市	長	小	林		眞
秋	田	市	秋	田	市	長	穂	積		志
山	形	市	山	形	市	長	佐	藤	孝	弘
福	島	市	福	島	市	長	木	幡		浩
郡	山	市	郡	山	市	長	品	川	萬	里
い	わ	き	い	わ	き	市	清	水	敏	男
水	戸	市	水	戸	市	長	高	橋		靖
盛	岡	市	盛	岡	市	長	谷	藤	裕	明
宇	都	宮	宇	都	宮	市	佐	藤	栄	一
越	谷	市	越	谷	市	長	高	橋		努
川	越	市	川	越	市	長	川	合	善	明
川	口	市	川	口	市	長	奥	ノ	木	信
船	橋	市	船	橋	市	長	松	戸		徹
横	須	市	横	須	市	長	上	地	克	明
柏		市	柏		市	長	秋	山	浩	保
前	橋	市	前	橋	市	長	山	本		龍
高	崎	市	高	崎	市	長	富	岡	賢	治
八	王	子	八	王	子	市	石	森	孝	志
富	山	市	富	山	市	長	森		雅	志
金	沢	市	金	沢	市	長	山	野	之	義
福	井	市	福	井	市	長	東	村	新	一
甲	府	市	甲	府	市	長	樋	口	雄	一
長	野	市	長	野	市	長	加	藤	久	雄
岐	阜	市	岐	阜	市	長	柴	橋	正	直
豊	橋	市	豊	橋	市	長	浅	井	由	崇
岡	崎	市	岡	崎	市	長	中	根	康	浩
吹	田	市	吹	田	市	長	後	藤	圭	二
高	槻	市	高	槻	市	長	濱	田	剛	史
枚	方	市	枚	方	市	長	伏	見		隆
八	尾	市	八	尾	市	長	大	松	桂	右
寝	屋	川	寝	屋	川	市	広	瀬	慶	輔
東	大	阪	東	大	阪	市	野	田	義	和
姫	路	市	姫	路	市	長	清	元	秀	泰
和	歌	山	和	歌	山	市	尾	花	正	啓
大	津	市	大	津	市	長	佐	藤	健	司

豊	中	市	豊	中	市	長	長	長	内	繁	樹
明	石	市	明	石	市	長	長	長	泉	房	穂
西	宮	市	西	宮	市	長	長	長	石	井	郎
奈	良	市	奈	良	市	長	長	長	仲	川	ん
尼	崎	市	尼	崎	市	長	長	長	稲	村	美
鳥	取	市	鳥	取	市	長	長	長	深	澤	彦
松	江	市	松	江	市	長	長	長	松	浦	敬
倉	敷	市	倉	敷	市	長	長	長	伊	東	織
呉		市	呉	市		長	長	長	新	原	明
福	山	市	福	山	市	長	長	長	枝	広	幹
下	関	市	下	関	市	長	長	長	前	田	郎
高	松	市	高	松	市	長	長	長	大	西	人
松	山	市	松	山	市	長	長	長	野	志	仁
高	知	市	高	知	市	長	長	長	岡	崎	也
長	崎	市	長	崎	市	長	長	長	田	上	久
佐	世	保	佐	世	保	市	長	長	朝	長	男
大	分	市	大	分	市	長	長	長	佐	藤	郎
宮	崎	市	宮	崎	市	長	長	長	戸	敷	正
鹿	児	市	鹿	児	市	長	長	長	下	鶴	央
久	留	市	久	留	市	長	長	長	大	久	勉
那	覇	市	那	覇	市	長	長	長	城	間	子

協定締結権者

豊	田	市	豊	田	市	長	太	田	稔	彦

中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

一	宮	市	一	宮	市	長	中	野	正	康
松	本	市	松	本	市	長	臥	雲	義	尚
函	館	市	函	館	市	長	工	藤	壽	樹
旭	川	市	旭	川	市	長	西	川	将	人
青	森	市	青	森	市	長	小	野	寺	晃
八	戸	市	八	戸	市	長	小	林		眞
秋	田	市	秋	田	市	長	穂	積		志
山	形	市	山	形	市	長	佐	藤	孝	弘
福	島	市	福	島	市	長	木	幡		浩
郡	山	市	郡	山	市	長	品	川	萬	里
い	わ	き	い	わ	き	市	清	水	敏	男
水	戸	市	水	戸	市	長	高	橋		靖
盛	岡	市	盛	岡	市	長	谷	藤	裕	明
宇	都	宮	宇	都	宮	市	佐	藤	栄	一
越	谷	市	越	谷	市	長	高	橋		努
川	越	市	川	越	市	長	川	合	善	明
川	口	市	川	口	市	長	奥	ノ	木	信
船	橋	市	船	橋	市	長	松	戸		徹
横	須	賀	横	須	賀	市	上	地	克	明
柏		市	柏		市	長	秋	山	浩	保
前	橋	市	前	橋	市	長	山	本		龍
高	崎	市	高	崎	市	長	富	岡	賢	治
八	王	子	八	王	子	市	石	森	孝	志
富	山	市	富	山	市	長	森		雅	志
金	沢	市	金	沢	市	長	山	野	之	義
福	井	市	福	井	市	長	東	村	新	一

甲	府	市	甲	府	市	長	樋	口	雄	一
長	野	市	長	野	市	長	加	藤	久	雄
岐	阜	市	岐	阜	市	長	柴	橋	正	直
豊	橋	市	豊	橋	市	長	浅	井	由	崇
岡	崎	市	岡	崎	市	長	中	根	康	浩
吹	田	市	吹	田	市	長	後	藤	圭	二
高	槻	市	高	槻	市	長	濱	田	剛	史
枚	方	市	枚	方	市	長	伏	見		隆
八	尾	市	八	尾	市	長	大	松	桂	右
寝	屋	市	寝	屋	市	長	広	瀬	慶	輔
東	大	市	東	大	市	長	野	田	義	和
姫	路	市	姫	路	市	長	清	元	秀	泰
和	歌	市	和	歌	市	長	尾	花	正	啓
大	津	市	大	津	市	長	佐	藤	健	司
豊	中	市	豊	中	市	長	長	内	繁	樹
明	石	市	明	石	市	長	泉		房	穂
西	宮	市	西	宮	市	長	石	井	登	郎
奈	良	市	奈	良	市	長	仲	川	げ	ん
尼	崎	市	尼	崎	市	長	稻	村	和	美
鳥	取	市	鳥	取	市	長	深	澤	義	彦
松	江	市	松	江	市	長	松	浦	正	敬
倉	敷	市	倉	敷	市	長	伊	東	香	織
呉		市	呉	市	長	新	枝	原	芳	明
福	山	市	福	山	市	長	前	広	直	幹
下	関	市	下	関	市	長	大	田	晋	郎
高	松	市	高	松	市	長	野	西	秀	人
松	山	市	松	山	市	長	岡	志	克	仁
高	知	市	高	知	市	長	田	崎	誠	也
長	崎	市	長	崎	市	長	朝	上	富	久
佐	世	市	佐	世	市	長	佐	長	則	男
大	分	市	大	分	市	長	戸	藤	樹	郎
宮	崎	市	宮	崎	市	長	下	敷		正
鹿	児	市	鹿	児	市	長	大	鶴	隆	央
久	留	市	久	留	市	長	城	久	保	勉
那	覇	市	那	覇	市	長		間	幹	子

協定締結権者

豊田 市

豊田 市長

太田 稔彦

中核市災害相互応援協定の運用マニュアル

平成11年 6月 9日 中核市連絡会防災担当国会議総会決議
改正 平成23年 7月29日 中核市市長会防災担当国会議総会決議
改正 平成23年11月 1日 中核市市長会防災担当国会議総会決議
改正 令和 2年 7月 1日 中核市市長会防災担当国会議総会決議

1 応援の要請方法

- (1) 協定第2条に掲げる文書は、応援要請書（様式1）とし、FAX又は電話により応援を要請する場合においても、可能な限りその内容に準じて行うものとする。
- (2) 応援の要請は、被災市の所属するブロックの幹事に対し行うものとする。
- (3) 被害がブロック全体に及ぶ災害の場合は、幹事が取りまとめたうえで会長に対し、要請を行うものとする。また、取りまとめが不可能なときは各被災市が直接会長に要請を行うことができる。
- (4) 応援要請書は、会長市に送付するものとする。

2 情報伝達

- (1) 幹事は、被災市の被害状況を会長へ報告するものとする。
- (2) 会長は、報告を受けた内容を各協定市に連絡担当部局を通じ伝達するものとする。

3 応援計画

- (1) 応援要請を受けた幹事は、被災市を除くブロック内の協定市と連絡担当部局を通じ、応援活動について協議する。
- (2) 前号により応援活動を決定した応援市は、応援計画を応援計画書（様式2）により、被災市及び幹事に通知する。
- (3) 幹事は、ブロック内応援市の応援計画を会長へ報告する。
- (4) 幹事は、ブロック内での応援活動が困難と判断したときは、会長への応援を要請することができる。
- (5) 会長は、被災ブロックの幹事から応援の要請を受けたときは、規約第6条第2項応援チームの応援隊長市（応援チーム内で被災市に最も近い協定市がなり、応援チームを代表しチーム内の取りまとめを行う。）へ要請事項を伝達するものとし、要請を受けた応援隊長市はそのチーム内の協定市と応援活動を協議し、規約第6条第1項ブロック内の被災市以外の協定市と協力しながら応援するものとする。

4 応援の完了

- (1) 応援市は、応援活動が完了し被災市の状況が安定した後、細目第2条に基づき応援業務に要した経費を算定し、応援を要請した協定市に請求するものとする。
- (2) 応援市は、前項に掲げる経費について、会長に報告する。
- (3) 会長は、応援活動が完了したとき又は応援活動が長期にわたる場合は随時、協定市に応援の内容を報告するものとする。

5 自主応援活動

- (1) 協定第3条第2項の規定により自主応援活動を行う場合は、被災市の属するブロックの幹事が連絡調整し、自主応援活動を行うものとする。
- (2) 自主応援活動を行う場合の手続きについては、このマニュアルの規定を準用する。

6 任務の代行

このマニュアルにおいて、会長又は幹事の属する市が被災市となったときは、それぞれ副会長又は副幹事がその任務を遂行するものとする。また、副会長についてはその在任期間の長い市から第1順位とする。

7 その他

この運用マニュアルに記載のない事項は、会長市（会長市が被災市となったときは、副会長市）が、各市の被災状況及び意向を考慮し、対応を決定する。

(様式1)

第 号
年 月 日

中核市市長会防災担当国会議会長あて

要請市 市長

応 援 要 請 書

中核市災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

3 連絡先

担当課・係

担当者

電話番号

FAX番号

(様式1－1)

被害状況

市 名	
報告日時	
担当課名	
連絡先	

災害対策 本部の 設置状況等	設置	年 月 日
		時 分
	職員 配備状況	月 日 時 分
		人

区 分		被害状況	
人的被害	死 者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者	重 傷	人
		軽 傷	人
住家被害	全 壊	棟 世帯	
	半 壊	棟 世帯	
	一部損壊	棟 世帯	
	床上浸水	棟 世帯	
	床下浸水	棟 世帯	
非住家被害	全 壊	棟	
	半 壊	棟	
	一部損壊	棟	
道路被害等	道 路	通行止め 箇所	
	橋りょう等	通行止め 箇所	

区 分		被害状況
河 川		堤防決壊 箇所
崖(山)崩れ		箇所
ライフライン被害	水 道	断水 戸
	電 気	停電 戸
	ガ ス	停止 戸
	電 話	不通 回線
	下 水 道	延長 k m
	工業用水道	断水 事務所
その他	鉄道不通	箇所
	港湾施設	箇所
罹 災 世 帯		世帯
罹 災 者 数		人
火 災		件

被害集中地域	
主な活動内容	

(様式1－2) (様式2－1)

応援要請（計画）書 1 (物資の提供等)

応援要請市	市 名	
	所 属	
	担 当 者	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

応援市	市 名	
	所 属	
	担 当 者	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

応援要請内容（応援要請市が記入）							
品 目	規格	数量	輸送先住所 （地図番号）	輸 送 先 名称/TEL	輸送手段	現地 責任者	輸送希望日時
					陸路 可・不可 最寄ヘリポート等		年 月 日 時

受 諾 内 容 （応援市が記入）							
応援市	数量	輸送予定日時	所属	担当者	電話番号	FAX 番号	備 考
		年 月 日 時					

(様式1－3) (様式2－2)

応援要請（計画）書 2 (職員の派遣)

応 援 要 請 市	市 名		応 援 市	市 名	
	所 属			所 属	
	担 当 者			担 当 者	
	電 話 番 号			電 話 番 号	
	F A X 番 号			F A X 番 号	

応 援 要 請 内 容 (応援要請市が記入)							
職 種	活動内容	人 員	勤務場所 (地図番号)	勤務先 名称/TEL	期 間	輸送手段	現地 責任者
					～	陸路 可・不可 最寄ヘリポート等	

受 諾 内 容 (応援市が記入)							
応援市	人 員	期 間	派遣担当所属	担当者	電話番号	FAX 番号	備 考
		～					

(様式2)

第 号
年 月 日

応援要請市・ブロック幹事市・応援隊長市
(又は中核市市長会防災担当者会議会長) あて

応援市 市長
(又は〇〇ブロック幹事市 市長)
(又は応援隊長市 市長)

応 援 計 画 書

中核市災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

- 1 応援要請市名及び応援を要する理由
- 2 添付書類
 - ・ 応援要請書の写し
 - ・ 応援計画書(様式2-1、様式2-2)

3 連絡先

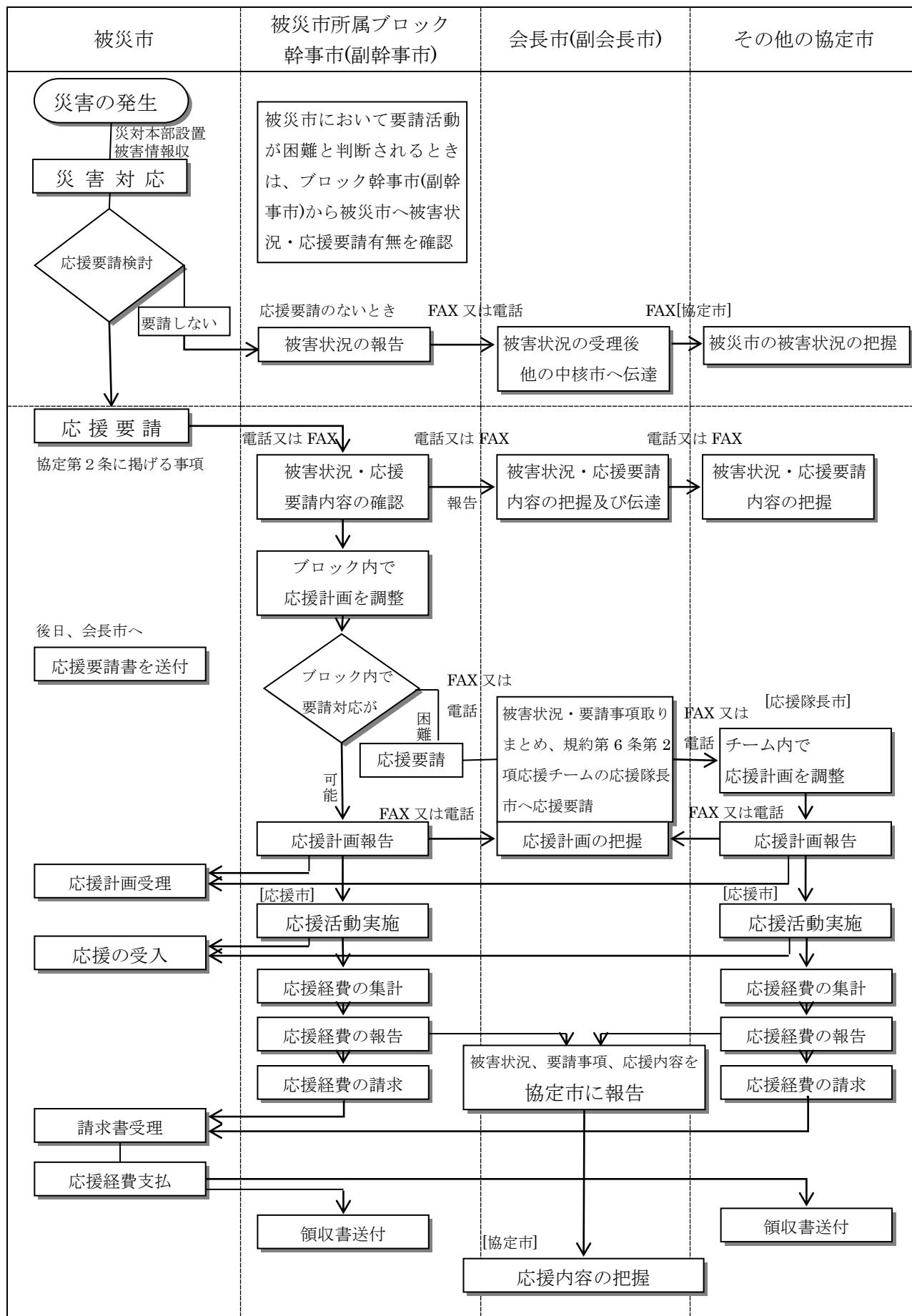
担当課・係

担当者

電話番号

FAX番号

災害発生から応援活動の完了まで



「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書

群馬県（以下「甲」という。）と群馬県「道の駅」協議会員である前橋市長 山本龍並びに国土交通省高崎河川国道事務所長（以下、「乙」という。）とは、乙が管理する「道の駅」の防災対策を目的とした総合利用に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の地域防災計画に定める災害応急対策又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく県及び市町村の国民の保護に関する計画に定める国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急対策等」という。）を適正かつ円滑に行うため、必要な事項について定めるものとする。

（防災利用する内容）

第2条 乙は、災害（武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を含む。）が発生し甲から要請を受けた時、又は、自ら必要と認めた時は、その管理する「道の駅」の施設において、次に掲げる応急対策等の業務のための利用（以下「防災利用」という。）を行うよう努めるものとする。

- (1) 避難施設（臨時入浴施設を含む）の提供
- (2) 救援物資の提供及び保管
- (3) 救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
- (4) 防災関係機関の活動拠点場所（現地調整所を含む）の提供
- (5) 道路情報、被災情報等の発信
- (6) 広域避難における中継・休憩施設の提供
- (7) その他、甲又は乙が必要と認める業務

（防災関係機関等からの要請による利用）

第3条 乙は、甲以外の防災関係機関や他の市町村長から前条に掲げる防災利用について要請があった場合においても、必要な協力を行うよう努めるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定により乙が行う防災利用に要する費用については、災害救助法第18条の規定により県が支弁することとなる費用、災害対策基本法第93条の規定により県が負担することとなる費用並びに国民保護法第164条、第166条及び第167条の規定により県知事又は県が支弁することとなる費用を除いて、原則として乙の市町村がこれを負担するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲は、乙に第2条の防災利用を要請する場合は、別に定める様式により行うものとする。

ただし、急を要する場合は電話等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（関係者の責務）

第6条 甲は、乙が防災利用を円滑に実施できるよう、情報の提供を行うものとする。

2 乙は、防災利用を円滑に実施するために必要な施設や体制の整備等に努めるものとする。

（平素の連携等）

第7条 甲、乙は、平素から連携、協力し、災害発生時に防災利用を適正かつ円滑に実施するために必要な取組みを行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定は、甲乙が協議の上協定を廃止する場合を除いて、その効力を継続するものとする。

なお、乙が統括する組織名称が変更した場合及び乙が変更した場合については、効力を継続するものとする。

（その他）

第10条 この協定の締結により、平成20年11月5日に甲と前橋市長が締結した「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書（以下、旧協定）については、この協定に効力を引き継ぐものとし、旧協定については破棄するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

令和5年3月20日

甲 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県
群馬県知事 山 本 一 太

乙 前橋市大手町二丁目12番1号
群馬県「道の駅」協議会員
前橋市長 山 本 龍

乙 高崎市栄町6-41
国土交通省高崎河川国道事務所
所長 青 木 崇 光

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と群馬県（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に住民の避難場所として群馬県立群馬産業技術センター（以下「センター」という。）の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難場所の開設が必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が乙に連絡し、センターに避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行なわなければならない。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

(発効)

第6条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県
代表者 知事 小 寺 弘 之

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と群馬県立前橋高等学校（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が乙に連絡し、避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（発効）

第6条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市下沖町321-1

群馬県立前橋高等学校

校 長 坂 爪 睦 郎

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と群馬県立前橋南高等学校（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が乙に連絡し、避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（発効）

第6条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市亀里町1

群馬県立前橋南高等学校

校 長 大 崎 博 章

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と群馬県立前橋西高等学校（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が乙に連絡し、避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（発効）

第6条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市

代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市清野町180
群馬県立前橋西高等学校

校 長 品 川 久

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と群馬県立前橋女子高等学校長（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が乙に連絡し、避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（発効）

第6条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市紅雲町二丁目19-1

群馬県立前橋女子高等学校

校 長 吉 野 勉

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と群馬県立前橋東高等学校（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が乙に連絡し、避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（発効）

第6条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市江木町800

群馬県立前橋東高等学校

校 長 田 中 睦 夫

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と群馬県立勢多農林高等学校（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が乙に連絡し、避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（発効）

第6条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市日吉町二丁目25-1

群馬県立勢多農林高等学校

校 長 片 貝 勝

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と群馬県立前橋工業高等学校（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が乙に連絡し、避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（発効）

第6条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市石関町137-1

群馬県立前橋工業高等学校

校 長 村 田 敬 一

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と群馬県立前橋商業高等学校（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が乙に連絡し、避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（発効）

第6条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市南町四丁目35-1

群馬県立前橋商業高等学校

校 長 布 浦 宏

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と群馬県立前橋清陵高等学校（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が乙に連絡し、避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（発効）

第6条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市

代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市文京町二丁目20-3
群馬県立前橋清陵高等学校

校 長 池 田 信 明

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市（以下「甲」という。）と群馬工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の管理する施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の範囲）

第2条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に住民が避難場所として利用できる施設の範囲（以下「避難場所」という。）は、あらかじめ甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（地域住民への周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち避難場所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、第2条において定めた施設を避難場所として開設することができる。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（開設の連絡）

第5条 甲は、前条に基づき避難場所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を連絡するものとする。

（避難場所の管理）

第6条 開設した避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 前項の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、開設した避難場所の管理運営にかかる費用及び現状に回復する費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難場所の開設期間は開設の日から7日以内とする。ただし、状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲と乙が協議のうえ、開設期間を延長することができる。

(避難場所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所の早期解消に努めるものとする。

(避難場所の閉鎖)

第10条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復して乙の確認を受けた後、避難場所を閉鎖するものとする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項その他覚書に疑義を生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(発効)

第12条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年3月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市鳥羽町580
群馬工業高等専門学校
校長 本 間 清

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市長（以下「甲」という。）と国立大学法人群馬大学長（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（使用施設）

第2条 甲が避難場所として使用できる乙の施設は、別表のとおりとする。

（避難場所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、甲があらかじめ定める避難場所開設担当者が、乙に連絡し、避難場所を開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、甲は、乙とともに必要とする施設の安全確認を行わなければならない。

（長期避難時の措置）

第4条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第5条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

（経費の負担）

第6条 避難場所の開設、維持及び閉鎖に係る経費は、甲の負担とする。

（避難場所の標示）

第7条 甲は、乙の承認を得て、第2条に規定する施設が避難場所である旨を標示することができる。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

(発効)

第9条 この覚書は、平成18年4月1日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年 2月 1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長 高 木 政 夫

乙 前橋市荒牧町四丁目2番地
国立大学法人群馬大学
学 長 鈴 木 守

別表

地区名称	管理部署名称	施設名称
荒牧地区	事務局	サッカー・ラグビーコート，陸上競技場，野球場，体育館，多目的ホール棟，学生食堂，その他避難場所として適切と判断される場所
若宮地区	教育学部附属小学校	グラウンド，体育館
	教育学部附属養護学校	体育館
上沖地区	教育学部附属中学校	グラウンド，体育館

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市（以下「甲」という。）と公立大学法人前橋工科大学（以下「乙」という。）は、災害時に避難住民の避難場所として乙の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、乙に通知し、一次避難場所を乙の駐車場及びグラウンドに開設するものとする。

2 前項の規定により避難場所を開設するときは、乙は、使用する敷地等の安全確認を行うとともに、避難住民に対し、可能な限り前項の駐車場及びグラウンド以外の施設を貸し出すものとする。

（長期避難時の措置）

第3条 前条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第4条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、原状回復後、避難場所を閉鎖するものとする。ただし、甲に余裕がないときは、この限りでない。

（経費の負担）

第5条 避難場所の開設、維持及び閉鎖に係る経費は、甲の負担とする。

（避難場所の標示）

第6条 甲は、乙の承認を得て、第2条に規定する敷地等が避難場所である旨を標示することができる。

(有効期間等)

第7条 この覚書の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の2か月前までに、甲又は乙のいずれかから覚書解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議解決)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長 山 本 龍

乙 前橋市上佐鳥町460番地1
公立大学法人前橋工科大学
理事長 佐 藤 恭 一

災害時における避難場所の施設使用に関する覚書

前橋市（以下「甲」という。）と群馬県（以下「乙」という。）は、前橋市地域防災計画に基づく住民の避難場所として群馬県立森林公園赤城ふれあいの森の施設を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（避難場所の範囲）

第2条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に住民が避難場所として利用できる施設の範囲（以下「避難場所」という。）は、あらかじめ甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（地域住民への周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち避難場所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（鍵の貸与）

第4条 乙は、災害発生時に備え、甲に別紙1の鍵を貸与し、甲は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

- 2 甲は、貸与された鍵の保管責任者を文書で乙に報告するものとする。
また、保管責任者に変更があった場合も同様とする。

（避難場所の開設）

第5条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難場所の開設を必要と認めたときは、第2条において定めた施設を避難場所として開設することができる。

（開設の連絡）

第6条 甲は、前条に基づき避難場所を開設したときは、乙に対し、その旨を連絡するものとする。

（避難場所の管理）

第7条 開設した避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 前項の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（長期避難時の措置）

第8条 第5条の規定による避難場所の開設後、相当期間が経過したときは、甲乙協議の上、甲は、市有施設等に当該避難場所に避難するり災者を移送するものとする。ただし、市有施設等の収容状況に余裕がないときは、この限りでない。

（避難場所の閉鎖）

第9条 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復した後、避難場所を閉鎖するものとする。

- 2 避難場所の原状回復に係る経費は甲の負担とする。

(協議)

第 10 条 この覚書に定めのない事項又は災害時における避難場所の施設使用に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

(発効)

第 11 条 この覚書は、平成 28 年 9 月 23 日から効力を有する。

この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 9 月 23 日

甲 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号
前橋市長 山本 龍

乙 前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
群馬県知事 大澤 正 明

別紙 1

建 物 名	鍵 番 号	数 量
赤城ふれあいの森あかぎ木の家正面玄関	※※※※※※※	1
赤城ふれあいの森入口ゲート	※※※※※※※	1
倉庫	※※※※※※※	1

災害発生時等における施設使用に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と国立赤城青少年交流の家（以下「乙」という。）は、前橋市内で地震、風水害等の災害が発生し、又は災害の発生が予見される場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲が乙の施設を防災拠点として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲が乙の施設を防災拠点として使用することについて、必要な事項を定め、その円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、乙の施設の一部を防災拠点として使用する必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲が防災拠点として乙の施設を使用する用途は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所
- (2) 防災物流拠点及び物資集積所
- (3) 消防、自衛隊及び他市町村等応援の滞在拠点

（要請の手続等）

第4条 甲は、乙に対して協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書で行うものとする。ただし、文書で行うことが困難な場合には、口頭等により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 施設の使用用途
- (2) 施設の使用箇所
- (3) 施設の使用期間

2 乙は、甲から協力の要請があったときは、可能な範囲で協力するものとし、甲に対し速やかに協力の可否を回答するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制及び連絡方法等について、平時から連絡調整に努めるものとする。

（管理運営）

第5条 防災拠点の設置運営及び撤去については、原則として甲が行うものとする。

2 甲は、防災拠点を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復するものとする。

(費用負担)

第6条 施設の使用に係る費用は、無料とし、その他の経費については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報については、この協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月22日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
甲 前橋市
市長 山 本 龍

群馬県前橋市富士見町赤城山27
乙 独立行政法人 国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家
所長 松 村 純 子

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とサンヨー食品株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における食糧の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して、被災した市民等に対して行う食糧の供給に関する協力事項について定めるものとする。

（食糧供給の協力要請）

第2条 甲は、災害時において食糧を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（食糧供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、即席麺20万食の供給可能な体制を保持するよう努めるものとする。ただし、乙の施設が被災するなど、災害その他不可抗力により供給できない場合は、この限りではない。

（食糧の運搬）

第4条 食糧の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（費 用）

第5条 前2条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

（引 渡 し）

第6条 食糧の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量を確認のうえ引き取るものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（発 効）

第8条 この協定は、平成9年3月3日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 9 年 3 月 3 日

	前橋市大手町二丁目 12 番 1 号
甲	前橋市
代表者	市 長 萩 原 弥惣治
	前橋市朝倉町 555 番地の 4
乙	サンヨー食品株式会社
代表取締役	井 田 毅

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と協同組合前橋生鮮食料品卸売市場（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における応急生活物資の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して、被災した市民等に対して行う応急生活物資の供給に関する協力事項について定めるものとする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急生活物資（野菜果実、魚介類などの生鮮食料品等）の供給可能な体制を保持するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（費 用）

第5条 前2条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

（引 渡 し）

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量を確認のうえ引き取るものとする。

（情報の提供等）

第7条 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確に物価等の生活情報を提供するように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する生活情報の提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（発 効）

第9条 この協定は、平成9年3月3日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成9年3月3日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長 萩原 弥惣治

乙 前橋市東片貝町398番地
協同組合前橋生鮮食料品総合卸売市場
理事長 金子 政男

災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と前橋市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設等の応急復旧工事等（以下「応急復旧」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、前橋市内に災害が発生し、水道施設等が被災したとき、断減水等の被害を早期に復旧するための応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、被災した水道施設等の応急復旧について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、文書又は口頭等により、復旧工事の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明らかにするものとする。

（協 力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧について協力するものとする。

（現場指揮等）

第4条 甲は、応急復旧に関し必要な現場指揮等を行うものとする。

（事前準備）

第5条 乙は、甲の協力要請に速やかに対処できるよう、組合員の動員体制、資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、応急復旧に要した次の経費を負担するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 車両等の借上料
- (3) 協力要請により使用した乙及び乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急復旧に要した経費

（費用請求）

第7条 乙は、前条の経費について甲の積算基準により算定した額を一括して甲に請求するものとする。

（労災補償及び損害賠償）

第8条 応急復旧において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする

2 応急復旧により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上対処するものとする。

（訓 練）

第9条 甲及び乙は、災害発生時における応急復旧を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

（他市町村の応援要請）

第10条 甲は、他市町村で発生した災害についても、この協定に準じて乙に協力を要請することができる。

（定めのない事項等の決定）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成9年6月3日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長 萩原 弥惣治

乙 前橋市大渡町一丁目18番地の2
前橋市管工事協同組合
理事長 萩原 清太郎

災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定 実施要領

(目的)

- 1 この要領は、前橋市と前橋市管工事協同組合（以下「組合」という。）が締結した災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書第5条の規定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(資機材の集積)

- 2 組合は、災害時に前橋市内の水道施設の応急復旧に必要な資機材を円滑に調達するため、資機材の集積に努めるものとする。

(資機材集積拠点の設置)

- 3 組合は、資機材を集積する拠点を別表1のとおり設置するものとする。

(資機材集積拠点の変更)

- 4 組合は、前項に規定する資機材集積拠点が変更になったときは速やかにその旨を前橋市に報告するものとする。

(残土集積場所の指定)

- 5 組合は、災害時に前橋市内の水道施設の応急復旧の際に発生した残土を別表2に指定する集積場所へ運搬するものとする。

附 則

この要領は、平成29年7月3日から施行する。

別表1

資機材集積拠点	
前橋市管工事協同組合 前橋市大渡町一丁目18-2	
東ブロック	日野備巧株式会社 前橋市二之宮町1285
西ブロック	福島工業株式会社 前橋市総社町高井68-1
南ブロック	下川工業株式会社 前橋市力丸町234
北ブロック	小林設備有限会社 前橋市富士見町時沢2585

別表2

残土集積場所
前橋市荻窪町732-7、732-8ほか前橋市が指定する残土集積場所

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と社団法人群馬県エルピーガス協会前橋支部（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における応急生活物資の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して、被災した市民等に対して行う応急生活物資の供給に関する協力事項について定めるものとする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所等への応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急生活物資として簡易ガスコンロ100台及びカセットボンベ300本を甲の指定する場所に備蓄し、供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、別に前橋市内エルピーガス販売業者六店と協定を締結して、ガス容器を甲の要請に応じて優先出荷する体制を整備するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（費 用）

第5条 前2条の規定により、乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

（引 渡 し）

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量を確認のうえ引き取るものとする。

（情報の提供等）

第7条 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確に物価等の生活情報を提供するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する生活情報の提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（発 効）

第9条 この協定は、平成9年8月4日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成9年8月4日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長 萩原 弥惣治

乙 前橋市三俣町二丁目31番地の5
社団法人群馬県エルピーガス協会前橋支部
支部長 古澤 明夫

災害時における緊急物資輸送業務に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と赤帽群馬県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における緊急物資輸送業務に関し次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が緊急物資輸送業務について乙に協力を求めるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、緊急物資輸送業務を行うために軽自動車及び運転者を必要とするときは、乙に対し、乙の組合員である輸送業者（以下単に「乙の組合員」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、当該緊急物資輸送業務の内容並びに派遣の日時及び場所を指定した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協定実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

2 乙に派遣された乙の組合員は、甲が乙に要請した内容に従い緊急物資輸送業務を行うものとする。

（費用負担及び支払）

第4条 甲は、乙の組合員が緊急物資輸送業務に要した費用を、負担するものとする。この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

2 甲は、乙からの請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（組合員名簿の提出等）

第5条 乙は、毎年4月末日までに甲に組合員名簿を提出するとともに、車両の台数等を報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要と認めた場合は、随時乙に対して報告等を求めることができるものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（発 効）

第7条 この協定は、平成10年1月20日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成10年1月20日

	前橋市大手町二丁目12番1号
甲	前橋市
	代表者 市長 萩原 弥惣治
	前橋市箱田町608番地の2
乙	赤帽群馬県軽自動車運送協同組合
	代表理事 下田 安男

一般廃棄物の相互処理に関する協定書

前橋市を甲とし、高崎市ほか4町村衛生施設組合を乙とし、一般廃棄物の相互処理に当たり、甲乙間において、次の条項により、協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙の所有する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）において天災地変、爆発等不測の緊急事態が発生し、処理不能となった場合、その期間中に排出される一般廃棄物について、相互の協力により適正な処分を行うことを目的として必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設は、甲又は乙が所有する施設とする。

(対象物及び搬入量)

第3条 この協定の対象物は、一般廃棄物の可燃系ごみとする。

2 搬入量は、その都度、甲乙が協議し決定するものとする。

3 甲及び乙は、暦月毎にその月末をもって当該月の搬入量を確認する。

(搬入施設)

第4条 甲は乙の施設へ搬入し、乙は甲の施設に搬入するものとする。

(搬入経路)

第5条 搬入経路は、甲の施設にあっては甲が、乙の施設にあっては乙が指定した道路とする。

(搬入期間及び搬入時間)

第6条 搬入期間及び搬入時間は、施設の補修又は整備の程度に応じ、甲乙が協議し決定するものとする。

(計量)

第7条 計量は、甲は乙の施設において、乙は甲の施設において行うものとする。

(搬入物の処分の債務)

第8条 甲及び乙は、搬入物について適正な処分を行う債務を有するものとする。

(処理経費)

第9条 甲及び乙は、処分を有償で行うものとする。

(清潔の保持)

第10条 甲及び乙は、搬入に際し、相手方の行政区域内及び施設敷地内において清潔の保持に努めるとともに、相手方の指示に従わなければならないものとする。

(搬入手続及び実施日)

第11条 搬入手続及び実施日は、あらかじめ甲乙が協議し、原則として実施日の1週間前までに相手方へ通知し、搬入許可証の交付を受けるものとする。

(車両等の登録及び変更)

第12条 甲及び乙は、搬入に使用する車両等の登録又は変更があったときは、その届出書を、相手方に提示するものとする。

(搬入許可証)

第13条 搬入許可証は別紙様式のとおりとし、登録車両台数分を発行し、搬送時には各車両前面に掲示するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成13年4月1日から平成16年3月31日までの3年間とする。

2 前項の有効期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、この協定は、さらに3年間継続されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定等)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成13年3月27日

甲 群馬県前橋市大手町2丁目12番1号
前橋市
前橋市長 萩原 弥惣治

乙 群馬県高崎市高松町35番地1
高崎市ほか4町村衛生施設組合
管理者 松浦 幸雄

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社いせやコーポレーション（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における応急生活物資の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して、被災した市民等に対して行う応急生活物資の供給に関する協力事項について定めるものとする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急生活物資（即席麺、飲料水、缶詰、乾麺等）の供給可能な体制を保持するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（費 用）

第5条 前2条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

（引 渡 し）

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量を確認のうえ引き取るものとする。

（情報の提供等）

第7条 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確に物価等の生活情報を提供するように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する生活情報の提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（発 効）

第9条 この協定は、前橋市上増田工業団地内に設置する前橋流通センター（グロサリーセンター）開設の日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成16年1月21日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長

乙 伊勢崎市下道寺町510番地
株式会社いせやコーポレーション
代表取締役

災害時等における救援物資提供に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の協定に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 前橋市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲から物資の提供について要請があったときは、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該飲料水を確認の上、引渡しを受けるものとする。また、飲料水の対 価については甲が負担するものとする。この場合において、当該費用は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（定めのない事項等の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年4月11日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市
代表者 市長

埼玉県桶川市加納180番地

乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役

災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震等の災害時等におけるレンタル機材の提供に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する移動トイレ、発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供し、及び運搬するよう努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、保有機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

（引渡し）

第5条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（定めのない事項等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第7条 この協定は、平成17年4月20日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成17年4月20日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市
代表者 市長

東京都千代田区岩本町1-5-13

秀和第2岩本町ビル
乙 株式会社アクティオ
代表取締役

災害時等における救援物資提供に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と北関東ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の協定に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 前橋市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲から物資の提供について要請があったときは、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、緊急時飲料提供型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該飲料水を確認の上、引渡しを受けるものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとする。この場合において、当該費用は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（定めのない事項等の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

第6条 この協定は、平成18年3月29日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年3月29日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市
代表者 市長

前橋市元総社町一丁目16番地8

乙 北関東ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役

災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とコーエイ株式会社（以下「乙」という。）は、地震等の災害時等におけるレンタル機材の提供に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する移動トイレ、発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供し、及び運搬するよう努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、保有機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

（引渡し）

第5条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（定めのない事項等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（発効）

第7条 この協定は、平成18年3月29日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年3月29日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市
代表者 市長

前橋市上小出町1-9-12

乙 コーエイ株式会社
代表取締役

災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、地震等の災害時における霊柩自動車輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が発生した場合における遺体の搬送について、甲が乙に対して霊柩自動車等による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において多数の死者が生じたときは、次に掲げる業務の実施を乙に要請することができる。

（1） 遺体の収容、搬送（他の地方公共団体への搬送を含む。以下同じ。）、安置等に要する役務の提供

（2） 遺体の収容、搬送、安置等に要する物資の提供又は設備若しくは施設の貸与

（3） 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする役務若しくは物資の提供又は設備若しくは施設の貸与であって、乙が実施できるもの

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、災害時における協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

（要請手段）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、同条第2項の要請書に記載された指示事項又は甲の職員の指示に従い、速やかに業務を実施するものとする。

2 乙は、その所有する車両を使用して遺体を収容し、又は搬送する場合において、必要があると認めるときは、甲の職員の同乗を求めることができる。

（輸送業務）

第4条 甲の要請により、輸送に従事する乙の協会員は、要請者の指示に従い、斎場等への遺体の輸送業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話

等をもって甲に報告するものとし、事後、文書（第2号様式）を提出するものとする。

(1) 従事した車両及び従事者

(2) 従事日数及び走行距離

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、甲の要請事項に係る協会の輸送協力実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲の要請事項に加え、乙が遺族等の要請により応急救助の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、関東各支部のほか、広域応援体制、情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては市民部市民課長とし、乙にあつては群馬県支部長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、輸送活動中に現認した災害情報を積極的に災害対策本部長に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第13条 災害対策本部長は、必要に応じ、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、災害対策本部長に職員の同乗を要請することができる。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年3月29日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市
代表者 市長

東京都新宿区四谷三丁目2番地

トラック会館
乙 社団法人全国霊柩自動車協会
会長

年 月 日

協力要請書

社団法人全国霊柩自動車協会
会長 様

前橋市長

災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定第 2 条第 2 項の
規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

連絡先	電話
口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請車両の台数	
履行の場所、期日	場所 期日 年 月 日
備考	

年 月 日

災害時における遺体の収容、安置等の協力実績報告書

(あて先) 前橋市長

社団法人全国霊柩自動車協会
会長 印

災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり業務を実施しました。

連絡先	電話
従事車両（内訳）	
従事者	
履行の場所、期日 走行距離	場所 期日 年 月 日から 年 月 日まで 走行距離 K m
備考	

災害時における応急対策業務に関する協定書

富士見村（以下「甲」という。）と富士見村土建業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富士見村内において災害が発生した場合に、道路、河川等の施設（以下「公共土木施設」という。）における迅速な被災状況の把握や機能を早期に回復するため、乙の協力を得て応急対策業務を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の発生時において公共土木施設の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合は、乙は、特別な理由がない限り協力するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、資機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応急対策業務）

第4条 この協定に基づく応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の応急復旧並びに災害廃棄物の除去及び運搬
- (2) 応急対策業務に付随して発生する資機材及び物資の運搬
- (3) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

（応急対策業務の報告）

第5条 乙は、乙の組合員が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第4条に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、(1)及び(2)については甲が負担するものとし、(3)について甲は負担しないものとする。この場合において、当該費用は、甲乙協議のうえ、適正価格を算出するものとする。

(労災補償)

第7条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の各組合員が加入する労働者災害補償保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第9条 乙は、この協定による応急対策業務に協力できる乙の組合員の保有する建設機械、車両等の数量及び連絡体制等の整備に努め、甲の要請により報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により意思表示のない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年2月28日

甲 勢多郡富士見村大字田島240番地
富士見村長 星 野 好 孝

乙 勢多郡富士見村大字時沢1982番地2
富士見村土建業組合
組合長 和佐田 善 實

災害時における被災者に対する支援活動協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社スズラン百貨店前橋店（以下「乙」という。）は、災害時における被災者に対する支援活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、前橋市域で地震、風水害等による大規模災害が発生した時の被災者に対する支援活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の項目について協力を要請することができる。

（1）被災した住民等に対して、保有商品である生活必需品の優先供給に対する協力を積極的に努めるものとする。

（2）供給協力品目及び供給協力の内容は、次のとおりとする。

- ①寝具類 ②衣類 ③日用雑貨 ④その他甲が指定する物資
- ⑤物資の引渡し場所は、原則として甲が指定する場所

2 甲は、前項に定めのない事項について、必要に応じて乙に協力を要請することができる。

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては前橋市市民部安全安心課長、乙においては株式会社スズラン百貨店前橋店総務課長とする。

2 甲、乙は、緊急時の連絡体制及び連絡方法について協議し定めておくものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号、同条第1項第2号及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した経費は、甲、乙が協議して決定する。

2 前項の場合における物資の取引価格は、災害発生の前直前における適正な価格を基準とするものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、物資の納入を受けた場合において、災害発生による混乱が沈静化し、乙からの請求書を受理したときは、速やかに代金を支払うものとする。

（円滑な運用）

第7条 甲、乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(履行義務の免除)

第8条 乙が被災した場合、甲、乙が協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができる。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成21年3月31日迄とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間の満了の日の1箇月前までに甲、乙が協議し異議のないときは、この協定の有効期間は、有効期間の満了の日の翌日から起算して引き続き1年間延長するものとする。以降、延長した有効期間が満了するときも同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名の上各1通を保有する。

平成20年 3月25日

住 所	群馬県前橋市大手町2丁目12番1号
甲 名 称	前橋市
代表者名	前橋市長

住 所	群馬県前橋市千代田町2丁目12番3号
乙 名 称	株式会社スズラン百貨店前橋店
代表者名	取締役前橋店長

災害時における支援協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とけやきウォーク前橋（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、前橋市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、事前に協議の上乙に協力要請することができる。

- （1）乙の所有又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（物資の種類）

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- （1）食料品
- （2）食器類
- （3）日用品
- （4）その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。

ただし、運搬が困難な場合は、乙の店舗での引き渡しとする。

(経費の負担)

第6条 乙が、甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年3月25日

住 所 群馬県前橋市大手町2丁目12番1号
甲 名 称 前 橋 市
代表者名 前橋市長

住 所 群馬県前橋市文京町二丁目1番1号
乙 会 社 名 ユニー株式会社けやきウォーク前橋
代表者名 支配人 浅 井 和 彦

災害時における応急対策活動に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と社団法人群馬県建設業協会前橋支部（以下「乙」という。）及び前橋建設協会（以下「丙」という。）並びに前橋東部建設協議会（以下「丁」という。）は、地震、風水害、その他の自然災害により、甲の管理する道路、水路、河川等の施設（以下「公共土木施設」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）又は、その恐れがある場合の災害応急対策の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策活動について、甲が乙丙丁の協力を得て迅速な対応を図るため必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、前橋市災害対策本部が設置された場合とする。
- （2）その他前号と同程度の災害で甲が乙丙丁の協力が必要であると認めた場合とする。

（応急対策活動）

第3条 この協定に基づく、応急対策活動は次のとおりとする。

- （1）甲が管理する公共土木施設の機能の確保等、緊急を要する応急復旧、災害の防御並びに災害廃棄物の除去及び搬送。
- （2）前号の応急対策活動に付随して発生する建設資機材等の調達及び輸送。
- （3）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第4条 次に掲げる事項を示した文書で行なうものとする。ただし、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話又はファックス等で要請し、その後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

- （1）理由
- （2）内容
- （3）期間
- （4）その他の必要事項

（実施報告）

第5条 乙丙丁は、応急対策活動が完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書で報告する暇がないときは口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策に従事した会員名（施工業者）及び人員数、並びに使用した建設資機材等の内訳
 - (2) 応急対策の内容、期間及び場所
 - (3) その他必要事項
- (経費の負担)

第6条 応急対策活動に要する費用は、甲が負担する。

- (2) 経費の算出方法については、災害発生時の当該地域における適正価格を基準として、甲及び乙丙丁が協議により定めるものとする。
- (3) 乙丙丁は、前条に規定する応急対策活動の完了報告が終了した場合、前項の規定による応急対策活動経費を指定の請求書により、甲に請求するものとする。

(第三者等に対する損害)

第7条 乙丙丁の会員が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙丙丁が協議してその賠償をするものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて応急対策活動に従事した者（以下「従事者」という）がその業務において負傷、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡体制の確立)

第9条 乙丙丁は、災害時において甲の要請に即応するため、乙丙丁の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

- (2) 乙と丙は災害時における応急対策活動の対象地域が同一であることから、乙と丙の応急対策活動については、災害の規模に応じ乙と丙で協議を行い、即応できる応急対策活動体制の確立を図るものとする。

(他の市町村等からの応援要請)

第10条 災害対策基本法第67条第1項の規定により、他の市町村長等から応援の要請があった場合はこれに応じて応援を行なう。この場合の費用の負担は、同法第92条の定めるところとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙丙丁のいずれから協定解消の申出がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第13条 この協定は、平成20年3月25日から適用する。

この協定の締結を証するため本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月25日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市長

乙 前橋市元総社町二丁目5番地3

社団法人 群馬県建設業協会前橋支部

支部長

丙 前橋市田口町886番地

前橋建設協会

会 長

丁 前橋市大胡町73番地

前橋東部建設協議会

会 長

災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と前橋電設協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合における事前防止に係る業務及び災害が発生した場合における応急対策に係る業務（以下「対策業務」という。）の施行に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲の区域内で災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、甲の管理する施設の電気設備、電気器具及び配線（以下「電気設備等」という。）の機能確保及び復旧を図るため、基本的な事項を定め、乙が災害に対し迅速かつ的確に対策業務を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 乙は、甲からの要請により、対策業務を行うものとする。

2 前項に規定する要請は、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後速やかに通知するものとする。

（対策業務の内容）

第3条 対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害の発生が予想される場合における電気設備等の点検及び要員の配置
- (2) 災害が発生した場合における電気設備等の損壊箇所等の被害状況把握及び報告
- (3) 災害が発生した場合における電気設備等の応急措置及び応急復旧工事
- (4) その他甲から特に要請された事項

（協力体制）

第4条 乙は、甲と協議の上、対策業務を速やかに実施するため、災害が発生した場合において対策業務に携わる者及びそれらの者に係る連絡網をあらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲と協議の上、施工業者が対策業務を実施する施行区域をあらかじめ別紙に定めておかなければならない。

（実働計画）

第5条 乙は、災害に的確に対応するため、甲の指示により対策業務を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、対策業務を実施したときは、甲に対し、速やかに次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 実施した業務の内容、人員及び期間
 - (2) 使用した機械及び稼動期間
 - (3) 消費した資材及び燃料
 - (4) その他必要な事項
- (費用負担)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施した対策業務の費用は、甲が負担する。

2 費用請求及び支払の方法は、別途協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第8条 対策業務に従事した作業員が、当該業務の実施により負傷し、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。ただし、乙は、当該対策業務を実施するに当たり必要となった保険契約に係る保険料について、甲に対して請求することができる。

(損害補償)

第9条 対策業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、期間が満了した後においてもこの協定が同一条件で1年間を単位として自動的に更新されるものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めない事項について、定めをする必要が生じたとき、又は、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、文書2通を作成し、甲及び乙は記名のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月29日

甲	前橋市大手町二丁目12番1号
	前橋市
	代表 市長 高 木 政 夫
乙	前橋市元総社町929番地9
	前橋電設協会
	会長 狩 野 明

災害時における街路樹等の応急対策業務等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と前橋ガーデンクラブ（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の自然災害により、甲の管理する街路樹及び公園樹木（以下「街路樹等」という。）の倒木処理等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の安全と生活を確保するため、応急対策業務について、甲が乙の協力を得て迅速な対応を図るため必要な基本事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、前橋市災害対策本部が設置された場合に発生した災害

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めたもの

（協力要請）

第3条 甲は、乙に応急対策業務を要請する場合は、その業務の内容を明記した文書を乙に送付する。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファックス等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、災害の状況等により止むを得ないと認める場合は、前項の規定にかかわらず、乙の会員に、直接、応急対策業務の実施を要請することができる。

（協力体制）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する会員（以下「実施業者」という。）を定め、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告しなければならない。

2 乙は、災害発生時において止むを得ない事由がある場合は、前項に規定する協力体制又は連絡体制を変更できる。

3 乙は、第1項に規定する協力体制又は連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

（資機材等の提供）

第5条 乙は、年に一回乙が保有する、災害時に稼動可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の資機材等に著しい変化があったとき、又は甲の請求があったときは、その保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し保有する資機材等を提供するものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

（実施対応）

第6条 乙は、甲から第3条第1項の規定による要請を受けたときは、直ちに担当する実施業者に連絡しなければならない。

2 前項の規定による連絡を受けた実施業者は、直ちに必要な人員、機械等を出動させ、応急対策業務を実施しなければならない。

（完了報告）

第7条 乙は、応急対策業務が完了した場合は、甲に対し文書により次の事項について速やかに報告するものとする。

(1) 応急対策業務の内容、期間及び場所

(2) 応急対策業務に従事した会員名（実施業者）、人員並びに使用した資機材の内訳

(3) その他甲が必要と認める事項

(経費の負担)

第8条 応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定する。

(契約)

第9条 甲と実施業者とは、契約事務に関し、甲が別に定める諸規程に基づき速やかに契約を締結するものとする。

(第三者に対する損害)

第10条 応急対策業務の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償)

第11条 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(危機管理への協力)

第12条 甲は、防災に関する訓練又は研修に、乙の参加協力を求めるものとする。

2 乙は、前項の協力依頼があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(連絡責任者及び情報提供)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、甲乙共にあらかじめ定めるものとし、常に必要な情報を相互に交換するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行期日)

第16条 この協定は、平成22年8月4日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年8月4日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市長

乙 前橋市山王町一丁目38番地5
前橋ガーデンクラブ
代表幹事

災害時における支援協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。

- （1）乙の所有又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（物資の種類）

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- （1）食料品
- （2）食器類
- （3）日用品
- （4）その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が、甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年11月4日

甲 群馬県前橋市大手町2丁目12番1号

前橋市長

乙 群馬県桐生市相生町一丁目111番地
生活協同組合 コープぐんま
理事長

災害時等における緊急放送に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社まえばしCITYエフエム（以下「乙」という。）は、災害時等における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、前橋市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害等の情報に関し緊急放送を行うことにより、災害等による被害を最小とし、又は未然に防ぐとともに、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害等」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、事故、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律上の非常の状態をいう。
- (2) 「緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が行う災害の発生及び防災に関する臨時放送をいう。

（緊急放送の要請）

第3条 甲は、住民への災害情報及び防災情報の伝達のために必要があると判断したときは、乙の運営する放送編成権を尊重し、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して緊急放送を行うことを事前に要請するものとする。

- (1) 緊急放送を要請する理由
- (2) 緊急放送の内容
- (3) その他緊急放送を行うに当たり必要な事項

（緊急放送の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの要請があったときは、放送の形式とその内容、時刻等を確認し、乙が予定する放送番組に優先して速やかに緊急放送を行うものとする。

（緊急放送の特例）

第5条 甲は、緊急放送を要請するにあたり、前2条の規定による手続をする時間的余裕のないときは、緊急に、割込み放送を実施できるものとする。ただし、実施後は速やかに前2条に関する事項について、乙に報告するものとする。

（災害情報の提供）

第6条 甲は、乙が第4条の規定により緊急放送を行う場合においては、災害の規模、被害の状況、復旧の見通しその他の緊急放送に必要となる災害に関する情報を、速やかに乙に提供するものとする。

（連絡責任者）

第7条 緊急放送の要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

- 2 連絡責任者を置いた場合及び連絡責任者に変更のあった場合は、その都度相互に連絡するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲及び乙は、第5条の割込み放送に係る費用について、別途協議するものとする。

- 2 緊急放送装置に係る関係費用については、甲及び乙が協議し、別に定めるものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平時から情報交換に努め、甲は乙に対して緊急放送に該当しない軽微な案件についても情報提供を行い、乙も甲に対して情報提供を求めるものとする。

(訓練)

第10条 甲及び乙は、緊急放送を迅速かつ的確に行なうため、平時から緊急放送に関する訓練を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満期の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による本協定の解除又は変更の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証明するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月17日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
前橋市長

乙 前橋市本町二丁目12番1号
株式会社まえばしCITYエフエム
代表取締役社長

災害時の宿泊施設等における被災者の受入れに関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と前橋旅館ホテル協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時の宿泊施設等における被災者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に、甲と乙が協力し、乙に加盟する各事業者（以下「加盟旅館業者等」という。）の施設（以下「対象施設」という。）において一時的に被災者を受け入れることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、被災者から対象施設への受入れの申込みがあったときは、その者が被災者であることを書面により確認した後、乙に対し、対象施設に受け入れるよう必要な協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）受入れを要請する被災者の氏名、住所、心身の状況及び連絡先

（2）受入れを要請する被災者の身元引受人の氏名、住所及び連絡先

（3）受入れを要請する期間

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとし、甲に対し、速やかに加盟旅館業者等及び対象施設の斡旋を行うものとする。

2 前項の場合において、乙は、斡旋した加盟旅館業者等に対し、必要な協力を行うよう要請するものとする。

3 前項に規定する乙が要請すべき協力の内容は、甲乙協議して定める。

（実績報告）

第4条 乙は、対象施設において被災者の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に書面で報告するものとする。被災者等が退去した場合についても同様とする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき被災者が対象施設を使用する場合における費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用の額及び支払の方法については、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定の締結の日から1年間をもって終了するものとする。ただ

し、甲又は乙から有効期間の満了する日の1か月前までに、相手方に対し書面により別段の意思表示がない場合は、この協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年4月20日

前橋市大手町二丁目12番1号
甲 前橋市
代表者 市長 高 木 政 夫

前橋市西片貝町四丁目14番1号
乙 前橋旅館ホテル協同組合
理事長 千木良 芳 明

災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と群馬県石油協同組合前橋支部災害対策協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるガソリン等燃料（以下「燃料」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害の発生等（以下「災害時等」という。）により、市内の燃料が不足した場合において、甲が必要とする燃料を確保することに関し必要な事項を定める。

（供給への協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、次の各号に掲げる重要な施設等のうち甲が指定するものに対する燃料の供給及び供給のあっせんについて、乙に協力を要請することができる。

（1）市内に設置された避難所

（2）災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設、車両等

（3）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第2項に規定する緊急通行車両

（4）医療・福祉関係施設等のうち特に緊急度の高いもの

（5）災害等対策業務を行う行政機関

（6）その他重要な施設等で甲が指定するもの

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、燃料の供給及び供給のあっせんに可能な限り協力するものとする。この場合において、燃料供給の状況により、当該要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は必要な調整を行うものとする。

2 甲は、乙が要請内容を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。

（費用の負担）

第4条 本協定に基づき供給された燃料及び運搬等の費用については、当該燃料の供給を受けた者が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生時の市場価格を基準として、甲乙が協議により定めるものとする。

(情報交換)

第5条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協定の効力及び更新)

第6条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれから協定解消の申出がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年11月9日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長

群馬県前橋市鳥羽町35番5号

乙 群馬県石油協同組合

前橋支部災害対策協議会

会長

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 24年 4月 12日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長 山 本 龍

乙 群馬県高崎市高関町380
株式会社カインズ
代表取締役社長 土 屋 裕 雅

物 資 発 注 書

年 月 日

株式会社 カインズ

代表取締役 ●● ●● 様

前橋市

代表者 市長 ●● ●●

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先	
担当部署	課
担 当 者	担当
電 話	— —
F A X	— —
メ ー ル	

物資供給報告書

年 月 日

(あて先)

株式会社 カインズ
担当部署 総務部

年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・F A X	メールアドレス
		T : F :	

連 絡 責 任 者 届

【 前橋市 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本部 8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【株式会社 カインズ】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携帯	
FAX	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本部 9：00～18：20
- ・ 休 日：元日

災害時における飲料水の提供に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供（以下「飲料水提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があったときは、乙は、当該要請に協力するものとする。

2 乙は、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、特別の理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（要請）

第2条 甲は、前条第1項の要請を文書により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 飲料水提供に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の価格は、災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係る運賃を含むものとする。

（運搬）

第4条 飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力の上行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲の指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

（有効期間等）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年4月19日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長 山本 龍

東京都渋谷区本町3丁目47番10号

乙 株式会社 伊藤園

総務部長 松本 功

災害時における物資の供給に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から物資の支援要請があったときは、乙は、当該要請に協力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、特別の理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は、次のとおりとする。

(1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）

(2) 段ボール製簡易ベッド

(3) その他乙の取り扱う製品

（要請）

第3条 甲は、第1条第1項の要請を別紙の様式第1号により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 物資提供に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の価格は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上算定し、物資の引渡しまでの運搬に係る運賃を含むものとする。

（運搬）

第5条 物資提供のために必要となる運搬は、甲乙相互の協力の上行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする物資の数量、引渡場所、引渡日時等を指示することができる。ただし、乙の在庫状況又は交通事情等により乙が甲の指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

3 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

4 乙は、物資の運搬終了後、速やかに別紙の様式第2号により、甲にその旨を報告するものとする。

（有効期間等）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議解決)

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月17日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長 山 本 龍

群馬県前橋市天川大島町1144

乙 レンゴー株式会社 前橋工場

工場長 串 田 実

〈様式第 1 号〉

平成 年 月 日

レンゴー株式会社前橋工場 御中

前橋市長 山本 龍

物資供給要請書

災害時における物資の供給に関する協定書第 3 条第 1 項に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

記

- ・ 品目
- ・ 数量
- ・ 引渡場所（納入場所）
- ・ 引渡日時（納期）
- ・ 備考欄（その他の所要事項の記入用）など

〈様式第 2 号〉

平成 年 月 日

前橋市長 殿

レンゴー株式会社前橋工場

物資供給報告書

災害時における物資の供給に関する協定書第 5 条第 4 項に基づき、次のとおり物資の供給について報告します。

記

- ・ 品目
- ・ 数量
- ・ 引渡場所（納入場所）
- ・ 引渡日時（納期）
- ・ 備考欄（その他の所要事項の記入用）など

災害時における物資提供に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社フレッセイホールディングス（以下「乙」という。）及び株式会社フレッセイ（以下「丙」という。）は、災害時における物資の提供（以下「物資提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から物資提供の要請があったときは、乙及び丙は、当該要請に協力するものとする。

2 乙及び丙は、その営業拠点で保有する在庫物資のうちから、物資提供の協力を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙及び丙は、特別の理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙及び丙は、この協定違反等の責任を負わない。

（要請）

第2条 甲は、前条第1項の要請を文書により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙及び丙に提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 物資提供に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の価格は、災害発生直前の小売価格を基準に算定し、物資の引渡しまでの運搬に係る運賃を含むものとする。

（運搬）

第4条 物資提供のために必要となる物資の運搬は、甲及び乙、丙相互の協力の上行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙及び丙に対して、必要とする物資の種別、数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙及び丙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙及び丙が甲の指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

（有効期間等）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙又は丙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲及び乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月13日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長

群馬県前橋市力丸町900番1号

乙 株式会社 フレッセイホールディングス

代表取締役社長

群馬県前橋市力丸町491番1号

丙 株式会社 フレッセイ

代表取締役

災害時等における物資提供に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社環境システムズ（以下「乙」という。）は、災害時等におけるトイレットロールの提供に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、乙が甲に対し、甲が必要とするトイレットロールの供給について必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 この協定に定める協力内容は、原則として、甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から物資の提供要請があったとき、乙は協力を行うものとする。

（物資の提供）

第3条 甲は災害時等において、被災者に対してトイレットロールの提供が必要となるとき、乙が保有するトイレットロールの提供協力を要請することが出来る。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。ただし、不可抗力等により、第3条及び第4条に定める内容を履行できない場合であっても、乙はその責めを負わないものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項に定める物資の提供により発生した費用は、原則として甲が負担するものとし、価格は、引渡しまでの運賃を含む災害等発生直前時における小売価格等を基準に甲乙が協議により支払うものとする。

（運搬）

第6条 第3条第1項に定める物資提供に伴う運搬は、甲乙相互の協力の下、これを行う。

2 甲は乙に対して、必要とする物資の数量、日時、運搬場所等について指示し、物資の提供を求めることができるものとする。ただし、乙の在庫状況又は交通事情等により、乙がその変更を求める場合は、原則としてこれに応ずるものとする。

(協定の効力及び更新)

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれから協定解消の申出がない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月25日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
甲 前橋市
代表者 市長 山 本 龍

群馬県高崎市倉賀野町3250番地7
乙 株式会社 環境システムズ
代表取締役 塚 田 敏 則

災害に係る情報発信等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、前橋市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害等に備え、甲が前橋市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（内容）

第2条 本協定における内容は次のとおりとする。

- （1）乙が、甲の運営するホームページのアクセス負荷軽減を目的として、甲のキャッシュサイトを乙が運営するサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2）甲が、市内避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙が運営するサービス上に掲載する等、一般に広く周知すること。
 - （3）甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙が運営するサービス上に掲載する等、一般に広く周知すること。
 - （4）甲が、災害発生時の市内被害状況やライフラインに関する情報、避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙が運営するサービス上に掲載する等、一般に広く周知すること。
 - （5）甲が、市内避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙が運営するサービス上に掲載する等、一般に広く周知すること。
- 2 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮し、甲乙協議により決定するものとする。
- 3 甲と乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、連絡先および担当者名を相手方に連絡するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づくそれぞれの対応にかかる経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が、特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（乙の提携先への提供及び乙が運営するサービス以外への掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月25日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長 山 本 龍

東京都港区赤坂九丁目7番1号

乙 ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

災害時における航空写真撮影に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とアジア航測株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における航空写真撮影（以下「撮影」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 大規模災害が発生し、甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から撮影の要請があったときは、乙は、当該要請に協力するものとする。

2 乙は、速やかに撮影した写真の処理を行い甲へ提供するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、航空機の手配が困難な場合など特別の理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（要請）

第2条 甲は、前条第1項の要請を文書により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 撮影に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については実費精算とする。

（有効期間等）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日

群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号
甲 前橋市
代表者 市長 山本 龍

群馬県前橋市元総社町 1 4 2 番地の 1
乙 アジア航測株式会社 前橋営業所
所長 須 藤 正 樹

災害時等における電気自動車の提供に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と群馬日産自動車株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時等における電気自動車の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有する電気自動車を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 電気自動車の主たる用途は、物資の運送及び防災活動拠点への電力供給とし、市民の安全・安心な暮らしの実現に資することを目的とする。

（電力受給のための施設の整備等）

第2条 甲は、電気自動車による防災活動拠点への電力供給を受けるために必要な施設の整備等について、予算の範囲内で必要な措置を講じるものとする。

（提供の要請）

第3条 甲は、災害時等において電気自動車を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する電気自動車の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供等）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、電気自動車を甲に優先的に提供し、速やかに指定された防災活動拠点まで運送し、電力の供給を行うものとする。

2 甲は、災害時等において必要な範囲で、乙が提供する電気自動車を災害対策車両として使用することができるものとする。

3 乙は、甲の要請に的確に対応するため、電気自動車の供給可能な体制を保持するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、電力を受給するために必要な施設の整備に要する費用を負担し、乙は、電力を供給するための電気自動車に要する費用を負担するものとする。

(引渡し)

第6条 電気自動車の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該電気自動車を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(定めのない事項等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(発効)

第8条 この協定は、平成25年6月21日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年6月21日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長

前橋市城東町一丁目6番地8

乙 群馬日産自動車株式会社

代表取締役会長

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

前橋市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社前橋駅（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する災害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は地震災害時に必要と認めるときは、甲があらかじめ指定する避難場所（別紙―1）に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する避難場所へ案内するに当たり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
- (2) 甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容が出来ない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。
- (3) 乙は前号の措置を取るとともに駅構内の安全確認を行うこととする。
- (4) 前号の安全確認の結果、駅施設を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。
- (5) 駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する避難場所または一時滞在施設の準備が整い次第、乙は避難場所または一時滞在施設へ案内することができる。

2 甲が指定する避難場所、又は甲が開設する一時滞在施設への誘導が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力して必要な措置を講ずる。

(情報共有)

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はそのおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。

3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

4 甲は、甲が指定する避難場所または一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡するものとする。

(トイレ及び公衆電話の提供)

第6条 乙は安全を確保した上で、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

(平常時からの備え)

第7条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定(別紙―2)するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、別紙1で指定する避難場所に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。

4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(覚書の解除)

第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3ヶ月前までに相手方に予告通知をし、甲乙協議の上、解除するものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 2 5 年 7 月 5 日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 群馬県前橋市表町二丁目 2 9 番 1 6 号
東日本旅客鉄道株式会社
高崎支社 前橋駅
駅長 横 山 義 春

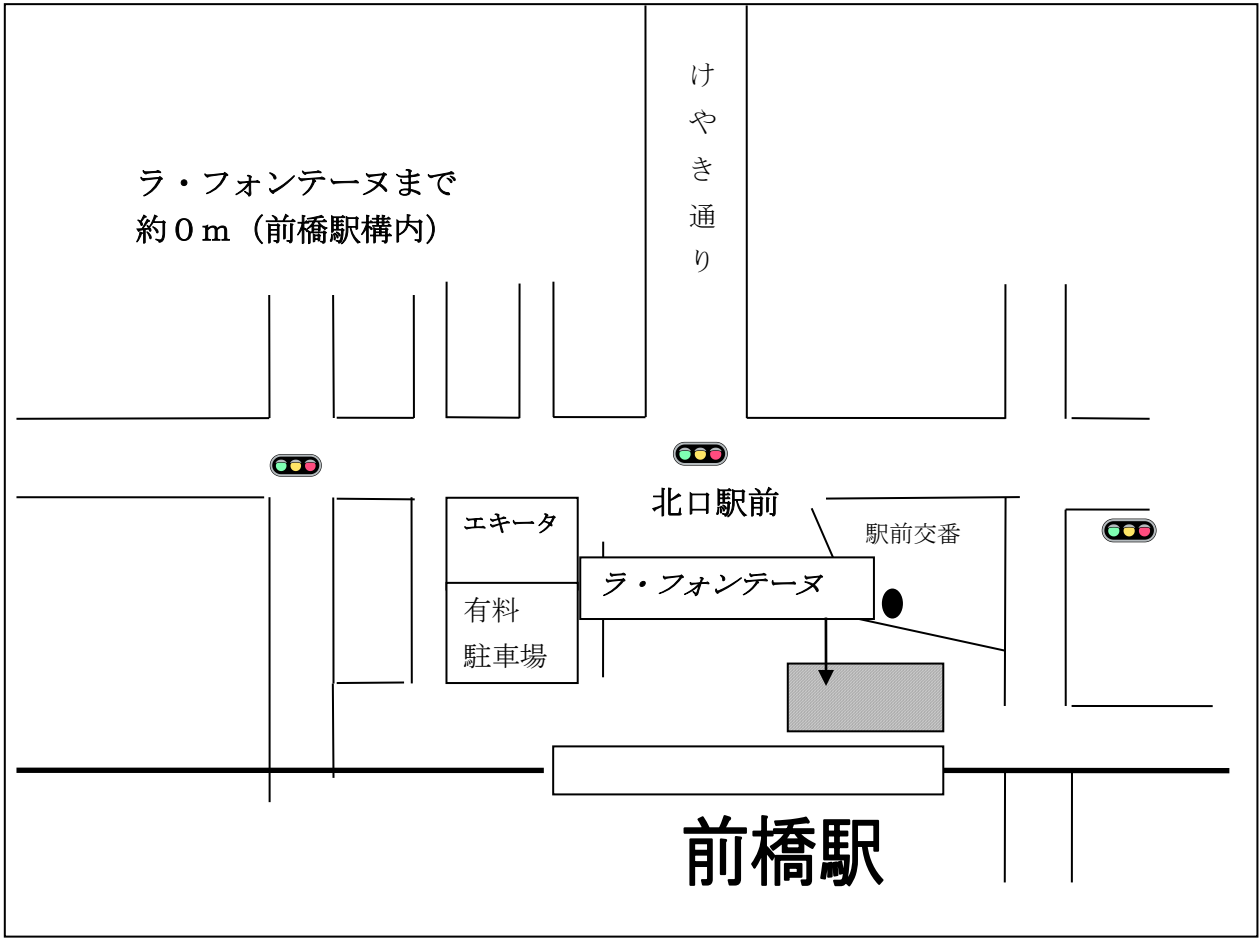
避難場所

避難場所の開設準備が整ったことを相互に確認した後に案内する。

○ 前橋駅

施設名	住 所
ラ・フォンテーヌ	前橋市表町 2 丁目 29-315-7

【地図】



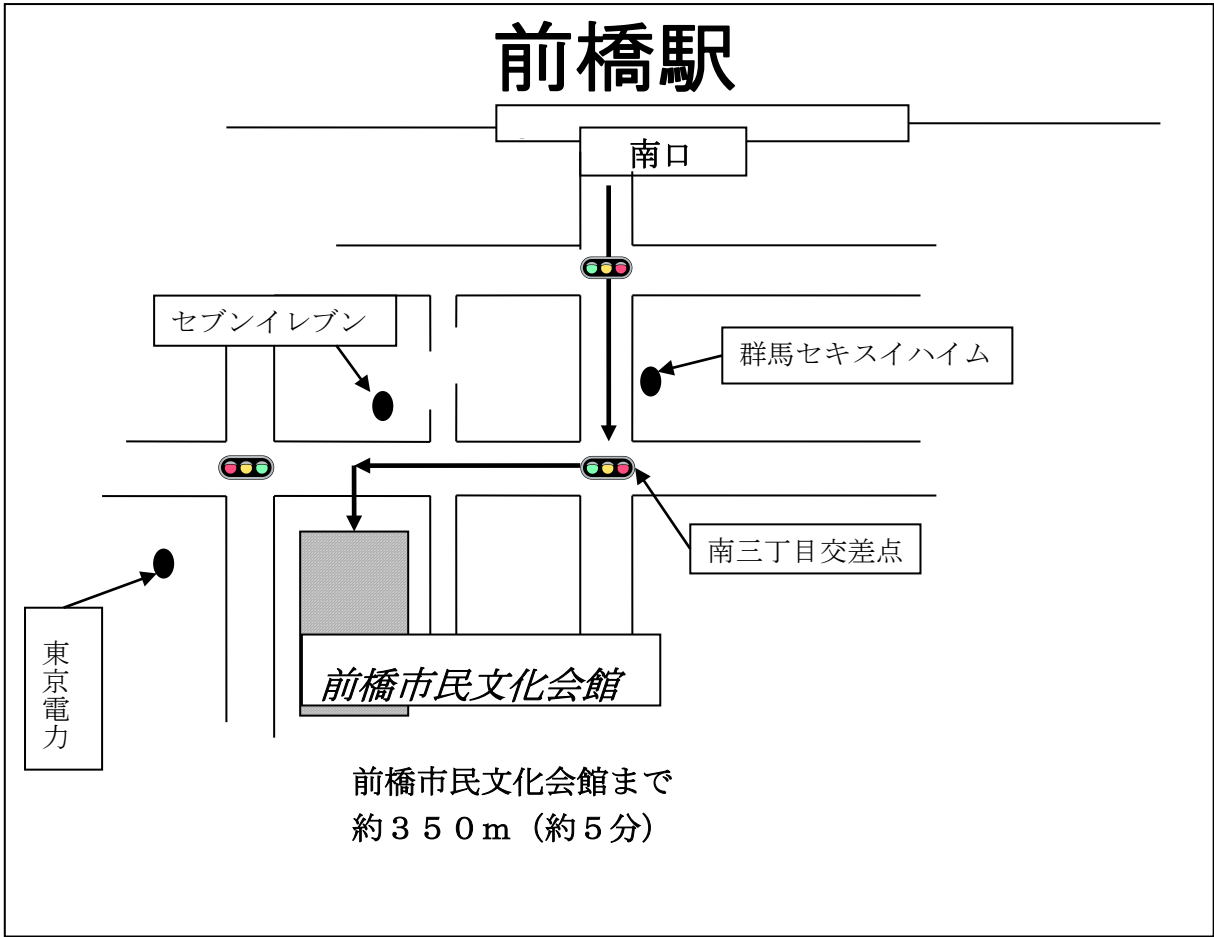
避難場所

避難場所の開設準備が整ったことを相互に確認した後に案内する。

○ 前橋駅

施設名	住 所
前橋市民文化会館	前橋市南町三丁目 6 2 番 1 号

【地図】



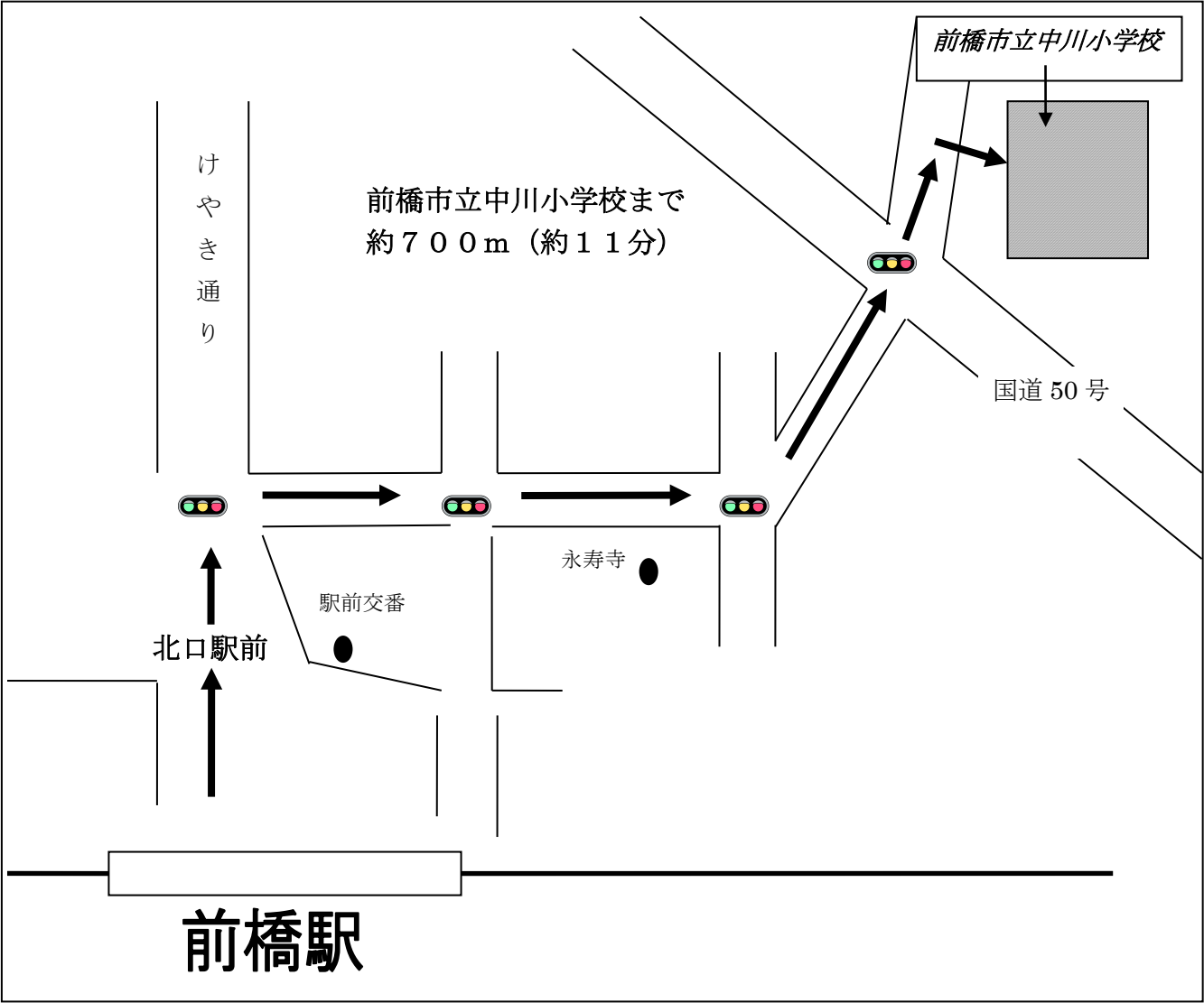
避難場所

避難場所の開設準備が整ったことを相互に確認した後に案内する。

○ 前橋駅

施設名	住 所
前橋市立中川小学校	前橋市三河町2丁目1－3

【地図】



(別紙―2)

地震災害が発生した際の連絡窓口

○ 前橋市

箇 所	電 話 (NTT)	記 事
前橋市役所 前橋市総務部危機管理室	027-224-1111 027-898-5935	

○ JR

箇 所	電 話 (NTT)	携帯電話
前橋駅	027-223-1417	※※※※※※※※ (当務)

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

前橋市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社「新前橋駅」「群馬総社駅」（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する災害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は地震災害時に必要と認めるときは、甲があらかじめ指定する避難場所（別紙―1）に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する避難場所へ案内するに当たり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
- (2) 甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容が出来ない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。
- (3) 乙は前号の措置を取るとともに駅構内の安全確認を行うこととする。
- (4) 前号の安全確認の結果、駅施設を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。
- (5) 駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する避難場所または一時滞在施設の準備が整い次第、乙は避難場所または一時滞在施設へ案内することができる。

2 甲が指定する避難場所、又は甲が開設する一時滞在施設への誘導が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力して必要な措置を講ずる。

(情報共有)

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はそのおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。

3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

4 甲は、甲が指定する避難場所または一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡するものとする。

(トイレ及び公衆電話の提供)

第6条 乙は安全を確保した上で、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

(平常時からの備え)

第7条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定(別紙―2)するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、別紙1で指定する避難場所に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。

4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(覚書の解除)

第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3ヶ月前までに相手方に予告通知をし、甲乙協議の上、解除するものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月5日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 群馬県前橋市古市町471番
東日本旅客鉄道株式会社
高崎支社 新前橋駅
駅長 岡 稔 彦

避難場所

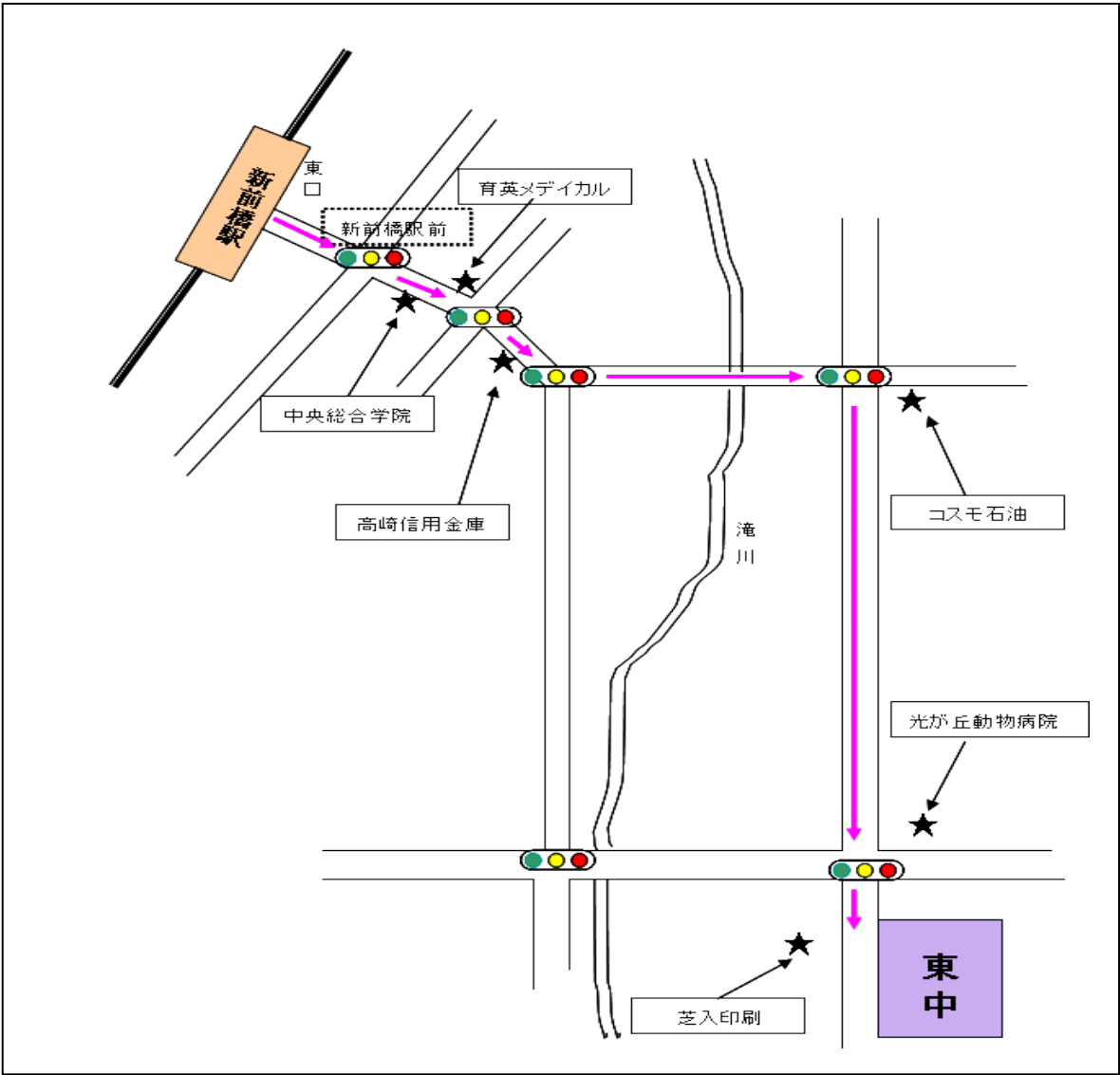
避難場所の開設準備が整ったことを相互に確認した後に案内する。

○ 新前橋駅

施設名	住 所
前橋市立東中学校	前橋市光が丘町 3

【地図】

東中学校まで 徒歩 約 15 分 1,150m

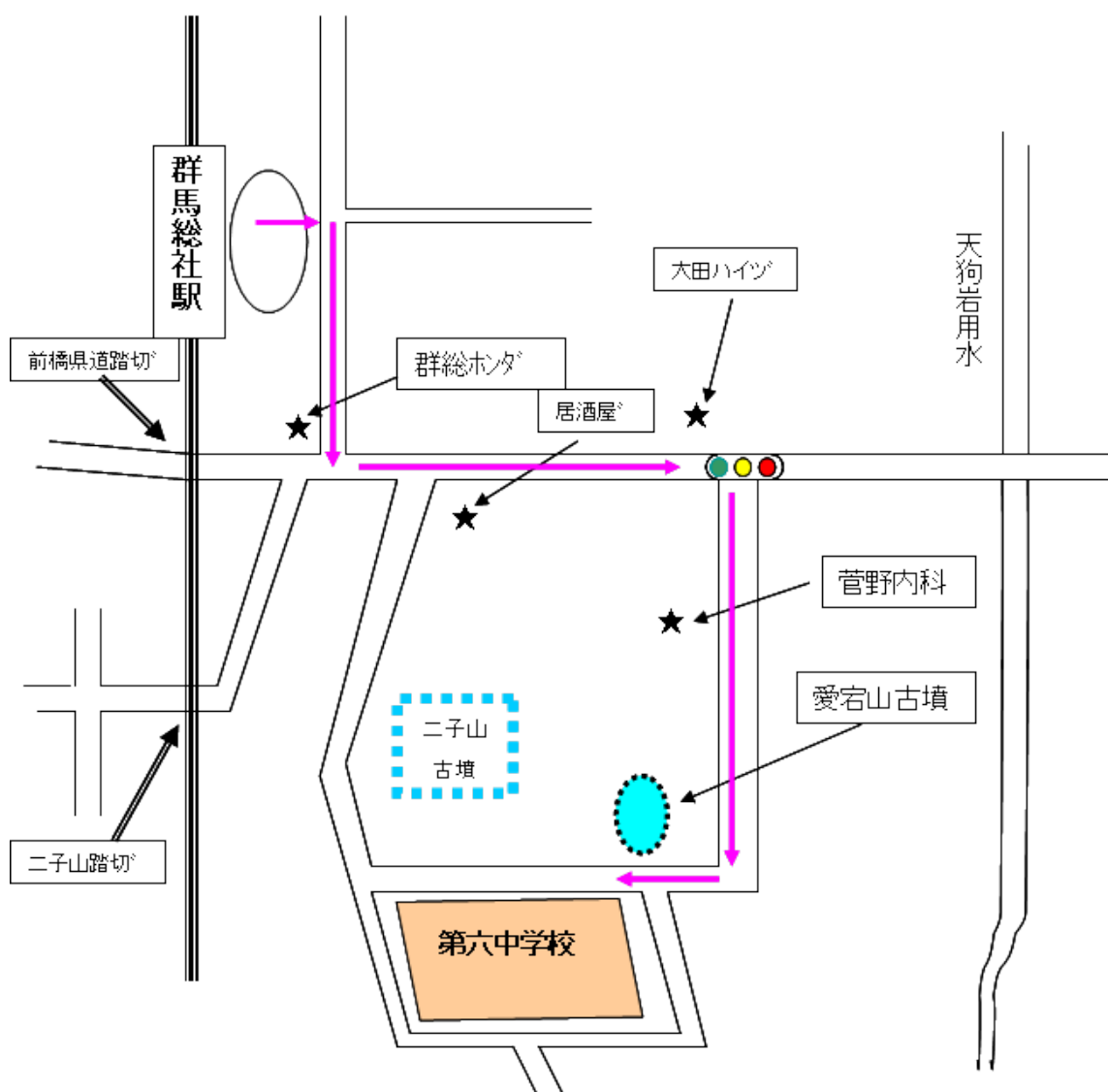


○ 群馬総社駅

施設名	住 所
前橋市立第六中学校	前橋市総社町 1762-1

【地图】

第六中学校まで 徒歩 約9分 約660m



(別紙―2)

地震災害が発生した際の連絡窓口

○ 前橋市

箇 所	電 話 (NTT)	記 事
前橋市役所 前橋市総務部危機管理室	027-224-1111 027-898-5935	

○ JR

箇 所	電 話 (NTT)	携帯電話
新前橋駅 群馬総社駅	027-252-0556	※※※※※※※ (助役)

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

前橋市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社「前橋大島駅」「駒形駅」（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する災害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は地震災害時に必要と乙が認めるときは、甲があらかじめ指定する避難場所（別紙1）に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する避難場所へ案内するに当たり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
- (2) 乙は前号の措置を取るとともに駅構内の安全確認を行うこととする。また、甲財産の自由通路（以下「自由通路」という。）については、甲があらかじめ了承した安全点検のためのチェックシート（別紙2）に基づき乙が安全確認を行うこととする。
- (3) 前号の安全確認の結果、駅構内及び自由通路（以下「駅施設」という。）を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。
- (4) 駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する一時滞在施設の準備が整い次第、乙は一時滞在施設へ案内することができる。

2 甲が指定する避難場所、又は甲が開設する一時滞在施設への誘導が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力して必要な措置を講ずる。

3 前項第3号に基づく帰宅困難者の受入れ中に生じた事象については、甲の管理区分において発生したものについては甲が、乙の管理区分において発生したものについては乙が責任をもって対応する。

(情報共有)

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はそのおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。

3 乙は、運転再開状況等その他必要な情報を提供するものとする。

4 甲は、甲が指定する避難場所及び一時避難所の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡するものとする。

(トイレ及び公衆電話の提供)

第6条 乙は安全を確保した上で、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

(平常時からの備え)

第7条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定(別紙3)するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、甲の指定する避難場所に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。

4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(覚書の解除)

第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3ヶ月前までに相手方に予告通知をし、甲乙協議の上、解除するものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月5日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 群馬県前橋市表町二丁目29番16号
東日本旅客鉄道株式会社
高崎支社 前橋駅
駅長 横 山 義 春

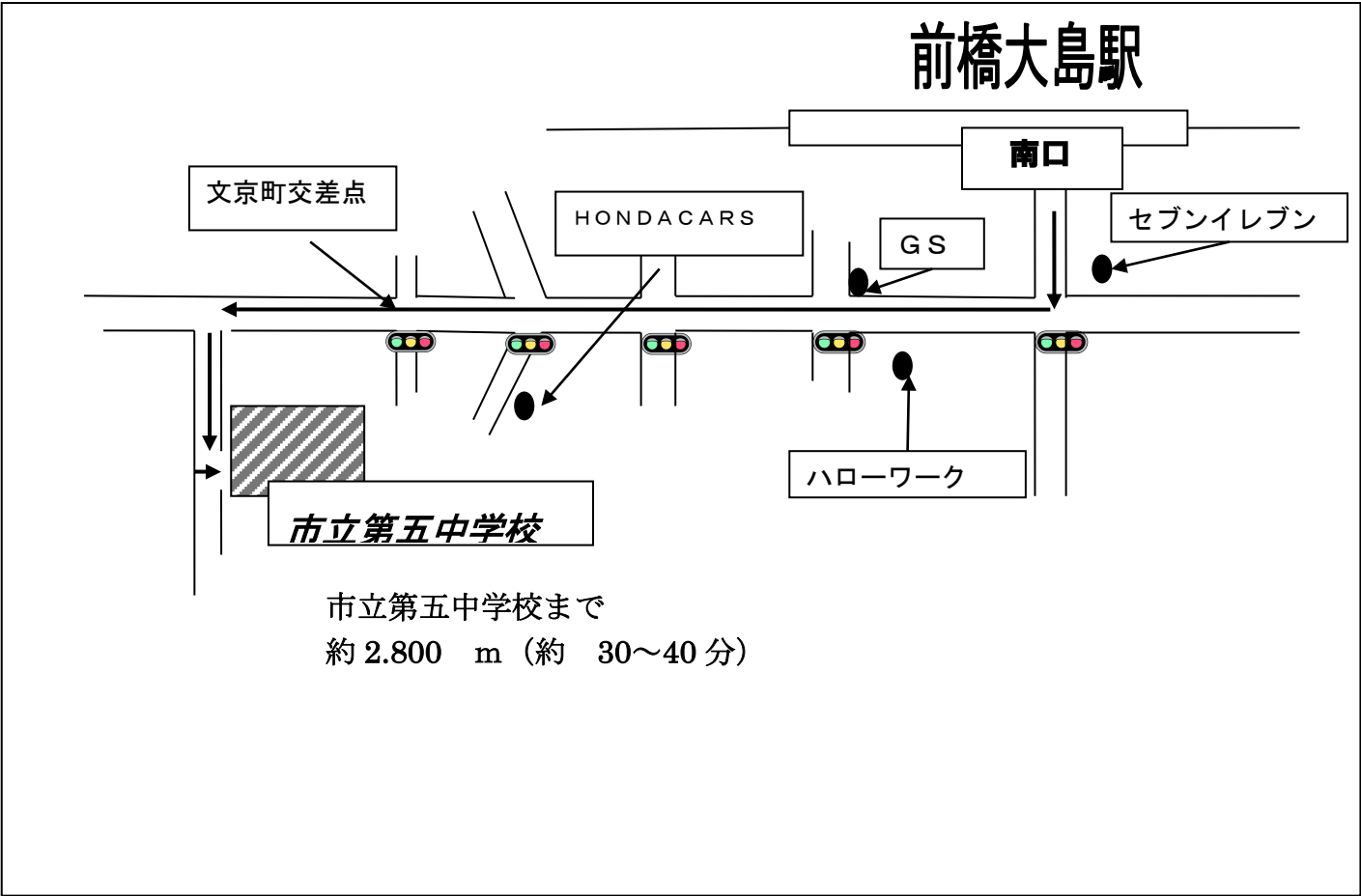
避難場所

避難場所の開設準備が整ったことを相互に確認した後に案内する。

○ 前橋大島駅

施設名	住 所
市立第五中学校	前橋市文京町 3－20－5

【地図】



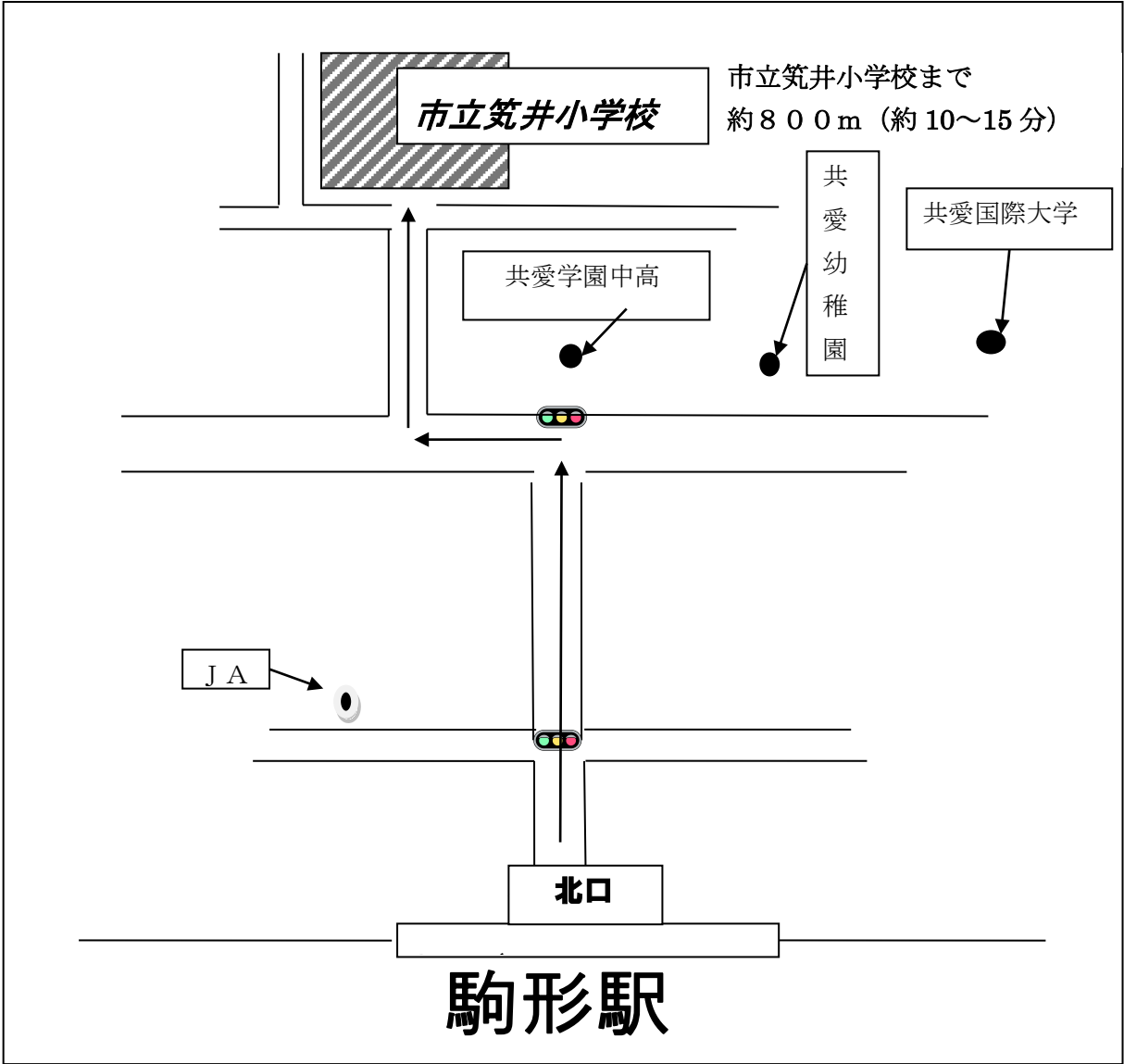
避難場所

避難場所の開設準備が整ったことを相互に確認した後に案内する。

○ 駒形駅

施設名	住 所
市立筑井小学校	前橋市筑井町 1160

【地図】



(別紙—3)

地震災害が発生した際の連絡窓口

○ 前橋市

箇 所	電 話 (NTT)	記 事
前橋市役所 前橋市総務部危機管理室	027-224-1111 027-898-5935	

○ JR

箇 所	電 話 (NTT)	携帯電話
前橋駅（前橋大島駅、駒形駅含む）	027-223-1417	※※※※※※※※（当務）

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と群馬県トラック協会前橋支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合等で必要があると認めるときは、乙に対し、緊急輸送の協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、特別の理由があるとき、甲の要請に協力しないことができる。この場合において、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条第1項の要請を次に掲げる事項を記載した文書により行わなければならない。ただし、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができることとし、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害状況及び緊急輸送の要請を必要とする事由
- (2) 輸送を必要とする車両、人員、期間、輸送先等
- (3) 輸送物資等の種類（数量）
- (4) 物資積み込み・取り下ろし場所及び活動内容
- (5) その他参考となる事項

（報告）

第3条 乙は、緊急輸送に従事した場合、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告しなければならない。ただし、乙において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で報告することができることとし、後日速やかに文書を甲に提出するものとする。

- (1) 輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等
- (2) 事業者名
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第4条 緊急輸送に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

- 1 前項の費用は、災害発生直前の料金を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
- 2 甲は、乙から請求書を受理したときは、速やかに支払うものとする。

(有効期間等)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 7月16日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市
市長

群馬県前橋市野中町595

乙 群馬県トラック協会前橋支部
支部長

災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と協同組合前橋電気センター（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれのある場合における事前防止に係る業務及び災害が発生した場合における応急対策に係る業務（以下「対策業務」という。）の施行に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲の区域内で災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、甲の管理する施設の電気設備、電気器具及び配線（以下「電気設備等」という。）の機能確保及び復旧を図るため、基本的な事項を定め、乙が災害に対し迅速かつ的確に対策業務を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 乙は、甲からの要請により、対策業務を行うものとする。

2 前項に規定する要請は、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後速やかに通知するものとする。

（対策業務の内容）

第3条 対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害の発生が予想される場合における電気設備等の点検及び要員の配置
- (2) 災害が発生した場合における電気設備等の損壊箇所等の被害状況把握及び報告
- (3) 災害が発生した場合における電気設備等の応急措置及び応急復旧工事
- (4) その他甲から特に要請された事項

（協力体制）

第4条 乙は、甲と協議の上、対策業務を速やかに実施するため、対策業務に携わる担当者の連絡網や災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況をあらかじめ甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲と協議の上、施工業者が対策業務を実施する施行区域をあらかじめ別紙に定めておかなければならない。

（実働計画）

第5条 乙は、災害に的確に対応するため、甲の指示により対策業務を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、対策業務を実施したときは、甲に対し、速やかに次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 実施した業務の内容、人員及び期間

- (2) 使用した機械及び稼動期間
 - (3) 消費した資材及び燃料
 - (4) その他必要な事項
- (費用負担)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施した対策業務の費用は、甲が負担する。

- 2 費用請求及び支払の方法は、別途協議のうえ定めるものとする。
- (災害補償)

第8条 対策業務に従事した作業員が、当該業務の実施により負傷し、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(損害補償)

第9条 対策業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、期間が満了した後においてもこの協定が同一条件で1年間を単位として自動的に更新されるものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めない事項について、定めをする必要が生じたとき、又は、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、文書2通を作成し、甲及び乙は署名のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月19日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表 市長

乙 前橋市西片貝町5丁目19番地18
協同組合前橋電気センター
代表 理事長

災害時における協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と公益社団法人前橋青年会議所（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市内等に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に基づき、乙が社会貢献活動の一環として協力を行う際に必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第2条 前条の要請は、原則として文書にて行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条の要請に基づき、その組織及び機能等を最大限活用し、次に掲げる事項について協力を行うものとする。

（1）乙及び関係諸団体の持つ情報の開示

（2）救援物資等の調達、募集、仕分け及び受付

（3）前2号に掲げるほか、甲乙協議し定めた活動

2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との連絡調整及び広報等の支援を積極的に行うものとする。

（広域的協力体制の整備）

第4条 甲及び乙は平常時より関係機関との連携を強化し、災害時に迅速かつ的確に行動できるよう体制を整備しておくものとする。

（事故等発生時の責任）

第5条 乙は、この協定に基づく協力を実施するに当たり、必要に応じて「ボランティア活動保険」に加入するものとし、乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において対処するものとする。

2 甲は、依頼により協力した乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となる等、災害対策基本法その他関係する法律又は甲の定める条例の損害賠償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて平常時においても情報交換を行うものとする。

（協定の普及及び啓発）

第7条 甲及び乙は協力を円滑に行うために、平常時より双方の職員、会員、関係団体に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲乙いずれからも協定を更新しない旨の申出がな

い限り、期間満了日の翌日から 1 年間有効期限を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた際は、
甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、
各自 1 通ずつ保有するものとする。

平成 2 5 年 9 月 4 日

群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号
甲 前橋市
市長

群馬県前橋市日吉町一丁目 8 番 1 号
乙 公益社団法人 前橋青年会議所
理事長

災害時における放送等に関する協定

前橋市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコムイースト(以下「乙」という。)は、災害及び防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、前橋市の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(様式第1号)により、メール及びファックスを用いて行う。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性のいかんにかかわらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成26年1月10日から平成27年1月9日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 1月10日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館
株式会社ジェイコムイースト
代表取締役社長

(別紙1)

◆ 放送要請の連絡先（24時間365日受付）

連絡手段は、いずれの方法でも受付いたしますが、緊急時の対応はメールを優先してご利用頂きますようお願いいたします。

「ジェイコム群馬局」/「メディアセンター」/「レスキューナウ危機管理情報センター」のいずれにも連絡が届く体制としています。

(防災連絡専用) メールアドレス

※※※※※@※※※※※※※

(防災連絡専用) ファックス番号: ※※※ (※※※※) ※※※※

電話番号: ※※※ (※※※※) ※※※※

※関東メディアセンターが受付を委託する株式会社レスキューナウの危機管理情報センターの電話番号となります。

◆ 受付窓口担当者（24時間365日受付）

名称 株式会社レスキューナウ危機管理情報センター

住所 〒141-0031

東京都品川区西五反田5-6-3

電話番号 03 (5759) 6745

◆ 連絡責任者（平日 9:30～21:00、年末年始除く）

名称 株式会社ジュピターテレコム 関東メディアセンター

関東メディアセンター長

住所 〒184-0002

東京都小金井市梶野町4丁目5番1号 株式会社ジェイコム東京内

電話番号 042 (301) 0222

☐ ~~XXXXXXXXXXXX~~@~~XXXXXXXXXXXX~~

FAX : ~~XXXXXXXX-XXXX-XXXX~~

送信後、***-**-***へ 受信確認 TEL お願いします

要請日時

要請日時					
20__年	令和__年	__月	__日	__時__分 (24時表記)	☐ 第1報 ☐ 第2報 ☐ 第3報
					☐ __報 ☐ 最終報

市・町	担当 役職	固定 電話	—	—
部署名	担当 氏名	携帯 電話	—	—

[illegible]

[illegible]

☐ 今すぐ	☐ 時間指定 _____月 _____日 _____時 _____分 (24時表記)

電話での要請時 代筆情報	代筆者	受付 時間	時	分

* メールおよびFAXの要請では間に合わない場合、電話等にて受け付けます。本紙は後で提出いたします。

※ジュピターテレコム使用欄

受信 担当	

放送運行	

メディアセンター長	

局の法人名を記載	

覚 書

前橋市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト群馬局（以下「乙」という。）とは、甲が防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備を利用し、再送信を行うことに関して合意したので本覚書を締結する。

（再送信の同意）

第1条 甲及び乙は、防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送を第6条に規定する乙の設備を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

（有効期間）

第2条 本覚書の有効期間は、平成26年2月12日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了1か月前までに書面による申出がない場合は、有効期間1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

第3条 本覚書で合意した再送信の提供エリアは、別紙1に規定する乙が運営するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に関しては、再送信を行わないものとする。

（費用）

第4条 本覚書による再送信の情報提供の対価は無償とする。

2 乙は、再送信を行うに当たり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償での再送信をするものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

3 甲及び乙は、再送信を実施するに当たり必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

（免責事項）

第5条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、何ら責任を負わないものとする。

- 2 甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

(設備の維持管理)

第6条 甲の設備及び乙の設備は、別紙2に規定する。

- 2 本覚書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備に係る電気料金等は、甲が負担するものとする。

- 3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の設備に立ち入り、点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行に当たり知り得た相手方の事業上又は技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲乙が合意した事項に関しては、この限りではない。

(解除)

第8条 甲又は乙が、第2条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、2か月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位及び権利義務の第三者への譲渡、引受け、その他処分をしないものとする。

(協議事項)

第10条 本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれ各1通を保有する。

平成26年2月12日

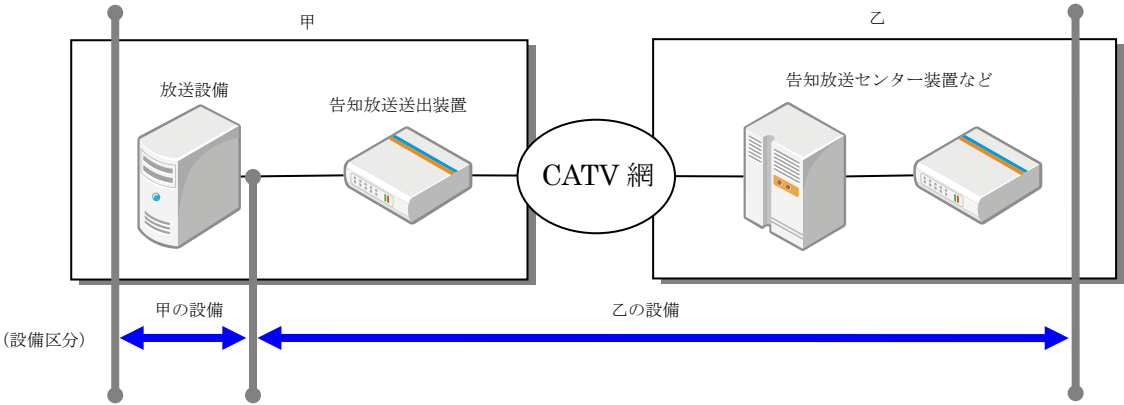
甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 群馬県高崎市高関町374番地
株式会社ジェイコムイースト群馬局
局長 関 口 徹

別紙1 サービス提供エリア

	町 名	提供状況		町 名	提供状況
前橋市	青葉町	全域	前橋市	朝倉町	一部可
	青柳町	全域		天川大島町	一部可
	朝日町	全域		荒牧町	一部可
	天川原町	全域		大手町	一部可
	天川町	全域		上泉町	一部可
	新井町	全域		上大島町	一部可
	岩神町	全域		上沖町	一部可
	江田町	全域		上小出町	一部可
	大利根町	全域		上佐島町	一部可
	表町	全域		上長磯町	一部可
	上新田町	全域		上細井町	一部可
	北代田町	全域		亀里町	一部可
	小相木町	全域		川原町	一部可
	紅雲町	全域		川曲町	一部可
	国領町	全域		幸塚町	一部可
	駒形町	全域		小屋原町	一部可
	後家町	全域		後閑町	一部可
	昭和町	全域		山王町	一部可
	敷島町	全域		下大島町	一部可
	下石倉町	全域		下沖町	一部可
	下小出町	全域		下細井町	一部可
	下新田町	全域		城東町	一部可
	新前橋町	全域		関根町	一部可
	住吉町	全域		千代田町	一部可
	南橋町	全域		稲荷新田町	一部可
	西片貝町	全域		鳥羽町	一部可
	箱田町	全域		西善町	一部可
	光が丘町	全域		日輪寺町	一部可
	日吉町	全域		野中町	一部可
	広瀬町	全域		東片貝町	一部可
	古市町	全域		東善町	一部可
	文京町	全域		本町	一部可
	平和町	全域		元総社町	一部可
	前箱田町	全域		六供町	一部可
	三河町	全域			
	三俣町	全域			
	緑が丘町	全域			
	南町	全域			
	竜蔵寺町	全域			
	若宮町	全域			

別紙2 甲の設備及び乙の設備



災害の被害状況等に係る情報提供に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と赤十字飛行隊群馬支隊（以下「乙」という。）は、群馬県内で発生した災害の被害状況等に係る情報（以下「災害被害情報」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が群馬県内において災害による被害を発見した際に、甲に災害被害情報を提供することにより、甲が市民の生命、身体及び財産を災害から守るための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における「災害」とは、地震、風水害、火山噴火等の自然災害及び大規模火災、危険物の爆発、大規模交通事故等の人為災害をいう。

（内容）

第3条 乙は、出動中に災害による被害と思われる事象を発見した場合、甲に災害被害情報を提供するものとする。

（提供方法等）

第4条 前条に定める災害被害情報の提供は、別に定める様式（様式第1号）により、電子メール又はファックスで甲に送信することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合など特別な事情がある場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第5条 甲は、乙からの情報提供により知り得た個人情報の保護について、十分配慮するものとする。

（災害被害情報の取扱責任者）

第6条 この協定による災害被害情報の取扱責任者は、次のとおりとする。

- (1) 甲においては、危機管理室長
- (2) 乙においては、赤十字飛行隊群馬支隊長

（災害被害情報の取扱い等）

第7条 甲は、災害被害情報を受理した場合には、この協定の主旨に基づき誠実に対応するものとする。なお、乙は、この協定に基づく災害被害情報の未提供、過誤等について、その責任を負うものではない。

（事故等）

第8条 この協定の遂行に当たり、甲が乙に出動を依頼することはしない。

2 乙は、出動中に事故等が発生した場合は、自らの責任において対処するものとし、甲に賠償等を求めることはしない。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに文書（様式第2号）により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（協議）

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 前項の通知は、終了日1月前までに行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年 6月26日

甲 前橋市
前橋市長

印

乙 赤十字飛行隊群馬支隊
赤十字飛行隊群馬支隊長

印

別紙様式第 1 号

群馬県受信者氏名		報告日時	年	月	日	分
		報告者名				
災 害 名		発生日時	年	月	日	
災 害 の 概 況	発 生 場 所					
被 害 の 状 況						

(注) 分かる範囲で記載して連絡すること。

連 絡 責 任 者 届 (____ . ____ . ____ 現在)
(→)

【団体名 : _____】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯電話	
F A X	
E - M A I L	

2 緊急連絡先（平日）

	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯電話		
F A X		
E - M A I L		

3 緊急連絡先（時間外及び休日）

	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯電話		
F A X		
E - M A I L		

前橋市と前橋市消防職員退職者会との防災に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と前橋市消防職員退職者会（以下「乙」という。）は、前橋市における地域防災活動の促進及び普及を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 乙は、甲の要請に基づき、その組織及び会員の経験等を最大限活用して、次に掲げる甲の事業について協力を行うものとする。

- (1) 地域防災リーダーの育成及び指導
- (2) 自主防災会設立促進に関する啓発活動
- (3) その他の地域防災力の向上のために必要な事業

（要請）

第2条 前条の要請は、次に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。
ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 出向する日時及び場所
- (2) 必要とする人員
- (3) 協力内容
- (4) その他乙に協力を要請する上で必要となる事項

（出向）

第3条 乙は、第1条の要請があったときは、乙の会員のうちから担当となる指導員を選定し、当該要請に係る自主防災会等（以下「対象自主防災会等」という。）に出向させるものとする。

（事前準備）

第4条 甲は、乙の活動が円滑かつ効果的に進められるよう、乙に対する事前研修、情報提供等を行うとともに、対象自主防災会等との連絡調整を十分に行うものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の活動に必要な次に掲げる費用を負担する。

- (1) 出向費用
- (2) 防災士認証登録に係る費用
- (3) 傷害保険等に係る費用

2 前項第1号の費用の額、支給方法等については、別途協議する。

(協定の周知)

第6条 甲は、地域防災活動の促進及び普及に資するよう、この協定を広く市民に周知するものとする。

2 乙は、この協定をその会員に周知するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙のいずれからも協定を更新しない旨の申出がない限り、期間満了日の翌日から1年間有効期限を更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通ずつ保有するものとする。

平成26年7月29日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長

群馬県前橋市朝日町四丁目22番2号

乙 前橋市消防職員退職者会

会長

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（例）

前橋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害発生時の避難生活において、高齢者、障害者、妊産婦及び乳幼児等のうち、何らかの特別な配慮が必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する社会福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、災害時要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所は、次の施設とする。

特別養護老人ホーム 〇〇荘 前橋市〇〇町〇〇—〇

デイサービスセンター 〇〇苑 前橋市〇〇町〇〇—〇

障害者支援施設 〇〇苑 前橋市〇〇町〇〇—〇

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（管理運営の期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は甲及び乙が協議の上、延長することができるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 災害時要配慮者等に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の受入）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した災害時要配慮者等を乙に依頼し、乙はこれを受入れるものとする。この場合において、災害時要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た災害時要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年8月20日

甲 前 橋 市
代表者 市長 山 本 龍

乙 名 称 社会福祉法人 ○○○会
代表者 理事長 ○ ○ ○ ○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定における福祉避難所の運営に当たり、前橋市個人情報保護条例等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。また、本協定が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、福祉避難所を運営するために個人情報を収集するときは、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、福祉避難所の運営に当たり知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、または甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに破棄し、または消去しなければならない。

(複写または複製の禁止)

第7 乙は、福祉避難所を運営するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写しまたは複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、福祉避難所を運営するため、甲から提供を受け、または乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本協定終了後直ちに甲に返還し、または引き渡さなければならない。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、福祉避難所の運営に当たり知り得た個人情報を取り扱う者に対して、在職中及び退職後においても、知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な事項

を周知するとともに遵守させなければならない。

(立入調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が福祉避難所を運営するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）、前橋市再生資源事業協同組合（以下「乙」という。）及び前橋市一般廃棄物処理事業協同組合（以下「丙」という。）は、大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、前橋市地域防災計画に基づき、甲が乙及び丙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により一般家庭や避難所から排出される生活ごみ（粗大ごみを含む。）や倒壊又は焼失した建物等の解体撤去等に伴い発生する木くず、金属くず及び廃プラスチック等の混合物、その他災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいうものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号について、乙及び丙に協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の収集・運搬
- （2）災害廃棄物の撤去
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）前各号に定めるもののほか必要な事項

（協力要請の手続）

第4条 甲は、乙及び丙への協力要請に当たっては、原則として要請内容を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急性を要し、書面により難しい場合は口頭で要請し、その後速やかに書面で通知するものとする。

（災害廃棄物の処理の実施）

第5条 乙及び丙は、甲から要請があったときは、乙又は丙の会員に対して必要な人員、車両及び資機材等を調達するよう指示し、甲の指示に従い災害廃棄物を処理するものとする。

2 前項の場合において、乙及び丙は、次に掲げる事項を順守するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害発生時に乙及び丙の円滑な協力が得られるように、乙及び丙に対して市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、災害廃棄物の処理に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を書面で甲に報告するものとする。

(1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき協力業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法については、協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 第3条の要請に基づき協力業務に従事した者が、負傷し疾病にかかり、又は死亡した補償については、乙又は丙の会員の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 2 6 年 9 月 1 日

甲 前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号
前橋市
前橋市長

乙 前橋市高井町一丁目 2 6 番地 3
前橋市再生資源事業協同組合
理事長

丙 前橋市上大島町 5 3 0 番地 2
前橋市一般廃棄物処理事業協同組合
理事長

災害時における水質検査業務等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県薬剤師会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水質検査、放射能測定等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、前橋市内に災害が発生したときは、乙に対し、原水及び浄水等の水質検査及び放射能測定等の業務の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、速やかに応じるものとする。ただし、乙の検査体制に支障が生じたときは、一般社団法人愛知県薬剤師会との広域体制で対応することができるものとする。

（業務の内容）

第2条 前条第1項の規定による要請に基づき、乙が行う業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 原水及び浄水等の水質検査業務

(2) 原水及び浄水等の放射能測定業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲において対応が困難な水質検査及び環境測定に関する業務

（経費の負担）

第3条 甲が乙に要請した業務に係る経費は、甲が負担するものとする。ただし、負担額の算定については、甲乙が協議して、決定するものとする。

（損害賠償）

第4条 この協定に基づく対応により甲又は乙に生じた損害の負担は、甲乙が協議して、決定するものとする。

（訓練）

第5条 乙は、甲が実施する防災訓練について、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間の終了の日までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申入れがないときは、期間終了の日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、

甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両名署名の上、各1通を保有する。

平成26年10月2日

	前橋市大手町二丁目12番1号
甲	前橋市
	代表者 市長
	前橋市西片貝町5丁目18番地36
乙	一般社団法人 群馬県薬剤師会
	会長

震災時における応急生活物資供給等に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と前橋市農業協同組合（以下「乙」という。）は、地震等の災害時における応急生活物資の供給に関して次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震等の災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に協力して、被災した市民等に対して行う応急生活物資の供給に関する協力事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、応急生活物資の供給可能な体制を保持するものとする。

（運搬）

第4条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第5条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、災害発生直前の料金を基準として、甲が負担するものとする。

（引渡し）

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量を確認の上、引き取るものとする。

（情報提供等）

第7条 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対して迅速かつ的確に物価等の生活情報を提供するように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する生活情報の提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする

(必要な事項等の決定)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、其のつど甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成26年11月17日から効力を有する。

2 有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙から申出がない場合、この協定は更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

3 平成9年3月3日付で甲乙間で締結した「災害時における応急生活物資供給等に関する協定」は、この協定の締結をもって失効するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成26年11月17日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番地1号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 前橋市富田町2400番地1
前橋市農業協同組合
代表理事組合長 前 原 節 雄

前橋市防災行政無線等の使用に関する基本協定書

前橋市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社群馬支店前橋支社（以下「乙」という。）は、前橋市防災行政無線（以下「防災無線」という。）、前橋市緊急告知ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）及び前橋市メール配信サービス（以下「メール」という。）等の活用に関し、次の条項により基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、前橋市内に停電が発生し、又は発生する恐れがある場合において、防災無線、防災ラジオ及びメールを通じて、停電情報等の提供を行い、市民生活の安心確保及び秩序の維持に寄与することを目的とする。

（周知の要請）

第2条 乙は、次に掲げる事態が発生した場合に、甲に対し、防災無線、防災ラジオ及びメールによる市民等への周知を要請できるものとする。

- (1) 電力供給に係わる著しい大規模事故が発生した場合
- (2) 需給の逼迫等による広範囲にわたる停電が発生した場合（計画停電を含む）
- (3) 電力需要の急増により市民等への節電の依頼を行う場合

2 乙は、前項の要請を行う時は、次に掲げる事項を、甲に連絡する。

- (1) 通報依頼者の所属、氏名及び連絡先
- (2) 事故原因
- (3) 影響する範囲
- (4) 復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

（周知の実施）

第3条 甲は、前条による要請を受けた時は、防災無線、防災ラジオ及びメールを活用し、速やかに市民に対して周知を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この基本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定解除の申入れがないときは、期間満了の日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(基本協定の改定)

第5条 この基本協定は、甲乙のいずれかの発議により、双方協議のうえ改定することができる。

(協議)

第6条 この基本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記基本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年11月28日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番地1号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 群馬県前橋市南町三丁目60番地3
東京電力株式会社群馬支店前橋支社
支社長 権 田 勇 治

エリアメールなど緊急速報発信ツールの活用に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、エリアメール、緊急速報メールその他の甲所有の広報ツール（以下「エリアメール等」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給に関する何らかの問題が生じ、市民の安全に問題が生じる恐れがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に、市民に情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲がエリアメール等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民の安全確保と不安の軽減を図ることを目的とする。

（発信の依頼）

第2条 乙は、災害、事故、乙の所有するガス供給設備の故障等により、ガスの安全に関わる事象が発生した場合には、甲乙協議の上、別に定めるところにより、エリアメール等による情報発信を甲に依頼（以下「発信の依頼」という。）する。

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく乙からの依頼を受けた場合は、エリアメール等による情報発信（以下「発信」という。）を行う。ただし、発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 甲は、前項に規定する発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

3 甲は、ガスの安全に関わる事象に関し市民に正確な情報を伝え、もって市民の安全を確保するため、乙からの依頼事項に記載された発信内容を正確に発信するよう努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、発信に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

（連絡責任者）

第4条 甲乙は、発信の依頼及び実施に関する連絡を確実かつ円滑に行うことができるよう連絡責任者を置くこととする。

2 前項の連絡責任者及びその職務は、別紙「前橋市エリアメール等の活用に関する運用要領」（以下「運用要領」という。）に定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定書及び運用要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月5日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 群馬県高崎市東町134番地6号
東京瓦斯株式会社 群馬支社
支社長 皆 川 量 一

前橋市エリアメール等の活用に関する運用要領

前橋市（以下「市」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」という。）は、エリアメール、緊急速報メール、及びその他市所有の広報ツール（以下、総称して「エリアメール等」という。）の活用に関する協定書（以下「協定書」という。）の締結に伴い、協定書第2条、第3条第2項及び第4条第2項の規定に基づき、次のとおり運用要領を定める。

第1 発信の依頼に関する事項（協定書第2条関係）

1 依頼時期

(1) 災害、事故、ガス供給設備の故障等による、ガスの安全に関わる事象は、突発的に発生するものであることを考慮し、東京ガスは被害状況が判明次第、市民への情報提供が必要と認める場合には、速やかに市に発信を依頼する。

2 依頼方法

(1) 東京ガスは、「エリアメール等発信依頼書」（別紙1）に所定の事項を記載の上、ファックスにより市に発信を依頼するものとする。ただし、休日、夜間、その他緊急時等やむを得ない場合は口頭による依頼を行うことができるものとし、事後速やかに「エリアメール等発信依頼書」を提出する。

(2) 東京ガスは、市に発信の依頼を行った後、新たな状況が判明し、安全確保と不安の軽減の観点から市民への情報提供が再度必要と認める場合には、第1の2(1)と同様の方法により市に発信を依頼する。

(3) 東京ガスから市に対する依頼等の連絡は、「連絡体制図」（別紙2）に従い行う。なお、甚大な災害等の発生により、地上回線が不通となった場合においても、東京ガスは市と連絡をとるよう最大限努めるものとする。

第2 発信の実施に関する事項（協定書第3条第2項関係）

1 実施方法

(1) 市は、東京ガスからの依頼を受け発信を行う場合、当該発信の内容は、「エリアメール等発信依頼書」に記載されたとおりとする。

(2) 市から東京ガスに対する依頼内容の確認等の連絡は、「連絡体制図」に従い行う。なお、甚大な災害等の発生により、地上回線が不通となった場合においても、市は東京ガスと連絡をとるよう最大限努めるものとする。

2 発信時間帯

(1) エリアメール等による発信は、必要と認める都度、休日夜間を問わず終日

行うことができることとする。

3 発信を実施しない場合の対応

(1) 市は、やむを得ず発信を行うことが困難であると認めるに足る事情がある場合は、東京ガスに対し発信を実施しない旨を連絡する。

(2) 前項に基づく連絡は、第2の1(2)と同様の方法により行う。

第3 連絡責任者に関する事項（協定書第4条第2項関係）

(1) 連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

ア 前橋市 総務部 危機管理室 室長

イ 東京ガス 群馬支社 総務部長

(2) 連絡責任者の職務は、それぞれ次のとおりとする。

ア 前橋市：東京ガスから依頼を受けた発信の実施に関する一連の統括指揮等を行う。

イ 東京ガス：市に対する発信の依頼及び依頼内容に関する一連の統括指揮等を行う。

第4 その他

この運用要領中の記載内容を変更する必要がある場合は、市、東京ガスの両者でその都度協議し、変更を行う。なお、「連絡体制図」は必要の都度、または少なくとも年に1回の頻度において、市及び東京ガスが相互に確認し、記載内容の見直し、及びそれに伴う変更を行う。

この運用要領確認の証として本書2部を作成し、両者記名押印の上各1部を保有する。

平成26年12月5日

群馬県前橋市大手町二丁目12番地1号
前橋市
市長 山 本 龍

群馬県高崎市東町134番地6号
東京瓦斯株式会社群馬支社
支社長 皆 川 量 一

【別 紙 1】

エリアメール等発信依頼書

前橋市 総務部 危機管理室

(電 話)
(F A X)

(依 頼 者) 東京ガス㈱群馬支社

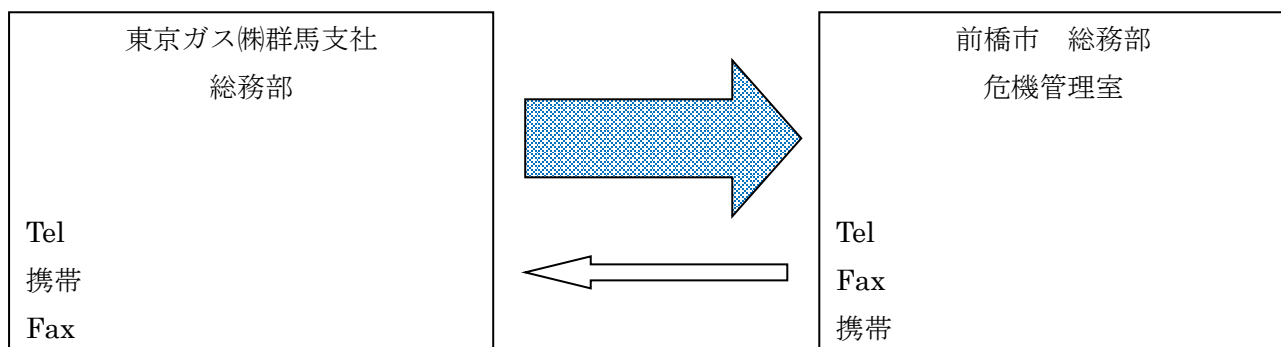
(電 話)
(F A X)

依頼日時		年 月 日 () 時 分	
件 名 (事故等情報)		事故等発生連絡	
発 信 日 時		年 月 日 () 時 分 ～	
		緊急放送 (直ちに放送願います)	
発 信 区 域		全域 (区域全域)	地区別
発 信 内 容	発 生 連 絡	東京ガス群馬支社からの情報によると、 本日、____月____日____時____分頃、 「<u> (原 因) </u>」のため、 「<u> (地 区 区 分) </u>」の地域で「<u> (内 容) </u>」が発生しました。 「<u> (注 意 事 項) </u>」に注意してください。 ご迷惑をお掛けしていることをお詫びいたします。 なお、復旧に関する情報は、東京ガスお客さまセンターにお問い合わせいただくか、東京ガスホームページをご確認下さい。	
		総務部長	危機管理課長
		防災係長	係

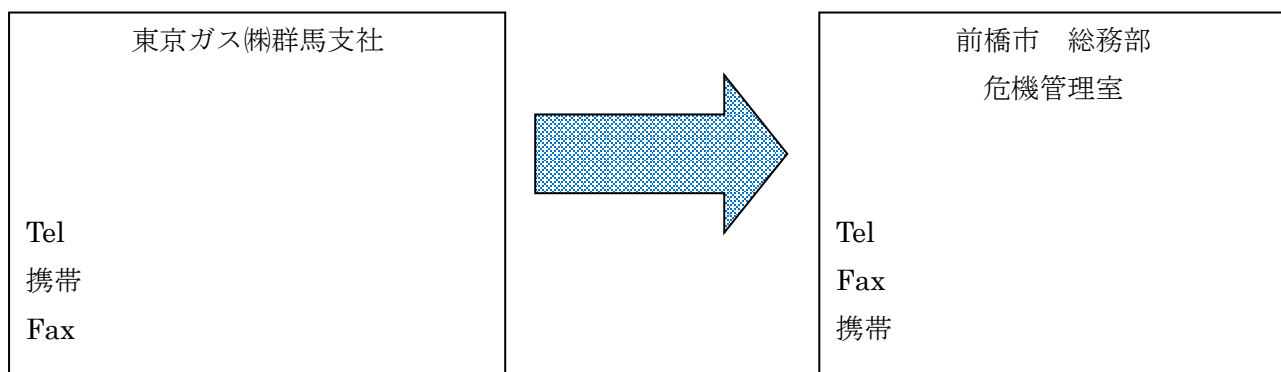
【別紙 2】

連 絡 体 制 図

【営業時間内】



【営業時間外・夜間及び休日】



※営業時間は8時45分から17時30分（土日祝日を除く）とする。

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と、星野総合商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。
但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後に「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、

乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 2 7 年 6 月 1 5 日

群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号

甲 前橋市

代表者 市長

群馬県前橋市日吉町四丁目 3 2 番地の 2 5

乙 星野総合商事株式会社

代表取締役

物資発注書

年 月 日

星野総合商事株式会社 様

前橋市
代表者 市長

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先	
担当部署	課
担当者	担当
電話	— —
FAX	— —
メール	

物資供給報告書

年 月 日

(あて先)

星野総合商事株式会社
担当部署

年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・F A X	メールアドレス
		T : F :	

連 絡 責 任 者 届

【 前橋市 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：本部 8：30～17：15
- ・ 休 日：土・日曜日、祝祭日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【星野総合商事株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携帯	
FAX	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
TEL		
携帯		
FAX		

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とエア・メディア・サービス 代表笹井裕介（以下「乙」という。）は、災害時における無人遠隔操作航空撮影（以下「空撮」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 大規模災害が発生し、甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から空撮の要請があったときは、乙は、当該要請に協力するものとする。

2 乙は、速やかに撮影した映像の処理を行い、甲に提供するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、特別の理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。この場合において、乙は、この協定違反等の責任を負わないものとする。

（要請）

第2条 甲は、前条第1項の要請を文書により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、前条第1項の要請を口頭で行うことができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 空撮に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、実費精算とする。

（映像の所有権）

第4条 第1条第2項の規定により提供を受けた映像の所有権は、甲に帰属する。

（有効期間等）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙から協定解約の申入れがないときは、有効期間を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年６月１６日

群馬県前橋市大手町二丁目１２番１号

甲 前橋市

代表者 市長

群馬県藤岡市藤岡３２３番地

乙 エア・メディア・サービス

代表

災害時における隊友会の協力に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会群馬県隊友会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は前橋市内において、次項に掲げる災害が発生し、若しくは発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、災害時における協力（以下「協力」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に定める災害

（自主的な災害情報等収集協力）

第2条 乙は自主的な協力として、次の情報を甲に提供するものとする。

- (1) 災害に結びつく異常兆候情報
- (2) 災害時における被災情報、避難情報、救援情報
- (3) その他必要と認められる情報

2 前項に定める乙の情報は、乙の前橋市内在住会員周辺において視認、聴取により収集可能な情報とする。

3 乙は、甲に対して情報提供を行う場合は、原則として文書により行うものとする。

（協力の依頼）

第3条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、次に定める協力を乙に依頼することができるものとする。

- (1) 法の規定に基づく防災に関する業務の実施に必要な援助
- (2) その他必要と認められる業務の援助

2 協力依頼は文書により行うものとし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができる。この場合、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

（依頼による協力）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から協力の依頼を受けた場合は、可能な範囲において協力に応ずるものとする。

（通知）

第5条 乙は、第3条の依頼に基づく協力を行うときは、甲に対してその支援要領等を文書により通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が、協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

(訓練等)

第7条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が参加を依頼する訓練等に可能な範囲において参加するものとする。

2 平常時から、必要に応じて、地域住民が実施する訓練に参加するなどし、市民の防災意識の高揚を図るものとする。

3 乙の会員が訓練等に参加するための旅費は、乙の負担とする。

4 甲は、必要に応じて訓練等に関する情報を乙に提供するものとする。

(事故等発生時の責任)

第8条 乙は、この協定に基づく協力を実施するに当たり、必要に応じて「ボランティア活動保険」に加入するものとし、乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、原則として乙の責任において対処するものとする。

2 甲は依頼により協力した乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合であって、法、その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害賠償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第9条 甲、乙は、この協定に基づく協力依頼及び協力に係わる担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲、乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(補則)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 2 7 年 8 月 3 日

甲 前橋市

代表者 市長 山 本 龍

乙 公益社団法人隊友会群馬県隊友会

代表者 会長 市 川 淳

「災害時における隊友会の協力に関する協定」実施要領

1 目的

この実施要領は、「災害時における隊友会の協力に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

2 災害時における協力員の認定等

- (1) 公益社団法人隊友会群馬県隊友会長（以下「隊友会長」という。）は、協定第2条及び第3条に規定する協力を行うため、災害時における協力員（以下「協力員」という。）を認定するものとする。
- (2) 隊友会長は、前項の協力員を認定した場合、災害時等協力員名簿（様式第1）（以下「名簿」という。）を前橋市総務部危機管理室（以下「危機管理室」という。）に提出するものとする。
- (3) 隊友会長は、前項により提出した名簿の記載内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を危機管理室に通知するものとする。

3 情報提供

- (1) 隊友会長は、協定第2条に規定する情報を提供する場合は、災害時等情報通知書（様式第2）（以下「通知書」という。）により、危機管理室に通知するものとする。
- (2) 前項の通知書は、原則としてFAXにより送付するものとする。ただし、緊急を要する事項は、電話等により速やかに通報するものとする。

4 協力依頼

- (1) 危機管理室は、協定第3条第1項に規定する協力を依頼する場合は、協力依頼書（様式第3）により行うものとする。
- (2) 危機管理室は、協力の必要がなくなった場合は、速やかに活動終了通知書（様式第4）を隊友会長に通知するものとする。

5 訓練

- (1) 危機管理室は、訓練の実施に当たって、隊友会の参加又は支援を依頼する場合は、訓練等参加（支援）依頼書を作成し、隊友会長に依頼するものとする。
- (2) 隊友会長は、前項の依頼を受けた場合は、努めて適任の会員を参加させるものとする。

この実施要領は、平成27年8月3日から施行する。

(様式1)

平成 年度 災害時等協力員名簿

平成 年 月 日 現在
(公社) 隊友会群馬県隊友会

番号	所属	氏名	年齢	職業	住所	自宅電話番号	携帯電話番号	活動地域	備考

(様式第2)

第 号
平成 年 月 日

前 橋 市 長 様

公益社団法人隊友会群馬県隊友会長

協定第2条第3項の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

		整理No	—
災害時等情報通知書			
日 時			
場 所			
災害区分	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他（ ）		
情 報	異常兆候		
	被災状況		
	避難状況		
	救援状況		
	その他		
協力員		所属 氏名 電話	
備考			

※必要に応じ、写真、要図等を添付する

(様式第3)

第 号
平成 年 月 日

公益社団法人隊友会群馬県隊友会長 様

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

協 力 依 頼 書

「災害時等における隊友会の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり協力を依頼します。

記

1 協力の目的

2 協力内容

3 期 間

4 場 所

5 要望する人員及び装備等

(1) 人員

(2) 装備

6 その他

7 連絡先

前橋市総務部危機管理室 担当者名

電話番号：027－898－5935

F A X ：027－221－2813

(様式第4)

第 号

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会群馬県隊友会長 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

協 力 終 了 通 知 書

「災害時等における隊友会の協力に関する協定」に基づき、平成 年 月 日付け第 号により依頼した協力について、下記のとおり終了しましたので通知します。

記

1 協力終了の理由

2 協力終了年月日

3 協力終了後の措置事項

4 その他

5 連絡先

前橋市総務部危機管理室 担当者名

電話番号：027－898－5935

F A X ：027－221－2813

災害時における物資調達に関する協定書
AGREEMENT ABOUT URGENT PROVISION
OF DISASTER RELIEF SUPPLIES

前橋市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、前橋倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

The city of Maebashi (hereinafter referred to as “the City”) and Costco Wholesale Japan, Ltd. (hereinafter referred to as “Costco”) agree to cooperate in order to provide food, basic living necessities and other disaster relief supplies (hereinafter referred to as “the supplies”) from the Maebashi Warehouse as follows.

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行なう物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（Purpose）

Article 1 This agreement shall determine the necessary measures to ensure a smooth provision of the supplies through cooperation between the City and Costco in case of a large scale disaster occurring or being likely to occur in Maebashi city area.

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（Request for Cooperation）

Article 2 The City can request Costco's cooperation to provide for supplies that Costco has and holds when those supplies come to be needed during a disaster.

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況を鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- （1）災害により供給能力が低減した場合
- （2）災害により他の優先義務が発生した場合
- （3）乙が被災した場合
- （4）乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

(Enforcement of Cooperation)

Article 3 Upon receiving the City's request, in accordance to the previous provisions, Costco shall cooperate as much as possible and inform the City about the circumstances of its actions, provided that the City understands that Costco may not be able to satisfy the City's request in the following circumstances:

- (1) in case of Costco's reduced ability to provide supplies due to the disaster;
- (2) in case of other priority duties that Costco may have due to the disaster;
- (3) in case Costco suffered damages due to the disaster;
- (4) in case Costco considers that supplies provision to its members has to be prioritized.

(調達物資の範囲)

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(Scope of Supplies Provision)

Article 4 The City can ask Costco to provide what Costco has and holds among the following supplies.

- (1) Supplies listed in the Appendix.
- (2) Any other supplies specified by the City.

(要請手続)

第 5 条 甲は、出荷要請書（様式第 1 号）により、乙に対して要請手続を行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(Request Procedure)

Article 5 The City shall request Costco's cooperation by submitting the Shipping Request Form (Form No. 1). However, in case of urgent circumstances, the City can make a spoken request to Costco and then submit the Shipping Request Form at the earliest opportunity.

(運搬)

第 6 条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行なう。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(Transportation)

Article 6 Costco or any person designated by Costco shall be in charge of the supplies transportation. However, Costco can ask for the City's cooperation by necessity.

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行なうものとする。

(Payment)

Article 7 The City must pay to Costco all the due fees for the supplies provision and transportation (hereinafter referred to as “the payment”) without delay.

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第2号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

2 The payment to be made by the City shall be decided after the provision and delivery of the supplies are completed. The amount shall be decided considering the reasonable prices at the time immediately before the disaster upon a consultation held between the two parties that shall be based on the Shipment Confirmation Form (Form No. 2) and any other document submitted by Costco.

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

Article 8 Any dispute arising out of or in connection with this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled each time upon consultation between the two parties.

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(Term of Agreement)

Article 9 This Agreement will be effective for 1 year from the day of conclusion. However, this Agreement shall automatically renew and continue from year to year unless either party gives to the other an expression of their intentions a month before the end of the term then in effect.

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing

their signatures and seals hereon, and each party shall keep one of the originals.

平成 27 年 9 月 1 日

September 1, 2015

甲 群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

前橋市

前橋市長

The City 2-12-1 Ote-machi, Maebashi, Gunma Prefecture

Maebashi City Hall

Mayor of Maebashi Ryu Yamamoto

乙 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目 1 番 4 号

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役

Costco 3-1-4 Ikegamishin-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa Prefecture

Costco Wholesale Japan, Ltd.

Representative Director Ken Theriault

別表（第4条関係）Appendix(Re:Art.4)

物資の種類 supplies	品名 the name of the Goods
食糧 Food	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子 Rice、Bread、Cereals、Instant food、Retort food、Canned food、Powdered milk、Miso、Soy sauce、Salt、Sugar、Oil、Pickles、Seaweed、Rice Sprinkles、Egg、Milk、Soy milk、Banana、Ham/Sausage、Water、Vegetables Juice/Fruit Juice、Soft drinks、Noodles、Meat、Vegetables、Butter/Jam、Green Tea/English Tea/Coffee、Confectionery、
医療用品 medical supplies	絆創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク Adhesive bandages、※Insecticide、Gargle、Disinfectant、Moistening liquid、Clinical thermometers、Sphygmomanometers、Mask
寝具、衣料 Bedding, clothes	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル Blankets、Bedding、Underwear、Socks、Clothes、※Snowsuits、Towels
日用品 Household goods	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ Portable gas stove、Cassette gas、Pots and Pans、Tableware、Table spoons/Table forks、Kitchen knife、Chopsticks、Paper plates、Paper cups、Flashlights、Batteries、Toilet paper、Kitchen paper、Wet wipes、Toothbrush、Dental rinse/Toothpaste、Mouthwash、Sanitary products、Disposable diapers、Aluminum foil、Plastic wrap、Detergent、Soap、※Disposable body warmer、Tape、Rubber gloves、Shoes、Slippers、Urine pads、Paper towels、Hand soap
その他 other	ブルーシート、★※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー Blue sheets、★※Electric fans、※Stoves、Dynamamos、The inverter for car、Hand trucks、Solid fuel、Shovels、Mobile batteries

※季節商品 ※Seasonal supplies

様式第 1 号（第 5 条関係）

Form No. 1 （Re:Art.5）

年 月 日
Year/Month/Day

出 荷 要 請 書

Shipping Request Form

コストコホールセールジャパン株式会社

前橋倉庫店 倉庫店長 宛

To Costco Wholesale Japan, Ltd.

Maebashi Warehouse Manager

前橋市長



Mayor of Maebashi

災害時における物資調達に関する協定書第 5 条の規定により、次の物資の供給を要請します。

In accordance to the provision set forth in Article 5 of “AGREEMENT ABOUT URGENT PROVISION OF DISASTER RELIEF SUPPLIES”, I hereby request to provide us with the following supplies.

品名 Item	規格 Unit	数量 Quantity	引渡場所 Delivery location	引渡日時 Delivery Schedule

年 月 日
Year/Month/Day

出 荷 確 認 書
Shipment Confirmation Form

前 橋 市 長 様
To Mayor of Maebashi

コストコホールセールジャパン株式会社
前橋倉庫店倉庫店長 ⑩
Costco Wholesale Japan, Ltd.
Maebashi Warehouse Manager

年 月 日付けの出荷要請書により、次の物資を供給したことを報告します。
We hereby confirm that we proceeded to deliver the following supplies as you requested
through the “Shipping Request Form.

品 名 Item	規格 Unit	数量 Quantity	備考 Additional Information

供給者 Provider
所在地 Address
名 称 Company name
代表者 Representative

⑩

受取確認者 Recipient

⑩

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

前橋市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別添1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む）

以下同じ。)を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置箇所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置場所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合には、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙1に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成28年7月19日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
前橋市長 山 本 龍

乙 群馬県高崎市高松町3番地
東日本電信電話株式会社
群馬支店長 日 森 敏 泰

災害時等における応急対策の協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬県部会（以下「乙」という。）は、地震等の災害により甲の管理する管路施設及び下水処理場等が被災した場合（以下「災害時等」という。）における管路調査その他の応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する管路施設及び下水処理場等を維持するため、災害時等における応急対策の協力について、甲及び乙の基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において応急対策を行う必要が生じたときは、乙に対し、その協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による協力要請を受けたときは、甲に対し、速やかに協力するものとする。

（応急対策の内容）

第3条 前条第1項の規定による要請に基づき、乙が行う応急対策の内容は、次のとおりとする。

- （1）下水道施設の清掃・調査等
- （2）汚泥の吸引・運搬等
- （3）前2号に掲げるもののほか、乙において対応可能な業務

（要請手続）

第4条 甲は、第2条第1項の規定による協力の要請に当たり、乙に対し、災害等の場所、被害の状況、応急対策の内容その他必要な事項を通知するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請に基づく協力業務を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が行った協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(広域災害)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合は、下水道対策本部の指揮による活動を優先し、乙もこれに従うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲乙双方から申出がなされないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(連絡系統)

第9条 甲及び乙は、緊急時の連絡先等をあらかじめ確保・明示し、系統図により相互に通知するものとする。

2 前項の系統図を変更しようとするときは、相互に協議し、速やかに通知するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年 7月 29日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長

群馬県高崎市新後閑町281番地3

乙 公益社団法人日本下水道管路管理業協会

関東支部 群馬県部会

部会長

公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業体が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めたときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めたときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業体が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業体をあらかじめ決めておくものとする。

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）及び応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(幹事応援水道事業体)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業体を定めることができる。

(中継水道事業体)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業体の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業体)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

2 被災水道事業体が負担すべき費用であっても、被災水道事業体が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業体が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業体等への応援)

第13条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第14条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第15条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的に実施するものとする。

る。

(その他)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附 則

- 1 この協定は平成10年4月30日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は平成23年12月7日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は平成28年8月8日から適用する。
- 2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月8日

公益社団法人日本水道協会関東地方支部長

横 浜 市 長 林 文 子

公益社団法人日本水道協会東京都支部長

東京都公営企業管理者 醍 醐 勇 司

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

公益社団法人日本水道協会千葉県支部長

千 葉 県 知 事 森 田 健 作

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部長

さいたま市長 清水 勇 人

公益社団法人日本水道協会群馬県支部長

前 橋 市 長 山 本 龍

公益社団法人日本水道協会栃木県支部長

宇 都 宮 市 長 佐 藤 栄 一

公益社団法人日本水道協会茨城県支部長

日 立 市 長 小 川 春 樹

公益社団法人日本水道協会山梨県支部長

甲 府 市 長 樋 口 雄 一

別表 1

順位	支部長名
第1順位	東京都支部長
第2順位	神奈川県支部長
第3順位	千葉県支部長
第4順位	埼玉県支部長
第5順位	群馬県支部長
第6順位	栃木県支部長
第7順位	茨城県支部長
第8順位	山梨県支部長

市民生活の安全安心に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と前橋市内の郵便局（以下「乙」という。）とは、市民生活の安全安心に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定については、乙を代表して前橋中央郵便局が締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙が積極的に協力し、市民生活の安全安心に資する活動を行うことにより、市民生活の一層の向上を図ることを目的とする。

（活動の対象とする地域）

第2条 この協定による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、前橋市のうち乙が日常的に業務を行う地域とする。

（甲の責務）

第3条 甲は、その職員に対して、この協定の趣旨を周知し、円滑な連絡通報体制の整備を行うものとする。

2 甲は、連絡等を受けた場合には、速やかに関係機関と連携し、必要な対応を行うものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、その社員に対して、この協定の趣旨を周知し、業務に支障のない範囲で、協力可能な体制の整備を行うものとする。

2 乙は、業務に支障のない範囲で、対象地域の道路や建物等に関して何らかの異変を発見した場合は、速やかに甲の通報受付窓口へ連絡し、又は通報するものとする。

3 前項の連絡又は通報（以下「連絡等」という。）は、良心に基づき誠実に行うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

（免責事項）

第6条 乙は、第4条の規定による活動を行うことができなかった場合であつ

ても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(運用)

第7条 この協定の実施に必要な細目については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれから文書による終了の意志表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年9月21日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山本 龍

乙 前橋市城東町一丁目6番地5号
日本郵便株式会社 前橋中央郵便局
前橋東郵便局
大胡郵便局
市内窓口郵便局(43局)
代表者 前橋中央郵便局長 遠藤 英治

市民生活の安全安心に関する協定に係る実施要領

前橋市

前橋中央郵便局

前橋市（以下「甲」という。）と前橋市内の郵便局（以下「乙」という。）とは、市民生活の安全安心に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な細目について、以下のとおり定める。

- 1 協定第3条及び第4条に定める双方の連絡等の内容は、以下のとおりとする。

種類	連絡等の内容
災害発生時における協力	別添1～3による。
道路等の損傷等の情報提供	道路等の損傷等（道路や橋などの損傷等）の箇所と状況。
危険家屋の情報提供	危険家屋（老朽化その他の事由により崩壊し、これにより市民生活に危険を及ぼすおそれがあると思われる建築物）の箇所と状況。ただし、乙が保有している個人情報（住所及び氏名）は、提供の必要はないこと。
不法投棄の情報提供	別添4～5による。

- 2 協定第3条第2項に定める甲の通報受付窓口は、以下のとおりとする。

災害発生時に係るもの	前橋市総務部危機管理室
道路等の損傷に係るもの	前橋市建設部道路管理課
危険家屋に係るもの	前橋市都市計画部建築指導課
不法投棄に係るもの	前橋市環境部廃棄物対策課

- 3 乙から甲への連絡等の方法は、電話又はファクシミリ等で行うものとする。

この要領は、平成28年9月21日から施行する。

この要領は、平成30年11月13日から施行する。

災害時における前橋市と前橋市内の郵便局の協力に関する覚書

前橋市(以下「甲」という。)と前橋市内の郵便局(以下「乙」という。)は、前橋市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、前橋市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 前橋市総務部長(危機管理室長)

乙 前橋中央郵便局長(総務部長)

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この覚書を更新するものとし、以降もまた同様とする。

以下余白

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 ○○市役所 電話：○○－○○○－○○○○

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 ー

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 ー

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、□内に「シ」を付してください。）

【お問合せ先】 ○○郵便局 電話：○○－○○○－○○○○

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	—

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	（姓）	（名）
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名②	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名③	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名④	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名⑤	（姓）	（名）
事業所名			

災害時における協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、甲が災害対策本部を設置した場合に、甲の要請に応じ、乙の保有施設や役務の提供をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める場合は、次に掲げる事項について、乙に要請し、乙はやむを得ない理由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- （5）避難所及び乙が提供する避難場所における、炊出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- （6）被災者が指定避難所等で必要とする備品の提供（簡易トイレ、乾電池、照明等、甲が必要と判断し、乙が応じられるもの）
- （7）入浴・洗髪等の生活支援のための各種サービス
- （8）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、文書（様式第1号）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合は、可能な範囲において協力に応ずるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号に規定する協力を行なったときは、文書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認するものとする。

2 前項の規定による確認の上、甲の要請に基づき乙が要した経費については、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、乙は、その経費を当該要請を行なった遺族等に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙から請求があった場合には、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 乙が要した経費の価格は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、乙が要した経費のうち、同法の対象となる経費については、同法の基準額とする。

(連絡体制)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

2 乙の連絡責任者は、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会北関東ブロック群馬県地区本部長の職にあたる者とし、この協定の円滑な実施を図るため、毎年度甲及び乙の間で、連絡方法及び連絡先等について確認を行うものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は協力業務の実施中に得た情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、支援を行う場合において知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月10日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長 山本 龍

東京都港区新橋1丁目18番16号

日本生命新橋ビル9階

乙 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

代表者 会長 齋藤 齋

【様式第1号（第3条関係）】

前 防 第 号
年 月 日

一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 様

前橋市長 山 本 龍

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定書第3条に基づき、次のとおり協力方要請いたします。

要 請 担 当 者	所 属 職名・氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期 日： 年 月 日 期 間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

【様式第2号（第5条関係）】

年 月 日

前橋市長 山 本 龍 様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 齋 藤 齋

災 害 時 要 請 業 務 報 告 書

災害時における協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要 請 担 当 者	所 属 職名・氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日（ ） 時 分頃
実施業務内容 〔 供給用品名及び数量、 搬送区間(距離)及び 遺体数、安置施設及 び 期 間 、 そ の 他 〕	
従 事 者 氏 名	会社名 従事者氏名 電話番号
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期 日： 年 月 日 期 間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

災害時における被災者支援等の協力に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と、群馬県行政書士会前橋支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための行政書士業務等（以下「行政書士業務等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、前橋市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、行政書士業務等を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が前橋市災害対策本部を設置した場合に、円滑な被災者支援のために行政書士業務等の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務等の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行なう行政書士業務等は、次の各号に掲げる業務とする。

- （1）各種申請書類等の作成及び代理提出等（行政書士法第1条の2及び同法第1条の3の業務）
- （2）被災者支援相談窓口の開設
- （3）被災証明書等の各種申請受付のための甲への会員派遣
- （4）その他甲が必要と認める事項

（要請の手続き等）

第4条 第2条に定める甲の乙に対する要請は、文書で行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について平時から連絡調整に努める。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、被災者支援等に積極的に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 第3条の行政書士業務等において必要となる人件費等の費用は乙が負担する。

(相談者の負担)

第7条 第3条第1項第1号及び第2号の行政書士業務等は無料とし、相談者（被災者）は負担を負わない。

(報告)

第8条 乙は、実施した行政書士業務等の件数、対象者、相談内容について、随時、甲に書面で報告をするものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請による行政書士業務を行なう際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を行わない。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年2月3日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長

前橋市龍蔵寺町253番地4

乙 群馬県行政書士会前橋支部

代表者 支部長

災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と旭ハウス工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震、風水害による大規模災害が発生した場合における仮設トイレ等の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 甲は、乙に対して仮設トイレ等の供給を要請するときは、設置する場所及び数量、その他必要事項を記載した供給要請書（様式第1号）により行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって要請することができるものとし、事後に遅滞なく供給要請書を提出する。

（供給方法）

第3条 乙は、前条の規定に基づく要請を受けたときは、甲の要請する数量を可能な限り確保し、供給する。原則として、乙の指定する配送センターにおいて、甲に引渡すものとし、甲は供給を受けた配送センターへこれを返却する。

（供給の報告）

第4条 乙は、前条の規定により仮設トイレ等を供給したときは、速やかに甲に対して口頭、電話等で報告し、事後に遅滞なく供給報告書（様式第2号）を提出する。

（費用の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が供給した仮設トイレ等の使用料及びその他の費用については、甲が負担する。

2 前項に規定する費用の額は、乙の標準的な価格に基づき、甲、乙協議の上決定する。

（費用の請求）

第6条 乙は、仮設トイレ等を供給したとき、速やかに前条の費用を甲に対して、文書により請求する。ただし、供給要請の期限を過ぎ、なお継続して供給が必要となった場合は、各月ごとに請求することができるものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（取扱い窓口）

第7条 この協定の取扱い窓口は、甲にあっては総務部危機管理室、乙にあっては宇都宮営業所とする。

2 甲、乙は、協定締結時及び毎年度当初に、それぞれの取扱い窓口の連絡担当者及び連絡手段等について相互に届け出るものとする。

(免除)

第8条 乙が災害等により、第3条に定める供給協力ができない場合は、甲、乙協議のうえ、本協定の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協定期限)

第9条 本協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定実施について疑義が生じたときは、甲、乙が協議した上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自が1通保有する。

平成29年2月22日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

前橋市長 山 本 龍

愛知県春日井市美濃町三丁目9番地

乙 旭ハウス工業 株式会社

代表取締役 武 陵 守 利

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

旭ハウス工業株式会社
宇都宮営業所長 様

群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号
前橋市長 山 本 龍

供給要請書

「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書」第 2 条に基づき、要請いたします。

1 要請する物品名・数量	【物品名】
	【数 量】
2 引渡場所	
3 納入日	年 月 日
4 その他連絡事項	

年 月 日

前 橋 市 長 様

旭ハウス工業株式会社
宇都宮営業所長 片 岡 清

供給報告書

「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書」第4条に基づき、報告いたします。

1 要請する物品名・数量	【物品名】
	【数 量】
2 引渡場所	
3 納入日	年 月 日
4 報告者及び立会者	報告者 氏名 T E L
	立会者 氏名
5 その他連絡事項	

災害時における物資調達に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社クスリのマルエ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な一般用医薬品、食糧及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行なう物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の規定により甲が要請する物資は次のとおりとし、乙は要請を受けた場合は、可能な限り協力する。

- （1）一般用医薬品
- （2）離乳食、スマイルケア食（介護食）、流動食、病者用食品等
- （3）その他乙の取扱商品

（要請手続）

第4条 甲は、要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続を行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（運搬）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行なう。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第6条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、乙からの請求書に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月15日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

前橋市長

乙 群馬県前橋市樋越町83

株式会社 クスリのマルエ

代表取締役

災害時における支援物資輸送拠点としての協力等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と関東西濃運輸株式会社（以下「乙1」という。）、佐川急便株式会社（以下「乙2」という。）、日本通運株式会社（以下「乙3」という。）及びヤマト運輸株式会社（以下「乙4」という。）（以下、乙1から乙4の総称を「乙」という。）は、災害時における支援物資の安定した供給を図るため、支援物資の受入れ及び配送等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、前橋市内で大規模な地震、風水害その他の災害（以下、総称して「災害等」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して食料、生活必需品等の支援物資（以下「支援物資」という。）の安定供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、甲の市域に災害等が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）支援物資輸送拠点としての乙施設の利用
- （2）支援物資の受入れ及び仕分け並びに甲が指定する避難所等への配送
- （3）甲が受け入れた支援物資の一時保管
- （4）市が指定する支援物資輸送拠点への専門家派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

（要請の方法）

第3条 甲は、前条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し原則文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、その後速やかに甲は乙に対し文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく協力を行うよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第5条 乙は、前条の協力を実施した場合は、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。

- （1）災害時支援物資輸送拠点の使用期間と使用スペース
- （2）使用した車両及び資機材等の種類、数量
- （3）一時保管した物資の品目と保管期間
- （4）活動に要した費用
- （5）その他必要な事項

2 甲及び乙は、協力実施中の内容について、文書により適宜、相互に経過報告するものとする。なお、緊急を要する場合は、口頭による報告に代えることができるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならないものとし、当該業務終了後、又は本協定を解除した後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(費用負担)

第7条 第2条に規定する協力に要した乙の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害救助法等の法令等に定めのあるものを除くほかは、災害時緊急輸送に係る合理的な範囲内で甲乙間で協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 前条に規定する費用について、乙の請求を受けたときは、甲は速やかに支払うものとする。

(平常時の相互協力)

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるように、平素から相互の連携や情報の共有を図るものとする。

(連絡調整窓口)

第10条 甲及び乙は、本協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡調整の窓口を設置するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は、乙1～4のいずれかから文書をもって本協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 3月27日

甲 前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号
前橋市

市 長 _____

乙

乙 1 前橋市飯土井町 4 0 0 番地 3
関東西濃運輸株式会社前橋支店

支店長 _____

乙 2 埼玉県白岡市篠津 9 1 4 － 3
佐川急便株式会社北関東支店

支店長 _____

乙 3 群馬県高崎市八島町 5 8 － 1
日本通運株式会社群馬支店

支店長 _____

乙 4 群馬県前橋市下佐鳥町 4 7 8 番地
ヤマト運輸株式会社群馬主管支店

主管支店長 _____

災害時における炊出し用食材の供給協力に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と、株式会社松島商店（以下「乙」という。）とは、災害時における炊出し用食材の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、炊出しに使用する食材（以下「食材」という。）の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が食材を必要とする時は、乙に対し食材の供給について協力を要請することができる。

（食材の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する食材の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能なものとする。

（1）炊出し用カット野菜

（2）その他災害時の応急対策に必要な食材として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別紙「発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後に「発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、食材の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により食材の供給を実施したときは、速やかに別に定める「供給報告書」により甲に報告するものとする。

（食材の運搬）

第6条 食材の引渡場所は、甲が指定する場所（避難所及び調理場等）とし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要

に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は、乙が前項の規定により食材を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した食材の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 食材の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月30日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長 山 本 龍

群馬県前橋市粕川町込皆戸93-5

乙 株式会社 松島商店

代表取締役 松 島 慎 一

年 月 日

株式会社 松島商店 様

前橋市長 山 本 龍

発 注 書

災害時における炊出し用食材の供給協力に関する協定に基づき、下表のとおり発注します。

食材の種類	
数 量	
引渡し場所	
その他	
連絡先	

年 月 日

前橋市長 山 本 龍 様

株式会社 松島商店

供 給 報 告 書

災害時における炊出し用食材の供給協力に関する協定に基づき、食材を納品しましたので、下表のとおり報告します。

食材の種類	
数 量	
納品場所	
その他	
連絡先	

災害時における地域の安全確保等の協力に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と、一般社団法人群馬県警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における地域の安全確保対策の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、前橋市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、地域の安全確保のため避難所警備業務等を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が前橋市災害対策本部を設置した場合に、地域の安全確保のために協力が必要な場合は、甲は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の内容）

第3条 前条に規定する要請により、乙及び乙の会員が行なう協力の内容は、次の各号に掲げる業務（以下「協力業務」という。）とする。

- （1）甲が開設する指定避難所並びに救援物資保管場所等の警備
- （2）被災地における防犯パトロール
- （3）災害時における緊急交通路の誘導及び災害現場での安全確保に関する業務
- （4）その他地域の安全確保のため、甲が必要と認める事項

（要請の手続き等）

第4条 第2条に規定する甲の乙に対する要請は、文書で行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について平時から連絡調整に努める。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、協力業務に積極的に努めるものとする。

2 前項に規定する協力の実施は、乙が、乙の会員である警備事業者の従業員のうち、協力業務に対する専門的知識及び技能を有するものを従事させることにより行なう。

3 甲は、乙又は協力業務に従事する警備事業者に対し、必要な情報を提供するものとする。

(報告)

第6条 乙は、協力業務の実施状況について、甲に文書で報告をするものとする。

(費用負担)

第7条 第3条に規定する協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、当該業務に係る通常のコ費用を基準とする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 協力業務の実施に際し、警備事業者が負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を行なわない。

(出勤可能人員等の把握)

第10条 乙は、警備事業者ごとの出勤可能人員等を把握し、毎年甲に通知するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 2 9 年 8 月 8 日

群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号

甲 前橋市

市 長

前橋市江田町 8 0 番地 6

乙 一般社団法人群馬県警備業協会

会 長

災害時における地域の安全確保等の協力に関する協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細目は、前橋市（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県警備業協会（以下「乙」という。）との災害時における地域の安全確保等の協力に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(服装等)

第2条 派遣される警備員は、所属する警備事業者の制服を着用し、身分証明証を携行するものとする。

(資機材)

第3条 協力業務に必要な資機材は、各警備事業者が用意するものとする。

(人員等)

第4条 甲は協定第4条に基づく要請を行なう場合は、協力業務ごとに必要な人員、時間、場所等を明らかにして乙に要請するものとする。

(警備事業者の調整)

第5条 乙は、甲の要請を受けた場合、乙の会員に対し協力業務の実施について要請の上、協力業務の割り振り等の調整を行ない、甲に対し業務ごとの警備事業者を報告するものとする。

(費用)

第6条 協定第7条第2項に定める通常のコ費用は、原則として発災時点での最新の国土交通省が公表する建築保全業務労務単価（施設警備）又は公共工事設計労務単価（交通誘導警備員）とする。

2 前項の費用は、原則として各警備事業者から前橋市長に請求するものとし、乙は請求書の取りまとめを行なうものとする。

3 甲は、前項の請求を受理した後、速やかに各警備事業者に費用を支払うものとする。

災害時における物資供給に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災者へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、

甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年9月28日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	ブルーシート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、使い捨てカイロ 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ トイレットペーパー

災害時における協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と群馬県オートバイ事業共同組合（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、甲が災害対策本部を設置した場合に、甲の要請に応じ、乙の支援協力を受け災害対応を行なうために必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請することができる事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）道路の被害状況の確認及び報告
- （2）自動二輪車以外に輸送手段がない被災地、避難施設への救援物資輸送
- （3）甲が応急対策活動を実施するための自動二輪車の調達
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 甲は、乙に対し協力を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害及び被害の状況
- （2）要請する活動内容
- （3）その他参考となる事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合は、可能な範囲において協力に応ずるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号に規定する協力を行なったときは、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- （1）活動の実施日、実施場所
- （2）活動実施事業者名
- （3）その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認す

るものとする。

- 2 前項の規定による確認の上、甲の要請に基づき乙が要した費用については、甲が負担するものとし、費用については甲乙協議の上定める。

(経費の支払い)

第7条 甲は、前項の費用について、活動の終了後、乙から請求書を受領したときは、速やかに支払うものとする。

(事故等発生時の対処)

第8条 乙は、協力の実施に際して事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

- 2 協力を実施した従事員が、負傷又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令に基づき補償を受けるものとし、乙の責任において行なうものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年10月6日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長

群馬県高崎市中尾町456番地4

乙 群馬県オートバイ事業共同組合

代表者 理事長

水道災害時の緊急応援給水活動に関する覚書

前橋市水道局（以下「甲」という。）と 株式会社 ジーシーシー自治体サービス（以下「乙」という。）は、水道災害時における緊急応援給水活動について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（協力要請）

第1条 甲は、水道災害時に緊急対応を必要とする場合は、休日及び時間帯を問わず乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定により要請を行う場合は、文書又は口頭により、応援給水の内容、日時、場所及び人数等を明らかにするものとする。

（応援業務）

第2条 応援業務の内容は、次のとおりとする。

（1）応援給水等の支援活動

（2）支援活動に必要な給水タンク車及び付随する機材等の貸出し

（作業手順）

第3条 甲は、応援給水に関し必要な現場指揮監督等を行うものとする。

2 応援給水に必要な給水袋は、甲が提供するものとする。

3 乙が所有する給水タンク車への充水は、水道局構内の給水塔又は敷島浄水場内の給水塔で行うものとする。ただし、充水を行う際は、甲が立会うものとする。

4 応援給水は、甲が所有する給水タンク車に同行又は乙が所有する給水タンク車に甲の職員が同乗して行うものとする。

（平常時からの備え）

第4条 甲及び乙は、災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を明らかにするとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、速やかに連絡するものとする。

3 甲及び乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づき乙が実施した応援業務の費用は、甲が負担する。ただし、乙が所有する給水タンク車の点検などの維持管理費用については、乙が負担するものとする。

2 費用請求及び支払の方法は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（損害賠償及び労災補償）

第6条 応援給水等により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

2 乙の応援要員が応援給水等により負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(有効期間)

第7条 この覚書は、覚書締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として、本書を2通作成し、記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年11月7日

甲 前橋市岩神町三丁目13番15号
前橋市水道局
前橋市公営企業管理者
戸 塚 良 明

乙 前橋市三俣町二丁目11番地10
株式会社ジーシーシー自治体サービス
代表取締役 岡 田 淳

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給について、以下のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 本協定は甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が前橋市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（要請手続）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(適合確認)

第8条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(運 搬)

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第13条 第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第14条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月

1日の担当者を文書で報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成29年12月13日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山本 龍

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野 木 孝 二

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等

要請 No ー

福祉用具等物資供給要請書

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 様

前橋市長



災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第6条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1 緊急に物資供給の必要が生じた理由

2 供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考

3 引渡し場所

4 連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、前橋市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、前橋市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年12月15日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山本 龍

乙 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地
株式会社ゼンリン 関東エリア統括部
統括部長 園田 孝司

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、前橋市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	前橋市 B4 判住宅地図	5 冊
広域図	前橋市を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	前橋市 総務部 危機管理室 利用 閲覧地区：前橋市	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	総務部 危機管理室	住所：前橋市大手町二丁目 12-1 電話：027-898-5935 FAX：027-221-2813
乙	連絡先 1	第一事業本部 関東エリア統括部 前橋営業所	住所：前橋市古市町 1-11-12 電話：027-252-0600 FAX：027-252-7582
	連絡先 2	第一事業本部 関東エリア統括部	住所：さいたま市大宮区土手町 1-2 電話：048-643-1313 FAX：048-644-5712

以 上

年 月 日

(株)ゼンリン 殿

前橋市長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品 名	数量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

<連絡担当者>

住所

部署名

電話

FAX

年 月 日

前橋市長 殿

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、
年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品 名	数量	納品 場所	納品 日時	備 考

<物資納入者>

<物資受領者>

震災時における緊急設備支援に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、前橋市内に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「震災サポート」（以下「システム」という。）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し、被災者の救援に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、地震災害時における乙のシステム稼働の必要があると認めた時は、乙にその稼働を要請するものとする。

2 システム稼働要請における甲の連絡責任者及び乙の要請連絡先については、別表1に定める。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取るとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

2 甲の地域が震度7以上の地震災害を被ったときは、要請の有無にかかわらず乙は、前述と同様の措置をとる。

（システムの内容等）

第4条 要請後、乙は可能な限り速やかに避難所に緊急本部、救援物資受入れ、ボランティア受入れ及び救護所を目的としたテントキャンプ資材を搬入し設置するものとする。

ただし、警察・消防等、公的車両が通行不可能な道路破損状況の場合及び法的な道路通行止めの措置がある場合はこの限りではない。

2 搬入し設置する資材は、別表2に定める。

3 甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は、甲にこれを求めない。

（稼働範囲）

第5条 乙が、甲の要請に基づき稼働する場所は、甲の指定避難所のうち5か所とする。

2 稼働する場所は別表3に定める。

（システムの稼働料金）

第6条 本システム稼働の料金は、災害発生直前における適正料金とし、乙は、

年度ごとにその料金表を甲に提出するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の費用)

第8条 この協定の締結に要する費用は無料とする。

(協定期間)

第9条 この協定は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する60日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、更に協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 平成25年12月5日付で甲乙間で締結した「震災時における緊急設備支援に関する協定書」は、この協定の締結をもって失効するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者押印の上各自1通を保有するものとする。

平成30年1月31日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番地1号
前橋市
市長 山本 龍

乙 東京都豊島区北大塚1-21-5
株式会社セレスポ
代表取締役社長 稲葉 利彦

協定に関する補足事項

本補足事項は、 甲 前橋市 と、乙 株式会社セレスポ との間で
平成30年1月31日に締結された「震災時における緊急設備支援に関する協定書」
を補足する事項に関して取り決めたものです。

甲 支援要請責任者

災害用優先電話	①		
	②		
代表電話番号			
氏名	部署・役職	携帯電話番号	上段:Eメール 下段:携帯メール

乙 震災サポート要請先

第一要請先	名 称		
	所在地		
	責任者		
	緊 急	平日 昼 間	
	連絡先	休日・夜間	
第二要請先	名 称		
	所在地		
	責任者		
	緊 急	平日 昼 間	
	連絡先	休日・夜間	

別表2(第4条関係)

指定避難所対応内容(1ヶ所あたり)

資材の種類・数量	テント(2間 × 3間)	4張
	テーブル	4台
	養生シート	8枚

別表3(第5条関係)

指定避難所及び設置内容

名称	住所	電話
1 桃井小学校	表町1-22-33	221-3466
2 中川小学校	三河町2-1-3	224-3819
3 敷島小学校	昭和町1-22-8	231-2634
4 城南小学校	六供町1-13-2	221-2789
5 城東小学校	城東町1-35-7	231-2251
6 若宮小学校	若宮町4-12-24	231-3881
7 天川小学校	文京町3-18-4	221-5991
8 岩神小学校	岩神町4-4-1	231-6162
9 広瀬小学校	広瀬町3-19	263-2236
10 山王小学校	山王町160-1	266-5171
11 わかば小学校	朝倉町165-1	261-7775
12 上川淵小学校	朝倉町466	265-0650
13 下川淵小学校	鶴光路町38-1	265-0656
14 桂萱小学校	上泉町178	231-3015
15 桃木小学校	上沖町732-1	233-2963
16 桂萱東小学校	堤町471	269-0935
17 桃瀬小学校	西片貝町3-343	224-5790
18 芳賀小学校	勝沢町719	269-5826
19 総社小学校	総社町総社1625	251-6662
20 勝山小学校	総社町植野123	253-2456
21 元総社小学校	元総社町1-33-11	251-2181
22 元総社南小学校	元総社町80-2	251-2790
23 元総社北小学校	総社町総社3149	253-0026
24 東小学校	箱田町1452-1	251-6421
25 大利根小学校	大利根町2-12-1	252-8111
26 新田小学校	上新田町1160	252-1833
27 細井小学校	下細井町67-1	231-1780
28 桃川小学校	荒牧町1-46-11	231-1779
29 荒牧小学校	荒牧町4-9-2	233-3080
30 清里小学校	青梨子町446	251-9006
31 永明小学校	上大島町655	261-0409

32	駒形小学校	駒形町1172	266-0028
33	荒子小学校	荒子町1240	268-2913
34	大室小学校	西大室町2817	268-2900
35	二之宮小学校	二之宮町1841	268-2251
36	筑井小学校	筑井町1160	266-0068
37	大胡小学校	堀越町1161	283-2064
38	大胡東小学校	河原浜町870-1	280-2332
39	滝窪小学校	滝窪町185-1	283-2056
40	金丸分校	東金丸町136-1	283-4420
41	宮城小学校	鼻毛石町1507-1	283-2327
42	粕川小学校	粕川町女淵521-2	285-2004
43	月田小学校	粕川町月田273	285-2011
44	原小学校	富士見町原之郷1933-1	288-2022
45	時沢小学校	富士見町時沢3164-1	288-2009
46	石井小学校	富士見町石井546-1	288-2615
47	白川小学校	富士見町小暮2425-63	288-2624
48	第一中学校	南町1-20-5	224-7731
49	みずき中学校	日吉町3-9-2	231-3575
50	第三中学校	平和町2-13-24	231-1405
51	第五中学校	文京町3-20-5	221-5975
52	第六中学校	総社町総社1762-1	251-6661
53	第七中学校	宮地町260-1	265-0946
54	春日中学校	上佐鳥町207	265-1941
55	広瀬中学校	後閑町437-1	265-3755
56	桂萱中学校	上泉町175	231-3066
57	芳賀中学校	鳥取町796	269-5829
58	元総社中学校	総社町総社3060	253-5481
59	東中学校	光が丘町3	251-5491
60	箱田中学校	前箱田町396-1	252-5711
61	南橘中学校	荒牧町975	231-5351
62	鎌倉中学校	上細井町2130	234-5757
63	木瀬中学校	小屋原町1811-1	266-0069
64	荒砥中学校	荒子町1338	268-2004
65	大胡中学校	堀越町1152	283-2004
66	宮城中学校	鼻毛石町1564-1	283-2326
67	粕川中学校	粕川町西田面138	285-2027
68	富士見中学校	富士見町田島954-1	288-2620

[特記事項]

上記記載の避難所の内、最大5箇所に対して、甲の要請のもと、上記資材を配分するものとする。

災害時における測量、設計等の業務に関する協定書

前橋市長（以下「甲」という。）と前橋市測量設計業協会会長（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害復旧事務の迅速化を図ることにより市民の安全を確保するため、災害時における被災状況の情報収集、災害復旧工事にかかる測量、設計、災害査定に必要な資料等作成等業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震や風水害、その他災害（以下「災害」という。）によって、甲が管理する公共土木施設に被害が発生したとき、又は、そのおそれのあるとき、甲乙が協力して災害の未然防止や拡大防止、被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため必要があると認めたときは、乙に情報収集並びに測量及び設計等の業務、また、災害査定に必要な資料等作成の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から要請があったときは、速やかに協力するものとする。

3 特に緊急を要する場合には、甲は、乙の協会員に直接協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 甲から乙への協力要請は文書で行うものとする。緊急を要する場合には、電話等で行うことができるものとし、この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

2 乙は、派遣する協会員名・技術者名を文書で甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、業務を速やかに行えるよう実施体制の整備を図るものとする。

2 乙は、大規模災害等のため、乙の会員だけでは業務体制の整備ができない場合は、予め甲が了承した乙の協会員以外の者に業務の応援を要請できるものとする。

(業務内容)

第5条 本協定に基づく業務は、以下の業務内容を対象とし、甲の要請により業務を実施する。

- (1) 被災状況等の情報収集
- (2) 被災箇所の測量・設計業務
- (3) 査定設計書に掲載する写真撮影業務
- (4) 上記作業に必要な伐採等業務

(情報収集の実施)

第6条 第5条(1)の業務についてUAV(無人航空機)による情報収集を行う場合には、「前橋市ドローン等運用ガイドライン(平成28年3月2日施行)」に基づき行うものとし、実施にあたっての天候条件等による飛行の可否については、甲乙協議のうえ、乙が決定するものとする。

2 情報収集に必要な事務手続き等は原則として乙が行うものとするが、円滑な業務遂行のため甲乙協力するものとする。

(費用の負担)

第7条 業務に要する費用は甲の負担とする。甲と甲の業務要請に応じた協会員とは、前橋市契約規則(平成2年前橋市規則第4号)及び前橋市工事等随意契約事務処理要綱に基づく手続きにより、速やかに委託契約を締結するものとする。

(災害補償)

第8条 業務に従事したものが、当該業務の実施に伴い負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行う。

2 情報収集の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、または、使用する機体等に損害が生じたときは、乙は速やかにその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議し定めるものとする。

3 情報収集の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に被害を及ぼしたときは、乙がこれを負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成30年3月6日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ一通を保有する。

平成30年3月6日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市長 山 本 龍

乙 前橋市下小出町三丁目2番地7
前橋市測量設計業協会
会 長 伊 藤 成 樹

災害時における物資の供給に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社セブンーイレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する地震・風水害その他災害（以下「災害」という）が発生した場合における、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に係る協力に関して次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生した時に、速やかに物資の供給を実施し、市民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（1）市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）市外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請された時、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資が供給できないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

（1）食料品

（2）飲料品

（3）日用品

（4）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、「物資要請書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置状況報告書（別紙2）」により甲に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第7条 物資の引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

第8条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、当該災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、当該運搬費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第9条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を、必要に応じて乙店舗の来店者等に対し、提供するものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を、本協定締結後速やかに「連絡責任者届（別紙3）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両を、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙からの書面による別段

の意思表示がない限り、継続するものとする。

(解除)

第14条 本協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成30年3月22日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
甲 前橋市
前橋市長 山 本 龍

東京都千代田区二番町8番地8
乙 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 古 屋 一 樹

別紙 1

年 月 日

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン 様

前橋市長

物 資 要 請 書

「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書」第2条に基づき
下記のとおり要請します。

なお、協定書第6条により、貴社の措置状況等を報告願います。

記

1 要請物品

搬入希望日	品 目	数 量	搬入場所

2 市要請部局

部局名	担当者	連絡先	その他

別紙2

年 月 日

前橋市長 様

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

物資調達可能数量・措置状況報告書

「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書」第6条に基づき
下記のとおり報告します。

記

1 搬入可能物品

搬入可能日	品 目	数 量	搬入場所（可・否）

2 セブン-イレブン・ジャパン担当部署

部署名	担当者	連絡先	その他

連絡責任者届

【前橋市】

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
連絡責任者（職名）	危機管理室危機管理係長	危機管理室協定担当者
担当部署	危機管理室危機管理係	危機管理室危機管理係
電 話		
FAX		
携帯電話（公用）		
メールアドレス		

【セブーンイレブン・ジャパン】

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
連絡責任者 （職名）	橋本匡史 （総務マネジャー）	重藤貞治（前橋地区 ディストリクトマネジャー）
担当部署	群馬西埼玉ゾーン	群馬西埼玉ゾーン
電 話		
FAX		
携帯電話（公用）		
メールアドレス		

水道災害時の緊急応援給水活動に関する覚書

前橋市水道局（以下「甲」という。）と 前橋市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、水道災害時における緊急応援給水活動について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（協力要請）

第1条 甲は、水道災害時に緊急対応を必要とする場合は、休日及び時間帯を問わず乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定により要請を行う場合は、文書又は口頭により、応援給水の内容、日時、場所及び人数等を明らかにするものとする。

（応援業務）

第2条 応援業務の内容は、次のとおりとする。

（1）応援給水等の支援活動

（2）支援活動に必要な給水タンク車及び付随する機材等の貸出し

（作業手順）

第3条 甲は、応援給水に関し必要な現場指揮監督等を行うものとする。

2 応援給水に必要な給水袋は、甲が提供するものとする。

3 乙が所有する給水タンク車への充水は、甲が指定する給水所で行うものとする。
ただし、充水を行う際は、甲が立会うものとする。

4 応援給水は、甲が所有する給水タンク車に同行又は乙が所有する給水タンク車に甲の職員が同乗して行うものとする。

（平常時からの備え）

第4条 甲及び乙は、災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を明らかにするとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、速やかに連絡するものとする。

3 甲及び乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づき乙が実施した応援業務の費用は、甲が負担する。ただし、乙が所有する給水タンク車の点検などの維持管理費用については、乙が負担するものとする。

2 費用請求及び支払の方法は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（損害賠償及び労災補償）

第6条 応援給水等により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

2 乙の応援要員が応援給水等により負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(有効期間)

第7条 この覚書は、覚書締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として、本書を2通作成し、記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年9月25日

甲 前橋市岩神町三丁目13番15号
前橋市水道局
前橋市公営企業管理者
蓑輪 裕之

乙 前橋市大渡町一丁目18番地2
前橋市管工事協同組合
理事長 山崎 正

災害時における被災者支援等の協力に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と、群馬県社会保険労務士会前橋支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、前橋市において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため甲が乙に対して要請する相談業務に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が前橋市災害対策本部を設置した場合に、円滑な被災者支援のために甲が必要と認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（乙の業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う業務は、労働及び社会保険に関する事項等、社会保険労務士の業務に関する事項への相談対応の業務とする。

（要請の手続き等）

第4条 第2条に定める甲の乙に対する要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について平時から連絡調整に努める。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、被災者支援等に積極的に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の乙の業務において必要となる人件費等の費用は乙が負担する。

（相談者の負担）

第7条 第3条の乙の業務は無料とし、相談者（被災者）は負担を負わない。

(報告)

第8条 乙は、この協定により実施した乙の業務の件数、対象者、相談概要について、随時、甲に書面で報告をするものとする。

(災害補償)

第9条 この協定による乙の業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を行わない。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年1月29日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長 山 本 龍

前橋市文京町二丁目9番19号

乙 群馬県社会保険労務士会前橋支部

代表者 支部長 板 垣 裕 司

前橋市と前橋市役所退職者会との災害時支援に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と前橋市役所退職者会（以下「乙」という。）とは、災害時における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、前橋市の内外で火災、地震及び風水害等の災害が発生した場合に、甲が前橋市内で行う業務を乙が支援することに関し、甲、乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（支援活動の内容）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、次に掲げる甲の業務について協力を行うものとする。

- (1) 災害応急活動
- (2) 災害復旧・復興活動
- (3) その他災害時に必要な業務

（協力要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。

ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭や電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 出向する日時及び場所
- (2) 必要とする人数
- (3) 具体的な業務内容
- (4) その他乙に協力を要請する上で必要とする事項

（協力）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、乙の会員のうちから業務に精通した会員を選出し、動員するものとする。

（事前準備）

第5条 甲は、乙の活動が円滑かつ効果的に進められるよう、乙が行う研修会、情報交換会等に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 第2条の乙の業務において必要となる乙の会員に関する傷害保険等に係る費用は、乙が負担する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙のいずれからでも協定を更新しない旨の申出がない限り、期間満了日の翌日から1年間有効期限を更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通ずつ保有するものとする。

令和元年11月14日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

代表者 市長

前橋市大手町二丁目12番1号

乙 前橋市役所退職者会

代表者 会長

災害等における支援に関する協定書

前橋市（以下「市」という。）と公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「センター」という。）とは、災害等の発生時における支援に関して、次のとおり協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、地震や台風、その他の大規模な災害及び疫病等による感染の拡大被害（以下「災害等」という。）によって、前橋市内における建築確認検査に関する業務（以下「業務」という。）について滞る可能性があるとき、双方が協力することで、円滑な処分への影響を最小限とするための基本事項を定めることを目的とする。

（支援の要請）

第2条 市は、災害等の発生により、支援が必要であるときは、センターに対して支援を要請することができる。また、その要請について、電話等によるものであった場合は、その後、改めて書面により行うものとする。

2 センターは、前項による支援の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

（支援の内容等）

第3条 市が要請する支援の内容については、次の各号のとおりとする。

- （1）業務に必要なスペースの提供及び斡旋
- （2）業務に必要な物資の提供及び斡旋
- （3）建築確認支援システムの借用及び共用
- （4）その他、災害等に応じて必要とされる事項

2 センターに対し、市が協力する内容については、別途定める。

（費用の負担）

第4条 支援に要する費用は、被災状況等により、双方が協議の上、定めるものとする。

（個人情報の保護）

第5条 支援で取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に従い、適切に取り扱わなければならない。

(守秘義務等)

第6条 支援上知り得た秘密及び情報、または、双方の機密事項及び信頼を損なう恐れのある情報について、不正に使用し、他に漏らしてはならない。

また、双方とも、前橋市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(連絡調整の窓口等)

第7条 市及びセンターは、あらかじめ支援に関する連絡調整の担当窓口を定め、平時から災害等の発生時に備え、円滑な支援を行うための必要な情報について、双方での情報共有を図ることとする。

2 双方の連絡調整の窓口については、別途定める。

(協定の期間)

第8条 この協定は、契約を締結した日から効力を発揮するものとし、その期間については、別途定める。

(協議事項等)

第9条 この協定に定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度、双方が協議して、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月14日

前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市

前橋市長 _____

前橋市大渡町一丁目10番地の7
公益財団法人 群馬県建設技術センター

理事長 _____

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

前橋市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社（以下「乙」という。）は、災害の発生等に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び前橋市地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害発生時の連携を図るため、平時から双方の連絡体制を構築する。

2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部又は災害警戒本部に、乙の職員を情報連絡員として派遣できるものとする。

（情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報連携を行う。

- (1) 甲は、乙に対して、復旧を優先すべき重要施設のリストを作成し提供する。
- (2) 甲は、乙に対して、住民が避難している地域、避難所の情報を提供する。
- (3) 乙は、甲に対して、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供する。
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有する。

（相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（乙による発電車の配備を含む。）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知のため、甲及び乙が有する広報手段の利用

2 甲及び乙は、前項の協力事項について、相手方に協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月28日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市
市長

前橋市本町一丁目8番16号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社
群馬総支社長

災害発生時等における施設使用に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）とA L S O K群馬株式会社（以下「乙」という。）は、前橋市内で地震、風水害等の災害が発生し、又は災害の発生が予見される場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲が乙の施設を避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲が乙の施設を避難場所として使用することについて、必要な事項を定め、その円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、乙の施設の一部を避難場所として使用する必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（要請の手続等）

第3条 甲は、乙に対して協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書で行うものとする。ただし、文書で行うことが困難な場合には、口頭等により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）施設の使用用途

（2）施設の使用箇所

（3）施設の使用期間

2 乙は、甲から協力の要請があったときは、可能な範囲で協力するものとし、甲に対し速やかに協力の可否を回答するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制及び連絡方法等について、平時から連絡調整に努めるものとする。

（管理運営）

第4条 避難場所の設置運営及び撤去については、原則として甲が行うものとする。

2 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復するものとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用料は、無料とし、その他の経費については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報については、この協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月29日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 群馬県前橋市大渡町二丁目1番地5
A L S O K群馬株式会社
代表取締役社長 山 崎 春 男

災害発生時等における被災者等相談の実施に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と群馬司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者等相談について、必要な事項を定め、その円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

（1）相続に関する相談

（2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（4）成年後見制度に関する相談

（5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

(態勢整備等)

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を行った上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(災害補償)

第10条 この協定による被災者等相談を行う際に、相談員が負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を行わない。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報については、この協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日ま

でとする。ただし、有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 1 月 29 日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 群馬県前橋市本町一丁目 5 番 4 号
群馬司法書士会
会長 西 川 正

災 害 時 支 援 協 力 要 請 書

年 月 日

群馬司法書士会 御中
(FAX : 027-221-8207)

要 請 者
(担 当)

電 話

次のとおり「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」による相談員の派遣を要請します。

派遣日時	
派遣場所 及び人数	
相談内容	
その他	

災害時の避難所等における外部給電可能な車両の貸与等の協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と群馬トヨペット株式会社（以下「乙」という。）、並びにトヨタカローラ群馬株式会社、ネッツトヨタ群馬株式会社（以下、「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市内において災害が発生した場合に、甲、乙、丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両の貸与等の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙、丙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 乙は、トヨタ側の窓口・とりまとめ役を務める。甲は、災害時における応急対策のため、乙、丙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙、丙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、甲の要請する車両台数に対して、乙、丙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内トヨタ販社や、トヨタ自動車に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

4 乙、丙は、災害発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民等への給電協力（携帯電話の充電等へのニーズへの対応）、飲料水等

の備蓄物資の提供、トイレの提供に努めるものとする。

(外部給電可能な車両の引渡し)

第4条 乙、丙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙、丙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙、丙が車両運搬不可能な場合、甲乙丙三者で協議し、引渡しの方法を調整する。

(貸与期間)

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙、丙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙、丙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙、丙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙、丙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙、丙が甲に貸与した外部給電可能な車両に係る貸与期間中の貸与費用については、無償とする。ただし、貸与期間における車両の使用に係る燃料代等については、原則、甲が負担するものとする。

2 乙、丙が販売店舗等において近隣住民等への給電協力(携帯電話の充電等へのニーズへの対応)、飲料水等の備蓄物資、トイレの提供に要した費用は、乙、丙が負担するものとする。

(補償)

第9条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(車両保険の扱い)

第10条 乙、丙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙、丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙、丙へその旨を連絡し、乙、丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙、丙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、交通法規等を遵守のうえ、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、前橋市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は第13条第3項の規定により、乙、丙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面(様式第3号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第13条 乙、丙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

- 2 甲は、乙、丙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状

況に関する情報を、適宜、乙、丙に提供する。

- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙、丙に連絡し、甲、乙、丙で対応を協議する。

(訓練等)

第14条 乙、丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙、丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第15条 甲、乙、丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知、ハザードマップ等の店舗等への掲示について、協力して取組む。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙、丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年８月３１日

甲 住所：前橋市大手町二丁目１２番１号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 住所：前橋市石倉町２丁目６番地５
群馬トヨペット株式会社
代表取締役社長 大 山 駿 作

丙 住所：前橋市江田町３０５番地
トヨタカローラ群馬株式会社
代表取締役社長 森 田 哲 好

住所：前橋市筑井町４５６番地１３
ネットヨタ群馬株式会社
代表取締役社長 大 山 駿 作

外部給電可能な車両の提供協力要請書

群馬トヨペット株式会社
代表取締役社長 様

前橋市長

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両の貸与等の協力に関する協定書」第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁舎住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	前橋市担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両の提供協力受書

前橋市長 様

会社名
代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両の貸与等の協力に関する協定書」第 3 条に基づき、車両を提供しましたので、第 6 条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 （自治体名・庁舎住所）	提供期間	車種	台数 （台）
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
職氏名		
連絡先		

社名【 】

	第 1 連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
F A X	
Eメールアドレス	

	第 2 連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
F A X	
E メールアドレス	

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両の貸与等の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

災害時における協力に関する協定書

前橋市(以下「甲」という。)と JR 前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業個人施行者代表ファーストコーポレーション株式会社(以下「乙1」という。)及び東京建物株式会社(以下「乙2」という。 「乙1」及び「乙2」を合わせて「乙」とする。)は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害により公共交通機関が運行停止(以下「災害時」という。)になり、帰宅することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)に対して、甲の要請に応じ、乙が所有する下記の保有施設(以下、「本施設」という。)や役務の提供をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(保有施設)

住所:群馬県前橋市表町二丁目29番26

名称:Brillia Tower 前橋

(一時滞在施設開設運営担当者の選定・連絡先の報告)

第2条 乙は、一時滞在施設開設運営担当者(以下、「開設運営担当者」という。)を管理会社管理人1名ならびに施設建築物の区分所有者により構成される本施設の管理組合の理事等から2名を選定する。開設運営担当者は各々別紙1に名前・連絡先を記入の上、甲に書面にて提出するものとする。また、担当者、連絡先等届出内容に変更が発生した場合は、乙は都度、甲に書面にて提出するものとする。

(協力の内容)

第3条 甲は災害時に乙の協力が必要と認める場合は、次に掲げる事項について、乙に要請し、乙は、別紙2「一時滞在施設開設運営マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に従い乙の本施設の安全を確認し、やむを得ない理由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供
- (2) 帰宅困難者の誘導・受入・帰宅困難者用の備蓄品の配布等の対応
- (3) その他甲の要請により乙が応じられる事項

(要請)

第4条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(本施設の開設及び運営)

第5条 乙は、マニュアルに則り、本施設の開設及び運営を行うものとする。甲は乙のマニュアルを尊重するものとし、乙はマニュアルの運用に努めるものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条各号に規定する協力を行ったときは、文書により、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認するものとする。

2 前項の規定による確認の上、甲の要請に基づき乙が要した経費については、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第9条 甲は前条の規定に基づき、乙から請求があった場合には、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

(価格の決定)

第10条 乙が要した経費の価格は、市場の適正な価格を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合において、乙が要した経費のうち、同法の対象となる経費については、同法の基準額とする。

(損傷等の費用負担)

第11条 第3条の各号に規定する協力の実施に伴い、本施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第12条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

2 乙の連絡責任者は、第2条に定める開設運営担当者とし、この協定の円滑な実施を図るため、毎年度甲及び乙の間で、連絡方法及び連絡先等について確認を行う

ものとする。

(災害時の情報提供)

第13条 乙は、甲に対し協力業務の実施中に得た情報を積極的に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、支援を行う場合において知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(地位の承継)

第15条 乙は、管理組合の成立後、本契約に基づく乙の権利義務、その他契約上の地位を管理組合に承継するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、甲、乙1が本書を、乙2はその写しを保有するものとする。

令和3年9月1日

甲 群馬前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山 本 龍

乙1 東京都杉並区荻窪四丁目30番1号
藤澤ビルディング8階
JR 前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業
個人施行者 代表
ファーストコーポレーション株式会社
代表取締役 中 村 利 秋

乙2 東京都中央区八重洲一丁目4番16号
JR 前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業
個人施行者
東京建物株式会社
代表取締役社長執行役員 野 村 均

前橋市 様

私は、 年 月 日より、Brillia Tower 前橋の一時滞在施設開設運営担当者となりましたので、届出致します。また、下記内容に変更があった場合は、都度届出致します。

1. 氏名	
2. 役職	Brillia Tower 前橋 管理人 理事等
3. 住所	
4. 電話番号	

以上

前橋市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人前橋市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における前橋市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、前橋市地域防災計画に基づく自発的支援の受入れとして行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（情報共有）

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合、被災状況等を含め、ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のための情報を速やかに共有するものとする。

（センターの設置等）

第4条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議のうえ、甲が決定するものとする。

（センターの設置場所）

第5条 センター本部の設置場所は、前橋市社会福祉協議会とする。ただし、甲は、当該施設が罹災し、センターを設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

2 甲は、著しく被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要と認めるときは、甲乙協議のうえ、その設置場所の確保に努めるものとする。

（連携及び協力）

第6条 甲及び乙は、相互に連携及び協力し、センターの設置・運営に関し必要な業務を実施するものとする。

（センターの運営）

第7条 センターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会のほか、地域の関係機関・団体等の協力を得ながら行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整において担当者を配置し速やかに連絡体制を整えるものとする。

（平常時における協力）

第8条 乙は、平常時から、災害時に備えてセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に協議・連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

（センターの活動）

第9条 センターが実施する活動は、災害ボランティアの募集、受入れ及びコーディネート、災害ボランティア活動の情報発信及び受信、災害ボランティア活動に必要な物品・資機材の調達、災害ボランティア活動に必要な移動支援、その他、センターの運営に必要な活動に関することとする。

(資機材等の確保)

第10条 甲及び乙は、災害ボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第11条 センターの運営に関する費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙は、当該災害ボランティア活動に係る災害等準備金、支援募金、助成金や寄附金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項に掲げる費用のうち、乙がセンター閉鎖後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第12条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、内容を確認しその費用を支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第13条 センターの閉鎖は、災害の復旧・復興状況を考慮し、甲乙協議のうえ、甲が決定するものとする。

(損害補償)

第14条 災害応急、復旧・復興活動に関し、ボランティアが被った損害に関する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第15条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年10月19日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市
市長

前橋市日吉町二丁目17番地10

乙 社会福祉法人前橋市社会福祉協議会
会長

災害時等における物資の供給に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とトキワコンクリート工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に対して供給を要請することができる物資は、次のとおりとする。

- （1）鉄筋コンクリートL型
- （2）コンクリート残存型枠
- （3）その他乙が定める製品

（要請手続）

第4条 甲は、「物資要請書」（様式第1号）により乙に対して要請手続を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資提供のために必要となる運搬は、甲乙相互の協力の上行うものとする。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする物資の数量、引渡し場所、引渡し日時等を指示することができる。ただし、乙の在庫状況又は交通事情等により乙が甲の指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

(費用)

第6条 第3条で掲げる物資に係る費用は、基本、無償とする。

2 前条の規定により乙が運搬を行った場合、当該運搬費用は甲の負担とする。

3 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする

(損害の負担)

第7条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害が生じたときは、甲の負担において賠償するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、その損害の発生が故意または重大な過失等、乙の責に帰すべき事由による場合は乙の負担とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月25日

甲 住所：前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
前橋市長 山 本 龍

乙 住所：前橋市荒子町1601
トキワコンクリート工業株式会社
代表取締役社長 堀 正 明

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

トキワコンクリート工業株式会社 様

前橋市長

物 資 要 請 書

「災害時等における物資供給に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請物品

引渡し希望日	品目	数量	引渡し場所

赤城西麓土地改良施設の管理協力に関する協定書

赤城西麓土地改良区（以下「甲」という。）と前橋市（以下「乙」という。）は、乙が所管する地域において火災、地震、風水害、その他の原因による災害が発生した時及び防火・防災訓練を行う時（以下、「災害時等」という。）に、甲が管理する農業水利施設（以下「施設」という。）を円滑に利用する為に、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、平成 17 年 4 月 1 日締結の「災害時等における施設使用に関する協定書」により協力体制を構築しているなか、乙が施設管理に協力（以下「管理協力」という。）することにより、これまで以上に施設の有する防火用水機能等の多面的機能が発揮されることを目的とする。

（協力区域）

第 2 条 乙がこの協定に基づき管理協力を行う区域（以下「協力区域」という。）は、別紙 1 のとおりとする。

（協力内容）

第 3 条 前条に規定する協力区域における管理協力の内容は、次のとおりとする。

- ① 巡視、通報等の管理作業への協力。
- ② 広報、周知等の啓発活動への協力。
- ③ 連絡調整等の連携強化活動への協力。
- ④ その他、施設を円滑に利用するうえで必要な協力。

（報 告）

第 4 条 乙は前条①の規定に基づき管理協力をした場合、別紙 2 により甲に報告する。

（留意事項）

第 5 条 乙は第 3 条①の規定に基づき管理協力をする場合、次のことに留意する。

- ① 管理協力は、安全性に十分配慮する。
- ② 管理協力は、周辺への影響も考慮し、第三者に迷惑を掛けない。
- ③ 管理協力の際に事故等が発生した場合、速やかに甲に報告する。

(費 用)

第6条 乙が第3条の規定に基づき管理協力をする場合の費用は、乙が負担する。但し、防火用水機能以外の多面的機能の発揮が見込まれる場合は、この限りでない。

(その他)

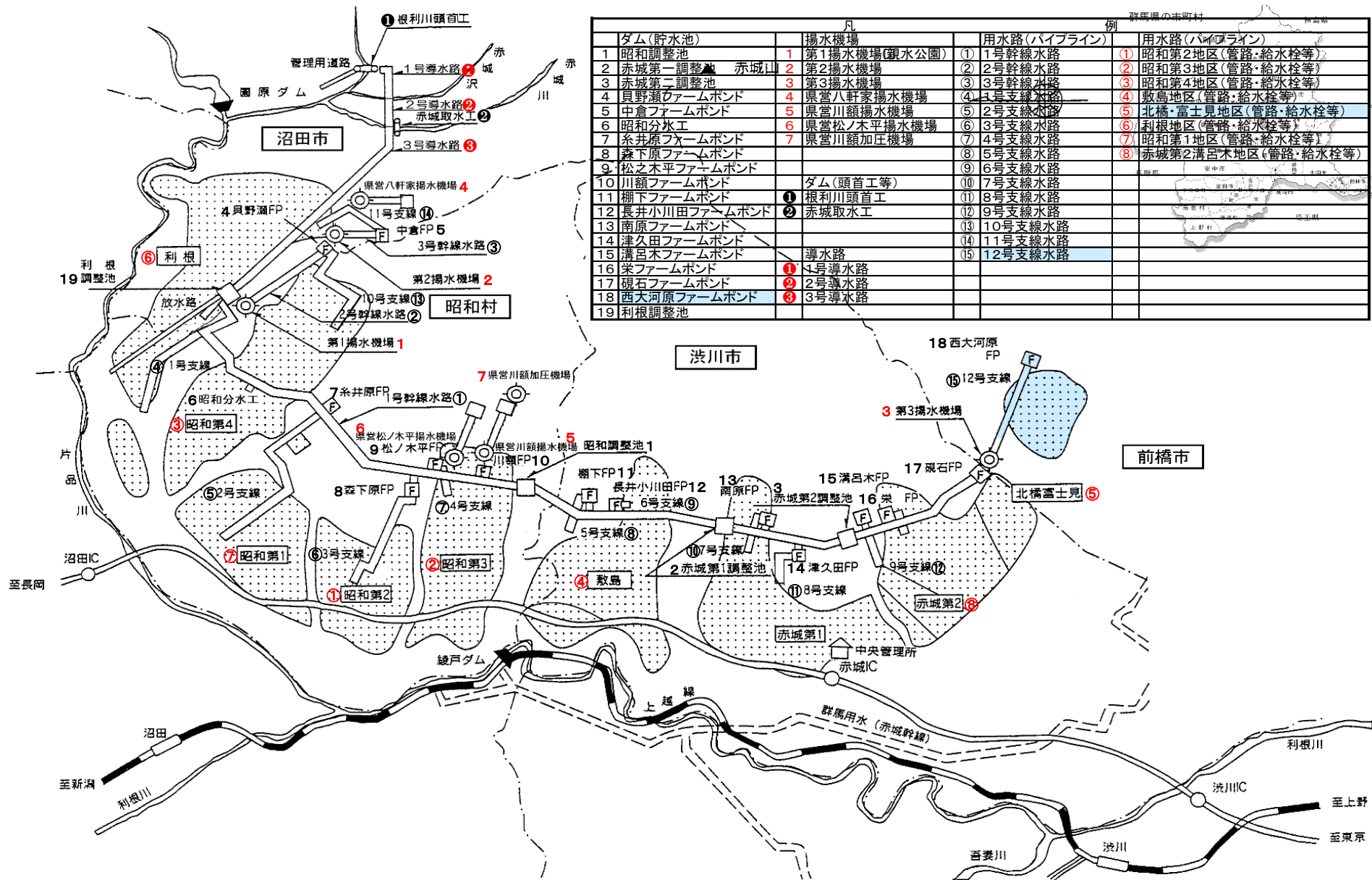
第7条 この協定に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定める。

以上、協定の証として本書2通を作成し、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月13日

甲 渋川市赤城町津久田 4204-7
赤城西麓土地改良区
理 事 長 堤 盛 吉

乙 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号
前 橋 市
市 長 山 本 龍



施設管理協力報告書

赤城西麓土地改良区 宛

(FAX 0279-56-7265)

mail@akagiseiroku.net

1. 機関名（担当者 職・氏名）

市・村 消防団 （担当 氏名）

2. 協力日時

年 月 日 時から 時まで

3. 協力場所

4. 協力内容

5. 問題事項

災害時における相互協力に関する基本協定

前橋市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び前橋市地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報連携を行う。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供する。
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供する。
- (3) 乙は甲に対し、通信中断の発生状況、復旧見込等、通信中断に関連する情報を提供する。
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況を共有する。

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 通信の支障及び道路通行の支障となる障害物等の除去及び応急措置の実施

- (2) 甲及び乙が所有する施設・用地等の利用
- (3) 指定避難所等への通信手段の確保
- (4) 住民への通信中断情報等の周知のための、甲及び乙が有する広報手段の利用
- (5) 甲乙協議の上、甲又は乙の職員の相手方への派遣

(平時における連携)

第5条 災害時における通信中断の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時において次の各号に掲げる事項について協議・調整し協力を行う。

- (1) 災害時にも通信を継続するための取組
- (2) 重要設備の防災対策に関する取組
- (3) 道路等の損傷等（箇所、状況等）の情報提供

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じて別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報をみだりに他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲又は乙が相手方の施設等を損傷した場合、道路法（昭和27年法律第180号）及び民法（明治29年法律第89号）の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲又は乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、
損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲及び乙が協議の上、解決に当たるものとする。

(協議)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月16日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市

市長

乙 群馬県高崎市高松町3番地
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部

群馬支店長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、前橋市内で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、乙に対し乙の保有機材の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り優先的に保有機材を提供するものとする。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 甲及び乙は、相手方に前条の要請を行う場合、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（保有機材の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する保有機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 前項の保有機材の引渡しは、乙が当該保有機材を本協定第3条に定める要請文書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。

なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって引渡しの完了とする。

（経費の負担）

第6条 保有機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲及び乙は、甲が保有機材の提供を受けた後、支払の時期を甲乙協議の上決定する。

2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（円滑な運用）

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（履行義務の免除）

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第11条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 5 月 1 6 日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号
前橋市

市 長 山 本 龍

乙 群馬県前橋市天川大島町 1 2 0 2 番地 2
日立建機日本株式会社
北関東信越支社 北関東支店

支店長 武 田 仁

地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と不動産信託受託者三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、別紙に記載の乙所有の土地及び建物（以下「本物件」という。）について、地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結するものとする。

（支援の内容）

第1条 甲は、地震等の災害発生時における市民生活の支援のため、必要があると認めるときは、乙に対して、次の事項について支援を要請できるものとする。なお要請は、第5条第2項記載の乙指定の連絡先にファックスで行うものとする。（ファックスが使用不能の場合にはこの限りでない。）

- (1) 本物件内専有部分（倉庫・事務所等）の未入居部（未使用部）を避難場所としての提供
- (2) 本物件の敷地における支援物資の一時保管、集積場所としての提供
- (3) 本物件の敷地における駐車場施設（未使用部に限る）としての提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が本協定による支援として行うことが相当と認めたものの

（支援の応諾について）

第2条 乙は、地震等の災害発生時における市民生活の支援のため、甲より前条の支援の要請を受領した場合には、支援応諾の可否を速やかに甲へ通知するものとし、応諾する場合は、支援が円滑に行われるよう努める。なお、支援応諾の可否通知は、第5条記載の甲連絡先にファックスで行うものとする。（ファックスが使用不能の場合にはこの限りでない。）

2 甲は、第1条の支援を要請し、乙が支援応諾した場合には、本物件に赴き第1条に記載の支援の範囲等を乙と確認するものとする。

3 乙は、第1条の支援にあたり発生した事故等について、一切の責任を負わないものとする。

（賃貸）

第3条 乙は、本協定に基づき本物件又は本物件の一部を甲へ賃貸する場合には、本協定の趣旨に従い、賃貸するものとする。また、水道費・電気料金・冷暖房費・固定資産税等を含めた費用も甲に請求しないものとする。ただし、期間が2ヶ月を超えた場合には、乙は甲へ協議できるものとする。

(原状回復)

第4条 甲は、本物件を使用する合理的理由が解消された場合には、必要な原状回復を行い、乙に引き渡すものとする。

(連絡事項・連絡先)

第5条 乙は、次の事項に変更等が生じた場合には、速やかに甲に届け出るものとする。

- (1) 商号
- (2) 所在地
- (3) 連絡先
- (4) 本所有地の所有者または管理者に変更が生じた場合
- (5) その他甲が要求する届出事項が生じた場合

2 前項その他本協定に基づく通知又は届出は、以下に記載された連絡先に対し行うものとする。なお、甲は、乙が本物件に関する管理業務について、下記の大和ハウスプロパティマネジメント株式会社に委託していることを確認する。

3 大和ハウスプロパティマネジメント株式会社は、甲から要請等を受けた場合、速やかに乙に連絡するものとする。

甲の連絡先

前橋市役所 防災危機管理課(群馬県前橋市大手町二丁目12番1号)

電話番号027-898-5935 ファックス番号027-221-2813

乙指定の連絡先

大和ハウスプロパティマネジメント株式会社(東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号5階) 電話番号03-5214-2540 ファックス番号03-5214-2541

(地位の承継)

第6条 乙は、各持分の全部または一部を第三者に譲渡する場合、本協定により負う責任及び義務を当該第三者に承継させるよう実務上合理的な努力を行うものとし、当該第三者は、本協定により乙が負う責任及び義務を承継する場合には、本協定の趣旨に従い甲に対し変更事項の届出を行うものとする。

(本協定の変更)

第7条 本協定の規定は、甲乙による書面による合意がなされた場合に限り、変更又は修正することができる。

(以下余白)

以上、本協定につき合意した証として本書2通を作成し、甲、乙はそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年6月1日

(甲) 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山 本 龍

(乙) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
東京都港区芝三丁目33番1号
支配人 森 本 新 吾

別紙

本物件の表示

本物件の土地

所 在：群馬県前橋市大渡町1丁目

地 番：10番11

地 目：宅地

地 積：22,193.34㎡

本物件の建物

名 称：DPL前橋

所 在：前橋市大渡町1丁目10番地11

建物用途：倉庫

構 造：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

床面積：11,845.71㎡

以上

ショップ・モビリティを活用した取り組みに関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とまきばプロジェクト（以下「乙」という。）は、キッチンカーなど様々な業態がモビリティ化（以下「ショップ・モビリティ」という。）への円滑な移行、及び、ショップ・モビリティを活用した取り組みに向けて連携することとし、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が有するショップ・モビリティの営業ノウハウやネットワークを活用し、甲及び乙が連携することにより、前橋市における市内事業者への支援や市民の利便性向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

（1）市有地等のショップ・モビリティ出店に関する市民への周知

ショップ・モビリティ出店の円滑な運営に向け、市民に広く周知する広報体制の構築に関すること。

（2）市内事業者の経営多角化・業態転換、創業に向けた支援

新型コロナウイルス感染症により経営に影響が生じている市内の飲食店や生産者等の事業者及び市内でショップ・モビリティへの移行、創業を検討している者に対する、経営多角化や業態転換、創業に向けた総合的な支援体制の構築に関すること。

（3）市内事業者への事業継続支援

乙が出店させる市内の事業者及び出店を希望する市内のショップ・モビリティ事業者に対し、助言やノウハウの提供等により伴走型の支援を行う仕組みづくりに関すること。

（4）市民の利便性向上・市有地等の魅力向上

出店場所の特性に応じたショップ・モビリティ出店により、市民の利便性向上や日常の買い物の楽しみを提供すること、市有地等の利用促進及び魅力向上並びに賑わいの創出に関すること。

（5）イベント等での連携

市や市の外郭団体等がイベント等を実施する場合における、ショップ・モビリティ出店を通じた魅力向上を図るための協力やアドバイスに関すること。

（6）アンケートの実施

事業者及び利用者のニーズ等を把握するためのアンケート調査の実施に関すること。

（7）ショップ・モビリティの社会的活用の検討

ショップ・モビリティのプラットフォームを活用して、社会課題への対応（災害時の被災者支援、福祉施設への販路拡大等）の検討に関すること。

（連携事項の実施）

第3条 前条に定める連携事項の実施にあたっては、甲乙協議の上でその方法等を決定し、

可能な範囲内で進めるものとする。

(確認事項)

第4条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること、又は乙が甲以外の地方公共団体等と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

(法的効力の否定)

第5条 第2条の定めについては、法的義務を課すものではない。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日までに書面で相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項が生じた場合、又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙が、その都度協議し処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山本 龍

乙 群馬県伊勢崎市波志江町4655番地10
まきばプロジェクト
代表 秋山 麻紀

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とウチヤマコーポレーション株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、前橋市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙と協力して物資を迅速、かつ、円滑に供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認める時は、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請に対して、乙の営業に支障の無い範囲で可能な限り協力をするものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難所用簡易ベッド（発泡ポリプロピレン製）
- (2) その他、甲が指定する災害時に必要な物資のうち、乙が供給できるもの

（要請方法）

第5条 第3条の要請は、災害時における物資の供給に関する要請書（様式第1号）を乙に送付して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給については、納品書を添え必要数量を納入するものとする。ただし、災害等によりライフラインが止まった場合（電力の確保が難しい場合等）、物資の数量や納期について、乙の実現可能な範囲につき甲と乙は協議するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。ただし、災害状況により指定場所への運搬が困難な場合、前項の引渡し場所は甲と乙の協議の上、乙が実際に運搬可能な地点とする。

3 乙は、物資の運搬終了後、速やかに物資供給報告書（様式第2号）により、甲にその旨を報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

3 乙が行った緊急時の運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除の申し出がない場合は、本覚書はさらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年７月１２日

甲 前橋市大手町二丁目１２番１号
 前橋市
 前橋市長

乙 東京都港区芝５丁目２９番１４号
 ウチヤマコーポレーション株式会社
 代表取締役

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

ウチヤマコーポレーション株式会社 御中

前橋市長

災害時における物資の供給に関する要請書

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

物 資 名	数 量	規 格	納入場所	備 考

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

前橋市長

物資供給報告書

ウチヤマコーポレーション株式会社

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書第7条第3項の規定に基づき、
次のとおり物資の供給について報告します。

記

物 資 名	数 量	納入場所	納入日時	備 考

災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬建築士会前橋支部（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における応急対策業務に関して、甲が乙に協力を求めるにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策業務に対し、乙に所属する会員（以下「会員」という。）の社会貢献活動としての応援協力を得るにあたって、必要な事項を定める。

（応急対策業務）

第2条 応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

- （1）被災建築物の応急危険度判定活動
- （2）前号に掲げる応急危険度判定士のとりまとめ
- （3）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害の発生時、応急対策業務のために応援協力が必要と判断したときは、乙に対し、応急対策業務に係る応援協力（以下「応援協力」という。）を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に対し、甲が主催する応急危険度判定実施訓練への参加を要請できるものとする。

（応援協力の内容）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲の要請を受けたときは、できる限り速やかに当該応急対策業務を行い、その結果を甲に報告するものとする。

（応援協力の連絡体制）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援協力の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に連絡するものとする。

（甲、乙の責務）

第6条 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に対し十分な配慮をしなければならない。

2 業務にあたる会員の編成、現場での作業の遂行は、乙の責任において行い、応援

協力が迅速かつ効果的に実施できるように努めなければならない。

- 3 乙及び会員は、応援協力に参加したことをもって、甲に対し、委託等契約に基づく設計業務等の受注を求めているではない。

（経費の負担）

第7条 応援協力の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

（事務局）

第8条 この協定の施行に関し、甲は前橋市建築指導課に、乙は一般社団法人群馬建築士会前橋支部にそれぞれ事務局を置く。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年6月24日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長

乙 前橋市元総社町二丁目5番地3
一般社団法人群馬建築士会前橋支部
支 部 長

災害時における被災者支援活動に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と群馬弁護士会（以下「乙」という。）とは、前橋市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）において、市民（市内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）に対して行う法律相談業務、情報提供業務等の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（支援の要請）

第1条 甲は、災害発生時において、甲が必要と認める場合には、乙と協議の上、法律相談会を開催するものとする。

2 諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対しその告知があったときも、前項の例による。

（相談担当者の連絡）

第2条 乙は、前条記載の協議の結果、法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、実施する。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合には、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

（相談場所の確保及び広報）

第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。

（報告）

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について、随時甲に書面で報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しない限度とする。

（経費）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、市民に対して無償で提供することを相互に確認する。

2 甲及び乙は、前項の法律相談業務に要する報酬、日当、交通費その他の経費の支払については別途協議するものとする。

(情報提供協力)

第6条 甲は、乙が市民に向けた法律上の情報提供を行う書面を作成し、甲に対して市民への配布を依頼した場合には、甲は内容を確認の上、広報が相当と認める場合には、避難所等への掲示、甲の市民向けの他の配布物と同封する等適宜の方法により、同書面を市民に向けて広報する。ただし、甲は、配布にかかる費用を乙に求償しない。

(平時における準備)

第7条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、担当窓口の連絡先の交換や定期的な協議会等の実施に努めるものとする。

(協議解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保管する。

令和6年7月22日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
前橋市長

乙 前橋市大手町三丁目6番6号
群馬弁護士会
会長

災害発生時等における施設使用に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県トラック協会（以下「乙」という。）は、前橋市内で地震、風水害等の災害が発生し、又は災害の発生が予見される場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲が乙の施設を避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲が乙の施設を避難場所として使用することについて、必要な事項を定め、その円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、乙の施設の一部を避難場所として使用する必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（要請の手続等）

第3条 甲は、乙に対して協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書で行うものとする。ただし、文書で行うことが困難な場合には、口頭等により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）施設の使用用途

（2）施設の使用箇所

（3）施設の使用期間

2 乙は、甲から協力の要請があったときは、可能な範囲で協力するものとし、甲に対し速やかに協力の可否を回答するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制及び連絡方法等について、平時から連絡調整に努めるものとする。

（管理運営）

第4条 避難場所の設置運営及び撤去については、原則として甲が行うものとする。

2 甲は、避難場所を閉鎖するときは、速やかに施設の清掃等を行い、施設を原状に回復するものとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用料は、無料とし、その他の経費については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 第1条に規定する目的のため、乙の施設を使用することにより、乙の施設に損壊

等が生じた場合は、損壊等を生じさせた者が現状回復を行うものとし、原因が不明な場合には、甲乙協議の上、決めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報については、この協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保管する。

令和6年8月29日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
前橋市長

乙 前橋市野中町322番地1
一般社団法人群馬県トラック協会
会長

災害時における水道事業等の施設等の応急復旧に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と積水化学工業株式会社 群馬工場（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等により水道事業等の施設等に甚大な被害が生じ又はそのおそれがある場合、応急復旧対策を早急に実施し、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（内 容）

第2条 乙の協力内容は次に掲げるとおりとする。

- （1）社内連絡網及び協力実施体制の構築
- （2）応急復旧活動に必要な資機材の供給対応
- （3）応急復旧活動中に異常を発見した場合の通報
- （4）上下水道施設等インフラを中心とした災害に強い街づくりについての方策の提案
- （5）その他応急復旧活動に必要な事項

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、応急復旧活動を必要とするときは、乙に対しての協力を口頭又は書面にて要請する。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき、乙が行った応急復旧に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応急復旧に要した費用を請求するものとする。

（報告事項）

第5条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（細目協定）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年9月13日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長

乙 群馬県伊勢崎市境下湊名54番地
積水化学工業株式会社
環境・ライフラインカンパニー
群馬工場長

災害時等での施設利用の協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

前橋店	
所在地	群馬県前橋市亀里町 1301 番地 1
店舗責任者名	高橋 宣夫
構造等	木造構造
店舗開店日	2002 年 9 月 16 日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他
群馬大胡店	
所在地	群馬県前橋市樋越町 7 6 7
店舗責任者名	加藤 裕和
構造等	木造構造
店舗開店日	2008 年 5 月 31 日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

- 2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。
 - （1）乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。
 - （2）避難してきた車中泊者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- 3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、

乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

(要請の方法)

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難した住民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合には、滅失又はき損を生じさせた者が現状回復を行うものとし、原因が不明な場合には、甲乙協議の上、決めるものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月23日

甲 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 小 川 晶

乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5
株式会社 ダイナム
代表取締役 保 坂 明

様式第 1 号（第 3 条関係）

緊急・重要

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

施 設 利 用 等 要 請 書

「災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書」第 3 条の規定により，下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場 所	
内 容	・一時避難場所としての施設利用 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当： 電話：

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

施設利用等終了連絡書

「災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書」第10条の規定により、下記のとおり、施設利用等の終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	
内 容	・一時避難場所の閉鎖 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当： 電話：

様式第3号（第10条関係）

連絡担当者名簿

名 称	株式会社ダイナム		
所在地	東京都荒川区西日暮里 2-27-5		
代表者氏名	代表取締役 保 坂 明		
ダイナム担当部署	ダイナム 前橋店	電話番号	027-287-4007
		F A X	027-265-3913
		E-mail	なし
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者 ダイナム前橋店 ストアマネジャー			携帯
			TEL（勤務時間外）
第2順位者 ダイナム前橋店 店舗役職者			携帯
			TEL
第3順位者 地域共生担当			携帯
			TEL（勤務時間外）

様式第3号（第10条関係）

連絡担当者名簿

名 称	株式会社ダイナム		
所在地	東京都荒川区西日暮里 2-27-5		
代表者氏名	代表取締役 保 坂 明		
ダイナム担当部署	ダイナム群馬 大胡店	電話番号	027-280-2177
		F A X	027-283-8717
		E-mail	なし
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者 ダイナム群馬大胡店 ストアマネジャー			携帯
			TEL（勤務時間外）
第2順位者 ダイナム群馬大胡店 店舗役職者			携帯
			TEL
第3順位者 地域共生担当			携帯
			TEL（勤務時間外）

連絡担当者名簿

名 称	前橋市		
所在地	〒371-8601 群馬県前橋市大手町2丁目12-1		
代表者氏名	市長 小 川 晶		
担当部署名	防災危機管理課	電話番号	
		F A X	
		E-mail	
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者			
自 宅・携 帯			
TEL（勤務時間外）			
第2順位者			
自 宅・携 帯			
TEL（勤務時間外）			
第3順位者			
自 宅・携 帯			
TEL（勤務時間外）			

災害時における物資の供給及び施設の提供等に関する協定

前橋市（以下、「甲」という。）とイケア・ジャパン株式会社 I K E A 前橋（以下、「乙」という。）は、災害時における物資の供給及び施設の提供等（以下、「物資・施設の提供」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、前橋市において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害等」という。）において、甲が乙と協力して、災害等による避難者等への支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。なお、甲は、乙が当該災害等による被災等諸般の事情により、本協定に基づく甲への協力が困難と判断した場合、必ずしも要請に応ずることがないことにつき同意するものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時、乙に対し、次の事項について物資・施設の提供を要請することができる。乙は、当該要請に応じて乙の施設内の一部及び物資を提供する。

- (1) 食料や日用品の提供
- (2) 避難場所の提供（車中泊（要援護者やペットの避難等）を含む）
- (3) 前2号のほか、甲及び乙が協議し、決定した事項

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式第1号)をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- (1) 要請担当者
- (2) 要請期間
- (3) 要請内容
- (4) その他必要な事項

（要請に伴う措置）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、事業運営に支障のない範囲において、前条第1項に定める物資・施設の提供を実施する。

（実施報告）

第4条 乙は、物資・施設の提供を実施したときは、甲に対し、次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式第2号)により報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 実施内容
- (2) 実施期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

(費用の負担及び原状回復)

第5条 本協定の運用にかかる費用は甲乙間で別段の協議がない限り、次のとおりとする。

- 1 第2条第1項第1号にかかる費用は、甲の負担とし、乙からの請求に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。
- 2 第2条第1項第2号に掲げる施設の提供を終了する場合は、甲の負担により原状に復して乙に返還するものとする。ただし、当該提供場所の利用者の責めに帰する事由により、乙の施設に損壊等が生じた場合は、損壊等を生じさせた者が現状回復を行うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第6条 甲乙は、要請手続きを円滑に行うため、連絡担当者を定め、相互に連絡担当者届(様式第3号)により報告し、連絡調整体制の整備に努める。

- 2 甲乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度、前項の様式により報告する。

(協定の有効期間・解除)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙署名の上、各自1部を保有する。

2024年(令和6年)12月16日

甲：所在地 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
名 称 前橋市
代表者 市長 小 川 晶

乙：所在地 群馬県前橋市亀里町2008
名 称 イケア・ジャパン株式会社 IKEA前橋
代表者 IKEA前橋マーケットマネージャー
野 山 和 美

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

イケア・ジャパン株式会社 様

前橋市

協力要請書(第 報)

災害時における物資の供給および施設の提供等に関する協定第 2 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職 名 : (部 課) 氏 名 : 連絡先電話番号:
電話、FAX等による要請日時	年 月 日() 時 分頃
要請期間	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
要請内容	
その他必要な事項	

前橋市 様

イケア・ジャパン株式会社

実施報告書

協力要請のあった業務の実施について、災害時における物資の供給および施設の提供等に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付 第 号(第 報)
報告担当者	職 名 : 氏 名 : 連絡先電話番号 :
実施期間	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
実施内容	
その他必要な事項	

年 月 日

連絡担当者届

【 前橋市 】

1 連絡担当者

所属	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

連絡先	
所属	
電話番号	
携帯電話番号	

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：8：30～17：15
- ・休日：土日祝日、年末年始

【 イケア・ジャパン株式会社 】

1 連絡担当者

所属	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

連絡先	
所属	
電話番号	
携帯電話番号	

3 営業時間及び休日

- ・営業時間：10：00-20：00
- ・休日：元日

災害時における物資の供給協力に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、前橋市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、被災住民等を救援するための物資を迅速かつ円滑に調達し供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とするときは、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち甲が要請した時点において乙が調達可能な物資とする。

- （1）食料品、飲料品、医薬品、衛生用品、衣料品、日用生活品等の物資
- （2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続）

第4条 第2条の要請は、協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の適当な方法をもって要請し、事後に協力要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により物資の供給を実施したときは、速やかに実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

また、その他別途費用が発生した場合の負担については甲乙協議の上、決定する。

(費用の支払)

第8条 物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡体制の整備等)

第9条 甲と乙は、災害時に備え平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

2 乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年12月24日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
前橋市長 小 川 晶

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1
スギホールディングス株式会社
代表取締役社長 杉 浦 克 典

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

スギホールディングス株式会社 様

前橋市

協力要請書(第 報)

災害時における物資の供給協力に関する協定第 4 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職 名 : (部 課) 氏 名 : 連絡先電話番号 :
電話、F A X 等による要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請期間	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
要請内容	
その他必要な事項	

様式第 2 号(第 5 条関係)

年 月 日

前橋市 様

スギホールディングス株式会社

実施報告書

協力要請のあった業務の実施について、災害時における物資の供給協力に関する協定第 5 条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付 第 号(第 報)
報告担当者	職 名 : 氏 名 : 連絡先電話番号 :
実施期間	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
実施内容	
その他必要な事項	

災害時における応急給水設備等の供給協力に関する協定

前橋市（以下「甲」という。）と森松工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生した場合（以下「災害時」という。）における可搬型の給水槽及びそれに付随する給水装置等（以下「応急給水設備」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時に甲の水道事業施設等に甚大な被害が生じ又はそのおそれがあるときに、乙が保有する応急給水設備の供給協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（供給協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して応急給水設備の供給協力を要請するときは、書面にて要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。この場合においては、甲は事後に遅滞なく書面を提出する。

（応急給水設備の引渡し）

第3条 この協定に基づき提供される応急給水設備の引渡しは、甲、乙又は甲乙がそれぞれ指名した者が立会いの上、甲が指定する場所で行うものとする。

（費用の請求）

第4条 乙は、この協定に基づき行った供給協力に要した費用を甲に対して請求することができる。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲乙協議の上決定する。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙のいずれかから協定の解消の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協 議）

第6条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年２月１８日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目１２番１号
前橋市
代表者 市長

乙 岐阜県本巣市見延１４３０番地８
森松工業株式会社
代表取締役社長

前橋市と株式会社フレッセイホールディングス及び株式会社フレッセイとの 地域活性化包括連携協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社フレッセイホールディングス（以下「乙」という。）及び株式会社フレッセイ（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙並びに丙が、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用し、前橋市内の地域コミュニティ活動及び経済活動の一層の活性化並びに市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携する項目）

第2条 甲及び乙並びに丙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携し、協力して事業推進に努めるものとする。

（1）地産地消の推進

（2）前橋市産の農林水産物、加工品等の販売促進

（3）前橋市民の健康増進及び食育の推進

（4）高齢者及び障害者の支援

（5）子育ての支援

（6）青少年の健全育成

（7）観光振興

（8）環境問題対策

（9）地域の安全安心

（10）災害対策

（11）前橋市のイメージアップ

（12）その他地域コミュニティ活動及び経済活動の活性化並びに市民サービスの向上のために必要な事業

2 甲及び乙並びに丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議のうえ、取り決めることとする。

3 甲及び乙並びに丙は、連携して取り組んだ第1項各号に掲げる事項について、その成果、今後の推進方法等に関し、定期的に協議を行うものとする。

4 甲及び乙並びに丙は、第1項各号に掲げる事項を推進するに当たり、必要に応じ群馬県、前橋市内の関係団体等と連携するものとする。

(協定の見直し)

第3条 甲及び乙並びに丙は、本協定の内容を変更する必要があると認められるときは、そのつど協議するものとする。

(疑義の決定)

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲及び乙並びに丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成24年11月13日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

市長 山本 龍

群馬県前橋市力丸町900番1号

乙 株式会社 フレッセイホールディングス

代表取締役社長 植木 威行

群馬県前橋市力丸町491番1号

丙 株式会社 フレッセイ

代表取締役 植木 威行

前橋市と株式会社群馬銀行との連携協力に関する包括協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社群馬銀行（以下「乙」という。）は、各分野において連携協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働により「県都まえばし創生プラン」を推進し、前橋市の地方創生、地域社会の発展、地域経済の活性化、及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 企業誘致に関すること。
- (2) 定住促進・雇用創出に関すること。
- (3) 商工業者向けの起業・創業・融資等及び経営支援に関すること。
- (4) 農林業における、担い手育成・販売促進・新商品開発等、振興に資する支援全般に関すること。
- (5) U I J ターンの推進、若者の定着に関すること。
- (6) シティプロモーション、観光振興等に関すること。
- (7) 結婚、子育て支援等に伴う情報交換に関すること。
- (8) 福祉・健康・医療等の情報交換に関すること。
- (9) 企業、学校等の空き公共施設の有効利用に資する情報交換に関すること。
- (10) 災害等における地域支援に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報のうち「秘密情報」として相手方が指定したものについては、本協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも解約の申出がないときは、更に1年延長するものとし、以降も同様とする。

(細則)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を
保有するものとする。

平成28年 6月 9日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市

市長 山 本 龍

乙 群馬県前橋市元総社町194番地
株式会社 群馬銀行

頭取 齋 藤 一 雄

群馬医療福祉大学と前橋市との連携協力に関する包括協定書

群馬医療福祉大学（以下「甲」という。）と前橋市（以下「乙」という。）は、各分野において連携協力するため、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、双方の有する資源を有効に活用し、相互の発展及び充実、地域の発展並びに人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 前橋市が推進するプロジェクトに関すること。
- (2) 教育研究、生涯学習、文化及びスポーツの振興発展に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 地域防災及び災害発生時の相互協力に関すること。
- (5) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報については、本協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙でその都度協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 8 年 7 月 2 1 日

甲 群馬県前橋市川曲町 1 9 1 番地 1
学校法人 昌賢学園 群馬医療福祉大学・短期大学部

理事長・学長 鈴木 利 定

乙 群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号
前橋市

市 長 山 本 龍

地域経済活性化に向けた包括連携に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）としののめ信用金庫（以下「乙」という。）は、各分野において連携協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、地域の特色（自然、歴史、文化、風土等）を重んじ、相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働により、「県都まえばし創生プラン」を推進し、前橋市の地方創生、地域社会の発展、地域経済の活性化、及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1)地域産業活性化の支援に関すること。
- (2)企業の誘致に関すること。
- (3)起業・創業に関すること。
- (4)移住・定住促進に関すること。
- (5)結婚、子育て支援等に伴う情報交換に関すること。
- (6)福祉・健康・医療等の情報交換に関すること。
- (7)地域づくり・まちづくりの推進に関すること。
- (8)災害等に係る地域支援に関すること。
- (9)前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報のうち「秘密情報」として相手方が指定したものについては、本協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第4条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも解約の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年 8月 8日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 群馬県富岡市富岡1123番地
しののめ信用金庫
理事長 横 山 慶 一

前橋市と株式会社セブンーイレブン・ジャパンとの 地域活性化包括連携協定書

前橋市（以下「甲」という。）と株式会社セブンーイレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、各分野において連携協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、前橋市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地産地消の推進、市製品の販売促進に関すること。
- （2）健康増進、食の安全・安心に関すること。
- （3）高齢者や障害者の支援に関すること。
- （4）子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- （5）地域の活性化、地域雇用の支援に関すること。
- （6）災害時の支援に関すること。
- （7）環境問題の対策に関すること。
- （8）商業及び観光振興に関すること。
- （9）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報のうち「秘密情報」として相手方が指定したものについては、本協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事

前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。
ただし、期間満了3か月前までに、甲又は乙のいずれからも解約の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も同様とする。

(細則)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 1月29日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市

市長 山 本 龍

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長 古 屋 一 樹

前橋市とあかぎ信用組合との連携に関する包括協定書

前橋市（以下「甲」という。）とあかぎ信用組合（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで地域活性化を推進するため、次のとおり連携に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携強化を図ることにより、市民サービスの向上並びに地域の成長及び発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市政のPRに関すること
- (2) 地域経済振興及び雇用促進に関すること
- (3) 防犯、防災に関すること
- (4) 地域活性化に関すること
- (5) 環境に関すること
- (6) 保健、医療及び福祉に関すること
- (7) 人材育成に関すること
- (8) 納税に関すること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項各号に掲げる連携事項の具体的な実施事項については、両者が協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報については、本協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方から書面による了承を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、相手方から知り得た秘密情報について、相手方から事前に書面による承諾を得ることなく、第1条の目的以外に使用してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲及び乙のいずれからの特段の申し出がない

場合は、当該期間の満了の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合は、両者が協議の上、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月1日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
市長 山 本 龍

乙 群馬県前橋市六供町856番地1
あかぎ信用組合
理事長 小 林 正 弘

前橋市とあかぎ信用組合との連携に関する包括協定に係る実施要領

前橋市（以下「甲」という。）とあかぎ信用組合（以下「乙」という。）は、前橋市とあかぎ信用組合との連携に関する包括協定（以下「協定」という。）第２条第２項の規定に基づき、協定の実施に関し、以下のとおり定める。

（連携事項）

第１条 協定第２条第２項に定める連携事項の具体的な実施事項及び担当課については、次のとおりとする。

連携事項	具体的な実施事項	所管課
協定第２条第１項 第１号に関する事項	ご当地ナンバープレートの取付け	政策推進課 市民税課
協定第２条第１項 第２号に関する事項	事業承継を含めた創業・起業支援	産業政策課
	中心市街地空洞化対策への協力	にぎわい商業課
	市特産品等の販路拡大への協力	農政課
協定第２条第１項 第３号に関する事項	振込め詐欺防止の取組 防災協力体制の強化	危機管理室
	危険な家屋等に係る情報の提供	建築住宅課
協定第２条第１項 第４号に関する事項	市民活動支援事業への協力	生活課
	本市イベント・観光情報の周知	観光振興課
協定第２条第１項 第５号に関する事項	道路等の異常等に係る情報の提供	道路管理課
協定第２条第１項 第６号に関する事項	高齢者見守り支援の推進	長寿包括ケア課
	自殺予防啓発及び研修受講によるゲートキーパーの養成	保健予防課
	国民健康保険特定健診の受診啓発	国民健康保険課
協定第２条第１項 第７号に関する事項	講座受講による認知症サポーターの養成	長寿包括ケア課
協定第２条第１項 第８号に関する事項	市税等の口座振替の推奨	収納課

（実績の報告）

第２条 甲は、第１条に規定する連携事項について、乙に対し、実績の報告を求めることができる。

(実施要領の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれからか、実施要領の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

前橋市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する包括協定書

前橋市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（大宮支店扱い：以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民の健康増進や市民サービスの向上に資するため、次のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）生活習慣改善に関する事
- （2）食を通じた健康づくりに関する事
- （3）熱中症予防に関する事
- （4）スポーツ振興に関する事
- （5）教育に関する事
- （6）防災・災害対策に関する事
- （7）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 前項各号に定める事項の具体的な取組みの内容、実施時期、実施方法等については、甲乙別途協議のうえ、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報については、本協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による了承を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第4条 甲及び乙は、暴力団等の反社会的勢力（暴力又は威力と詐欺的手法とを駆使して経済的利益を追求する集団又は個人等を含む。）と社会的に非難されるような関係を持つてはならない。

2 甲及び乙は、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- （1）脅迫若しくは暴力を用い、又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説の流布、偽計又は威力による信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前2号に掲げる行為に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項に定める義務に違反すると合理的に認められる場合又は前項各号に掲げるいずれかの行為を行った場合は、当該相手方に対して事前に何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、当該期間の満了の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合は、両者が協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年7月10日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市

市長 山本 龍

乙 埼玉県上尾市瓦葺929番地1
大塚製薬株式会社 大宮支店

支店長 平内 秀司

前橋市と群馬ヤクルト販売株式会社との地域社会づくり包括連携協定

前橋市（以下「甲」という。）と群馬ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、健康な安心社会の実現及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）高齢者や障がい者、子どもなどの地域見守り支援等に関する事
- （2）防災、災害対策及び防犯に関する事
- （3）市民の健康づくり推進に関する事
- （4）結婚・子育て支援に関する事
- （5）観光振興・スポーツ振興に関する事
- （6）市政のPRに関する事
- （7）その他、目的達成のために必要な事

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面で相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月12日

甲 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市

市長 山 本 龍

乙 群馬県前橋市高井町一丁目7番地1号
群馬ヤクルト販売株式会社

代表取締役社長 塩 谷 輝 行

報 告 様 式 目 次

1 災害対策基本法、消防組織法等に基づく報告

1-1	火災即報（災害対策基本法【第1号様式】）	1
1-2	特定の事故即報（災害対策基本法【第2号様式】）	2
1-3	救急・救助事故即報（災害対策基本法）【第3号様式】	3
1-4	火災・災害等即報要領（災害対策基本法【第4号様式】）	4
1-5	災害確定報告（消防組織法【第1号様式】）	7
1-6	災害中間年報（消防組織法【第2号様式】）	9
1-7	災害年報（消防組織法【第3号様式】）	10
1-8	群馬県人的被害状況集計【参考様式1】	12
1-9	群馬県人的被害状況集計【参考様式2】	13
1-10	今冬の雪による被害状況等【別紙1】	14
1-11	死者及び行方不明者の発生状況【別紙2】	15

2 その他関係法令による報告等

2-1	医療関係被害状況報告	16
2-2	防疫関係被害状況報告（日報）	17
2-3	清掃施設被害及び清掃関係事業等状況報告	18
2-4	水道施設被害状況報告	19
2-5	農地・農業用施設被害状況報告	20
2-6	農作物被害状況報告	21
2-7	農漁業被害状況報告	22
2-8	林業関係被害報告	24
2-9	商業関係被害状況報告	25
2-10	工業関係被害状況報告	26
2-11	災害報告（急傾斜、地すべり用）	27
2-12	災害報告（土石流用）	28
2-13	公共土木施設被害状況報告	29
2-14	公立学校教育施設被害状況報告	30
2-15	学校給食用物資被害状況報告書	31
2-16	市有財産被害状況報告	32
2-17	社会福祉施設被害状況報告	33

3 名簿・台帳

3-1 避難者名簿（各世帯）	3 4
3-2 避難者収容記録簿	3 5
3-3 行方不明者名簿	3 6
3-4 遺体処理票	3 7
3-5 遺留品処理票	3 8
3-6 遺体処理台帳	3 9
3-7 埋葬・火葬台帳	4 0

4 災害救助法関係

4-1 災害救助費概算額調（災害名）（災害救助法【様式 1】）	4 1
4-2 災害救助基金報告書（災害救助法【様式 2】）	4 2
4-3 避難所設置及び避難生活状況（災害救助法【様式 3】）	4 3
4-4 応急仮設住宅台帳（災害救助法【様式 4】）	4 4
4-5 炊出し給与状況（災害救助法【様式 5】）	4 7
4-6 飲料水の供給簿（災害救助法【様式 6】）	4 8
4-7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（災害救助法【様式 7】）	4 9
4-8 救護班活動状況（災害救助法【様式 8】）	5 0
4-9 病院診療所医療実施状況（災害救助法【様式 9】）	5 1
4-10 助産台帳（災害救助法【様式 10】）	5 2
4-11 被災者救出状況記録簿（災害救助法【様式 11】）	5 3
4-12 住宅応急修理記録簿（災害救助法【様式 12】）	5 4
4-13 生業資金貸付台帳（災害救助法【様式 13】）	5 5
4-14 学用品の給与状況（災害救助法【様式 14】）	5 6
4-15 埋葬台帳（災害救助法【様式 15】）	5 7
4-16 死体処理台帳（災害救助法【様式 16】）	5 8
4-17 障害物除去の状況（災害救助法【様式 17】）	5 9
4-18 輸送記録簿（災害救助法様式【様式 18①】）	6 0
4-19 賃金職員雇上台帳（災害救助法様式【様式 18②】）	6 1
4-20 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況	6 2
4-21 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況	6 3
4-22 扶助金の支給状況（災害救助法様式【様式 21】）	6 4
4-23 損失補償費の状況（災害救助法様式【様式 22】）	6 5
4-24 法第 19 条の補償費の状況（災害救助法様式【様式 23】）	6 6

4-25 救助の種類に応じた必要書類【参考資料 1】	6 7
4-26 救助事務費算出表【参考資料 2】	6 9
4-27 救助事務費の状況（災害救助法様式【様式 24①】）	7 0
4-28 救助事務費調査票（災害救助法様式【様式 24②】）	7 1
4-29 救助事務費（災害救助法様式【様式 24③～⑧】）	7 2

5 罹災証明（願）

5-1 罹災証明書交付申請書【様式第 1 号】	7 8
5-2 被災届出証明書交付申請書【様式第 2 号】	8 0
5-3 建物被害認定再調査申請書【様式第 4 号】	8 2
5-4 罹災証明書【様式第 3 号】	8 3

6 自衛隊の災害派遣要請と撤収

6-1 自衛隊の災害派遣要請の要求について	8 4
6-2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請の要求について	8 5

7 水防計画関係

7-1 前橋市水防隊員証（水防法第 4 9 条第 2 項）	8 6
7-2 公用負担権限委任証（水防法第 2 8 条第 2 項）	8 7
7-3 公用負担命令書（水防法第 2 8 条）	8 8
7-4 水防実施状況報告書（水防法第 4 7 条第 2 項）	8 9
7-5 水防実施箇所別表（水防法第 4 7 条第 2 項）	9 0
7-6 水防活動報告書（水防法第 4 7 条第 2 項）	9 1

1 災害対策基本法及び消防組織法等に基づく報告

1-1 火災即報

災害対策基本法【第1号様式（火災）】

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	群馬県
市町村 (消防本部名)	前橋市
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・ 用 途	事 業 所 名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m² 階層 延べ面積 m²
焼 損 程 度	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟 } 計 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

1-2 特定の事故即報
災害対策基本法【第2号様式（特定の事故）】

事故名

1

2

3

4

石油コンビナート等特別防災区域内の事故

危険物等に係る事故

原子力施設等に係る事故

その他特定の事故

第

報

報告日時

年

月

日

時

分

都道府県

群馬県

市町村

前橋市

（消防本部名）

報告者名

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他（ ）					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕				
発生日時 （ 覚 知 日 時 ）	月 日 時 分 （ 月 日 時 分 ）	発 見 日 時	月 日 時 分			
		鎮火日時 （処理完了）	月 日 時 分 （ 月 日 時 分 ）			
消防覚知方法		気 象 状 況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他（ ）		物 質 名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他（ ）					
施設の概要		危険物施設の 区 分				
事故の概要						
死 傷 者	死者（性別・年齢） 人		負傷者等	人（ 人 ）		
			重 症	人（ 人 ）		
			中等症	人（ 人 ）		
			軽 症	人（ 人 ）		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
		事業所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			そ の 他	人		
		消 防 本 部（ 署 ）	台			
		消 防 団	台			
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機			
		海 上 保 安 庁	人			
		警 戒 区 域 の 設 定	月 日 時 分	自 衛 隊	人	
		使 用 停 止 命 令	月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

（注） 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

1-3 救急・救助事故即報

災害対策基本法【第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）】

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	群馬県
市町村 (消防本部名)	前橋市
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害
発生場所	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) 覚知方法
事故等の概要	
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 負傷者等 人 (人) 計 人 { 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人) 不明 人
救助活動の要否	
要救護者数(見込)	救 助 人 員
消防・救急・救助 活 動 状 況	
災害対策本部 等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

1-4 「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）
災害対策基本法【第4号様式（その1）（災害概況即報）】

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	群馬県
市町村 (消防本部名)	前橋市
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

都道府県					区		分		被害		区		分		被害		都道府県	
災害名		災害名			田		流失・埋没		ha		公立文教施設		千円				災害等の設置状況	
報告番号		第 報			冠		水		ha		農林水産業施設		千円				都道府県	
報告番号		(月 日 時現在)			煙		流失・埋没		ha		公共土木施設		千円					
報告者名					冠		水		ha		その他の公共施設		千円					
区		分			被害		学		校		小		千円				市町村	
死		者			人		病		院		公共施設被害市町村数		団体				本部	
うち災害関連死者		人					道		路		農産被害		千円				適用市町村名	
行方不明者		人					橋		りょう川		林産被害		千円				計	
負傷者		人					河		湾		畜産被害		千円				団体	
重傷		人					港		所		水産被害		千円					
軽傷		人					砂		所		商工被害		千円					
人の被害		の					清掃施設		通		被害救助法							
被害者		棟					被		害		船舶		隻					
全		壊			世帯		水		道		戸						被害総額	
半		壊			棟		電		話		電		回線				千円	
一部		損			棟		電		気		ガ		戸				被害の概要	
一部		損			世帯		ガ		ス		プロック塀等		戸				災害の概要	
床上		浸			棟		他										(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づき応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)	
床上		浸			世帯		り		災		世帯		数		人		消防機関等の活動状況	
被害		害			棟		り		災		世帯		数		人		自衛隊の災害派遣	
非住家		公			棟		火災発生		建		状況		状況		状況		その他	
住家		共			棟		火災発生		建		状況		状況		状況			
被害		の			棟		火災発生		建		状況		状況		状況			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

1-5 災害確定報告
消防組織法【第1号様式_災害確定報告】

都 道 府 県						区 分			被 害			
災 害 名 ・ 確定年月日			月 日 時確定			そ の 他	田	流失・埋没		ha		
								冠 水		ha		
								畑	流失・埋没		ha	
									冠 水		ha	
報 告 者 名							学 校	箇所				
区 分			被 害				病 院	箇所				
人 的 被 害	死 者		人		道 路		箇所					
	うち 災害関連死者		人		橋 り よ う		箇所					
	行方不明者		人		河 川		箇所					
	負 傷 者	重 傷	人		港 湾		箇所					
		軽 傷	人		砂 防		箇所					
	住 家 被 害	全 壊		棟			清 掃 施 設	箇所				
世帯					鉄 道 不 通	箇所						
人					被 害 船 舶	隻						
半 壊		棟		水 道	戸							
		世帯		電 話	回線							
		人		電 気	戸							
一 部 破 損		棟		ガ ス	戸							
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所							
		人										
床 上 浸 水		棟										
		世帯										
		人										
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯							
		世帯		り 災 者 数	人							
		人		火 災 発								
非 住 家	公 共 建 物		棟		建 物	件						
	そ の 他		棟		危 険 物	件						
					そ の 他	件						

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 立 文 教 施 設	千 円			設 置	月 日 時			
農 林 水 産 業 施 設	千 円			解 散	月 日 時			
公 共 土 木 施 設		千 円	災 害 対 策 市 町 村 本 部 名					
そ の 他 の 公 共 施 設		千 円						
小 計		千 円						
公共施設被害市町村数		団 体						
そ の 他	農 産 被 害	千 円		災 害 適 用 市 町 村 救 助 法 名				
	林 産 被 害	千 円						
	畜 産 被 害	千 円						
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
	そ の 他	千 円	計		団 体			
被 害 総 額		千 円	消 防 職 員 出 動 延 人 数		人			
			消 防 団 員 出 動 延 人 数		人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）							

発生年月日 災害名									計
区分									
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他の公共施設		千円							
その他被害		千円							
被害総額		千円							
都道府県 災害対策本部		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

1-7 災害年報

消防組織法【第3号様式_災害年報】

都道府県名 群馬県

区分			災害名							計
人的被害	死 者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住家被害	全 壊	棟								
		世帯								
		人								
	半 壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	そ の 他	棟								
その他の被害	田	流失・埋没	ha							
		冠 水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠 水	ha							
	学 校	箇所								
	病 院	箇所								
	道 路	箇所								
	橋 り よ う	箇所								
	河 川	箇所								
	港 湾	箇所								
	砂 防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水 道	戸								

都道府県名

災害名 発生年月日							計
		区分					
電	話	回線					
電	気	戸					
ガ	ス	戸					
その他	ブロック塀等	箇所					
火災発生	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
り災世帯数		世帯					
り災者数		人					
公立文教施設		千円					
農林水産業施設		千円					
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
小計		千円					
公共施設被害市町村数		団体					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他		千円					
被害総額		千円					
都道府県	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人

人的被害状況集計

本様式は、「kikikanri@pref.gunma.lg.jp」へメール送信してください。

災害原因			
災害の発生日時	年	月	日
報告日時	年	月	日 時 分
市町村名	前橋市		

整理番号	年齢	性別	氏名(入力任意)	発生場所	発生日時	該当箇所にて○を記載				事故の概要 ※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記述
						死亡	重傷	軽傷	不明	
1										
2										
3										
4										
5										

※即報様式(FAXまたは総合防災情報システム)により報告した被害について、詳細情報を、本様式により報告すること。
※消防本部との連絡を密にして、情報の整合を図ること。

建物被害状況集計

災害原因	台風第〇号			
災害の発生日時	年	月	日	
報告日時	年	月	日	時 分
市町村名	前橋市			

本様式は、「kikkikanri@pref.gunma.lg.jp」へメール送信してください。

整理番号	建物の別			施設名	発生場所	発生日時 (発知日時)	該当箇所に○を記載					世帯 数	人数	被害詳細 ※発生時の状況や員傷状況をわかる範囲で記述
	分類1	分類2	分類3				全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		
(記載例)	住家	2階建て		〇〇〇〇宅	大手町1-1-1	H24.00.00 00:00				○				倒木により、屋根の一部を破損 (自主避難等はない)
(記載例)	住家	平屋		△△△△宅	□□町□□□	H24.00.00 00:00						○		住宅敷地が周囲より低いために雨水 が流入し、さらに、玄関内部に1cm程 度の深さで浸水した。
1														
2														
3														
4														
5														

- ※即報様式(FAXまたは総合防災情報システム)により報告した被害について、詳細情報を、本様式により報告すること。
- ※住家・非住家を区別すること。
- ※非住家にあつては、半壊以上のものを計上すること(「公共施設」と「その他の施設」で区別)
- ※被害の程度は、「被害認定基準」に基づき判断すること。
- ※浸水は、あくまで住家の浸水であり、住宅敷地の浸水だけの場合は計上しないこと。
- ※消防本部との連絡を密にして、情報の整合を図ること。

1-10 今冬の雪による被害状況等【別紙1】

報告日 令和 年 月 日

消防庁 応急対策室あて

(E-mail: oukyu-kakari@ml.soumu.go.jp)

今冬の雪による被害状況等

都道府県：
担当者名：
電話：

1 被害状況等

期 間	人 的 被 害 (人)					住 家 被 害 (棟)					災対本部 (※2)	
	死者	うち 災害 関連 死者 (※1)	行方 不明者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	都道 府県	市区 町村
年11月1日 ～ 12月31日												
年 1月1日 ～ 1月31日												
年 2月1日 ～ 2月28日												
年 3月1日 ～ 3月31日												
合計												

- ※1 死者又は行方不明者が発生した場合、併せて「別紙2 死者及び行方不明者の発生状況」の記入をお願いします。
- ※2 「災対本部」欄は、災害対策基本法第23条及び第23条の2に基づく災害対策本部の設置数を記入してください。また、併せて「2 災害対策本部の設置状況(都道府県、市区町村)」の記入をお願いします。
- ※3 ●●●年4月1日以降、雪による被害が発生した場合は、空欄の行に必要事項を入力し、報告願います。

2 災害対策本部の設置状況(都道府県・市区町村) (災対本部を設置した場合に記入してください。)

名 称	設 置 期 間 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
	~
	~
	~
	~

1-11 死者及び行方不明者の発生状況【別紙2】

死者及び行方不明者の発生状況(死者及び行方不明者が発生した場合、必ず記入してください。)

※別添「死者及び行方不明者の発生状況記載要領」により記入願います。

※災害関連死者に該当する場合は、概況にその旨記載してください。

No.	市区町村	発生年月日	性別	年齢	分類	原因	概 況 (左記原因が「⑤その他」の場合のみ記入)
例	〇〇市	令和5年12月20日	女	66歳	死亡	⑤	除雪して積み上げておいた雪が崩れ、死亡
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

2 その他関係法令等による報告等

2-1 医療関係被害状況報告（概況・中間・確定）

医療関係被害状況報告（概況・中間・確定）						
前橋市						
月 日 時 分現在						
災害の原因				災害発生日時		
災害発生場所		前 橋 市				
報告の日時		日 時 現在		受信機関		
発信機関				受信者		
発信者						
被害状況						
区分		施設名 (市町村別)	施設数	被害程度	被害金額(千円)	摘 要
病 院	公的					
	私的					
	計					
診療所	公的					
	私的					
	計					
歯 科 診療所	公的					
	私的					
	計					
助産所	公的					
	私的					
	計					
その他	公的					
	私的					
	計					

（注）公的は、国・県・市町村・公共立を含む。

2-2 防疫關係被害狀況報告（日報）（概況・中間・確定）

防 疫 関 係 被 害 状 況 報 告 （日報）（概況・中間・確定）										
前橋市										
月 日 時 分現在										
災 害 の 原 因				災 害 発 生 日 時						
災 害 発 生 場 所		前 橋 市								
発 信 機 関				受 信 機 関						
発 信 者				受 信 者						
措 置	1. そ族昆虫駆除の地域指定の要否									
	2. 代執行の必要の有無									
	3. 災害救助法の適用の有無									
	4. 感染症指定医療機関の被害状況の概要									
	5. 応援の必要の有無（器材・人員等）									
	6. その他参考となる事項									
防 疫 活 動	1. 患者発生数									
	病 名		真 症		名（累計		名）疑似		名（累計	
	保菌者		名（累計		名）死者		名（累計		名）	
	2. 防疫活動状況（市町村名）									
	検病調査戸数				戸（延		戸）			
	検診件数（人員）				名（延		名）			
	防疫活動従事者									
	保 健 所				名（延		名）			
	本 庁 職 員				名（延		名）			
	市町村関係				名（延		名）			
	3. 清潔方法実施									
	消毒方法実施				戸（延		戸）			
	そ族昆虫駆除実施				戸（延		戸）			
	集団避難場所及び収容人員		カ所		名（延		名）			
	汚染井戸及び消毒済戸数									
汚染		カ所		消毒済		カ所		（延 カ所）		
4. 感染症法による生活用水の供給人員										
				名（延		名）地区名				
5. 災害救助法による飲料水の供給人員										
				名（延		名）地区名				
6. その他										

2-3 清掃施設（含下水道終末処理場）被害及び清掃関係事業等状況報告（概況・中間・確定）

清掃施設（含下水道終末処理場）被害及び清掃関係事業等状況報告 (概況・中間・確定) 前橋市 月 日 時 分現在										
災 害 の 原 因						災 害 発 生 日 時				
災 害 発 生 場 所		前 橋 市								
発 信 機 関						受 信 機 関				
発 信 者						受 信 者				
災 害 の 状 況	施 設 名	区 分	復旧工事内容	員 数	単 価	所 要 金 額	備 考			
					円	円				
災害のために特に必要となった清掃事業										
し 尿 処 理					ご み 処 理					
区 分	員数	単価	金 額	備 考	区 分	員数	単価	金 額	備 考	
人 夫 賃				汲 取 戸 数 戸 処 理 量 k1 清 掃 期 間 月 日 ～ 月 日	人 夫 賃				処 理 量 t 清 掃 期 間 月 日 ～ 月 日	
借 上 料					借 上 料					
器具器材費					器具器材費					
桶					ス コ ッ プ					
燃 料 費					燃 料 費					
ガ ソ リ ン					ガ ソ リ ン					
そ の 他					そ の 他					
合 計					合 計					
緊急応援の 必 要 性										

2-4 水道施設被害状況報告（概況・中間・確定）

水道施設被害状況報告（概況・中間・確定）														
前橋市 月 日 時 分現在														
災 害 の 原 因						災 害 発 生 日 時								
災害発生場所														
発 信 機 関						受 信 機 関								
発 信 者						受 信 者								
飲 用 水 供 給 状 況 記 録 簿														
供給年月日		供給区域		供給戸数		供給人口		給 水 用 機 械 器 具			備 考			
								名 称		数 量		所有者数		
災 害 の 状 況	施 設 名		区 分		復旧工事内容		員 数		単 価		所 要 金 額		備 考	
									千円		千円			
災 害 状 況								断 減 水 の 状 況						
応 急 措 置						緊 急 応 援 の 必 要 性								

2-5 農地・農業用施設被害状況報告（概況・中間・確定）

農地・農業用施設被害状況報告（概況・中間・確定）

農漁業被害調査報告要領（様式4 別紙）

連絡受付月日

時

分

連絡受け者

報告 前橋市

報告者名

1. 災害発生年月日及び災害名

月

日

～

月

日

(

災害)

(1) 農 地

工 種	箇所数	面積(ha)	延長(m)	金額(千円)	関係機関、被害状況
畦 畔					
田					
畑					
計					

(2) 農業用施設

工 種	箇所数	延長(m)	金額(千円)	関係機関、被害状況
た め 池				
頭 首 工				
水 路				
揚 水 機				
堤 防				
道 路				
橋 梁				
農地保全				
計				

(1)+(2)=合計

箇所

千円

2. 主な被災地及び雨量

市町村名	観測 月日	雨 量 (mm)				風 速 等 (m/s)	観 測 所 名
		連続雨量		時間雨量			
		時 間	雨 量	時 間	雨 量		

3. 第

回目報告

継続・最終の別

2-6 農作物被害狀況報告

農作物被害狀況報告

農漁業被害調查報告要領（樣式2 別紙1）

市町村名 前橋市

年 月 日 時現在

[illegible]

注 ① 市町村ごとに各欄の小計を記入すること。

- ② 苗代は本ぼと区別し記載すること。（例：水稻と水稻（苗）とを区別する。）
- ③ 皆無換算面積は、被害程度別面積に30%未満にあつては0.15、30%以上50%未満にあつては0.4、50%以上70%未満にあつては0.6、70%以上90%未満にあつては0.8、90%以上にあつては0.95を乗じた数(0.1ha未満は四捨五入)の合計を記入する。なお、被害面積の大部分30%未満の被害でその部分を0.15で計算すると被害の態に適合しないと認められるときの皆無換算面積の算出割合は、0.15とは異なる実情に即した割合でその部分を被害程度別面積30%未満欄に（ ）書きすること。
- ④ 被害減収量を算出する場合のha当たりの平年収量は、原則として関東農政局群馬統計情報事務所公表の数値に基づき年度当初に定めたものを用いることとするが、豊凶差等により実体に添わない場合は別の方法によること。なお、別の方法による場合は、農業経済課にその旨連絡願いたいこと。
- ⑤ 被害金額を算出する場合の単価は、農業経済課が指示した標準単価によるが、標準単価のないものは時価によること。
- ⑥ 苗代についての被害面積はアール単位で記載すること。この場合「ha当たりの平年収量」は「a当たりの平年収量」と読み替えること。
- ⑦ 面積の単位はhaとなつてゐるが、小数点以下第1位まで記載し、小数点以下第1位未満は四捨五入すること。
- ⑧ 被害戸数については、30%以上の被害を受けた戸数を（ ）内に再掲すること。
- ⑨ 皆無換算面積、被害減収量、被害金額については、30%以上の被害に係るものをそれぞれの欄に再掲すること。

2-7 農漁業被害状況報告

農漁業被害状況報告（農業協同組合及び同連合会所有のもの）

農漁業被害調査報告要領（様式 2 別紙 7 参照）

市町村名 前橋市

年 月 日 時現在

分類	施設名	農業協同組合名 (農業協同 組合連合会名)	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		被害戸数 (戸)
			件数	金 (千円)	件数	金 (千円)	件数	金 (千円)	件数	金 (千円)	件数	金 (千円)	
耕 種 関 係													
畜 産 関 係													
蚕 糸 関 係													
園 芸 関 係													
その他													
自然牧野													
計													

注 ① 「分類」欄は、「耕種関係」、「畜産関係」、「蚕糸関係」、「園芸関係」、「その他」及び「自然牧野」に区分して記載すること。ただし、該当がない区分については、省略すること。

② 「耕種関係」とは、水陸稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいうこと。

③ 「園芸関係」には、工芸作物（たばこ、茶、こんにやく等）関係施設を含むこと。

④ 「その他」には、「自然牧野」以外のもので、他の分類に属さないもの（有線放送、配発電施設等）を記載すること。

⑤ 用途が複数の施設については、その主たる用途に分類したうえ記載すること。

⑥ 施設名は、別表を参考の上記載すること。（養殖施設を含む）

⑦ 「全壊」、「大破」、「中破」、「小破」については、別紙6注①のとおりであること。

農漁業被害状況報告（その他所有のもの）

農漁業被害調査報告要領（様式 2 別紙 7 参照）

市町村名 前橋市

年 月 日 時現在

分類	施設名	農業協同組合名 (農業協同 組合連合会名)	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		被害戸数 (戸)
			件数	金 (千円)	件数	金 (千円)	件数	金 (千円)	件数	金 (千円)	件数	金 (千円)	
耕種関係													
畜産関係													
養蚕関係													
園芸関係													
その他													
自然牧野													
計													

注

①「分類」欄は、「耕種関係」、「畜産関係」、「園芸関係」、「その他」及び「自然牧野」に区分して記載すること。ただし、該当がない区分については、省略すること。

②「耕種関係」とは、水陸稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいうこと。

③「園芸関係」には、工芸作物（たばこ、茶、こんにやく等）関係施設を含むこと。

④「その他」には、「自然牧野」以外のもので、他の分類に属さないもの（有線放送、配発電施設等）を記載すること。

⑤用途が複数の施設については、その主たる用途に分類したうえ記載すること。

⑥施設名は、別表を参考の上記載すること。（養殖施設を含む）

⑦「全壊」、「大破」、「中破」、「小破」については、別紙6注①のとおりであること。

2-9 商業関係被害状況報告（概況・中間・確定）

商 業 関 係 被 害 状 況 報 告 （概況・中間・確定）			
前橋市			
		月 日 時 分現在	
災 害 の 原 因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
区 分	被 害 件 数	被 害 金 額	備 考（店舗であって、住所と別である） （ゲタバキ住宅）（街灯、ウインドー、広告等） （アーケード、ゲージ等）
建 物	棟	千円	
施 設	件	千円	
共 同 施 設	件	千円	
商 品		千円	
そ の 他		千円	

（注）「その他」は具体的に記入すること。

2-10 工業関係被害状況報告（概況・中間・確定）

工業関係被害状況報告（概況・中間・確定）			
前橋市			
月 日 時 分現在			
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

（単位 万円）

事 項			中 小 企 業 者	その他の事業者	計
建物、設備等有形 固定資産の損害	全 壊 (注1)	件 数			
		損害額			
	そ の 他 の 損 壊	件 数			
		損害額			
事業共同組合、商 工組合の共同施設 の被害（注2）	件 数				
	損 害 額				
製品、仕掛品原材料の損害(注3)		損害額			
小 計					
床 下 浸 水 戸 数					
床 上 浸 水 戸 数					
除雪、排水等の被害対策に要した経費					
その他災害の発生により生じた損害額(注4)					
総 計					

（注1） 全流失、全埋没、全焼、その他被害程度においてこれらに類するものを含む。

（注2） 事業協同組合、事業協同組合もしくは協同組合連合会または商工組合もしくは商工連合会の共同施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害。

（注3） 流失、埋没、焼失その他被害の程度においてこれらに類するものを含む。

（注4） 季節的商品の出荷遅延による価値の減少額等。

2-11 災害報告（急傾斜、地すべり用）

（注） 急傾斜、地すべり用

災 害 報 告										
地方庁名（ ）			第		報（		月 日 時 分現在）			
場 所	郡 市		町 村 大字		ふ り が な 区 域 名					
発 生 日 時	月 日 時		異 常 気 象 名							
原 因	連続雨量		mm		月 日 時～ 月 日 時（観測所）					
	日雨量		mm		月 日 時～ 月 日 時					
	最大時間雨量		mm		日 時～ 月 日 時					
	その他の概況									
斜面の種類 及び高さ	自然斜面 H＝ m		人工斜面 H＝ m		概 況 平 面 図			縦 継 図		
拡大の見込	有 無									
保 全 対 象 人 家 戸 数	戸									
崩壊の状況	高さ m 幅 m									
	面積 m ² 勾配 度									
	崩壊又は流出土砂量 m ³									
	その他									
被害の状況	死者・負傷者等		死者 名		行方不明者 名		負傷者 名			
	住 宅 被 害		全壊 戸		半壊 戸		一部破壊 戸			
	公共的建物被害									
	その他の建物被害									
	そ の 他 の 概 況									
応 用 対 策										
適 用 法 律 の 施 行 状 況	法 令 等		有無		法 令 等			有無		
	急 傾 斜 地 法 適 用 区 域				急傾斜地崩壊危険実態調査箇所			地帯番号 箇所番号		
	建築基準法による災害危険区域				住 宅 造 成 工 事 規 制 区 域					
	地すべり防止区域（建・林・農）				都市計画法にもとづく開発許可制度の適用区域					
	砂 防 指 定 地				旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	保 安 林				宅 造 基 準 条 例 の 適 用 区 域					
	災害対策基本法防災計画区域				そ の 他					
備 考										
受 送 信	月 日 時		送信者氏名				受信者氏名			

〔注〕 土石流用

※掃流形態とは土砂の氾濫堆積状態が層状をなして堆積している場合とし、土石流形態とはそれら以外の堆積状況の場合とする。

2-13 公共土木施設被害状況報告（概況・中間・確定）

公共土木施設被害状況報告（概況・中間・確定）			
前橋市 月 日 時 分現在			
災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所			
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

その1 被害総括表

種 別	国 庫 補 助 災 害				小 計		県 単 災 害		合 計	
	県 工 事		市 町 村 工 事							
	箇所	被害金額	箇所	被害金額	箇所	被害金額	箇所	被害金額	箇所	被害金額
河 川		千円		千円		千円		千円		千円
砂 防										
道 路										
橋 梁										
計										

その2 による出水状況

（ 年 月 日現在）

河 川 名	測 定 値	平 水 位	警 戒 水 位	今 回 の 水 位	備 考

その3 による降水量調

測定位置	月 日		月 日		月 日		月 日	
	()雨量	連続雨量	()雨量	連続雨量	()雨量	連続雨量	()雨量	連続雨量

その4 被害箇所内訳

路河川名	郡市	町村	字	工種	長	幅	復旧見込額 (未成を除く)	うち 応急費	未成額 (転属額)	備 考

その5 交通止箇所調

路 線 名	位 置			被 害 状 況	交通処理 状 況	復旧見込	復旧月日	備 考
	郡市	市村	字					

（注）市町村においては、その1～5のうち市町村関係分を報告するものとする。

2-14 公立学校教育施設災害状況報告（概況・中間・確定）

公立学校教育施設災害状況報告（概況・中間・確定）														
前橋市														
月 日 時 分現在														
災害の原因						災害発生日時		年 月 日 時 分						
災害発生場所														
発信機関						受信機関								
発信者						受信者								
被害状況											工作物被害金額	土地被害金額	施設被害金額	被害金額合計
災害学校名	建 物													
	要 新 築				要 補 修				計					
	全 壊		半 壊		大・中破		小 破		面積	金額				
	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額						
	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円	千円	千円	千円	千円
応急対策その他														

2-15 学校給食用物資被害状況報告書

学校給食用物資被害状況報告書

学校名
月 日 時現在

区分	物 資 名		数 量	包 装	購 入 単 価	金 額	発 生 場 所
流 失 ・ 焼 失	精 米		kg	包	円	円	
	米 食 加工品	アルファ化米					
		赤 飯					
	小麦粉	強 力 粉					
		準 強 力 粉					
	乾 燥 脱 脂 ミ ル ク						
	そ の 他 の 給 食 物 資						
埋 没	精 米						
	米 食 加工品	アルファ化米					
		赤 飯					
	小麦粉	強 力 粉					
		準 強 力 粉					
	乾 燥 脱 脂 ミ ル ク						
	そ の 他 の 給 食 物 資						
ぬ れ 損	精 米						
	米 食 加工品	アルファ化米					
		赤 飯					
	小麦粉	強 力 粉					
		準 強 力 粉					
	乾 燥 脱 脂 ミ ル ク						
	そ の 他 の 給 食 物 資						
計	精 米						
	米 食 加工品	アルファ化米					
		赤 飯					
	小麦粉	強 力 粉					
		準 強 力 粉					
	乾 燥 脱 脂 ミ ル ク						
	そ の 他 の 給 食 物 資						
備 考							

注 1. 米、小麦、乾燥脱脂ミルク購入単価は県学校給食会からの買入価格とする。
2. 備考欄には、給食施設の被害の概況等を記載すること。

2-16 市有財産被害状況報告（概況・中間・確定）

市有財産被害状況報告（概況・中間・確定）			
前橋市 所（院・学校） 月 日 時 分現在			
災 害 の 原 因		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	

その1 建 物

種 別	全 壊 （ 焼 ） 失		半 壊 （ 焼 ）		一 部 破 損		被 害 見 込 額 合 計
	棟 数	被害見込額	棟 数	被害見込額	棟 数	被害見込額	
		千円		千円		千円	千円

（注） 種別は庁舎、校舎、学校、病棟、住宅等とする。

その2 土 地

区 分 地 目	被 害 面 積			被 害 見 込 額
	流 失	埋 没	計	
田	ha	ha	ha	千円
畑				
宅 地				
山 林				
原 野				

2-17 社会福祉施設被害状況報告（速報・確定）

社会福祉施設被害状況報告（速報・確定）

前橋市

災害発生日： 月 日

災害の種類：

月 日 時 分現在

市町村名							合 計
区 分							
入所施設	全 壊	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	半 壊	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	一 部 破 損	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	床 上 浸 水	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
	床 下 浸 水	施設数	施設				
		棟数	棟				
		入所人数	人				
被害金額		千円					
そ の 他	保育所	棟					
	被害金額	千円					

注 1 「入所人員」とは、被害を受けた棟等に入所している現員とする。

2 炊事場、浴場等が別棟になっている場合は、それぞれ1棟とし、「入所人員」欄には入所現員数を記入すること。

3 名簿・台帳

3-1 避難者名簿（各世帯）

避難者名簿（各世帯）

避難所名 月 日 No. _____

住所

アパート・マンション名

電話

世帯の状況（同居中の世帯全員について記入してください）

No.	(ふりがな) 氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	年 齢	現在の状況
1	()	世帯主	男・女	M T S H R 年 月 日		
2	()		男・女	M T S H R 年 月 日		
3	()		男・女	M T S H R 年 月 日		
4	()		男・女	M T S H R 年 月 日		
5	()		男・女	M T S H R 年 月 日		
6	()		男・女	M T S H R 年 月 日		
				避難所におられる家族の人数 人		

この避難所に避難している方は、No.に○をください。

※ 現在行方不明の家族については、別紙の行方不明者名簿を記入してください。

上記の内容確認者（避難所の職員、又は避難所自治組織の担当者）

年 月 日

確認者 氏名

3-2 避難者収容記録簿

避難者収容記録簿

No. _____

避難所名 _____

No.	世帯主名	氏 名	年齢	性別	住 所	備 考 (家族の 不明者等)	避難日	撤去日

※ 原則として世帯ごとにまとめること。

3-3 行方不明者名簿

行 方 不 明 者 名 簿

種 別	身元不明 身元引受人 1. 行方不明者 2. の遺体 3. のない遺体 4. その他					受付 番号	
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受 付 者 氏 名	
住 所							届 出 人 (氏名)
遺 体 の 現 場							(住所)
(電話)							
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
種 別	身元不明 身元引受人 1. 行方不明者 2. の遺体 3. のない遺体 4. その他					受付 番号	
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受 付 者 氏 名	
住 所							届 出 人 (氏名)
遺 体 の 現 場							(住所)
(電話)							
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							

3-4 遺体処理票

氏 名 札

前橋市災害遺体
第 号
氏 名

遺 体 処 理 票

災 害 遺 体 番 号		
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死 亡 年 月 日	
	死 亡 原 因	
	遺体発見の 日時・場所	
引 受 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との 関 係	
	引取年月日	
遺 留 品	処 理 番 号	
	保 管 所	
備考（身元不明の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する）		
遺 体 収 容 所		

3-5 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

遺留品処理番号		
遺 留 品		
引 受 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	
死 亡 者	遺 体 番 号	
	氏 名	
	住 所	
遺留品保管場所		

3-6 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

遺体収容場所 _____

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び場所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺体の 一 時 保存料	検案料	実 出	支 額	備 考
			氏 名	死亡者 との関係	品 名	数 量	金 額					
							円	円	円	円		
計		人					円	円	円	円		

3-7 埋葬・火葬台帳

埋 葬 ・ 火 葬 台 帳

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死亡者 との関係	氏 名	棺(付属 品を含む)	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人				円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 棺、骨箱を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

4 災害救助法関係

4-1 災害救助費概算額調（災害名）

災害救助法【様式1】

災害救助費概算額調 （災害名）

群馬県〔前橋市〕

種目別区分				員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費					円	円	
1	救	助	費				
(1)	避難所設置費	避難所 福祉避難所 ホテル・旅館など 計	延人 延人 延人 延人				
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅 借上型仮設住宅 応急修理期間における 応急仮設住宅の使用 計	世帯 世帯 世帯 世帯				
(3)	炊出し	その他による食品の給与費	延人				
(4)	飲料水の供給費						
(5)	被服寝具 その他生活必需品 給(貸)与費	全壊(焼)流出 半壊(焼)・床上浸水 計	世帯 世帯 世帯				
(6)	医療及び 助産費	医療 助産 計	延人 延人 延人				
(7)	被災者の救出費		人				
(8)	住宅の 応急修理	半壊以上 準半壊 計	世帯 世帯 世帯				
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯				
(10)	学用品の 給与費	小学校 児童 教科書 文房具等 中学校 生徒 教科書 文房具等 高等学校 等生 教科書 文房具等 計	人 人 人 人 人 人				
(11)	埋葬費	大 小 計	人 人 人				
(12)	死体の 捜索費		体				
(13)	死体の 処理費の 処	洗浄、縫合、消毒等 一時保存 検案 計	体 体 体 体				
(14)	障害物の 除去費		世帯				
(15)	輸送費						
(16)	賃金職員等 雇上費						
2	実費弁償費		人				
3	扶助金		件				
4	損失補償		件				
5	法第19条の 補償						
II	救助事務に 要した経費						
1	都道府県 事務費						
2	市町村 事務費						
3	法第20条第1項の 求償に係る事務費						
4	災害ボランティア センターの設置・運営(委託費)						
	(合計)						

4-2 災害救助基金報告書

災害救助法【様式2】

令和〇〇年度災害救助基金報告書

群馬県〔前橋市〕
備考

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)		A		円
	当該年度における災害救助基金最少額		B		円
	差引過△不足額		A - B = C		円
	当該年度要積立額		D		円
	当該年度積立予定額		E		円
災害救助基金現在高内訳 (災害救助基金現在高内訳)	法第26条第1号の方法				円
	同条第2号の方法				円
	同条第3号の方法				円
	計				円
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)		F		円
	災害救助基金最少額		G		円
	差引過△不足額 (F - G)		H		円
	要積立額		I		円
	積立額		J		円
	支出額		K		円
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額		円	
		その他		円	
	生業資金返還額	基金繰入額		円	
		その他		円	

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

災害救助法【様式3】

避難所設置及び避難生活状況

[illegible]

(注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

災害救助法【様式4-1①（建設型応急住宅）】

[illegible]

- 報告様式44

災害救助法【様式4-2（賃貸型応急住宅）】

応 急 仮 設 住 宅 台 帳
(賃貸型応急住宅)

[illegible]

- (注) 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
2 「所在地」欄は、借上型応急仮設住宅の所在住所を記入すること。
3 「間取り(対象人数)」欄は、2人以下等の家賃額上限を設定した際の部屋の広さに応じた居住可能人数を記入する。
4 「契約形態」欄は、「三者契約」、「2者契約と使用貸借」及び「その他」のいずれかで示す。
5 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにすること。

4-5 炊き出し給与状況 災害救助法【様式5】

炊き出し給与状況

[illegible]

(注)「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

4-6 飲料水の供給簿 災害救助法【様式6】

飲料水の供給簿

供給対象箇所の名 称	供給期間	市町村名 実支出額	前橋市 備考
	月 日～ 月 日	円	
計			

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

4-7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況

災害救助法【様式7】

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

				市町村名		前橋市			
住家被害程度区分		世帯主 氏 名	基礎となつ た世帯構成 人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
					〇〇	〇〇	...		
			人	月 日				円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

4-8 救護班活動狀況 災害救助法【様式8】

救護班活動狀況

救護班

月日	市(区)町村名	品目	措置の概要	経費 円	備考
計				円	

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

4-9 病院診療所医療実施状況

災害救助法【様式9】

病院診療所医療実施状況

[illegible]

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

4-10 助産台帳
災害救助法【様式10】

助産台帳

[illegible]

災害救助法【様式11】

被災者救出状況記録簿

[illegible]

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

4-12 住宅応急修理記録簿 災害救助法【様式12】

住宅応急修理記録簿

[illegible]

(注)1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

4-13 生業資金貸付台帳
災害救助法【様式13】

生業資金貸付台帳

[illegible]

(注)1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

4-14 学用品の給与状況
災害救助法【様式14】

学用品の給与状況

		市町村名		前橋市												
学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳										実支出額	備考
					教科書				その他学用品							
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット			
小学校		人														
中学校		人														
高校		人														

(注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

4-15 埋葬台帳
災害救助法【様式15】

埋葬台帳

[illegible]

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

4-16 死体処理台帳
災害救助法【様式16】

死体処理台帳

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存 円	市町村名		前橋市	
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額 円		検案料 円	実支出額 円	備考	
計		人										

4-17 障害物除去の状況
災害救助法【様式17】

障害物除去の状況

			市町村名	前橋市		
整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
			月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

4-18 輸送記録簿
災害救助法【様式18①】

輸送記録簿

										市町村名		前橋市	
輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金額	故障車両等		修繕		燃料費 円	実文 出額 円	備考	
			使用車両等 種類	台数		名称番号	所有者氏名	修繕 月日	修繕 費 円				故障の 概要
月 日					円					円			
計													

(注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

4-20 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況
災害救助法【様式19】

(実費弁償)

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

										市町村名		前橋市	
職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				計	算定基準による算定額	備考		
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当						
・医師 ・歯科医師 ・薬剤師		人			円	円	円	円					
・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師													
・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は歯科衛生士													
・土木技術者 ・建築技術者													
・大工 ・左官又はとび職													
計													

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

4-21 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況
災害救助法【様式20】

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員 人	延人員 人				
土木又は建築業者及びこれらの者の従業者						円	
鉄道事業者及びその従業者							
軌道経営者及びその従業者							
自動車運送事業者及びその従業者							
船舶運送業者及びその従業者							
港湾運送業者及びその従業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

4-22 扶助金の支給状況

災害救助法【様式21】

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

災害救助法【様式22】

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

4-24 法第19条の補償費の状況
災害救助法【様式23】

法第19条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時間外勤務手当 及び深夜手当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

4-25 救助の種類に応じた必要書類【参考資料1】

救助の種類に応じた必要書類

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
避難所の設置	様式3	避難所設置及び避難生活状況	ア 避難者名簿 イ 救助実施記録日計票 ウ 避難所用物資受払簿 エ 避難所設置及び避難生活状況 オ 避難所設置に要した支払証拠書類 カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類	・避難所ごとの避難者名簿(入退所日時・世帯数がかかるもの、応援自治体除く) ・避難所物資受払簿、請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類(備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
応急仮設住宅	様式4	応急仮設住宅台帳 (建設型応急住宅) (賃貸型応急住宅)	ア 救助実施記録日計票 イ 応急仮設住宅台帳 ウ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書 エ 応急仮設住宅使用賃借契約書 オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類	・工事に係る工程表、所在地図、配置図、仕様書、見積書 ・施工前(原状復旧時に必要になる) ・設置時及び解体時の施工中及び施工後の写真(工事報告) ・救助実施記録日計票(日々の入居状況の整理) ・住まいの確保状況調査(日々報告)
炊き出しの給与	様式5	炊き出し給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ウ 炊き出し給与状況 エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類	・炊出し受払簿(日毎の給与数がかかるもの、応援自治体除く)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
飲料水の供給	様式6	飲料水の供給簿	ア 救助実施記録日計票 イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ウ 飲料水の供給簿 エ 飲料水供給のための支払証拠書類	・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、 ・金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
被服・寝具、生活必需品給与又は貸与	様式7	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 物資受払簿 ウ 物資の給与状況 エ 物資購入関係支払証拠書類 オ 備蓄物資払出証拠書類 (注)法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。	・申込書(=被災者の被害の程度(全壊・半壊、床上浸水)及び必要な物品を確認した書類)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書等
医療	様式8 様式9	救護班活動状況 病院診療所医療実施状況	ア 救護班 (1)救助実施記録日計票	・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など
助産	様式10	助産台帳	ア 救助実施記録日計票 イ 衛生材料等受払 ウ 助産台帳 エ 助産関係支出証拠書類 (注)救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。	略
被災者の救出、死体の搜索	様式11	被災者救出状況記録簿	[被災者の救出] ア 救助実施記録日計票 イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ウ 被災者救出状況記録簿 エ 被災者救出関係支出証拠書類 [死体の搜索] ア 救助実施記録日計票 イ 搜索用機械器具燃料受払簿 ウ 死体の搜索状況記録簿 エ 死体搜索関係支出証拠書類	略

4-25 救助の種類に応じた必要書類【参考資料1】

救助の種類に応じた必要書類

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
住宅の応急修理	様式12	住宅応急修理記録簿	(ア)救助実施記録日計票 (イ)住宅の応急修理記録簿 (ウ)住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (エ)住宅の応急修理関係支払証拠書類	①応急修理申込書 (資力に係る申出書、応急修理申込チェックシート含む) ②り災証明書 ③修理見積書 ④修理依頼書(市町村→業者宛) ⑤応急修理決定通知書(市町村→被災者宛) ⑥工事完了報告書 ⑦修理前、修理中及び修理後の写真(カラー) ⑧支払いをした伝票の写し
生業に必要な資金の貸与	様式13	生業資金貸付台帳	現在では、この生業資金の貸与制度は運用されていない。	略
学用品の給与	様式14	学用品の給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 学用品の給与状況 ウ 学用品購入関係支払証拠書類 エ 備蓄物資払出証拠書類	り災証明書、学用品の支払い根拠資料(請求書、納品書等)
埋葬及び死体の処理	様式15 様式16	埋葬台帳 死体処理台帳	[埋葬] ア 救助実施記録日計票 イ 埋葬台帳 ウ 埋葬費支出関係証拠書類 [死体の処理] ア 救助実施記録日計票 イ 死体処理台帳 ウ 死体処理費支出関係証拠書類	略
障害物の除去	様式17	障害物除去の状況	ア 救助実施記録日計票 イ 障害物除去の状況 ウ 障害物除去支出関係証拠書類	障害物の除去申請書類、り災証明書、請求書・請求書・支払い根拠書類、除去前、除去中及び除去後の写真(カラー)
輸送	様式18①	輸送記録簿		請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類
賃金雇い上げ	様式18②	賃金職員雇上台帳		・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類
従事命令関係	様式19	(1)令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況	① 医師及び歯科医師 ② 薬剤師 ③ 保健師、助産師及び看護師 ④ 土木技術者及び建築技術者 ⑤ 大工、左官及びとび職	略
従事命令関係	様式20	(2)令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況	① 土木建築業者 ② 地方鉄道業者 ③ 軌道経営者 ④ 自動車運送事業者 ⑤ 船舶運送業者 ⑥ 港湾運送業者	略
従事命令関係	様式21	(3)扶助金の支給状況	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	略
従事命令関係	様式22	(4)損失補償費の状況	救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用(取り上げて使う)することができるが、その物資の処分を行う場合においては、損失を補償しなければならない。	略
委託費用の補償	様式23	法第19条の補償費の状況	日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄付金その他収入を控除した額を補償する。	略

4-26 救助事務費算出表【参考資料2】

救助事務費算出表

(単位:円)

救助費総額	区分	対象金額	対象金額	補助率	負担額
	3千万円以下			10%	
	3千万円超え6千万円以下			9%	
	6千万円超え1億円以下			8%	
	1億円超え2億円以下			7%	
	2億円超え3億円以下			6%	
	3億円超え5億円以下			5%	
	5億円超え			4%	
	救助事務費限度額				3,000,000

↑救助費総額を入力すること。

※ 救助費総額が3,000万円以下は救助費総額に負担率10%を乗じて算出すること。

4-27 救助事務費の状況
災害救助法【様式24①】

救助事務費の状況

自治体名		前橋市
費 目	実 支 出 額	備 考
職 員 手 当	円	
時 間 外 勤 務 手 当		
賃 金		
旅 費		
需 用 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
修 繕 費		
食 糧 費		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
計		

(注)1 本表に掲げる金額は、災害救助に直接必要と認め支出されたものに限り、災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。
2 「備考」欄は、実支出額の内容を記入すること。

4-28 救助事務費調査票
災害救助法【様式24②】

救助事務費調査票

自治体名		担当部局	担当者名	電話番号
前橋市				
具体的な内容		金 額	備 考	
(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当		超過勤務時間	0	
内 訳	避難所の設置・運営	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	支援物資の荷捌き・搬送	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	飲料水の供給	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	医療	時間		様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	その他	時間		様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
(イ)旅費			0	
内 訳	避難所の設置・運営			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
	支援物資の荷捌き・搬送			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
	飲料水の供給			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式24⑦ DMAT活動時間調査票及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
	その他			様式24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
(ウ)消耗品費			0	
内 訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)
	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)
(エ)燃料費			0	
内 訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し
	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類の写し
(オ)食糧費			0	
内 訳	医療			様式24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し
	その他			様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)
(カ)使用料及び賃借料				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)
(キ)通信運搬費				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)
(ク)その他の経費() ※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。				様式24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)
合 計			0	

※ 実施期間ごとの経費を転記すること。
 ※ 救助事務費については、各項目を「様式24 救助事務費」に同額を転記すること。
 ※ 食糧費は、旅費の日当・宿泊費に含まれていない場合のみ経費を記載すること。

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容		数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等				0	※医療に計上
・医薬品、治療材料				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・医療機器の修繕費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					

2. 救助事務費

内容		数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当				0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・時間外勤務手当				0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
(ウ)旅費等				0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・旅費				0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・宿泊費				0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
(エ)需用費				0	※救助事務費に計上(様式24に同額を記載)
・消耗品費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・燃料費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・食糧費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					

※ 人数は延べ人数。
※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
※ 「1. 医療」の合計額は「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
※ 「2. 救助事務費」は「様式24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容		数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等				0	※医療に計上
・医薬品、治療材料				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・医療機器の修繕費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					

2. 応急救助の賃金雇上

内容		数量	単位	金額(円)	備考
(イ)賃金職員雇上費				0	
・日当(時間外勤務手当含む)				0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
(ウ)旅費等				0	
・旅費				0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・宿泊費				0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
(エ)需用費				0	
・消耗品費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・燃料費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
・食糧費				0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳					
合計				0	※賃金職員雇上台帳に計上

※ 人数は延べ人数。
※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
※ 「1. 医療」の合計額は、「様式9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
※ 「2. 応急救助の賃金雇上」の合計額は、「様式18② 賃金職員雇上台帳」として計上すること。

災害救助法【様式24⑦】

救助事務費(DMAT(DPAT)活動時間調査票)

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種：		氏名：							
活動月 日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外 勤務手当	旅費	宿泊費等	備考	
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
月 日		～	0:00						
合計			0:00	0	0	0	0		

救助事務費明細書(その他費用)

費目		自治体名	前橋市	
業務内容	購入品目等	購入等の目的・利用方法など	金額(円)	証拠書 No.
合計			0	

5 罹災証明（願）

5-1 罹災証明書交付申請書

前橋市罹災証明書・被災届出証明書交付要綱【様式第1号（第3条、第4条関係）】

罹災証明書交付申請書

年 月 日

前橋市長 様

（申請者）

（代理人）

住 所

住 所

氏 名
（法人名）

氏 名

法人の場合
代表者名

電話番号

電話番号

以下のとおり罹災証明書の交付を申請します。

罹災日時	年 月 日 時 分頃	
理由（原因）		
罹災場所 （住所）	前橋市	
罹災物件	区分（○をつける）	備 考
	ア 住 家	☐ 居住者 ☐ 非居住者（所有者又は管理人）
	イ 共同住宅（アパート・マンション）	☐ 居住者 ☐ 非居住者（所有者又は管理人）
	ウ 店舗併用住宅	☐ 居住者 ☐ 非居住者（所有者又は管理人）
	エ 事業用建物（事務所・工場・店舗・倉庫等）	☐ 使用者 ☐ 所有者
	オ 事業用設備等（事業所、農業用機械・設備等）	裏面に詳細記載
被害内容	（ア～エについて記載）	
証明書必要数	通	
備 考		

添付書類：被害内容が分かる写真

罹災証明書（事業用設備等用）※上記オに限る

上記及び裏面のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

前橋市長

印

※ 上記罹災物件のうちア～エについては本書では証明を行ないません。

事業用設備等（事業所、農業用機械・設備等）の内訳

	施設、機械名	所在地（保管場所）	被害内容
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			
⑲			
⑳			

- ・それぞれ被害内容がわかる写真を添付すること
- ・空欄には斜線を引くこと

5-2 被災届出証明書交付申請書
前橋市罹災証明書・被災届出証明書交付要綱【様式第2号（第3条、第4条関係）】

被災届出証明書交付申請書

年 月 日

前橋市長 様

(申請者)	(代理人)
住 所	住 所
氏 名 (法人名)	氏 名
法人の場合 代表者名	電話番号
電話番号	

以下のとおり被災しましたので届け出ます。

被災日時	年 月 日 時 分頃
理由（原因）	
被災場所 (住所)	前橋市
被災物件	☐ 建物 ☐ 構築物（塀、門扉、カーポート等） ☐ 家財（車両、家財等） ☐ 事業所設備・機械 ☐ 農業用設備・機械 ☐ その他（ ）
申請者と被災 物件の関係	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ その他（ ）
被災届出内容	
証明書必要数	通
備 考	複数ある場合は裏面に記載

添付書類：被害内容が分かる写真

被災届出証明書

上記及び裏面のとおり、被災の届出がされたことを証明します。

年 月 日

前橋市長

※この証明書は、被災の状況を市に届け出たという事実を証明するものであり、住家の罹災程度（全壊、半壊など）を証明するものではありません。

※この証明書は、民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

発行番号

	被災物件名	所在地（保管場所）	被害内容
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			
⑲			
⑳			

- ・それぞれ被害内容がわかる写真を添付すること
- ・空欄には斜線を引くこと

5-3 建物被害認定再調査申請書
前橋市罹災証明書・被災届出証明書交付要綱【様式第4号（第6条関係）】

建 物 被 害 認 定 再 調 査 申 請 書

年 月 日

前橋市長 様

下記の「被害の程度」について再調査を申請します。

申請者	住 所			
	氏 名	印	電話番号	
代理人	住 所			
	氏 名	印	電話番号	
			申請者との関係	
交付済罹災証明書 発行番号		被害の程度	全壊 半壊	大規模半壊 一部損壊
再調査申請理由				
再調査理由となる被害箇所	外壁：			
	屋根：			
	柱（又は耐力壁）：			
	天井：			
	内壁：			
	建具：			
	床（階段含む）：			
	設備：			
	基礎：			
	添付資料：			

※この申請書を提出の際は、お持ちの全ての「罹災証明書」を添付してください。

5-4 罹災証明書

前橋市罹災証明書・被災届出証明書交付要綱【様式第3号（第4条関係）】

整理番号	第1号

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
所有者住所 所有者氏名	

罹災原因	の による

被災住家※の 所在地	前橋市
住家※の被害の 程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

前橋市長

印

6 自衛隊の災害派遣要請と撤収

6-1 自衛隊の災害派遣要請の要求について

年 月 日

群馬県知事

前橋市長

自衛隊の災害派遣要請の要求について

このことについて、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

6-2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請の要求について

年 月 日

群馬県知事

前橋市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請の要求について

年 月 日付けで要求したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を要求します。

記

1 撤 収 日 時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

7 水防計画関係

7-1 前橋市水防隊員証

(表)	(裏)
第 号 前 橋 市 水 防 隊 員 証 職 氏名 上記の者は、水防法第49条第1項の規定により、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。 年 月 日 前橋市長 印	注 意 1 本証は水防法第49条第2項による立入証である。 2 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 3 記名以外の者の使用を禁ずる。 4 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

9cm 6cm 9cm

7-2 公用負担権限委任証

公用負担権限委任証	
職 氏名	
上記のものに	区域における水防法第28条第2項の権限を委任したことを証明する。
年 月 日	
	水防管理者 

7-3 公用負担命令書

公用負担命令書									
第	号								
	種	類		員	数				
	使	用		収	用	処	分		
年	月	日							
					水防管理者				
					事務取扱者				
					様				
					印				

7-4 水防実施状況報告書

水 防 実 施 状 況 報 告 書

群馬県知事 様

水防管理者名

年 月 日

年 月 日～ 年 月 日の による降雨に際し実施した水防活動は終結したので、水防実施箇所別表を添え下記のとおり報告します。

記

水防作業実施日時		自	月	日	時	分	水防作業実施箇所数				
出 動 人 員		市職員延 人		水防団員延 人		消防団員延 人		その他延 人		合計延 人	
所 要 経 費	人件費	円		資材物件費						円	合 計
	手当	円	その他	円	資材	円	器材	円	燃料	円	
出 水 の 概 況											
水 防 作 業 の 概 況 及 び そ の 効 果											

7-5 水防実施箇所別表

水防実施箇所別表

(作成責任者)

管理団体名													指定、非指定の別																													
水防実施時の台風又は豪雨名													報告年月日					年 月 日																								
水防実施	場所												水防作業の概況及びその効果					工延長																								
	日時		自 至		月 月		日 日		時 時		分 分							区 分										堤防	道路	橋	人員	田	畑	家	鉄道							
													出動人員		水防団員		消防団員		その他									計		被 害												
	使用（内） 資材単位 費単位		俵		か ま す		む し ろ		布 袋 等		な わ		竹		く い		鉄 線		く ぎ									か す が い		じ や か ご		板 類										物 材 費
					() 俵		() 枚		() 枚		() 枚				() kg		() 束		() 本		() kg		() kg		() 本		() 本		() 枚		() 袋											
他団体よりの応援状況																																										
居住者の出動状況																																										
警察の援助状況																																										
現場指導の県職員名																																										
水防関係者の死傷																																										
立退状況及び指示した理由																																										
水防助労者の氏名、年令、所属及びその功績概要																																										
堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時、その場所並びに損害状況																																										
水防活動に対する自己批判																																										
備考																																										

〇〇年台風〇〇号における水防活動
(群馬県〇〇市消防団・〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

○概要
〇〇市消防団は、〇〇年〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇〇／〇〇～〇〇／〇〇 約〇〇時間	〇〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動又は 被害状況写真	水防活動又は 被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月輪工

水防活動又は
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

